

くまもと

市政概要

2016

くまもと

# 市政概要

2016

熊本市議会事務局

47

この冊子は再生紙を使用しています。

## 熊本市のシンボル

### ◇市の木 イ チ ョ ウ(昭和49年10月9日制定)



森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独特な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

### ◇市の花 肥後ツバキ(昭和49年10月9日制定)



市木同様、森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、2万2千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花弁が大きく、八重咲きで平開する。花期は2月～3月、色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の4系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

### ◇市の鳥 シジュウカラ(昭和59年5月22日制定)



健康都市宣言5周年と、市制95周年を記念して、広く市民から募集、6千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長14センチメートル。くちばしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面是白く中央に一本の黒いたですじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

## **熊本市民 愛市憲章**

—品位ある市民の誇りのために—

- 1 私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。
- 1 私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。
- 1 私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。
- 1 私たち熊本市民は、交通道徳を重んじましょう。
- 1 私たち熊本市民は、互いにあたたかく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

(昭和35年5月11日制定)

## **熊本市民 長寿社会憲章**

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

- 1 生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。
- 1 家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。
- 1 互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。
- 1 知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。
- 1 すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。
- 1 自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。
- 1 水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

(平成2年8月28日制定)

## **熊本市民 「こども憲章」**

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

- 1 こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

(平成6年9月3日制定)

# 都 市 宣 言

## 「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全は、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和47年10月2日

熊本市議会

## 地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和51年3月22日

熊本市議会

## **熊本市スポーツ都市宣言に関する決議**

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

- 一 スポーツを通じて健やかなこころと体を創ろう。
- 一 スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
- 一 スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成11年8月27日

熊本市議会

## **「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議**

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、21世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成15年9月26日

熊本市議会

## **健康都市宣言**

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならぬ。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和 54 年 10 月 1 日

熊本市

## **平和都市宣言**

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後 50 周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成 7 年 7 月 27 日

熊本市

## **環境保全都市宣言**

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成 7 年 9 月 25 日

熊本市

くまもと  
**市政概要**

---

市勢	1
議会	13
政策	29
総務・財政	57
市民生活	113
健康福祉子ども	155
環境	237
経済観光	261
農水	321
都市建設	335
消防	385
交通	399
水道	407
病院	433
教育	441
資料	475

# 市勢

- |          |   |
|----------|---|
| 1 沿革     | 3 |
| 2 位置及び地勢 | 4 |
| 3 市域の変遷  | 5 |
| 4 歴代市長   | 6 |
| 5 名誉市民   | 7 |
| 6 人口     | 9 |

## 1 沿革（政策企画課）

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかつたと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるにともない、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧きでる清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の聚落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新（645年）が行われると、託麻の三宅郡（今の出水地方）には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壯な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした聚落が形づくられ大きくなつたものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はそのころ農産物產出量で九州諸国中群を抜いており、延暦14年9月（平安の初期）に至つて、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した道君首名<sup>みちのきみのおひとな</sup>、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「檜垣女」との交遊の説話は有名である。

南北朝50年間は、戦乱の日が相つぎ、熊本地方もしばしば軍營の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部（現在の菊池市）の方に移つた。

時代が下つて、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城（熊本城の始め）を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間（1490年代）に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称した。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正16年（1588年）加藤清正が入城するによんで、清正是国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の經營に着手した。また、この清正是熊本の自然にはじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのはこのころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長6年から12年にかけ、7カ年の歳月を費して築城したものである。（築城年については異説もある）

細川氏時代は、寛永9年細川忠利の入国によって始まり、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、200有余年間にわたつて肥後熊本の政治を行つた。この細川氏は、歴代名君が相つぎ、中でも延享4年藩主となつた8代重賢の治世は、もっとも注目すべきものである。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や全国にさきがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた要因となつた。また忠利のときに創建された水前寺（成趣園）は、幽斎ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなつてゐる。また、晩年を熊本に送つた剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つである。

明治4年7月に入って、廢藩置県の大詔が出されると、肥後には熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年11月改めて熊本、八代の二県となつた。ところが翌5年6月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々6年1月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治9年1月まで続いたが、同年2月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、9年の神風連事件、翌10年の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまつた。

その後、明治22年4月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、24年鉄道の開通によつて熊本駅が設けられ、また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が續々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わつて、明治の隆昌期を迎えた。

大正10年、周辺11町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで13年には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

しかし、昭和20年には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化したが、その後全市民の不斷の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積5.55km<sup>2</sup>、人口4万2千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成22年3月の城南町、植木町との合併をはじめとする市域の拡大等により、面積389.53km<sup>2</sup>、人口約73万人に至るまでに成長し、平成23年春には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業、平成24年4月1日には、政令指定都市への移行が実現した。

平成28年、熊本地方において、4月14日にマグニチュード6.5、最大震度7、さらに、16日未明にはマグニチュード7.3、最大震度7の地震が発生。この震度7クラスの地震が同じ場所で2回も発生するという観測史上例を見ない事象により、熊本市とその近隣の市町村は甚大な被害を受けた。熊本市においては、各地で地盤沈下や法面崩壊等により道路、橋梁等が破損、水道、ガス、電気などのライフライン等にも被害が生じ、最大で11万人以上が一時避難するなど、市民生活や経済活動に大きな影響をもたらした。市役所本庁舎、学校施設などの公共施設や、熊本城をはじめとする文化・観光施設も大きな損壊を受けた。

現在、熊本市第7次総合計画の前期基本計画の中核として位置付けた熊本市震災復興計画に基づき、一日も早い復旧復興と、市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造に取り組んでいる。

## 2 位置及び地勢（政策企画課）

### （1）位置

熊本市は、ほぼ九州の中央に位置している。九州の陸の大動脈JR鹿児島本線の中間点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道3号と大分～長崎を結ぶ国道57号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで全線開通しており、交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中心地としても大きな役割を果たしている。



## (2) 地勢

熊本市は県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の3水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は、数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。

市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

西北部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と本市北部に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壤の送流により次第に上昇している。

## 3 市域の変遷（政策企画課）

明治 22. 4. 1 市制・町村制施行により、熊本市が発足

大正 10. 6. 1 黒髪村・池田村・花園村・島崎村・横手村・古町村・本庄村・大江村・本山村・春竹村・春日町

389. 53 km<sup>2</sup>

14. 4. 1 出水村

昭和 6. 6. 1 白坪村

7. 12. 5 画図村

11. 10. 1 健軍村

14. 8. 1 清水村

15. 12. 1 川尻町・力合村・日吉村

28. 4. 1 田迎村・御幸村

28. 7. 1 高橋村・城山村・池上村

29. 10. 1 秋津村

30. 4. 1 松尾村

31. 4. 1 託麻村の一部

32. 1. 1 龍田村・小島町

33. 4. 1 中島村

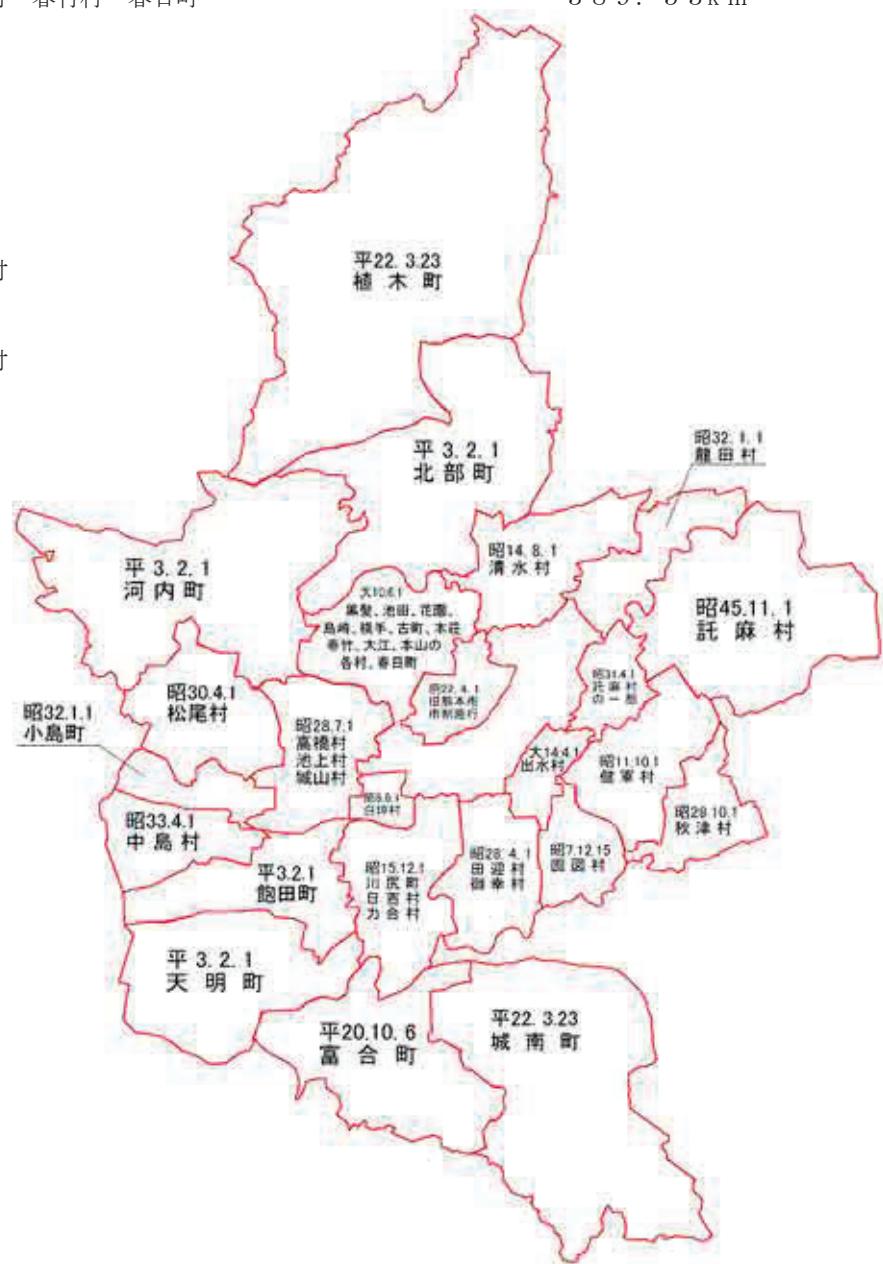
45. 11. 1 託麻村

平成 3. 2. 1 北部町・河内町・

飽田町・天明町

20. 10. 6 富合町

22. 3. 23 城南町・植木町



4 歴代市長（秘書課）

代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9
2	松崎 為己	26. 9. 15	30. 8. 2
3	辛島 格	30. 9. 13	大2. 1. 20
4	山田 珠一	大2. 4. 2	3. 10. 10
5	依田 昌児	4. 1. 14	6. 9. 3
6	佐柳 藤太	6. 11. 20	10. 11. 19
7	高橋 守雄	11. 1. 19	14. 7. 13
8	辛島 知己	14. 9. 14	昭4. 7. 4
9	山田 珠一	昭5. 2. 5	9. 4. 17
10	山隈 康	9. 5. 14	17. 5. 13
11	平野 龍起	17. 6. 25	20. 8. 10
12	石坂 繁	20. 10. 4	21. 3. 11
13・14	福田 虎龜	21. 6. 14	23. 2. 9
15	佐藤 真佐男	23. 4. 7	27. 3. 7
16	林田 正治	27. 3. 20	31. 2. 23
17・18	坂口 主税	31. 3. 16	38. 1. 4
19・20	石坂 繁	38. 2. 15	45. 11. 26
21～24	星子 敏雄	45. 12. 20	61. 12. 6
25・26	田尻 靖幹	61. 12. 7	平6. 12. 6
27・28	三角 保之	平6. 12. 7	14. 12. 2
29～31	幸山 政史	14. 12. 3	26. 12. 2
32	大西 一史	26. 12. 3	在任中

## 5 名誉市民（秘書課）

### 徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章を受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

### 高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業など（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）を完遂。熊本市の近代化、発展、繁栄に尽くし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に尽力した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

### 細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護に尽くした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

### 福田令壽氏（昭和35年顕彰）

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医專などで教鞭をとり、子弟の教育に専念したほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展に尽くした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

### 宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薰陶、影響を受けないものはないといつても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

### 堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、芸術の薫り高い作品を残した。その多くの作品には、肥後の郷土色がにじみ出ている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

### 後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大な功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

### 中村破魔（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大な貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

### 安永路子氏（平成21年顕彰）

大正9年2月19日生まれ。平成10年から長きにわたり、宮中歌会始詠進歌選者を務めた日本を代表する女流歌人であるとともに、書家としても顕著な功績を収める。熊本を活動の拠点に、歌誌「椎の木」を主宰するとともに、昭和37年の「魚愁」から平成15年の「褐色界」まで16にも及ぶ歌集をはじめ数多くの著作を刊行。平成3年には歌壇の最高賞である迢空賞を受賞。熊本県教育委員会委員長、熊本県文化協会会长などの要職を歴任、本市の教育・文化の発展に大きく貢献した。勲四等瑞宝章受章。くまもと県民文化賞受賞。熊本県近代文化功労者。

平成24年3月17日逝去（92歳）

### （旧城南町）

### 上塚周平氏（昭和50年顕彰）

明治9年7月12日生まれ。明治41年に第1回移民船「笠戸丸」の監督としてブラジルに渡り、ブラジルにおける日系社会の確固たる基盤を築いた。その功績から、「ブラジル移民の父」と呼ばれ、ブラジルのサンパウロ州には氏の名前が付けられた道路や公園、橋があるほか、遺徳を称える記念碑なども残されている。

昭和10年7月6日逝去（58歳）

### 上塚司氏（昭和53年顕彰）

明治23年5月1日生まれ。大蔵大臣秘書官、大蔵政務次官、農商務大臣、商工大臣などの要職を務め、この間、アマゾン開発に全力を傾け、ブラジル移民の道を開いた。その後、日伯中央協会の理事や名誉顧問を歴任。ブラジル大統領から最高勲章を授与されるなど、日伯国交樹立等に対する功績が高く評価されている。

昭和53年10月22日逝去（88歳）

### 林田正治氏（昭和53年顕彰）

明治25年8月3日生まれ。台湾の台南州内務部長、澎湖府長、新竹州知事を務めた後、衆議院議員、第16代熊本市長を経て参議院議員となり、北海道開発政務次官、地方行政委員長等を歴任。その業績は高く評価されている。

昭和54年12月14日逝去（87歳）

### 小林久雄氏（平成元年顕彰）

明治28年6月4日生まれ。熊本県医師会副会長、下益城郡医師会長などを歴任し、健康保険の普及等に尽力した後、旧城南町の初代町長に就任。若くから人類学、考古学に关心があり、生涯をかけて研究された資料は「小林コレクション」と呼ばれ、約2万点の遺物が塙原歴史民俗資料館に寄贈されており、国指定重要文化財の「台付舟形土器」など、一部は現在も展示されている。

昭和36年8月26日逝去（66歳）

### 東家嘉幸氏（平成12年顕彰）

昭和2年10月1日生まれ。衆議院議員として建設政務次官や衆議院建設常任委員会委員長などの要職を歴任。平成3年には国土庁長官に就任した。この間、国や熊本県、旧城南町の発展のために活躍し、数々の功績を残している。

平成18年1月26日逝去（78歳）

### （旧植木町）

#### 境米蔵氏（昭和51年顕彰）

明治30年10月20日生まれ。県議会議員を経て、旧植木町初代町長（通算4期）。旧町の産業・経済発展の礎を築いた。開田事業による農業の構造改革及び企業誘致により地域の発展に貢献した。また、西南の役田原坂を公園化し、戦跡の保存・観光振興に努めた。

昭和53年1月2日逝去（80歳）

#### 木村学氏（昭和58年顕彰）

明治38年1月21日生まれ。旧植木町教育長。徹底した住民対話型の公民館活動により地域社会の近代化に貢献した。旧植木町第4代町長として住民福祉の向上に努める一方、文芸作家として生涯にわたる執筆活動、郷土史研究により、郷土の文化振興に貢献した。

平成6年3月21日逝去（89歳）

## 6 人口（総務課）

### （1）年次別人口及び世帯数（国勢調査結果）

年 次	世帯数	人 口			男女比(女100 人につき)	1 世帯当たり 人員	備 考
		総 数	男	女			
明治22年	11,797	42,725				3.6	市制施行 (第1回国勢調査)
大正9年	13,787	70,388	36,661	33,727	108.7	5.1	
昭和元年	27,157	150,075	75,680	74,395	101.7	5.5	
5年	32,418	164,460	81,957	82,503	99.3	5.1	
10年	38,336	214,270	105,480	108,790	97.0	5.6	
15年	39,813	243,574	116,838	126,736	92.2	6.1	
20年	37,981	180,643	84,935	95,708	88.7	4.8	
25年	59,853	267,506	128,067	139,439	91.8	4.5	
30年	72,008	332,493	159,500	172,993	92.2	4.6	
35年	90,949	373,922	178,014	195,908	90.9	4.1	
40年	107,634	407,052	192,538	214,514	89.8	3.8	
45年	128,559	440,020	206,854	233,166	88.7	3.4	
50年	153,540	488,166	231,188	256,978	90.0	3.2	
55年	180,239	525,662	251,011	274,651	91.4	2.9	
60年	194,486	555,719	265,037	290,682	91.2	2.9	
平成2年	211,207	579,306	275,424	303,882	90.6	2.7	
7年	246,700	650,341	310,118	340,223	91.2	2.6	
12年	260,672	662,012	314,455	347,557	90.5	2.5	
17年	270,530	669,603	316,048	353,555	89.4	2.5	
22年	302,413	734,474	344,291	390,183	88.2	2.4	
27年	315,470	741,115	348,475	392,640	88.8	2.3	(国勢調査速報値)

（注）明治22年は4月1日現在の人口である。

(2) 人口の動態

年区分	22	23	24	25	26	27
自然増	1,299	794	793	814	611	314
社会増	△569	742	1,343	133	50	△9
計	730	1,536	2,136	947	639	305

(注) 各年1月1日から12月31日までの動態

(3) 産業別 15歳以上就業者数

調査年次 区分	平成17年国調				調査年次 区分	平成22年国調			
	総数	構成比(%)	男	女		総数	構成比(%)	男	女
総 数	669,603	—	316,048	353,555	総 数	734,474	—	344,291	390,183
昼間人口	698,089	—	328,519	369,570	昼間人口	757,093	—	354,251	402,842
15歳以上人口	568,632	—	264,263	304,369	15歳以上人口	620,785	—	286,243	334,542
就業者総数	314,641	100	172,205	142,436	就業者総数	334,217	100	178,812	155,405
第1次産業	10,719	3.4	6,043	4,676	第1次産業	12,280	3.7	7,040	5,240
農業	9,577	3.0	5,277	4,300	農業	11,318	3.4	6,362	4,956
林業	171	0.1	154	17	林業	237	0.1	209	28
漁業	971	0.3	612	359	漁業	725	0.2	469	256
第2次産業	52,315	16.6	38,413	13,902	第2次産業	53,403	16.0	38,906	14,497
鉱業	22	0.0	16	6	鉱業、採石業、砂利採取業	33	0.0	26	7
建設業	25,623	8.1	21,229	4,394	建設業	23,924	7.2	19,821	4,103
製造業	26,670	8.5	17,168	9,502	製造業	29,446	8.8	19,059	10,387
第3次産業	243,968	77.5	123,470	120,498	第3次産業	251,965	75.4	124,506	127,459
電気・ガス・熱供給・水道業	1,363	0.4	1,203	160	電気・ガス・熱供給・水道業	1,424	0.4	1,225	199
情報通信業	7,147	2.3	4,753	2,394	情報通信業	6,795	2.0	4,518	2,277
運輸業	12,498	4.0	10,564	1,934	運輸・郵便業	14,430	4.3	12,158	2,272
卸売・小売業	68,354	21.7	33,484	34,870	卸売・小売業	63,230	18.9	31,196	32,034
金融・保険業	10,480	3.3	5,266	5,214	金融・保険業	10,104	3.0	4,845	5,259
不動産業	4,966	1.6	2,836	2,130	不動産業・物品販賣業	6,987	2.0	3,998	2,989
飲食店、宿泊業	18,140	5.8	7,554	10,586	学術研究、専門・技術サービス業	10,782	3.2	6,893	3,889
医療、福祉	36,763	11.7	9,116	27,647	宿泊業、飲食サービス業	21,912	6.6	8,419	13,493
教育、学習支援業	17,268	5.5	8,161	9,107	生活関連サービス業、娯楽業	13,667	4.0	5,654	8,013
複合サービス事業	3,631	1.2	2,503	1,128	教育、学習支援業	18,160	5.4	8,360	9,800
サービス業(他に分類されないもの)	46,989	14.9	24,970	22,019	医療、福祉	45,363	13.57	11,232	34,131
公務(他に分類されないもの)	16,369	5.2	13,060	3,309	複合サービス事業	2,133	0.6	1,270	863
分類不能の産業	7,639	2.4	4,279	3,360	サービス業(他に分類されないもの)	19,511	5.8	11,195	8,316
					公務(他に分類されないもの)	17,467	5.2	13,543	3,924
					分類不能の産業	16,569	5.0	8,360	8,209

(注) 平成17年国調はH14年日本標準産業分類改訂、平成22年国調はH19年日本標準産業分類改訂

(注) 単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

## (4) 校区別人口及び世帯数

(平成22年国勢調査)

市  
勢

校区	人口	男	女	世帯数	校区	人口	男	女	世帯数
<b>総数</b>	<b>734,474</b>	<b>344,291</b>	<b>390,183</b>	<b>302,413</b>	松尾東	2,247	1,070	1,177	813
<b>中央区計</b>	<b>184,353</b>	<b>85,341</b>	<b>99,012</b>	<b>92,242</b>	松尾西	1,159	511	648	359
壺川	8,122	3,703	4,419	3,919	松尾北	231	116	115	64
碩台	6,945	2,986	3,959	3,898	小島	3,201	1,522	1,679	1,073
白川	8,121	3,620	4,501	4,578	中島	3,860	1,799	2,061	1,120
城東	2,591	1,093	1,498	1,370	芳野	2,090	965	1,125	598
慶徳	3,856	1,710	2,146	2,623	河内	4,577	2,147	2,430	1,278
一新	9,991	4,354	5,637	4,994	<b>南区計</b>	<b>122,600</b>	<b>57,412</b>	<b>65,188</b>	<b>43,499</b>
五福	3,481	1,478	2,003	1,784	日吉	6,232	2,901	3,331	2,551
向山	10,954	5,107	5,847	5,279	川尻	8,512	3,961	4,551	3,340
黒髪	16,482	8,427	8,055	9,742	力合	15,747	7,299	8,448	5,712
大江	10,273	4,811	5,462	5,751	御幸	11,188	5,074	6,114	3,682
本荘	3,808	1,600	2,208	2,377	田迎	12,547	5,927	6,620	4,775
春竹	14,949	6,777	8,172	7,178	城南	6,328	2,909	3,419	2,608
出水	9,398	4,160	5,238	4,714	田迎南	6,800	3,275	3,525	2,441
砂取	9,843	4,460	5,383	4,426	鮑田東	6,875	3,207	3,668	2,385
託麻原	18,734	9,383	9,351	9,338	鮑田南	2,092	952	1,140	609
帶山	14,675	6,811	7,864	6,412	鮑田西	2,489	1,188	1,301	777
白山	11,317	5,225	6,092	5,383	中緑	1,005	466	539	330
帶山西	8,472	3,931	4,541	3,674	錢塘	2,261	1,074	1,187	661
出水南	12,341	5,705	6,636	4,802	奥古閑	3,364	1,576	1,788	964
<b>東区計</b>	<b>188,082</b>	<b>88,720</b>	<b>99,362</b>	<b>74,942</b>	川口	2,090	998	1,092	680
画団	12,741	5,842	6,899	4,801	日吉東	6,586	3,146	3,440	2,748
健軍	12,358	5,739	6,619	5,411	富合	8,314	3,918	4,396	2,595
秋津	12,562	5,889	6,673	4,753	杉上	6,276	2,927	3,349	1,986
泉ヶ丘	6,811	3,087	3,724	2,907	隈庄	7,055	3,374	3,681	2,438
若葉	5,411	2,491	2,920	2,325	豊田	6,839	3,240	3,599	2,217
尾ノ上	12,987	5,982	7,005	5,466	<b>北区計</b>	<b>145,634</b>	<b>69,051</b>	<b>76,583</b>	<b>54,120</b>
西原	14,140	6,740	7,400	6,323	清水	12,255	5,567	6,688	5,074
託麻東	12,831	6,145	6,686	4,455	龍田	16,828	8,056	8,772	6,349
託麻西	15,914	7,683	8,231	6,427	城北	10,186	5,426	4,760	3,528
託麻北	8,771	4,206	4,565	3,232	高平台	14,231	6,693	7,538	5,659
桜木	7,518	3,505	4,013	2,981	楠	6,787	3,201	3,586	2,772
東町	8,418	4,078	4,340	3,127	麻生田	9,055	4,128	4,927	3,452
月出	10,909	5,075	5,834	5,003	武藏	6,259	2,906	3,353	2,455
健軍東	4,743	2,262	2,481	1,880	弓削	5,527	2,696	2,831	2,200
託麻南	14,127	6,828	7,299	5,102	榆木	7,196	3,261	3,935	2,836
山ノ内	9,513	4,507	5,006	3,830	川上	10,102	4,734	5,368	3,575
長嶺	12,172	5,699	6,473	4,644	西里	7,769	3,645	4,124	2,645
桜木東	6,156	2,962	3,194	2,275	北部東	9,552	4,533	5,019	3,592
<b>西区計</b>	<b>93,805</b>	<b>43,767</b>	<b>50,038</b>	<b>37,610</b>	植木	3,778	1,796	1,982	1,332
古町	3,114	1,417	1,697	1,549	山本	2,300	1,106	1,194	688
春日	5,772	2,807	2,965	2,567	田原	2,328	1,082	1,246	713
城西	12,647	5,693	6,954	5,131	菱形	4,828	2,277	2,551	1,628
花園	11,390	5,289	6,101	5,028	桜井	6,122	2,944	3,178	2,115
池田	14,346	7,005	7,341	6,814	山東	4,385	2,142	2,243	1,501
白坪	11,883	5,393	6,490	5,195	吉松	3,339	1,570	1,769	1,100
高橋	480	218	262	188	田底	2,807	1,288	1,519	906
池上	6,324	2,919	3,405	2,311					
城山	10,484	4,896	5,588	3,522					

※平成22年国勢調査の町丁別人口及び世帯数を、平成24年4月の行政区による校区ごとに熊本市統計課（当時）が独自集計したもの。

# 議会

1 議員名簿	15
2 歴代議長・副議長	16
3 議会構成	17
4 議会活性化の取組み	18
5 委員会等	19
6 各種委員	20
7 報酬等	21
8 議会活動状況	22
9 議会事務局	24

## 1 議員名簿

定 数 48名 現員数 48名

自由民主党熊本市議団	17	日本共産党熊本市議団	3	自由クラブ	1
市民連合	9	くまもと創生	2	善進会	1
公明党熊本市議団	7	市政クラブ	1	地域創世	1
くまもと未来	4	日本の教育を考える会	1	和の会くまもと	1

(平成28年4月1日現在)

議席番号	氏 名	会 派	当選回数	議席番号	氏 名	会 派	当選回数
議長 1	澤田 昌作	自由民主党 熊本市議団	4	25	村上 博	市民連合	4
副議長 2	藤岡 照代	公明党 熊本市議団	5	26	上田 芳裕	市民連合	3
3	光永 邦保	自由民主党 熊本市議団	1	27	園川 良二	公明党 熊本市議団	2
4	大塚 信弥	市民連合	1	28	倉重 徹	自由民主党 熊本市議団	4
5	山部 洋史	日本共産党 熊本市議団	1	29	満永 寿博	自由民主党 熊本市議団	4
6	緒方 夕佳	和の会 くまもと	1	30	三島 良之	自由民主党 熊本市議団	4
7	小池 洋恵	地域創世	1	31	齊藤 聰	自由民主党 熊本市議団	4
8	三森 至加	公明党 熊本市議団	1	32	大石 浩文	くまもと創生	4
9	高本 一臣	自由民主党 熊本市議団	2	33	田尻 善裕	善進会	4
10	小佐井 賀瑞宜	自由民主党 熊本市議団	2	34	上野 美恵子	日本共産党 熊本市議団	5
11	寺本 義勝	自由民主党 熊本市議団	2	35	白河部 貞志	くまもと未来	4
12	西岡 誠也	市民連合	2	36	鈴木 弘	公明党 熊本市議団	6
13	福永 洋一	市民連合	2	37	津田 征士郎	自由民主党 熊本市議団	5
14	田上 辰也	市民連合	2	38	坂田 誠二	自由民主党 熊本市議団	6
15	浜田 大介	公明党 熊本市議団	2	39	竹原 孝昭	自由民主党 熊本市議団	7
16	井本 正広	公明党 熊本市議団	2	40	江藤 正行	自由民主党 熊本市議団	9
17	藤永 弘	公明党 熊本市議団	2	41	藤山 英美	くまもと未来	6
18	原 亨	自由民主党 熊本市議団	3	43	田尻 清輝	くまもと未来	7
19	原口 亮志	自由民主党 熊本市議団	3	44	落水 清弘	市政クラブ	8
20	紫垣 正仁	自由民主党 熊本市議団	3	45	古川 泰三	日本の教育を 考える会	7
21	くつき 信哉	自由民主党 熊本市議団	3	46	北口 和皇	自由クラブ	7
22	田中 敦朗	くまもと創生	3	47	田尻 将博	市民連合	7
23	那須 円	日本共産党 熊本市議団	3	48	家入 安弘	市民連合	7
24	重村 和征	くまもと未来	3	49	田辺 正信	市民連合	7

## 2 歴代議長・副議長

議長				副議長			
代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	有馬 源内	明治 22. 4.26	明治 24. 1.21	1	下田 一直	明治 22. 4.26	明治 24. 1.21
2	興津 景章	" 24. 1.22	" 28. 5.13	2	下田 耕造	" 24. 1.22	" 31. 5.22
3	河原 惟親	" 28. 5.14	" 31. 5.22	3	片山 甚十郎	" 31. 5.23	" 32. 2. 7
4	吉永 為己	" 31. 5.23	" 36. 2. 5	4	林 定男	" 32. 2. 8	" 36. 2. 5
5	山田 珠一	" 36. 2. 6	" 37. 4.30	5	出田 彦太郎	" 36. 2. 6	" 36. 2.11
6	吉永 為己	" 37. 5.27	大正 2. 4.30	6	園部 交雅	" 36. 2.12	" 36. 5.11
7	林 千八	大正 2. 5.10	" 6. 4.30	7	板垣 正軌	" 36. 5.12	" 37. 2.12
8	山隈 康	" 6. 5.15	" 10. 9.30	8	有働 格四郎	" 37. 2.13	" 40.11. 4
9	迫 源次郎	" 10.10.14	" 14. 9.30	9	板垣 正軌	" 40.11.14	" 42. 1.27
10	山隈 康	" 14.10.12	昭和 9. 5. 7	10	河田 巍	" 42. 1.28	大正 2. 4.30
11	平野 龍起	昭和 9. 5. 8	" 17. 6.14	11	井場 熊喜	大正 2. 5.10	" 6. 4.30
12	佐藤 真佐男	" 17. 7.23	" 22. 4.29	12	峠 謙斎	" 6. 5.15	" 7. 3.10
13	佐藤 真佐男	" 22. 6. 9	" 23. 4. 7	13	藤野 亂	" 7. 3.11	" 10. 9.30
14	大塚 勇次郎	" 23. 6. 5	" 26. 4.29	14	水上 誠規	" 10.10.14	" 14. 9.30
15	大塚 勇次郎	" 26. 5.15	" 30. 4.30	15	河田 巍	" 14.10.12	昭和 4. 9.30
16	兼坂 安次	" 30. 5.21	" 34. 4. 8	16	平野 龍起	昭和 4.10.12	" 9. 5. 7
17	打出 信行	" 34. 6.12	" 36. 3.24	17	橋本 寿七	" 9. 5. 8	" 17. 5.20
18	寸坂 幸夫	" 36. 3.24	" 38. 4.30	18	西郷 一恵	" 17. 6.11	" 22. 4.29
19	阿部 次郎	" 38. 5.18	" 40. 3.18	19	大塚 勇次郎	" 22. 6. 9	" 23. 6. 5
20	井上 常八	" 40. 3.18	" 40.12. 7	20	加川 恒次	" 23. 6. 5	" 26. 4.29
21	石井 辰雄	" 41. 7. 4	" 42. 4.30	21	北 利民	" 26. 5.15	" 28. 9. 5
22	阿部 次郎	" 42. 5.20	" 43. 7. 3	22	上野 勉	" 28. 9.25	" 30. 4.30
23	坂梨 日露	" 43. 7.13	" 45.12. 4	23	森 光吉	" 30. 5.21	" 32.12.28
24	黒田 弥一郎	" 45.12. 4	" 46. 4.30	24	吉村 貞次	" 34. 6.12	" 35. 3.21
25	落水 清	" 46. 5.20	" 48. 6. 6	25	坂梨 日露	" 35. 3.21	" 37. 7. 9
26	古川 国雄	" 48. 6. 6	" 50. 4.30	26	吉村 貞次	" 37. 7. 9	" 38. 4.30
27	紫垣 正良	" 50. 5.16	" 52. 6. 4	27	石井 辰雄	" 38. 5.18	" 41. 7. 4
28	上田 堅太	" 52. 6. 4	" 54. 4.30	28	吉村 貞次	" 41. 7. 4	" 42. 4.30
29	島永 慶孝	" 54. 5.14	" 56.12. 8	29	佐藤 寿子	" 42. 5.20	" 44. 3.24
30	藤山 増美	" 56.12. 8	" 58. 4.30	30	古川 国雄	" 44. 3.25	" 44. 6.28
31	宮原 光男	" 58. 5.18	" 60. 9. 6	31	岩尾 恵	" 44. 9.13	" 46. 4.30
32	大石 文夫	" 60. 9. 6	" 61.12.15	32	阪本 富	" 46. 5.20	" 48. 6. 6
33	内田 幸吉	" 61.12.15	" 62. 4. 3	33	荒木 昇	" 48. 6. 6	" 50. 4.30
34	西村 建治	" 62. 5.22	" 63.12.16	34	藤山 増美	" 50. 5.16	" 52. 6. 4
35	村上 春生	" 63.12.16	平成 2. 3.26	35	矢野 昭三	" 52. 6. 4	" 54. 4.30
36	矢野 昭三	平成 2. 3.26	" 3. 4.30	36	上妻 重藏	" 54. 5.14	" 56.12. 8
37	嶋田 幾雄	" 3. 5.17	" 5.12. 3	37	田尻 武男	" 56.12. 8	" 58. 4.30
38	中村 徳生	" 5.12. 3	" 7. 4.30	38	白石 正	" 58. 5.18	" 60. 9. 6
39	荒木 哲美	" 7. 5.19	" 9. 3.27	39	北口 政義	" 60. 9. 6	" 61.12.15
40	主海 偉佐雄	" 9. 3.27	" 11. 4.30	40	吉村 潔	" 61.12.15	" 62. 4.30
41	江藤 正行	" 11. 5.21	" 13. 6. 8	41	竹本 勇	" 62. 5.22	" 63.12.16
42	白石 正	" 13. 6. 8	" 14. 6.18	42	村上 裕人	" 63.12.16	平成 2. 3.26
43	宮原 政一	" 14. 6.18	" 15. 4.30	43	佐藤 公平	平成 2. 3.26	" 3. 4.30
44	落水 清弘	" 15. 5.23	" 16. 9. 7	44	西田 統	" 3. 5.17	" 5.12. 3
45	古川 泰三	" 16. 9. 7	" 17.12.20	45	伊形 寛治	" 5.12. 3	" 7. 4.30
46	税所 史熙	" 17.12.20	" 19. 4.30	46	宮原 正一	" 7. 5.19	" 9. 3.27
47	牛嶋 弘	" 19. 5.24	" 20.12.22	47	中沢 誠	" 9. 3.27	" 11. 4.30
48	竹原 孝昭	" 20.12.22	" 22. 3. 2	48	鈴木 昌彦	" 11. 5.21	" 13. 6. 8
49	坂田 誠二	" 22. 3. 2	" 23. 4.30	49	岡田 健士	" 13. 6. 8	" 14. 6.18
50	津田 征士郎	" 23. 5.23	" 25. 3.26	50	奥田 光弘	" 14. 6.18	" 15. 4.30
51	齊藤 聰	" 25. 3.26	" 26. 3.24	51	竹原 孝昭	" 15. 5.23	" 16. 9. 7
52	三島 良之	" 26. 3.24	" 27. 4.30	52	家入 安弘	" 16. 9. 7	" 17.12.20
53	満永 寿博	" 27. 5.13	" 28. 3.24	53	田尻 清輝	" 17.12.20	" 19. 4.30
54	澤田 昌作	" 28. 3.24	在 任 中	54	磯道 文徳	" 19. 5.24	" 21. 3.25
				55	田中 誠一	" 21. 3.25	" 23. 4.30
				56	田尻 将博	" 23. 5.23	" 25. 3.26
				57	鈴木 弘	" 25. 3.26	" 27. 4.30
				58	藤岡 照代	" 27. 5.13	在 任 中

### 3 議会構成

#### (1) 議員数

定 数 48人 (平成25年12月25日議決)  
現 員 数 48人

#### (2) 年齢別

(平成28年4月1日現在)

会派 年齢	自民党	市 民 連 合	公明党	未 来	共産党	創 生	市政 ク	日 本 教 育	自由 ク	善進会	地 域 創 世	和 の 会	計
25 ~ 30													0
31 ~ 40		1			1	1						1	4
41 ~ 50	2	1			1						1		5
51 ~ 60	5		4		1	1	1		1	1			14
61 ~ 70	8	7	3	2									20
71歳 以上	2			2				1					5
計	17	9	7	4	3	2	1	1	1	1	1	1	48
平均 年齢	61	59	58	69	48	44	59	71	57	52	46	40	59

#### (3) 当選回数別

(平成28年4月1日現在)

	自民党	市 民 連 合	公明党	未 来	共産党	創 生	市政 ク	日 本 教 育	自由 ク	善進会	地 域 創 世	和 の 会	計
1	1	1	1		1						1	1	6
2	3	3	4										10
3	4	1		1	1	1							8
4	5	1		1		1				1			9
5	1		1		1								3
6	1		1	1									3
7	1	3		1				1	1				7
8							1						1
9	1												1
計	17	9	7	4	3	2	1	1	1	1	1	1	48

## 4 議会活性化の取組み

### 概況

熊本市議会は、明治22年の発足以来、言論の府として二元代表制の一翼を担い、執行機関との緊密な連携及び協議を通じてその役割を果たしてきた。しかし、近年の地方分権の推進という流れや、市民ニーズのさらなる多様化により、議会の変革が、地方議会においても検討されている。

本市議会としては、地方自治の実現のために、市民の負託にこたえるべく一層の自己変革が求められていることを強く自覚し、市民を代表するものとして、時代と意識の変化に対応しながら、本市の未来を見据えた活動を行うこととしている。

そこで、本市議会は、最終意思決定機関としてだけでなく、市民と市の未来に向けて、その職責をより果たせる議会となるために、市民参加と情報公開を柱とした新たな議会の構築を目指し、様々な取組みを行っている。

### 取組み事項

項目	導入時期	内容
市議会のインターネット中継	平成19年9月	本会議については平成19年第3回定例会より生中継及び録画放映を、予算決算委員会については平成22年第1回定例会より録画放映、平成25年第3回定例会より生中継を開始した。
常任委員会としての予算決算委員会の設置	平成22年3月	これまでの予算特別委員会、決算特別委員会を改め、常任委員会として、予算決算委員会を設置した。平成24年には、議会棟2階の一画を調整し、予算決算委員会室及び付随する議運・理事会室を整備した。
政務活動費及び市議会議員の資産公開	平成24年3月	議会活性化特別委員会において、条例等の整備を行った後、議会図書室にて公開している。
市議会ホームページのリニューアル及び市議会フェイスブックの導入	平成24年4月	議会広報委員会において、魅力あるホームページになるよう検討し、リニューアルを行った。併せて、熊本市議会フェイスブックページを開設し、ホームページの更新情報等を公開している。
議会図書室の整備	平成24年10月	市民や一般職員に対して開放すること前提に、より利用し易いよう移転及び室内環境の整備を行った。また、図書専門の嘱託職員を雇用し、議員の政策調査に対応できる体制を整備した。
議会顧問弁護士の設置	平成26年4月	議会運営上の諸問題の処理に資するため、議会顧問弁護士を設置した。
代表質問の実施	平成27年6月	会派の主義主張、政策等に関し、会派の代表者による質問を行うため、代表質問を実施することとした。

## 5 委員会等

### (1) 常任委員会

(平28年4月1日現在)

名 称 (定数)	正・副 委 員 長	委 員	所 管 事 項		
予算決算委員会 (48)	(正) 三島 良之 (副) 田尻 将博	正副委員長を除く全議員	予算及びこれに関連する事項 決算及びこれに関連する事項		
総務委員会 (8)	(正) 寺本 義勝 (副) 西岡 誠也	山部 洋史 藤永 弘亮 原口 亮志	三島 良之 田尻 清輝 北口 和皇	政策局、総務局、財政局、都市政策研究所、会計総室、消防局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、議会事務局の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項	
教育市民委員会 (8)	(正) 高本 一臣 (副) 田辺 正信	藤岡 照代 大塚 信弥 小池 洋恵	紫垣 齊藤 古川 泰三	市民局、教育委員会の所管に属する事項	
厚生委員会 (8)	(正) 村上 博 (副) 重村 和征	浜田 大介 くつき 信哉 田中 敦朗	上田 芳裕 上野 美恵子 坂田 誠二	健康福祉局、病院局の所管に属する事項	
環境水道委員会 (8)	(正) 園川 良二 (副) 田尻 将博	満永 寿 永三 邦保 森 邦至	大石 竹原 原家 入	浩文 昭安 昭弘	環境局、上下水道局の所管に属する事項
経済委員会 (8)	(正) 小佐井賀瑞宣 (副) 井本 正広	田上 辰也 那須 昌作	田尻 善裕 津田 征士郎 藤山 英美	経済観光局、農水局、農業委員会の所管に属する事項	
都市整備委員会 (8)	(正) 原 亨 (副) 福永 洋一	緒方 夕佳 倉重 徹 白河部 貞志	鈴木 弘 江藤 正行 落水 清弘	都市建設局、交通局の所管に属する事項	

※財政局、会計総室、監査委員、病院局、上下水道局、交通局の所管事項については、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。

### (2) 議会運営委員会

(平28年9月27日現在)

名 称 (定数)	正・副 委 員 長	委 員	
議会運営委員会 (13)	(正) 坂田 誠二 (副) 田尻 将博	高本 一臣 西岡 義也 井本 正広 藤永 弘 原口 亮志 上田 芳裕	満永 寿 上野 美恵子 津田 征士郎 江藤 正行 田尻 清輝

### (3) 特別委員会

(平28年9月27日現在)

名 称 (定数)	正・副 委 員 長	委 員	設 置 目 的	設 置 年 月 日		
公共施設マネジメント調査特別委員会 (12)	(正) 江藤 正行 (副) 藤永 弘	寺本 義勝 田上 辰也 浜田 大介 原那 須円	重村 重 三島 坂 田北 口 田辺 仁	和征 良之 良誠 二 和皇 正信	社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるための公共施設マネジメントに関する調査を行うこと。	平27.5.13
人口減少社会に関する調査特別委員会 (12)	(正) 上田 芳裕 (副) 白河部 貞志	緒方 夕佳 小池 洋惠 三森 至加 西岡 誠也 福永 一洋 紫垣 正仁	くつき 齊藤 大石 竹原	信哉 聰 浩文 孝昭	少子化に伴う人口減少社会への対策及び地方創生に関する調査を行うこと。	平27.5.13
熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会 (48)	(正) 津田 征士郎 (副) 田尻 将博	正副委員長を除く全議員	震災復旧状況並びに震災復興計画に関すること。	平28.6.10		

## (4) 協議等の場（地方自治法第100条第12項）

(平28年4月1日現在)

名称(定数)	正・副委員長等	構成員	設置目的
全員協議会 (48)		全議員	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため
予算決算委員会理事会 (10)	(正) 齊藤 聰 (副) 上田 芳裕	大塚 信弥 三島 良之 原 亨 (予算決算) くつき 信哉 委員長 園川 良二 田尻 将博 上野 美恵子 (予算決算) 藤山 英美 副委員長	予算決算委員会の運営に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
議会広報委員会 (10)	(正) 井本 正広 (副) 紫垣 正仁	光永 邦保 高本 一臣 大塚 信弥 小佐井賀瑞宣 山部 洋史 福永 洋一 三森 至加 白河部 貞志	議会の広報に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
政策条例検討会 (10以内)	(正) 上田 芳裕 (副) 倉重 徹	小佐井賀瑞宣 重村 和征 田上 辰也 三島 良之 藤永 弘円 齊藤 聰弘 那須 鈴木 弘	議員が提出する条例のうち政策の実現に係るものに關し協議又は調整を行うため
議会活性化検討会 (10)	(正) 津田 征士郎 (副) 浜田 大介	高本 一臣 上野 美恵子 寺本 義勝 木原 弘 原口 亮志 藤山 安弘 村上 博 家入 弘	議会活性化のための諸改革に關し協議又は調整を行うため

## 6 各種委員

(平28年4月1日現在)

名称	議員数	任期	委員名
監査委員	2	議員の任期中	坂田 誠二 家入 安弘
農業委員	4	3年	田上 辰也 園川 良二 津田 征士郎 竹原 孝昭
都市計画審議会委員	6	議員の任期中	寺本 義勝 井本 正広 那須 圓 重村 和征 満永 寿博 田辺 正信
町界町名審議会委員	5	2年	緒方 夕佳 くつき 信哉 村上 博 大石 浩文 古川 泰三
市民会館運営委員	3	2年	小池 洋恵 三森 至加 落水 清弘
青少年問題協議会委員	2	議員の任期中	浜田 大介 原 亨
ホテル等建築審査会委員	2	2年	田尻 善裕 北口 和皇
国民健康保険運営協議会委員	3	2年	福永 洋一 三島 良之 江藤 正行
環境審議会委員	3	3年	光永 邦保 大塚 信弥 山部 洋史
社会福祉審議会委員 (民生委員審査専門分科会所属)	1	3年	白河部 貞志
公共交通協議会委員	7	2年	高本 一臣 西岡 誠也 紫垣 正仁 倉重 徹 上野 美恵子 鈴木 弘 藤山 英美
多核連携都市推進協議会委員	5	3年	藤永 弘 原口 亮志 上田 芳裕 齊藤 聰 田尻 清輝
山鹿植木広域行政事務組合議会議員	4	議員の任期中	小佐井賀瑞宣 田中 敦朗 園川 良二 家入 安弘

## 7 報酬等

### (1) 報酬及び期末手当

区分	現行報酬月額	適用年月日	改正前報酬月額	適用年月日	議員期末手当
議長	818,000円	平27.4.1	814,000円	平24.4.1	6月 1500/1000
副議長	744,000円		741,000円		12月 1650/1000
議員	674,000円		671,000円		(傾斜配分 20/100 加算)

### (2) 費用弁償

市議会議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ費用弁償として支給するもの。

議会

支給対象	適用年月日	直線距離の区分及び支給額
本会議		
常任委員会	平成19年9月6日	4キロメートル未満 日額 5,000円
特別委員会		4キロメートル以上 8キロメートル未満 日額 6,000円
議会運営委員会		8キロメートル以上 日額 7,000円
全員協議会	平成22年3月2日	(公用車を利用して出席したときは2分の1の額)
予算決算委員会理事会		
議会広報委員会	平成23年7月1日	
政策条例検討会	平成24年3月21日	
議会活性化検討会	平成27年5月13日	

### (3) 政務活動費

市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付するもの。

交付対象	交付額及び方法	収支報告告	適用年月日
議員 又は 会派	月額200,000円とし、一回計年度の半期ごとに交付の最初の月に当該半期に属する月数分を交付 上半期 1,200,000円 下半期 1,200,000円	交付を受けた議員及び経理責任者は、収支報告書を4月30日までに議長に提出領収書等の書類の写しを、収支報告書と併せて議長に提出	平成27年3月6日

※ 収支報告書について、第三者機関に確認業務を委託している。

## 8 議会活動状況

### (1) 本会議開催状況

(平成27年)

区分 会議	会 期	本 会 議 日 数	会 議 時 間 数	傍 聴 人 数		
				男	女	計
第1回定例会	2. 16～3. 5 (18日間)	5日	12時間28分	203	139	342
第1回臨時会	5. 13 (1日間)	1日	1時間4分	8	3	11
第2回定例会	6. 18～7. 3 (16日間)	6日	13時間21分	166	133	299
第3回定例会	9. 7～10. 2 (26日間)	8日	17時間19分	196	184	380
第4回定例会	11. 27～12. 17 (21日間)	7日	17時間46分	216	145	361
	(82日間)	27日	61時間58分	789	604	1, 393

### (2) 本会議審議状況

(平成27年)

	市長提出議案									議員提出議案						その他								
	条 例	予 算	決 算	契 約 締 結	財 産 取 得 処 分	専 決 処 分	公 務 員 任 命	そ の 他	計	条 例	会 議 規 則	意 見 書	議 事 會	決 議	懲 罰	計	動 議	請 求	諮 問	請 願	質 問	選 挙	調 査	議 員 派 遣
	例 算	算	算	締 結	處 分	専 決 処 分	公 務 員 任 命	そ の 他	計	例	規 則	見 書	議 事 會	決 議	懲 罰	計	議	請	諮	請	質	選	調	議
1 定 例	42	39		3		1	10	33	128	3		6			9	1		5	2	6				
1 臨 時						2	2	1	5	1	1				2	2					3			
2 定 例	6	1		1		1	13	27	49	1	1	7			9			3	4	9				
3 定 例	15	3	6	5	3		6	43	81			6			6			3	4	9			2	
4 定 例	13	11		3			1	32	60			7	1		8			3	1	9				
計	76	54	6	12	3	4	32	136	323	5	2	26	1		34	3		14	11	33	3		2	
可 決	76	54		12	3		6	136	287	5	2	14	1		22	3							4	
可決及び認定				4					4															
修 正 可 決																								
否 決												12			12									
承 認						4			4															
同 意							26		26															
同意しない																								
認 定			2						2															
異議がない																		14						
採 択																								
不 採 択																		11						
継 続 審 査																								
審 議 未 了																								
撤 回																								
了 承																								
許 可																								
議 決 不 要																								
計	76	54	6	12	3	4	32	136	323	5	2	26	1	0	34	3	0	14	11	0	0	0	4	

(3) 委員会審査状況

(平成27年)

区分 委員会別	開催回数	市長提出議案								議員提出議案		請願	陳情	計
		予算	決算	条算	契例	財産分取	専決処分	その他	計	条例	その他			
予算 決算	12(0)	52	6	33	1		1	3	96					
分科会	総務	4(0)												
	教育市民	4(0)												
	厚生	5(0)												
	環境水道	3(0)												
	経済	4(0)												
	都市整備	4(0)												
総務	6(1)			12	11	3		2	28			6	8	14
教育市民	6(1)			6	1		1	12	20			1	10	11
厚生	6(1)			11				3	14			1	13	14
環境水道	6(1)							2	2				2	2
経済	6(1)			2				3	5			2	6	8
都市整備	6(1)			5				107	112			1	3	4
議会運営委員会	15(7)												20	20
総合的なまちづくり対策に関する特別委員会	1(1)													
中心市街地の活性化に関する特別委員会	3(1)												5	5
財政運営のあり方にに関する特別委員会	0(0)													
議会活性化特別委員会	1(1)													
公共施設マネジメント調査特別委員会	4(0)												2	2
人口減少社会に関する調査特別委員会	3(0)													
計	99 (16)	52	6	69	13	3	2	132	277	0	0	11	69	80

\*開催回数の( )内は定例会(臨時会)閉会中の委員会開催分(再掲)

## 9 議会事務局

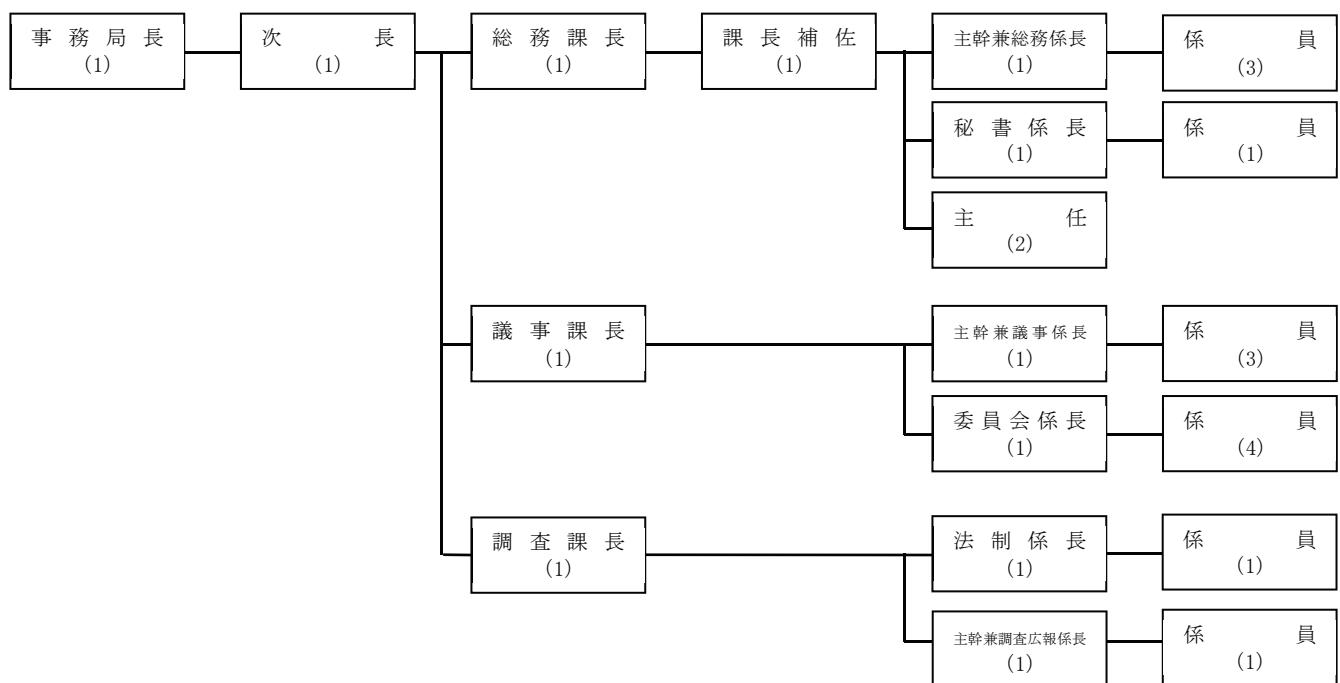
### (1) 事務分掌

総務課	議事課	調査課
<p>① 公印の保管に関すること。</p> <p>② 文書の発受及び整理、保存に関すること。</p> <p>③ 秘書及び涉外に関すること。</p> <p>④ 予算及び決算に関すること。</p> <p>⑤ 議員の身分、辞職及び補欠に関すること。</p> <p>⑥ 議員の議員報酬、費用弁償及びその他の給与に関すること。</p> <p>⑦ 議員共済会に関すること。</p> <p>⑧ 職員の人事厚生及び服務に関すること。</p> <p>⑨ 職員の給与等及び旅費に関すること。</p> <p>⑩ 儀式及び交際に関すること。</p> <p>⑪ 議長会及び局長会等に関すること。</p> <p>⑫ 議会関係規程(総務課の所管に属するものに限る。)の制定及び改廃に関すること。</p> <p>⑬ 議場その他議会関係各室の管理に関すること。</p> <p>⑭ 物品の出納、保管に関すること。</p> <p>⑮ 乗用自動車に関すること。</p> <p>⑯ 他の課の所管に属しないこと。</p>	<p>① 本会議に関すること。</p> <p>② 議案その他会議に関する文書に関すること。</p> <p>③ 請願書及び陳情書に関すること。</p> <p>④ 委員会に関すること。</p> <p>⑤ 公聴会に関すること。</p> <p>⑥ 会議録の編集に関すること。</p> <p>⑦ 議会関係規程(議事課の所管に属するものに限る。)の制定及び改廃に関すること。</p> <p>⑧ 前各号に掲げるもののほか、議事運営に関すること。</p>	<p>① 政務活動に関すること。</p> <p>② 議会広報に関すること。</p> <p>③ 行政調査に関すること。</p> <p>④ 資料の収集整理及び保管に関すること。</p> <p>⑤ 図書室に関すること。</p> <p>⑥ 議会関係規程の制定及び改廃に関すること。</p>

(2) 組織図 (平成 28 年 5 月 6 日現在)

定 数 28 人

現員数 27 人



議会

### (3) 議会刊行物等

区分 刊行物	発行回数	1回当たり 発行部数(部)	規格	印刷方法	予算(円)	配 布 先
市 政 概 要	年1回	220	A4	PTO	504,000	議員、執行部、来訪議員
本 会 議 会 議 錄	定例会ごと (臨時会含)	120	A4	オンデマンド	2,340,000	議員、執行部、関係機関
委 員 会 会 議 錄	定例会ごと	120	A4	オンデマンド	5,382,000	議員、執行部、関係機関
特別委員会会議録	議員任期	60	A4	PTO	278,000	議員、執行部、関係機関
市 議 会 だ よ り	年4回	320,000	タブロイド版	オフセット 印刷	13,629,000	市内全世帯、市の主要施設
市 議 会 だ よ り (点字・音声版)	年4回	点字 100 音声 100	—	—		申出による希望者

### (4) 議会図書室

#### ア 図書蔵書数

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

分類	蔵書数 (冊)	分類	蔵書数 (冊)
0 総 記	115	6 産 業	347
1 哲 学	119	7 芸 術 ・ 美 術	114
2 歴 史	547	8 語 学	110
3 社 会 科 学	2,668	9 文 学	149
4 自 然 科 学	146	議 会 資 料	1,893
5 技 術 ・ 工 学	283	行 政 資 料	1,154
合計			7,645

#### イ 雑誌

ガバナンス、くまもと経済、市政、自治研究、自治体法務研究、日経グローカル、毎日フォーラム  
レファレンス、外国の立法 立法情報・翻訳・解説、D-file、時の法令、法律のひろば

#### ウ 新聞

朝日新聞、毎日新聞、讀賣新聞、産経新聞、熊本日日新聞、西日本新聞

#### エ 図書購入予算

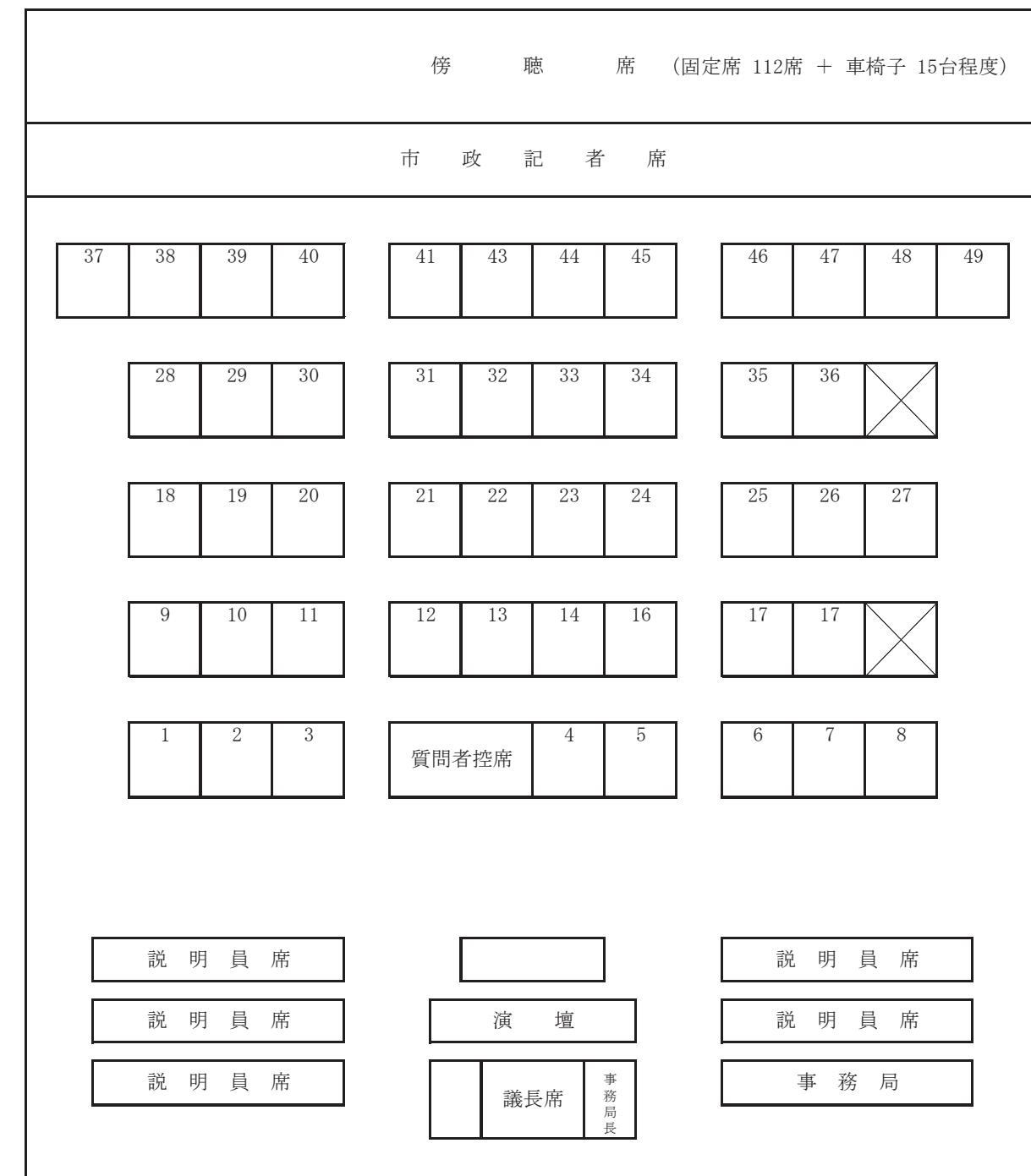
平成 28 年度 図書室用蔵書 2,000 千円  
追録、雑誌等 1,007 千円

### (5) 視察来訪状況

(平成 27 年)

月 (年) 別	来訪市数	来訪人員	月 (年) 別	来訪市数	来訪人員
平成 27 年 1 月	12	47	平成 27 年 10 月	40	397
平成 27 年 2 月	7	55	平成 27 年 11 月	31	270
平成 27 年 3 月	2	12	平成 27 年 12 月	0	0
平成 27 年 4 月	0	0	平成 27 年合計	137	1,124
平成 27 年 5 月	6	44	平成 27 年月平均	11	93
平成 27 年 6 月	1	8	平成 26 年合計	175	1,317
平成 27 年 7 月	21	156	平成 25 年合計	164	1,351
平成 27 年 8 月	14	121	平成 24 年合計	175	1,438
平成 27 年 9 月	3	14	平成 23 年合計	153	1,319

## 議場見取図



# 政 策

1 総 合 計 画	31
2 連携中枢都市圏構想	36
3 海外都市との交流	40
4 国内交流	47
5 広 報	48
6 震 災 復 興	49
7 危機管理防災	52
8 都市政策研究所	54

## 1 総合計画（政策企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の3つで構成しており、平成28年3月に第7次総合計画を策定した。

### （1）熊本市第7次総合計画基本構想

本市は、平成24年4月1日に政令指定都市に移行し、拡大された権限や財源を最大限にいかして、本市の魅力を国内外へ広く発信し、地場産業の振興や企業誘致、雇用の創出などにつなげてる。また、区役所を中心として安全・安心な自主自立の地域づくりなどに積極的に取り組んでいる。

この計画は、政令指定都市として5年目を迎える本市が将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、市民と行政が、それぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組む、そのための基本指針として策定するものである。（以下、基本構想の原文を一部抜粋して掲載）

#### ア まちづくりの基本理念

まちづくりの原点は、「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。

本市は、歴史や自然に恵まれ、古くから九州の中核をなす拠点都市として発展しており、豊かな自然環境と都市の利便性とが調和した、大変暮らしやすい都市です。

この伝統あるまちを先人たちから受け継いだ私たちは、まちの魅力をさらに磨き上げ、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

特に、「心の豊かさ」を重視する今の時代にあっては、家族や地域とのつながりが強いほど生活の満足度が高くなる傾向があります。そこで、市民が豊かな生活を送るためにには、生活の基盤となる地域において地域主体のまちづくりを進め、コミュニティを維持し、安心して暮らせる住みやすい地域を築くことが必要です。

のために、市民は、今以上に地域に目を向け、自らが主体となって、地域の中でつながり、互いに支え合い、楽しみながら地域が有する資源や特色をいかした自主自立のまちづくりに取り組みます。

そして、行政は、積極的に、市民の中に飛び込んで、地域の課題や市民の意見、要望などを的確に把握し、市民とともに解決を図っていきます。

このように、まちづくりの主役である市民と行政がそれぞれ果たすべき責任や役割を分担し、互いに補完し、連携しながら、自信と誇りを持って次の世代に引き継げるようなまちづくりに取り組んでいきます。

#### イ めざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれているまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を、私たちは目指します。

## ウ まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組みます。

### ①安心して暮らせるまちづくり

#### (ア) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

少子化の時代にあって、都市の活力を持続的に維持し、活性化していくため、未来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や、社会を生き抜く力を育む教育環境、生活環境の整備を進めます。

そこで、子育て家庭に対する支援や、地域の実情に応じた保育サービスの充実、仕事と子育ての両立の支援、さらには、小中学校等における教育環境や教育の質の向上など、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援します。

#### (イ) 「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティを形成します。

だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域コミュニティを維持します。そして、多様な世代が地域の中で一緒に暮らし、地域活動や子育て支援にも参画し、生きがいをもって暮らすことができる地域社会をつくります。

そこで、高齢者の社会参画や校区自治協議会を中心とした地域活動に対する支援の充実、見守りが必要な子どもや高齢者のための地域包括ケアシステムの構築など、地域住民がお互いに支え合う絆づくりに取り組みます。

### ②ずっと住みたいまちづくり

#### (ア) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

本市は、利便性の高い公共交通沿線に人口の約半数が住み、商業施設や医療機関などの都市機能が充実した、暮らしやすい都市です。

超高齢社会や本格的な人口減少社会を迎える中で、都市機能の維持と市民生活の利便性を確保するため、この特性を維持していきます。

そこで、高度な都市機能が集積した中心市街地と日常生活に必要なサービスが整う地域拠点を利便性の高い公共交通などで結ぶ多核連携都市の形成を促進していきます。

#### (イ) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働く環境を整備します。

本市においては、20代、30代の若者が働く場を求めて市外に転出する例が多くなっています。これを抑制するとともに、子育て世代や第2の人生を歩む世代などを本市に呼び込み、多くの人に本市に住み続けてもらうため、安心して働く場づくりを進めます。

そこで、企業誘致の推進や産業人材の育成を図るとともに、成長産業や農水産業の振興、経営支援や創業支援、中小企業支援、商業・サービス業の活性化など地場産業を振興し、雇用の場の拡大に取り組みます。

### ③訪れてみたいまちづくり

#### (ア) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

九州中央に位置する拠点性をいかしながら、交流人口の増加を図るため、地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、中心市街地のにぎわいづくりなど、都市全体の魅力を向上させ、その魅力を積極的に発信します。

そこで、(仮称) 熊本城ホールの整備や熊本駅前の再整備などにより、中心市街地の求心力を高め、本市の歴史や伝統文化を継承・発展させるとともに、芸術・文化・スポーツなどのエンターテインメント機能を充実することによって、国内外からの観光客をはじめ、多くの人が集う九州中央の交流とにぎわいの拠点づくりに取り組みます。

#### (イ) 自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。

人口50万人以上の都市で水道水源を100%地下水で賄っている都市は、日本で唯一、本市だけであり、世界的に見ても稀少です。また、本市は、明治の文豪夏目漱石が「森の都」と称した緑豊かな都市であり、この恵まれた自然のもと、安全でおいしい農水産物が生産されています。

そこで、これらの自然環境や資源を将来にわたって大切に保全し、豊かな自然の恵みあふれる「水の都」、「森の都」をストーリー性をもって整備するとともに、農水産物をはじめとした、熊本の豊かな恵みを広く発信していきます。

## エ 分野別施策の基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野で、めざすまちの姿の実現に向けた施策を推進します。

- ① 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
- ② 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
- ③ 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
- ④ 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
- ⑤ 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
- ⑥ 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
- ⑦ 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
- ⑧ 安全で利便性が高い都市基盤の充実

### (2) 熊本市第7次総合計画基本計画

(以下、基本計画の原文を一部抜粋して掲載)

#### ア 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれているまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」。

を実現するための具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に進めていくためのものです。

めざすまちの姿を実現するために、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が、それぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりに取り組んでいきます。

#### イ 計画の期間と対象

##### ◆計画期間

この計画は、平成35年度（西暦2023年度）を目標年次とし、中間にあたる平成31年度に全体的に見直します。

##### ◆対象区域

現行（平成28年4月1日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図ります。

##### ◆実施主体

本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が相互に連携しながら実施していきます。

## ウ 区における自主自立のまちづくり

本市では、各区においてまちづくりビジョンを策定し、それぞれの魅力や特色をいかしたまちづくりに取り組んでいます。

市民自らが主体となって、地域の中でつながりながら自主自立のまちづくりを進めるためには、それを支える各区の取組を加速していくことが必要です。

区役所が地域の実情や多様な住民ニーズを的確に把握し、市の施策に反映させるなど、地域自らの取組を支援していくため、区役所のまちづくり支援機能を強化するとともに、区の特性をいかした、本計画に基づく、住民自治のまちづくりを推進します。

## エ まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組みます。

### ①安心して暮らせるまちづくり

(ア) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

○安心して子育てができる少子化対策の推進

○子どもたちがいきいきと育つ環境整備

(イ) 「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。

○多様な世代が生きがいをもって暮らせるまちづくり

○お互いに支え合う地域のつながりづくり

### ②ずっと住みたいまちづくり

(ア) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

○地域拠点に都市機能が集積した都市づくり

○市電やバスなどの公共交通と一体となった都市づくり

(イ) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働く環境を整備します。

○地域経済を支える地場産業の振興

○安定した雇用の創出

### ③訪れてみたいまちづくり

(ア) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

○歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信

○国内外から多くの人が集う交流とにぎわいづくり

(イ) 自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。

○世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり

○安全で良質な農水産物の魅力発信

## オ 分野別施策

- 第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
- 第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
- 第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
- 第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
- 第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
- 第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
- 第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
- 第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実

## カ 危機管理

近年、風水害や地震等の自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、新たな感染症や食品等による健康被害など、さらには武力攻撃事態など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は、多様化しています。

このような様々な危機事象から、市民生活の安全を守るために、平常時から危機事象の発生に備えることが必要です。また、危機事象発生時には関係機関及び市民との連携により迅速かつ的確な対応を行い、被害を最小限に抑えるなどの対策が必須となります。そのため、総合的な危機管理体制の構築を進める必要があります。

## キ 熊本市震災復興計画

平成28年熊本地震からの復旧・復興にあたっては、市民・地域・行政が総力をあげて取り組まなければなりません。「熊本市震災復興計画」は、熊本市第7次総合計画（平成28年度～平成35年度）の前期基本計画の一部として位置づけ、市民・地域・行政が認識を共有し、総力を結集して早期の復旧・復興の実現に向けて取り組んでいくため、本市の復旧・復興への基本的な考え方を示すとともに、取組むべき主要施策や具体的な取組みを体系的に定め、着実に推進するものです。

## ク 総合計画を推進するために

- ① 参画と協働の推進
- ② マネジメント機能の強化
- ③ 市民に信頼される職員の育成
- ④ 開かれた市政運営と行政サービスの質の向上
- ⑤ 持続可能な市政運営の実現
- ⑥ 市域を越えた広域的連携の強化

## 2 連携中枢都市圏構想（政策企画課）

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていくよう圏域の中心的役割を担う連携中枢都市である本市が近隣市町村と連携して、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能の向上」の3つの取組を実施する。これらの取組を通して、人々が集まる魅力的な圏域を形成する「連携中枢都市圏構想」を計画的に推進するため、本市は平成28年3月30日に熊本連携中枢都市圏の16市町村と連携協約を締結した。

### ＜熊本連携中枢都市圏の構成市町村＞

熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町（5市10町2村）

#### （1）圏域全体の経済成長のけん引

熊本県に所在する約76,000の事業所のうち、圏域には約45,000の事業所が所在している。中でも熊本市には、圏域の事業所の約7割が集中し、近隣市町村から約4万人が通勤している一方、近隣市町村には、熊本市から約3万人が通勤しており、圏域全体で一つの経済圏が形成されている。

連携中枢都市である熊本市は、圏域全体の経済成長をけん引する役割を担っており、主として熊本市が実施する事業について、近隣市町村と連携しながら、その効果が圏域全体に及ぶよう効果的に展開していく。

##### ア リーディング産業の育成

圏域には、熊本大学をはじめ多くの高等教育機関が集積しているほか、起業や新製品開発のための支援機関も多く存在する。産学金官民の連携を強化し、圏域の産業の特性も踏まえつつ、熊本発の新技術や高付加価値商品の創出を下支えすることにより、圏域企業の技術力と経営力を向上させ経営基盤の安定化を図るとともに、新事業への進出を支援しリーディング産業の育成を図っていく。

##### イ 6次産業化及び農商工連携の推進

圏域は豊かな農水産物に恵まれており、そのような地域資源を生かした第1次産業や第2次産業が盛んである。その特性を更に磨き、新たな農水産物やその加工品を開発するとともに、熊本産ブランドを確立させ、国内外への販路を拡大する、いわゆる6次産業化・農商工連携を推進することが圏域にとって有効である。

##### ウ 物流機能の強化

圏域は、九州中央に位置する地理的優位性を有し、東アジア市場を見据えた物流拠点として、県とも連携しながら物流機能の強化に取り組んでいく。

#### （2）高次の都市機能の集積・強化

圏域は、九州中央に位置する拠点地域として、都市機能の充実を図り、圏域外から人々が集まる魅力的な圏域を形成することが重要であり、主として連携中枢都市である熊本市が県や近隣市町村とも連携しながら、その取組を推進していく。

##### ア 高度な医療サービスの提供

熊本市には、高度医療技術を有する医療機関が数多く存在し、圏域はもとより県全体の住民の利用に供されている。熊本市においては、熊本市民病院が総合周産期母子医療センターや地域がん診療連携拠点病院として高度医療を提供するとともに、関係医療機関の連携体制を整備し、圏域住民が安心して生活しやすい環境づくりを行っていく。

#### イ 中心拠点施設の整備

九州中央に位置する地理的優位性を生かして、交流人口を増やし、熊本の拠点性を高めるためには、熊本城一帯から熊本駅周辺にかけての中心市街地の活性化は急務であり、桜町花畠地区の再開発を始めとした110万圏域人口にふさわしい魅力的な拠点施設の整備に努めていく。

#### ウ 人材の育成支援

圏域には高等教育機関が多数存在しており、圏域の発展や将来を担う人材の育成についてはポテンシャルの高さが期待されるところである。行政としてもこれらの高等教育機関と連携し、地域の課題を解決する中で、郷土を支えていく人材を育てるとともに、国内外からより多くのより高い資質を持った学生を惹きつけるための仕組みづくりを行っていく。

### (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

圏域市町村が有する生活関連機能サービスについて相互補完的に圏域住民に提供し、また、圏域の課題について共同で課題の解決を図ることにより、圏域全体の生活関連機能を向上させていく。

#### 『生活機能の強化に係る政策分野』

##### ア 地域医療の充実

熊本中央救急医療圏における病院群輪番制による二次救急医療を実施するほか、自治体病院の連携を図る等医療提携体制を構築することにより、圏域市町村の住民の医療における安全安心を確保する。また、高齢社会に対応するため、在宅医療の推進について圏域全体で住民の正しい理解を深め、地域包括ケアシステムの構築を図っていく。

##### イ 子育て支援の充実

圏域内の利用者に対する子育て支援の充実を図るために、子育て支援拠点施設及び病児・病後児保育施設の広域利用を進めていく。

##### ウ 高齢者、障がい者等への支援

障がい者虐待の通報に関する相談について、圏域市町村において効率的な受付体制を構築する。また、高齢者や障がい者の増加に伴い、市民後見人の養成に係る事業や福祉有償運送事業に圏域全体で取り組んでいく。

##### エ DV被害者への支援等

熊本市が実施するDVに関する相談窓口について近隣市町村の住民が利用できるようにする。

##### オ 公共施設の有効利用

公共施設の共同利用等を推進することにより、圏域住民の利便性の向上及び効率的な公共施設の整備を図っていく。

##### カ 文化及び学術の振興

文化事業を連携して行うことにより充実した事業展開を図り、圏域全体で文化の向上に努めるとともに、郷土の文化を発信していく。

##### キ 消費者の保護

消費者相談窓口の広域化を図り、圏域のどこに住んでいても消費者問題に関する相談・救済を受けることができる体制を整備していく。

#### **ケ 空家対策等都市空間に関する課題への対応**

空家や老朽家屋の増加等都市空間に関する課題について、土地利用やまちづくりの観点も含めて、地域の実情に応じた解決策を検討していく。

#### **ケ 企業誘致の促進**

圏域市町村が協力して企業誘致を進め、魅力的な圏域をアピールすることにより、効果的な誘致活動を展開していく。

#### **コ 新規就農者への支援**

新規就農者への研修等を共同で行うことにより圏域全体で地域農業の担い手の育成及び確保を図っていく。

#### **サ 観光の振興**

圏域には、熊本城、阿蘇山、三角西港等の観光資源が点在しており、これらを生かした国内外からの観光客の誘致に取り組んでいく。

#### **シ 災害等への対応**

災害に対する広域的な避難及び支援の体制を整備することにより、圏域住民の安全の確保及び迅速な災害復旧を図る。また、消防力の強化及び環境に対応した消防体制の整備を図るため、常備消防の広域化に取り組んでいく。

#### **ス 環境の保全**

地下水の保全や地球温暖化対策について、その効果を高めるため、圏域で協力して取り組んでいく。

#### **セ 生活基盤の整備**

隣接市町村においては公共下水道を相互に利用させ、効率的な整備を図っていく。

### **『結びつきやネットワークの強化に係る政策分野』**

#### **ソ 持続可能な地域公共交通網の形成**

人口減少・少子高齢社会が進展する中、公共交通が地域活性化等に果たす役割が改めて重要となってくることに鑑み、将来に亘って持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、都市圏域の総合地域核である熊本市と熊本市域内及び近隣市町村等の地域拠点を結ぶ基幹公共交通の機能強化を図るとともに、各地域拠点と生活拠点を分かり易いバス路線や多様な交通手段等による形成を進めていく。

#### **タ ICT を活用した広域的な情報発信**

圏域の魅力を一体となって発信し交流人口の増加等による地域の活性化を図るとともに、災害情報を効果的に伝達し住民の被害を食い止めるため、ICT を活用した効果的な発信体制の構築に取り組んでいく。

#### **チ 広域的道路網の構築**

広域的な道路交通網を整備することにより、圏域外からの交通アクセスの向上及びそれに伴う交流人口の増加並びに圏域内における市街地等への円滑なアクセスを図るため、圏域市町村が協力し、国に対して広域的道路網の整備を要請していく。

#### ツ 地産地消の推進

圏域産の消費拡大及び食の安全安心を確保するため、消費者と生産者との距離を無くし「顔の見える」関係づくりを進めることにより相互の信頼関係を構築し、消費者の理解促進を図っていく。また、様々な機会を捉えて地産地消を推進していく。

#### テ 都市と農村の交流の促進

農村地域の活性化を図るため、遊休農地を活用する等して農作業体験や宿泊体験の自然体験型交流事業を実施することにより、圏域住民と農村地域との交流を図っていく。

#### ト 移住・定住の促進

人口減少が進む中、大都市圏からの人口流入を促進させるため、雇用のミスマッチの防止等雇用の拡大に向けて取り組んでいく。

### 『『圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野』』

#### ナ 職員の育成

圏域全体を見渡せる客観的で幅広い視野を持ち、熊本市及び近隣市町村が抱える行政課題に対応できる人材を育成するため、人事交流等や共同研修を行っていく。

#### ニ 機関等の共同設置

行政運営の効率化を図るため、事務処理を共同で行う体制を整備していく。

### 3 海外都市との交流（国際課）

本市は中華人民共和国・桂林市、アメリカ合衆国・サンアントニオ市、ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク市と友好姉妹都市の盟約を結んで以来、それぞれの都市と特色ある事業を活発に展開している。また、平成22年3月には、旧植木町との合併により、同町の姉妹都市であったアメリカ合衆国・ローム市との関係を熊本市で引き継いだ。

このような中、平成22年4月には、歴史的な縁から民間を中心とした交流が行われてきた韓国・蔚山広域市との間で、友好協力都市協定を締結するなど、世界の各都市と文化、教育、芸術、スポーツなどさまざまな分野で活発な交流を進めている。平成25年2月にフランス・エクサンプロヴァンス市、5月に中国・蘇州国家高新区と交流都市協定に調印し、さらに9月には熊本県と共同で台湾・高雄市と『MOU (Memorandum of Understanding: 国際交流促進覚書)』を締結した。

また、平成21年度には、熊本市が国際化に対応していくための指針として、「熊本市国際化指針」及び「熊本市東アジア戦略」を策定し、諸外国との多様な交流や、地域の国際化、多文化共生などの推進に取り組んでいる。

#### （1）桂林市（中華人民共和国）

##### 提携までの経緯とその後の経過

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務協議のため先遣団を派遣。同年10月1日、梁成業桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市制90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を執り行った。

以来、両市は長期的な視野に立って教育・文化・観光等幅広い分野で様々な交流事業を展開してきた。特に、高校生交流事業は、友好都市締結当初から継続して実施しており、青少年の人材育成に寄与している。

平成11年には、両市は友好都市締結20周年を迎える桂林市において両市長の間で21世紀に向けた両市の友好協力関係発展のための共同声明書に調印を行った。また、友好都市締結25周年を迎えた平成16年、桂林市で行われた両市長会議において、新たに、観光分野での協力と民間交流の支援について合意がなされた。また、平成21年には友好都市締結30周年を迎える桂林市において、市民友好の翼の相互派遣や、文化芸能団が桂林山水文化旅行まつりに参加するなど、様々な記念事業を実施した。今後もこのような実績を踏まえ、両市の友好関係の更なる発展を目指す。

##### 最近の主な交流

平成25年 8月	熊本市高校生友好訪問団（19名）の派遣
平成25年 9月	第4回桂林市国際旅行博覧会に出展
平成26年 8月	桂林市高校生友好訪問団14名を受入
平成26年 8月	友好都市締結35周年事業及び第5回桂林市国際旅行博覧会への派遣（32名）
平成27年 8月	熊本市高校生友好訪問団（10名）の派遣
平成28年 2月	広西師範大学附属小学校4～6年生教育旅行60名受入

##### 桂林市の概要

桂林市は1998年9月8日、市・地区合併により市域が大幅に拡大され、2015年末人口約496万人、面積約27,809km<sup>2</sup>となっている。そこに住む人々の大多数は漢民族であるが、壮（チワン）族をはじめ回・苗・瑤・侗族など多くの少数民族が生活している。

中国南西部、広西壮（チワン）族自治区の東北部に位置する長い歴史を持った風光明媚な国際観光都市・桂林は、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、水墨の山水画にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰、疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち、「桂林山水天下に甲たり」と古くから称されるすばらしい景観を呈している。最近では、市中心部の4つの湖と2つの川を運河でつなぎ「兩江四湖」の遊覧が観光の目玉となっている。

また、桂林の「桂」はモクセイの意で、街の至る所に主にキンモクセイの樹が植えられていて、花の咲く秋の季節には街中がその香りに包まれる。

## (2) サンアントニオ市（アメリカ合衆国テキサス州）

### 提携までの経緯とその後の経過

国際化が進展する中、市制施行100周年を控えた昭和62年、21世紀を目指した街づくりに取り組んでいた本市は、更に本市の国際交流を推進するため、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年7月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問し具体的協議を重ねた後、同年12月28日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が行われ、熊本市医師会をはじめ、民間による国際交流へと活動のすそ野を広げている。また、平成29年には、姉妹都市締結30周年を迎える。

### 最近の主な交流

平成25年 7月	サンアントニオ市留学生（高校生）4名の受入
平成25年 8月	熊本市留学生（高校生）4名の派遣
平成25年10月	アジア太平洋都市サミットへサンアントニオ市長を基調講演者として招聘
平成26年 2月	第3回熊本城マラソンヘランナー1名の招聘
平成26年 7月	サンアントニオ市留学生（高校生）4名の受入
平成26年 8月	熊本市留学生（高校生）4名の派遣
平成27年 7月	サンアントニオ市留学生（高校生）1名の受入

### サンアントニオ市の概要

1718年に誕生し、人口146万人（2015年推計）を擁する全米第7位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部、ベア郡内に位置している。ヒューストンに次ぐ第2位の大都市であり、人口の6割をラテン系（ヒスパニック系）民族が占めている。

サンアントニオ市は、毎年約3,100万人の観光客が訪れる全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、湧き出た地下水からなるサンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水を見事に調和させた都市計画の一例として、世界の都市づくりの模範例となっている。同市は、2014年6月、5度目の優勝を果たしたNBA全米プロバスケットボールチーム「サンアントニオ・スパーズ」の本拠地でもある。

また、同市植物園内には、1989年、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」がある。

## (3) ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

### 提携までの経緯とその後の経過

昭和39年、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪問したことを契機として、大学と城、市内を流れるネッカー河といった本市との共通点を有するハイデルベルク市との友好の歴史が始まった。以後様々な分野にわたり民間団体による交流の努力が重ねられたことから両市の友好は着実に深まり、平成元年の熊本市の市制100周年記念式典には同市より市長をはじめ芸能グループが来熊、平成2年には地下水保全をテーマに開催された水資源国際会議に多数のハイデルベルク市議会議員が来熊するなど積極的な交流が行われた。

平成4年5月19日、30年近くにわたり育まれた友情が実り、「平和と環境に対する共通の責任」を理念とする友好都市協定を締結。その後、熊市民友好の翼など市民レベルでの交流をはじめ、ホームステイやスポーツを通じた両市青少年の交流、医療従事者の相互派遣による研修など、さらに幅広い分野での活発な交流事業を続けている。

## 最近の主な交流

- 平成26年 3月 ハイデルベルクIBA会議に参加  
平成26年 5月 熊本市民病院医師・看護師（計4名）を派遣  
平成26年 7月 熊本市青少年交流団（高校生15名）・スポーツ交流団（中学生8名）・役員（6名）を派遣  
平成26年 7月 第19回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生3名派遣  
平成27年 2月 第4回熊本城マラソンヘランナー2名を招聘  
平成27年 3月 ハイデルベルク大学病院関係者2名を熊本市民病院にて受入  
平成27年 7月 第20回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生1名派遣  
平成27年 11月 ハイデルベルク熊本友の会市民訪問団23名受入  
平成28年 3月 ハイデルベルク大学病院関係者3名を熊本市民病院にて受入

## ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約15万人（2014年推計）を擁し、標高116m、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点に位置し、温和な気候に恵まれている。500年に亘りプロテスタント選帝侯の宮殿であった古城のふもとに旧市街が広がり、ドイツで最も美しい町のひとつとされる。町には知的な雰囲気がただよい、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なお少しおかわりもない。市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、美しい屋根の波の上に堂々とそびえ、人々は、歩くたびに多様な城の歴史を見ることができる。また、ドイツ最古の大学であるハイデルベルク大学の歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。ハイテク産業、バイオ研究が盛んであるが、年間1,190万人の観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所を有する。

## （4）ローム市（アメリカ合衆国ジョージア州）

### 提携までの経緯とその後の経過

近代日本の夜明けを象徴する「西南の役」の激戦地「田原坂」を有する旧植木町とアメリカ合衆国における「南北戦争」の激戦地であるローム市が同じ歴史を共有することから「植木町世界の夜明け調査団」として、平成4年から青少年派遣などを通じて交流を重ねてきた。

平成7年5月29日植木町合併40周年記念式典に際し、双方の社会、行政、文化の実情に配慮しつつ、相互理解と友情を深めるため、さらに親しく交流を図ることとし、友好関係を盟約するに至った。

平成22年3月23日、熊本市と植木町との合併に伴い、姉妹都市の関係を引き継いだ。

## 最近の主な交流

- 平成25年 3月 第10回「植木町世界の夜明け調査団」（中学生10名）をローム市へ派遣  
平成25年10月 アジア太平洋都市サミットにローム市代表者2名を招聘  
平成26年 3月 第11回「植木町世界の夜明け調査団」（中学生10名）をローム市へ派遣  
平成27年 5月 第6回ローム市中学生訪問団（8名）、随行者（4名）を受入。熊本市・ローム市友好関係に関する合意書に調印。

## ローム市の概要

ジョージア州フロイド郡の中で最も大きな都市で、郡の行政の中心地である。人口は、約3万6千人（2013年現在）、面積は約77.3km<sup>2</sup>。南北戦争の激戦地であったため、関連する史跡が数多く存在している。また、先住民の居住地跡などもあり、アメリカの歴史が強く感じられる地域。

## (5) 蔚山広域市（大韓民国）

### 提携までの経緯とその後の経過

蔚山広域市とは、かつて加藤清正公が監督し築いたといわれる倭城が蔚山広域市にあることや、本市にも蔚山町という旧町名が残ることから、文化やスポーツ等、様々な分野で民間を中心とした交流が活発に行われてきた。平成19年10月に熊本県知事が蔚山広域市を訪問し、同年、熊本城築城400年祭「日韓友情コンサート」に併せ、蔚山広域市市長が熊本を訪れるなど両市間の交流を深め、また平成21年5月に熊本県議会議員訪問団が蔚山広域市を訪問し両市議会においても交流を進めてきた。

今後更に両市の繁栄と発展を促進するため、これまでの交流分野等を含め、具体的な交流の成果が期待される分野である「文化、観光、スポーツ、環境」を中心とした交流をしていくことで合意し、平成22年4月に蔚山広域市で友好協力都市協定を締結した。

### 最近の主な交流

- 平成25年 4月 青少年文化訪問団（21名）の受入（くまもと城下まつり2013でK-POPダンス披露）
- 平成25年10月 第11回アジア太平洋都市サミットへの招聘（経済副市長ほか、計3名）
- 平成26年 2月 第3回熊本城マラソンにおける選手団（5名）の受入
- 平成26年 4月 第11回蔚山太和江国際マラソンへ市議会議員3名、職員3名が参加
- 平成26年 6月 青少年文化訪問団（20名）の派遣（蔚山・熊本友情コンサートでダンスの披露）
- 平成27年 3月 第12回蔚山太和江国際マラソンへ職員3名、市民ランナー1名が参加
- 平成27年 8月 青少年文化訪問団（17名）の受入（グローバルキャンプを通しての交流）
- 平成27年 10月 熊本蔚山友好コンサート開催（日韓国交正常化50周年・蔚山広域市との友好協力都市締結5周年を記念）

### 蔚山広域市の概要

蔚山は新石器時代の各種石器、櫛目文土器と青銅器時代前の遺跡である盤龜台岩刻画が発見された悠久な歴史を有するまちであり、朝鮮時代に蔚山という名前が誕生した。1962年に市に昇格、発展を重ね、1997年7月15日に蔚山広域市に昇格した。人口117万人（2015年現在）、面積は1,058km<sup>2</sup>（ソウルの1.7倍）、日本海に面し、釜山広域市から北へ70kmに位置する。

また、世界規模の自動車メーカー「現代（ヒュンダイ）自動車」の主力工場や、韓国最大の石油コンビナート「SKエナジー」などといった巨大企業を擁する一大産業都市として広く知られている。区域の郊外に位置する蔚州郡（ウルチュグン）は山岳地帯で、1000m以上の高い山があり、一方では、豊かな農業地帯や美しい海岸が続き、海水浴場も点在する。このように、区の部分は産業都市、郡の部分は農業地帯が大部分を占める典型的な都市・農村の複合都市になっている。

## (6) エクサンプロヴァンス市（フランス共和国）

### 提携までの経緯とその後の経過

本市では、1980年代から民間団体によりエクサンプロヴァンス市との交流が開始され、特に、1992年、熊本県在住能楽師狩野琇鵬（かの しゅうほう）氏がエクサンプロヴァンス市に総檜の能舞台を寄贈したことを契機として、民間・行政双方のレベルで、交流が20年以上にわたって行われてきた。

このような中、平成24年9月に、熊本県知事・熊本県議会議長から成る熊本県友好代表団の欧州派遣に伴い、初めてエクサンプロヴァンス市を訪問し、交流都市締結に向けた「意向書」を取り交わした。

これを受け、平成25年2月、エクサンプロヴァンス市からマルティン・フェストラス副市長を団長とする代表団3名が来熊し、熊本県内において、2月16日「交流都市」協定の調印を行った。

今後は、文化・芸術交流の他、観光、経済、教育、調査研究、都市活性化、都市行政など具体的な成果が期待される各分野での様々な交流を深めていく予定である。

## 最近の主な交流

平成26年 8月	エクサンプロヴァンス能舞台寄贈20周年記念事業に伴う協議団の派遣
平成26年10月	エクサンプロヴァンス副市長訪問団の受入
平成26年12月	エクサンプロヴァンス友好姉妹都市青少年会議への代表団派遣
平成26年12月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施
平成27年 5月	エクサンプロヴァンス能舞台寄贈20周年記念式典への熊本市友好代表団派遣
平成27年12月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施

## エクサンプロヴァンス市の概要

フランス南部（プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州ブーシュ＝デュ＝ローヌ県）に位置し、パリの南750km、地中海に面したマルセイユの北25kmに位置している。

ローマ時代に建設され、15世紀にプロヴァンス伯爵領の首都として繁栄した古都で、17～18世紀の歴史的な街並みをそのまま生かした美しい街である。人口約14万人（2012年現在）、そのうち約4万人が学生という学園都市でもある。ローマ時代から「水の都」と呼ばれ、街中の至るところに大小の噴水が点在している。画家ポール・セザンヌを輩出し、セザンヌゆかりの地を巡る観光ルートが有名である。毎年夏に世界屈指の3大オペラ祭といわれるエクサンプロヴァンス国際音楽祭が開かれ、年間をとおして世界中から多くの観光客が訪れる世界でも有数の観光都市となっている。

## （7）中国・蘇州国家高新区との交流都市協定締結

### 協定締結までの経緯

熊本市では、中国をはじめとする東アジア地域での知名度アップのため、平成24年、県・市・熊本大学の三者共同で上海事務所を開設し、積極的にプロモーションを展開。平成24年1月、このような取り組みが実を結び、高新区政府から、本市と交流を行いたいとの提案を受けた。この後、行政レベルで相互に訪問が続くなど、友好の機運が高まり、平成25年5月22日、蘇州国家高新区において交流都市協定の締結に至った。

本市では、高新区に立地する多くの企業から、本市へのインセンティブツアー（社員の報奨旅行や研修旅行）の本市への誘致や学校交流など、観光及び教育の分野を中心に、活発な交流を進める。

### 主な交流の経緯

平成25年 5月	蘇州国家高新区にて交流都市（パートナーシティ）協定締結
平成26年 2月	第3回熊本城マラソンランナー7名を招聘
平成26年 8月	蘇州外国语学校関係者来熊、熊本学園大、尚絅大との協議（15名）
平成27年 1月	蘇州国家高新区議会及び政府関係者来熊、今後の交流協議（6名）
平成27年 3月	蘇州企業家ゴルフチーム受入れ（32名）

### 蘇州国家高新区の概要

蘇州国家高技術産業開発区（蘇州国家高新区）は、中国政府直轄の開発区「国家高技術産業開発区」の一つであり、2,000社に上る外資系企業（うち日本企業は500社）や、8,000社近くの国内企業が進出し、工業総生産額は中国国内でもトップランクで、自然、文化とハイテク産業を融合した街づくりを目指す開発区。上海の西およそ100km、中国江蘇省東南部に位置し、上海から新幹線で約30分。面積は258㎢で熊本市のおよそ3分の5程度である。人口は77万人で、約6,000人の日本人が居住している。

## (8) 台湾・高雄市とのMOU（国際交流促進覚書）締結

### 協定締結までの経緯

台湾交流は、本市の東アジア戦略における重要な地域であることから、平成24年4月の高雄市副市長の熊本市訪問以来、行政交流を開始し、経済、教育における交流促進の可能性について様々な協議を行ってきた。また、熊本県においても、「阿蘇くまもと空港」と「高雄国際空港」間の定期便就航を目指し、観光客の誘致や熊本の農産物のPRなど、県市協力して交流促進を行うことが重要であるとの認識の下、平成25年9月9日、高雄市において、熊本県、熊本市、高雄市の3者によるMOU(Memorandum of Understanding: 国際交流促進覚書)を締結した。この覚書により、観光、教育等の分野における相互交流促進、貿易及び投資等の促進、チャーター便造成や定期便就航へ向けた協力をを行うことに合意し、平成27年10月25日に定期便として運行が始まった。

### 主な交流の経緯

- 平成25年 1月 熊本市経済交流協議団の派遣
- 平成25年 3月 高雄市議会訪問団が熊本市を訪問し、熊本市議会との間で市議会交流覚書を締結
- 平成25年 4月 高雄市経済訪問団が熊本市を訪問
- 平成25年 9月 熊本市長、熊本市議会訪問団が高雄市を訪問し、MOU（国際交流促進覚書）に締結
- 平成26年 2月 第3回熊本城マラソンヘランナー5名を招聘
- 平成26年 9月 高雄市にて本市物産の商談会・観光PR等を実施
- 平成26年10月 熊本-高雄を結ぶ定期チャーター便の就航開始
- 平成26年11月 熊本市訪問団を高雄市立図書館総館落成式及び国際フォーラムに派遣
- 平成27年 2月 熊本市長、熊本市訪問団が高雄市を訪問  
高雄市副市長、高雄市議会議長ら訪問団が熊本市を訪問し、高雄市観光プロモーションを実施
- 平成27年 3月 熊本市訪問団が高雄市を訪問
- 平成27年 4月 高雄市議会訪問団が熊本市を訪問
- 平成27年 6月 定期便就航に関する熊本市協議団を派遣
- 平成28年 2月 高雄国際マラソン訪問団派遣及び熊本城マラソン受入
- 平成28年 3月 高雄市高杏合唱団お城まつりに出演

### 台湾・高雄市の概要

台湾の南部に位置する高雄市（台湾語読み ガオション、英語 Kaohsiung）は、亜熱帯性気候に恵まれる台湾第2の大都市（面積2,952km<sup>2</sup>・人口277万人）であり、台湾最大の港である高雄港は、国際貿易のハブとして利用されている。西に台湾海峡、南にバシー海峡に面した近代的な大都市は、豊かな文化と美しい都会の景観も擁する一方、市周辺には重工業地帯が広がっている。市内にある壽山（山）と愛河（川）は市民の憩いの場となっており、郊外には優美な澄清湖、夕景の名勝・西仔湾、コンテナ船が群がる高雄港は、有名な観光地である。

## (9) 熊本市国際交流会館

本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現をめざし、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成6年9月、熊本市国際交流会館を開館した。平成18年度から指定管理者制度に移行し、指定管理者である一般財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

同会館では、1・2階の国際交流サポートセンター（エントランスロビー・交流ラウンジ）において、国内外の新聞、雑誌、図書、DVD、インターネットによる情報サービスのほか、民間交流・協力活動の紹介や外国語による相談などを行っている。また、異文化理解講座や多言語による情報提供、市民と在熊外国人の交流会など多文化共生に向けた様々な事業が積極的に展開されている。

また、最大230名収容可能のホールや各種研修室・会議室は、コンサートや講演会、また英会話サークルなど、多くの市民に利用されている。

設置主体 熊本市

管理運営 熊本市国際交流会館共同企業体（指定管理者 期間：平成26年度～平成30年度）

所在地 中央区花畠町4番18号

構造 鉄筋鉄骨コンクリート地上7階、地下2階建

面積 敷地面積1,656m<sup>2</sup> 延床面積 8,439m<sup>2</sup>

開館 平成6年9月1日

総工費 40億9000万円

### 主要施設

階層	内容
6.7階	ロビー、通訳ブース、ホール（230人）
5階	大広間A、B、談話室、中会議室、茶道室、和室、小会議室（洋）（和）
4階	第1会議室、第2会議室、第3会議室
3階	国際会議室、研修室1～3
2階	国際交流サポートセンター、ワールドスタディルーム、NGO活動スペース、多文化共生オフィス
1階	国際交流サポートセンター、エントランスロビー、会館事務室、駐車場
地下1階	駐輪場、防災センター
地下2階	多目的ルーム

### 会館利用状況

（平成27年度）

利用人数（人）	ホール	会議室等（16室）	サポートセンター	合計
67,887	134,755	100,294	302,936	

## 4 国内交流（観光政策課）

### 福井市

#### 提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第10代肥後熊本藩主細川斉護公の娘勇姫が第16代越前福井藩主松平慶永（春嶽）公に輿入れしたり、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッショントウンの形成を目指しているとともに、テクノポリスや国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成6年11月16日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成7年2月17日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、NTT、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

#### 最近の主な交流

平成27年 4月	第30回ふくい春まつりへ市長訪問団（8名）の派遣
平成27年 8月	小学生交流訪問団（福井市小学生16名）の受入
平成27年10月	秋のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（2名）の受入
平成28年 1月	小学生交流訪問団（熊本市小学生16名）の派遣
平成28年 2月	第5回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成28年 4月	第31回ふくい春まつりへ市長訪問団（6名）の派遣

#### 福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口約26万7千人（2015年7月1日現在）、面積536.41km<sup>2</sup>の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治22年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成11年に市制110周年を迎えた。

昭和23年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥のまち福井と称されている。

近年では、テクノポリスの指定を受け、テクノパーク福井などの整備により、織維産業のみならず、電気、機械等の集積も高まっている。また、国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かしたコンベンションの推進にも力を入れており、国際会議観光都市の指定を受けている。

区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

## 5 広報（広報課）

### (1) 広報組織

市民と行政の信頼関係を築くため、行政情報を積極的に提供し、市民との情報の共有化を図っている。

また、広報するにあたっては、「対象者の絞り込み」「媒体の選定」「時期の選定」など様々な点について、広報効果が最も高くなるよう工夫している。

### (2) 広報刊行物

タ イ ド ル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	324,310部 (平成28年4月号実績)	委託業者から各世帯に配布
点字市政だより（視覚障がい者向け）	〃	97部	郵送
声の市政だより（CD版、視覚障がい者向け）	〃	112本	郵送

### (3) テレビ・ラジオによる広報

#### テレビ広報

タ イ ド ル	放 送 局 ・ 時 間
市つとるね！？マナブくん	TKU 毎週水曜日 午前10時半頃から5分程度（「英太郎のかたらんね」内の5分コーナー）
クローズアップくまもと	ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日 午前8時から 24分間 (再放送) 毎日 午後6時15分から
テレビスポット	民間放送局 市の施策や事業を適時放映

#### ラジオ広報

タ イ ド ル	放 送 局 ・ 時 間
とんでもワイド・大田黒浩一の 今日も元気！ 内	RKK 毎週月曜日 午前9時30分ごろから 2分間
小学生の時間 内	RKK 毎週日曜日 午後6時40分から午後7時の間の20秒間
フレッシュ・フラッシュ・くまもと	F M熊本 毎週火曜日 午前8時45分ごろから 5分間
I LOVE WOMAN	F M熊本 毎週火曜から木曜日 午後0時10分ごろから 5分間
おはよう熊本市	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 午前7時45分から 13分間
熊本市民あんぜんあんしん大作戦	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 正午から 5分間 (再放送) 午後6時55分から
もっと知りたい熊本市	熊本シティエフエム 毎週金曜日 午後1時から 20分間
子どもラジオ局 内5分コーナー番組	熊本シティエフエム 毎月最終日曜日 正午から午後1時の間の5分間
声の市政だより	熊本シティエフエム 毎月第1第3土曜日 午前10時から 15分間

#### (4) 新聞・生活情報誌などによる広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報を行う。

#### (5) ホームページなどによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信する。

ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.jp/>

携帯電話用ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.jp/defaultM.aspx>

フェイスブックによる情報発信 <http://www.facebook.com/KumamotoCity>

#### (6) 報道機関（市政記者クラブ）を通してのパブリシティ活動

- 市長記者会見（月に2回程度）

- 記者レクチャー（関係課長などによる記者への説明）

- 資料提供（報道資料配布：年間1, 528件※平成27年度実績）

※記者クラブ加入社（14社）：熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・

KKT・KAB・時事通信・共同通信・産経

### 6 震災復興（復興総務課）

#### (1) 復興部設置

平成28年4月14日に発生した平成28年熊本地震からの早期復旧・復興に取り組むために、平成28年5月6日に「復興部」を設置した。

復興部は、既存組織と連携して震災復興に係る諸事業を組織横断的に推進し、震災からの早期復興を目指す。

「熊本市震災復興計画」の策定、その計画に基づき既存組織が実施する支援業務や復興事業の総合調整のほか、新たな業務や事業の企画・実施を行う。

復興部組織 人員40名（部長1名、課長3名、課員36名）

部署名	業務概要
復興総務課 (課長以下15名)	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 平成28年熊本地震に関する災害復興事業に係る企画及び総合調整に関すること。 (3) 課内、生活再建支援課及び住宅再建支援課の庶務に関すること。
生活再建支援課 (課長以下15名)	(1) 平成28年熊本地震の被災者の生活再建支援に係る企画及び総合調整並びに実施に関すること。 (2) 被災者の生活再建に係る総合的相談に関すること。
住宅再建支援課 (課長以下9名)	(1) 仮設住宅等に係る被災者の入居及び退去の管理に関すること。 (2) 仮設住宅等に入居する被災者からの相談に関すること。 (3) 仮設住宅の維持補修に関すること。 (4) 被災住宅の相談等に関すること。

## (2) 熊本市震災復興計画

熊本市震災復興計画（以下「復興計画」という。）は、市民・地域・行政が総力をあげて、平成28年4月14日及び16日に発生した平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）からの早期の復旧・復興を目指し、新しい熊本市の実現に向けて着実に歩みを進めていくための基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき主要な施策や具体的な取組を体系的にまとめたものであり、平成28年10月に市議会の議決を経て策定した。

（以下、復興計画の原文を一部抜粋して掲載。）

### ア 計画の対象地域

現行（平成28年4月1日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図る。

### イ 計画の位置付け

「地域主義」をまちづくりの基本理念とした熊本市第7次総合計画（以下「総合計画」という。）（平成28年度～平成35年度）の基本構想に掲げるめざすまちの姿「上質な生活都市」の実現は、震災後の本市においても変わることのない目標であり、これを実現するための施策や具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に推進していくため、総合計画に復旧・復興の視点を取り入れた復興計画を策定し、総合計画の前期基本計画の中核として位置付ける。

### ウ 計画期間

平成28年度から総合計画対象期間の中間年度に当たる平成31年度までの4年間とし、当面の復興目標年度を期間最終年度の平成31年度とする。

ただし、4年以上の中長期的な視点で取り組むべき課題も多く、復興には平成32年度以降も継続して取り組んでいく。

### エ 計画の構成

「基本方針」と5つの「復興重点プロジェクト」、5つの「目標別施策」等で構成している。

- ◆ 基本方針 「復興重点プロジェクト」や「目標別施策」を貫く最も基本的な考え方であり、震災からの復興に当たっての方向性を示すもの。
- ◆ 復興重点プロジェクト 「目標別施策」の中で、特に緊急かつ重要なものであり、本市の復興をけん引する重点的な施策を掲げたもの。
- ◆ 目標別施策 「基本方針」を踏まえて設定した復興に向けた5つの目標に関する施策や具体的な取組を体系的にまとめたもの。
- ◆ 復興計画の推進に向けて 復興計画の取組を着実に進めていくための考え方を示したもの。

### オ 基本方針 ~市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造~

熊本地震からの復旧・復興に当たっては、市民・地域・行政が総力をあげて取り組み、効果的かつ迅速に震災からの復旧と地域経済の回復を図るとともに、今回の経験を踏まえた防災面の強化や都市としての更なる魅力向上など、よりよいまちづくりを目指した創造的復興に取り組む。

- 1 避難から復旧、そして、74万市民が総力をあげ明日を見据えた復興へ
- 2 「安全・安心」と「元気・活力」、そして「地域経済」の回復に向けた効果的かつ迅速な市政展開
- 3 市民・地域と行政が協働で支える安全・安心で「上質な生活都市」の創造

## カ 復興重点プロジェクト ~政令指定都市にふさわしい明日へのまちづくり~

### 1 一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト

被災者が一日も早く安心で自立的な暮らしを取り戻すことができるよう、現状把握に努め、住まいの確保支援や心のケア等、生活再建に向けた総合的な自立支援に取り組む。

### 2 市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト

地域医療の中核的な総合病院として、総合周産期母子医療などの政策医療を担ってきた責任と役割の重大さを踏まえ、市民の生命と将来を担う子どもたちの命を守るために、一日も早い再生に取り組む。

### 3 くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト

国や県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ関係団体などの力を結集し、中長期的な視点を持って復旧に取り組むとともに、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用を図る。

### 4 新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト

中小企業や農業者等を支援し、産業界全体の振興を図っていくことで、本市を含む熊本連携中枢都市圏（以下「都市圏」という。）全体の経済の再生・成長をけん引する。また、高度な都市機能が集積する中心市街地においては、防災機能の向上を図りつつ、桜町・花畠周辺地区や陸の玄関口である熊本駅周辺地区の再整備を進めることで、更なるまちのにぎわいを創出する。

### 5 震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト

今回の震災によって得た多くの教訓と復旧・復興の過程を市内外において共有し、将来同じような災害が発生した場合の対応に役立てるため、震災に関わる記録を集積・発信するとともに、様々な取組を通じて「熊本地震の記憶」を熊本の未来を担う子どもたちへ伝承する。

## キ 目標別施策

### 1 被災者の生活再建に向けたトータルケアの推進

- ①被災者の暮らしの安心や生活再建を支える取組の推進
- ②恒久的な住まいの確保支援

### 2 「おたがいさま」で支え合う協働によるまちづくり

- ①互いに支え合う自主自立のまちづくりの推進
- ②復興を支える担い手の育成
- ③市民・地域と行政のパートナーシップの推進

### 3 防災・減災のまちづくり

- ①災害に強い都市基盤の形成
- ②市民・地域・行政の災害対応力の強化
- ③避難環境の見直し・強化

### 4 「くまもとの元気・活力」を創り出す

- ①地域産業への多様な支援と復興需要による地域経済の再生と活性化
- ②農水産業関連施設の早期復旧と営農再開に向けた支援による農水産業の復興
- ③震災からの再生をアピールし集客を図る国内外へのシティセールスと観光戦略の展開

### 5 都市圏全体の復興をけん引する取組の推進

- ①連携強化と近隣自治体への支援
- ②都市圏全体の復興実現

## ク 復興計画の推進に向けて

- 1 市民・地域と行政の協働による推進
- 2 復興を円滑に進めるための行財政基盤の確立
- 3 実施計画による復旧・復興事業の着実な推進

## 7 危機管理防災（危機管理防災総室）

### （1）危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

### （2）地域防災計画

#### ア 地域防災計画

本市は九州中部に位置し、梅雨時期には多量の降雨があり、昭和28年の白川大水害・平成24年の九州北部豪雨災害など、幾多の洪水被害に見舞われてきた。

本市の地域防災計画は、これらの災害を想定し、同規模の災害に対し、迅速な対応を行うための防災無線の整備などを含めた「予防計画」、被災者に対する援護を行う「応急対策計画」、市民生活復旧のための「復旧復興計画」により構成している。平成28年4月に発生した熊本地震の検証を行い、計画の改定を行うこととしている。

その他、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

#### イ 防災訓練

風水害、震災時の被害軽減と被災時の迅速復旧対応を目的に、防災関係機関との連携、ボランティアの参加により「熊本市総合防災訓練」を毎年実施している。平成28年度は熊本地震の影響により中止した。

今後は、熊本地震の反省を活かしたより実践性のある訓練としていく。

〈平成27年度実績〉

平成27年5月20日 訓練参加者 2,600人

#### ウ 防災知識の普及・啓発

災害に強いまちづくりの推進を目的に、地域防災力の要となる自主防災クラブ結成支援を行うとともに、地域住民の自助、共助の防災意識の向上・啓発を図るため、地域主導型で年2回「まなぼうさい」を実施している。また、地域主体で地域の危険箇所や避難経路等を記した地域版ハザードマップの「作成手引き書」を作成。25年度より本格的な取組を開始。

○自主防災クラブ結成数 712クラブ（平成28年3月現在）

○まなぼうさい

〈平成27年度実績〉

第19回 平成27年 9月26日 高平台小学校

第20回 平成28年 2月 7日 託麻北小学校・託麻スポーツセンター

#### エ 防災情報の収集伝達

##### ① 熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、CCTV監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防局などと情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

##### ② 防災行政無線の整備

災害情報の迅速な伝達のため、本市には携帯型の移動系無線を設置している。また、旧町単位で運用していた同報系防災行政無線のシステムを統合し、デジタル方式への移行、全国瞬時警報システムにも対応するため、既存設備を

更新とともに、高潮、津波被害の恐れのある沿岸部や土砂災害危険箇所の未整備地域への新設を行う。

### ③ 緊急告知ラジオの配備

災害情報の迅速な伝達のため、熊本シティエフエムの電波を利用し、緊急情報を自動的に放送する緊急告知ラジオを導入。自治会、消防団、民生委員、防災拠点施設、小中学校等教育機関等へ配備するとともに、購入を希望される市民に向けて有償頒布を行っている。

## 才 防災倉庫等の整備

市内 10 箇所の近隣公園に防災倉庫を設置するとともに、区役所、総合出張所や出張所に備蓄倉庫を設置し、非常食糧や生活物資などを備蓄している。また、災害時の飲料水や防火用水などに使用するため、耐震性貯水槽も設置している。さらに避難所となる市内の各小中学校等 149 箇所にも分散備蓄倉庫を設置している。

今後、熊本地震の検証と地域防災計画の改定を行う中で防災倉庫等の整備についても検討を行う予定である。

## 力 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結している。

また、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

## (3) 国民保護計画

「国民保護法」に基づき、着上陸侵攻などの武力攻撃事態及び大規模なテロなどの緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「熊本市国民保護計画」を策定している。

この計画は、平素からの備えや予防、事態等への対処及び復旧について定め、市が実施する警報の伝達、避難の指示及び避難住民の誘導、県が実施する救援活動への協力等の措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

## (4) 事件等対処計画

「熊本市危機管理指針」に基づき、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画は、事件等の緊急事態に対する対処の基本的な考え方を定め、その対処手順を明確にすることにより、住民や市域に被害が及ぶ恐れのある様々な危機事象の発生及び発生すると予想される事態に対し、速やかな対応を図ることにより、未然に防止し、また発生した場合の被害を最小限に止めることを目的とする。

## 8 都市政策研究所

### (1) 都市政策研究所について

#### ア 設立の経緯と目的

我が国では、少子高齢化社会の進展とともに本格的な人口減少社会を迎えており、地方には、地域の個性や特性を生かし、自らの判断と責任においてまちづくりを進めていくことが強く求められているところである。

このような中、今後さらなる政策形成力の向上が不可欠であるとの認識のもと、政令指定都市・熊本の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、平成24年10月に「熊本市都市政策研究所」を設置した。

#### イ 研究所の機能

本市の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図るため、①調査・政策研究機能、②人材育成機能、③情報収集・発信機能の3つの機能に基づく活動を行っている。

#### ウ 研究所の組織

所長以下8名〔所長（非常勤）1名、副所長（市職員）1名、研究員（市職員2名、非常勤研究員3名）、嘱託事務員1名〕の体制であり、庁内公募による職員配置や公募による外部からの研究員の採用などにより、体制の充実を図っている。

また、職員の政策形成能力の一層の向上を図ることを目的に、各局・区等の職員が、所属における行政課題の解決に向けて、一定期間、政策研究に取り組む『職員併任研究員制度』を設けている。あわせて、アドバイザーの活用や他研究機関などとの連携による研究等も行っていく。

### (2) 調査・政策研究に関する活動について

#### ア 地域認識・歴史認識の共有化に関する研究

明治22年の市政施行以降、本市がどのような地域特性の中で都市形成を図ってきたか、その変遷を整理・分析し、これから様々な都市づくりの基礎となる地域認識・歴史認識の共有化に資する研究を行っており、その成果として、各種図面・都市図等で本市の都市形成の変遷について概観する「熊本都市形成史図集」（明治22年～昭和22年）を平成26年11月、「熊本都市形成史図集－戦後編一」（昭和20年～平成26年）を平成28年3月に刊行した。

また、地理的・地勢的状況を共有できるような地図情報の構築を進めている。

#### イ 研究員による政策研究

各研究員の専門分野を踏まえ、都市の「本質」「生活」「産業」の3つの研究フレームの中で都市問題に関するテーマを設定し、調査・政策研究を行っている。これまでに発表した研究報告等は次のとおり。

■都市の本質に関する研究
・政令指定都市「熊本」の合併の歴史的変遷と現在
・熊本市の人口動態の分析及び福岡市との比較考察
・熊本市における合計特殊出生率向上に向けた少子化対策についての一考察
・政令指定都市間の比較から見た少子化の要因分析並びに抑制可能性
・ソーシャル・キャピタルの今日的意義と都市政策への応用可能性
・城下町・熊本の街区要素の一考察
・熊本城下・新町地区における勢屯の広場化の考察

■都市の生活に関する研究
・熊本市における公共交通と特定公共施設分布の関係分析に基づく都市形成の考察
・熊本市の都市緑化政策の評価と課題
・熊本市家庭の森づくり事業に関する研究
・熊本市におけるコミュニティ政策の変遷とその特性
・熊本市の目標多核連携都市における人口集約によるCO <sub>2</sub> 削減シミュレーション－自動車交通に伴うCO <sub>2</sub> 削減効果－
・行政における民俗文化財の保護・活用に関する一考察－熊本市の「沈目地区の大蛇踊り」を事例に－

■都市の産業に関する研究
・地域共有財の保全活動における民間企業と行政の連携 一熊本地域の地下水保全事業の事例から一
・熊本市に立地する企業の特性分析
・熊本市におけるリノベーションまちづくりの可能性

## ウ 政策支援機能の充実

本市の人口分析情報の提供をはじめとする、各局・区等における課題や問題解決のための支援やデータ、論文等の提供を行っている。

### (3) 人材育成に関する活動について

#### ア 講演会の開催

職員の政策立案能力の向上を図るため、地方創生などの様々な都市問題や課題をテーマにした講演会を年4回開催している。また、開催に際し、市職員のほか市民や熊本都市圏をはじめとする県内の自治体職員、各関係機関職員などに対しても広く参加を呼びかけている。

#### 講演会の開催実績（平成26年度以降）

回数	日時	講師・テーマ等	参加者数
第8回	平成26年5月22日（木） 午後3時～5時	NPO法人アジアン・エイジング・ビジネスセンター理事長 小川 全夫 氏 『生涯現役社会づくり』	121名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 長 和史 『熊本市の都市緑化政策の評価と課題』	
第9回	平成26年8月12日（火） 午後3時～5時	東京農工大学名誉教授 千賀 裕太郎 氏 『子どもが地域愛を育むプロセス ～まちづくり・地域活性化原論として～』	114名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 渡辺 亨 『熊本地域の地下水保全事業 ～持続的協働モデルとしての特徴と課題～』	
第10回	【開設2周年記念講演会】 平成26年11月5日（水） 午後3時～5時	九州大学産学連携センター教授 谷口 博文 氏 『地域を担う人材育成と地域の自立 ～パブリックガバナンス改革～』	190名
		<鼎談>『持続可能で創造的な都市づくりと人材育成』 九州大学産学連携センター教授 谷口 博文氏 熊本市長（当時） 幸山 政史 熊本市都市政策研究所長 斎茂 壽太郎	
第11回	平成27年2月5日（木） 午後3時～5時	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授 久野 譲也 氏 『超高齢・人口減社会に挑戦する健『幸』まちづくり ～スマートウエルネスシティを目指して～』	165名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 草野 泰宏 『歴史のまち・熊本におけるリノベーションまちづくりの可能性』	
第12回	平成27年5月21日（木） 午後3時～5時	熊本大学 政策創造研究教育センター教授 上野 真也 氏 『政策創造と人材育成』	113名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 中野 啓史 『熊本市におけるコミュニティ政策の変遷と特性』	
第13回	平成27年7月31日（金） 午後3時～5時	豊橋技術科学大学学長・日本学術会議会長 大西 隆 氏 『縮小時代の都市政策』	176名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 荒木 新吾 『多核連携都市における人口集約によるCO2削減シミュレーション』	
第14回	平成27年11月4日（水） 午後3時～5時	崇城大学大学院芸術研究科長 芸術学部デザイン学科教授 本間 康夫 氏 『デザイン・イノベーションの時代』	77名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 久保 由美子 『熊本城下・新町地区における勢屯の広場化の考察』	
第15回	平成28年2月5日（金） 午後3時～5時	明治大学政治経済学研究科・危機管理研究センター特任教授 中林 一樹 氏 『地域継続と事前復興からの国土強靭化の発想 ～想定外の災害に備えるためには～』	104名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 渡辺 亨 『熊本市の地域資源としてみた老舗企業』	

#### **イ 講演会を活用した事前・事後研修会等の実施**

講演会のテーマに合わせ事前または事後研修会を実施するほか、政策研究会や勉強会などにより政策立案能力の向上を図っている。

#### **ウ 職員併任研究員制度**

庁内職員公募により、各局・区等に所属したまま一定期間、研究所の併任研究員となり政策研究に携わる制度を設け、職員の政策形成能力の向上を図っている。

### **(4) 情報収集・発信に関する活動について**

#### **ア 研究所パンフレットの作成**

研究所の概要を広く発信するためのパンフレットを作成し、関係機関へ配付のほか、講演会等で配付を行っている。

#### **イ 研究所ホームページによる情報発信**

研究所のホームページの充実を図り、目的、機能、組織、活動内容等について広く情報発信を行っている。

#### **ウ ニューズレターの発行**

ニューズレターを発行し、研究所の活動内容や研究報告等の情報発信を行う。

#### **エ 学会への参加**

都市問題をテーマとする各学会に加入し最新の情報を収集するとともに、各局・区等へ情報提供を行っている。

※加入学会 日本都市計画学会、農村計画学会、日本造園学会、日本建築学会、日本公共政策学会、自治体学会

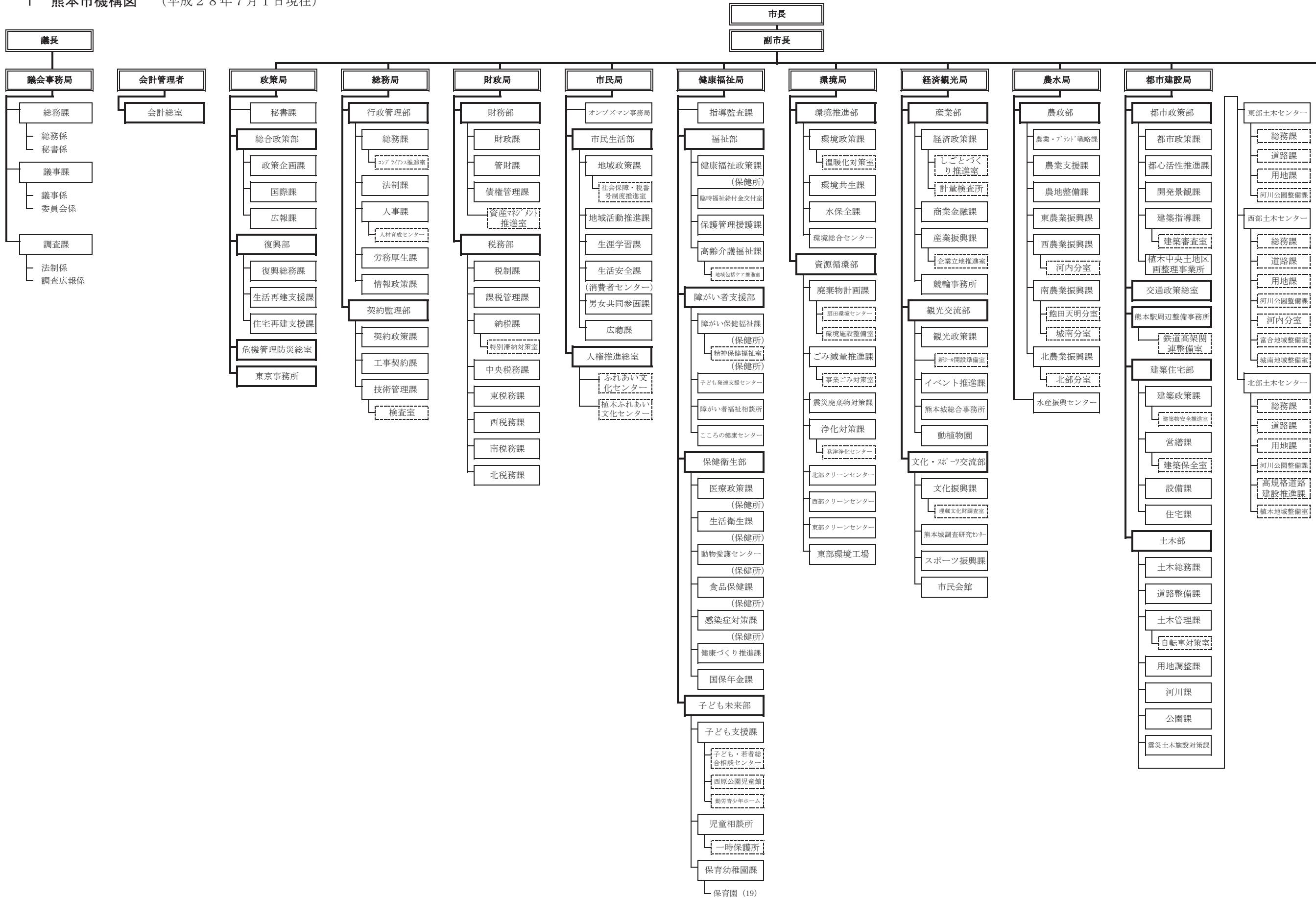
#### **オ 「熊本都市政策」(熊本市都市政策研究所年報)の刊行**

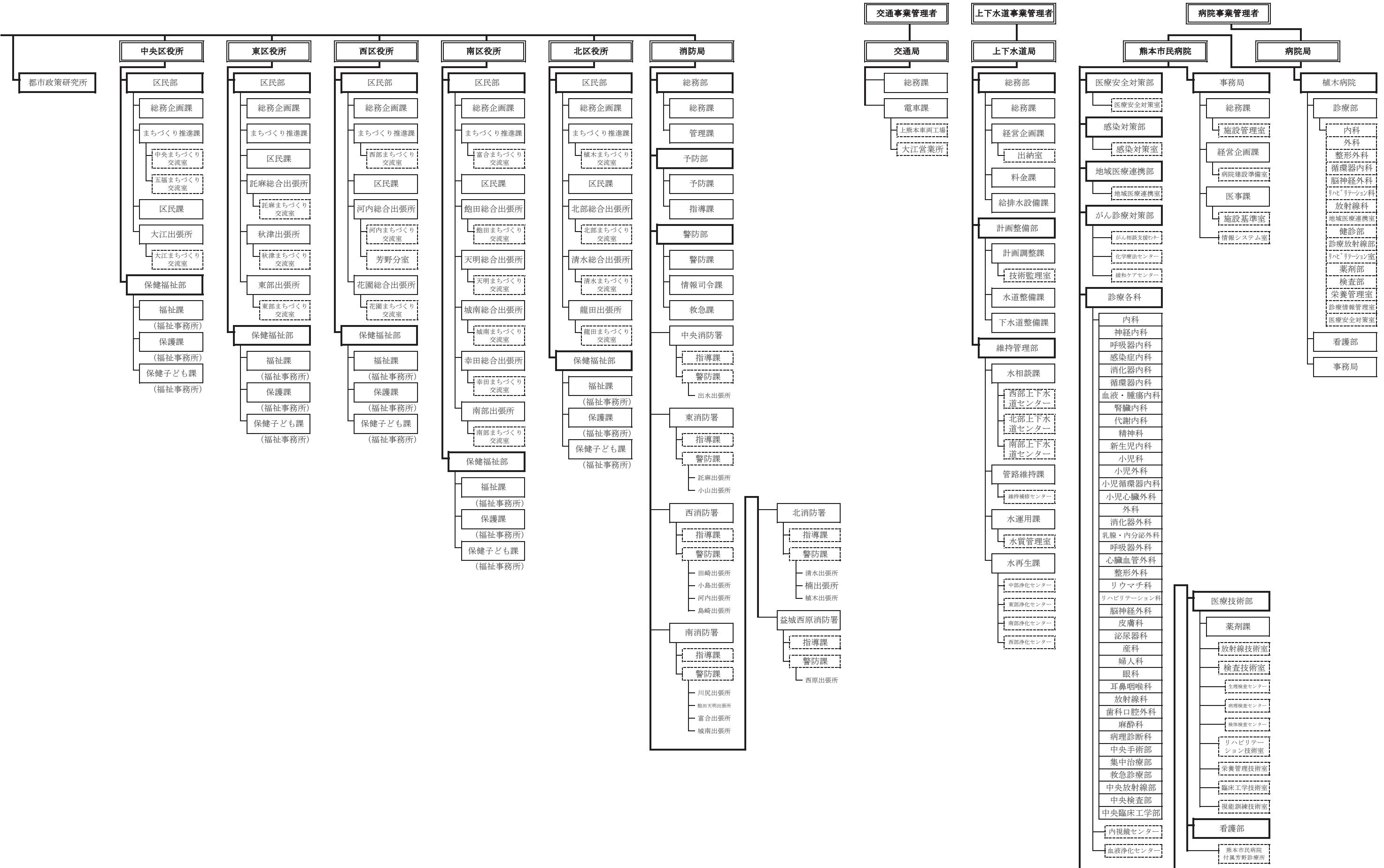
研究所の年間の活動等について整理した年報を作成し、関係機関等へ配付を行っている。

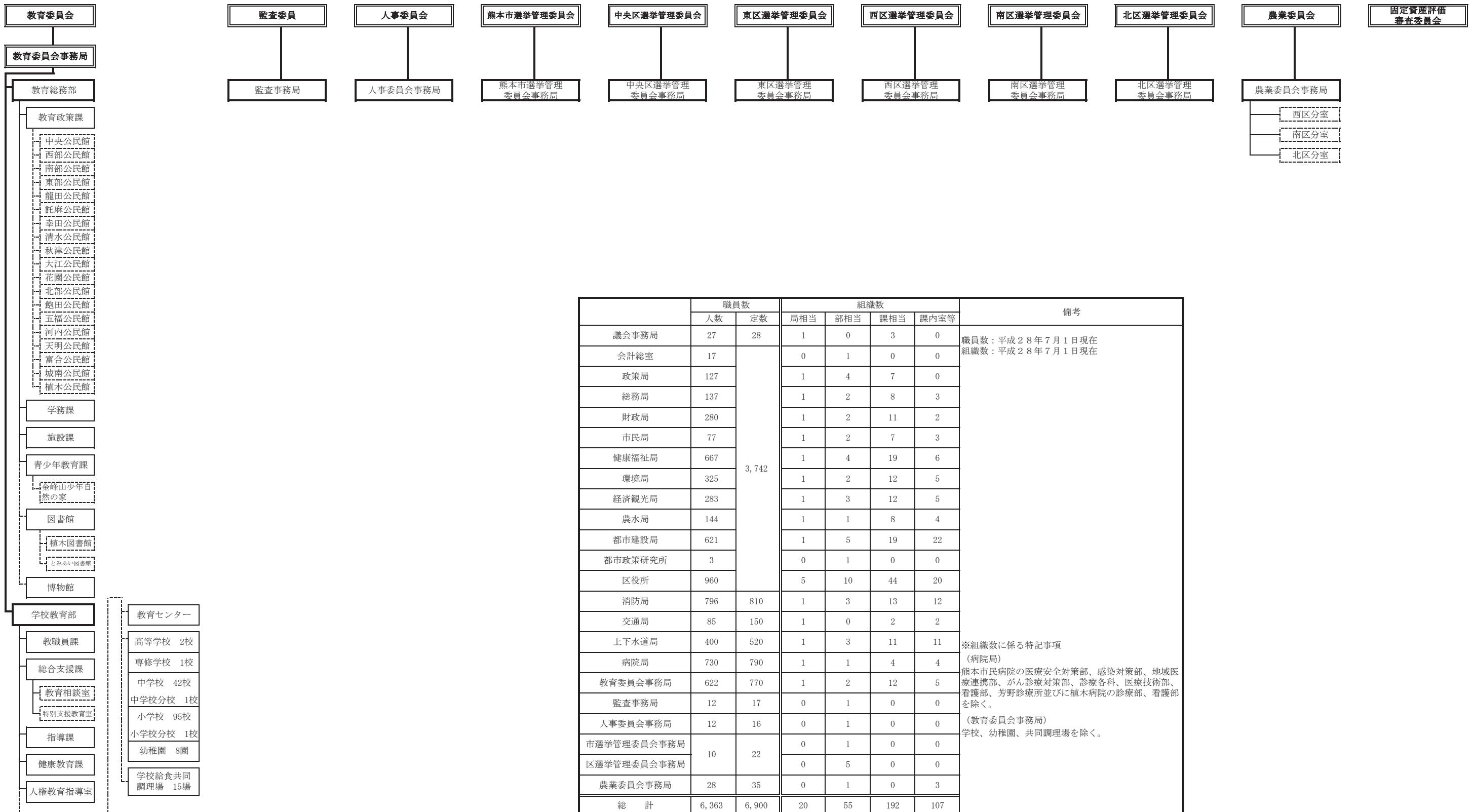
# 総務・財政

1 熊本市機構図	59
2 情報公開・個人情報保護	67
3 行財政改革	69
4 指定管理者制度	72
5 職員数	75
6 給与	75
7 職員研修	78
8 契約	81
9 情報化推進	82
10 統計	87
11 財政	89
12 公共施設等総合管理計画	94
13 市庁舎概要	95
14 市税	100
15 選挙	104
16 人事委員会	109

1 熊本市機構図 (平成28年7月1日現在)







	職員数		組織数			備考	
	人数	定数	局相当	部相当	課相当		
議会事務局	27	28	1	0	3	0	職員数：平成28年7月1日現在 組織数：平成28年7月1日現在
会計総室	17		0	1	0	0	
政策局	127		1	4	7	0	
総務局	137		1	2	8	3	
財政局	280		1	2	11	2	
市民局	77		1	2	7	3	
健康福祉局	667		1	4	19	6	
環境局	325		1	2	12	5	
経済観光局	283		1	3	12	5	
農水局	144		1	1	8	4	
都市建設局	621		1	5	19	22	
都市政策研究所	3		0	1	0	0	
区役所	960		5	10	44	20	
消防局	796	810	1	3	13	12	
交通局	85	150	1	0	2	2	
上下水道局	400	520	1	3	11	11	
病院局	730	790	1	1	4	4	
教育委員会事務局	622	770	1	2	12	5	
監査事務局	12	17	0	1	0	0	
人事委員会事務局	12	16	0	1	0	0	
市選挙管理委員会事務局	10	22	0	1	0	0	
区選挙管理委員会事務局			0	5	0	0	
農業委員会事務局	28	35	0	1	0	3	
総計	6,363	6,900	20	55	192	107	

※組織数に係る特記事項

(病院局)  
熊本市民病院の医療安全対策部、感染対策部、地域医療連携部、がん診療対策部、診療各科、医療技術部、看護部、芳野診療所並びに植木病院の診療部、看護部を除く。

(教育委員会事務局)  
学校、幼稚園、共同調理場を除く。

## 2 情報公開・個人情報保護（法制課）

### （1）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年10月1日に施行した。

平成11年10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

#### ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティー）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

#### イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

総  
財

#### ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

#### エ 文書等の開示を請求できるもの

情報開示請求には資格制限はなく、何人も文書等の開示請求が可能としている。

### （2）平成27年度情報公開制度の実施状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

#### ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処理状況									
	開示決定	部分開示決定	請求拒否決定					合計	取下げ	却下
			不開示	存否不回答	不存在	その他	計			
1301	800	459	16	2	61	2	81	1340	13	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものという。

※存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものという。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものという。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったものについて、却下したものという。

※開示請求者の区分は、平成24年度から廃止した。

#### イ 不服申立ての件数及び平成27年度の処理状況

過去5年間の不服申立ての件数

(単位 件)

区分	不服申立ての件数(件)				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
異議申立て・審査請求	2	2	7	6	4

平成27年度の処理状況

(単位 件)

不服申立て件数		処理状況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	4	6	4	0	0

(注) 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審議を併合して行ったり、1件の不服申立てが複数の事案に対する不服申立ての場合、それぞれについて決定したため。

また、処理状況の件数については、当該年度以前から出されていた不服申立てに関する処理状況の件数も含むものであるため。

### (3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例は、平成14年4月1日に施行した。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、自己の個人情報について開示・訂正などを求める権利を保障している。

#### ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

#### イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

#### ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

### (4) 平成27年度個人情報保護制度の実施状況(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

#### ア 開示請求件数及びその処理状況

(単位 件)

開示請求件数	処理状況						
	開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
100	57	31	2	25	0	0	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものという。

※存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものという。

#### イ 不服申立ての件数及び平成27年度の処理状況

過去5年間の不服申立ての件数

(単位 件)

区分	不服申立ての件数(件)				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
異議申立て・審査請求	0	0	1	4	0

平成27年度の処理状況

(単位 件)

不服申立て件数		処理状況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	0	2	0	0	0

#### ウ 訂正請求及び利用停止請求の状況

(単位 件)

年度	訂正請求		利用停止請求	
	請求件数	処理状況	請求件数	
27	0		0	

総  
財

### 3 行財政改革（総務課）

市民福祉の向上や効率的・効果的な行政体制の整備を目指し、行財政改革に取組んでいる。

平成8年9月には、行政改革大綱を策定（第1次行革）、平成12年10月には、社会情勢の変化等を踏まえた大綱の見直し（第2次行革）、平成16年3月には、スリムで効率的な行政体制の整備や財政の健全化を実現する行財政改革推進計画を策定し（第3次行革）、また、平成21年3月には、行財政改革計画（第4次行革）を策定し、市民に信頼される市政の実現とともに効率的で質の高い市政運営を目指してきた。

さらに、第6次総合計画に掲げる新しいくまもとづくりとそれを支える市政改革の着実な推進に向けて、「将来にわたり持続可能な市政運営の実現」を目標とした第5次となる「行財政改革計画」（期間：26年度から30年度）を平成26年4月に策定した。

この計画に基づき、質の高い区政サービスの提供、民間活力等の活用及び財政基盤の強化など71項目に取組んでいく。

#### （1）経費改善への取組実績

第1次行革：第1次行政改革大綱

(単位：百万円)

区分	年度	8	9	10	11
1 事務事業の見直し	83	517	1,830	2,118	
廃止・縮小・統合			5	143	204
簡素・効率化・経費節減	83	512	1,490	1,624	
民間委託等の推進				197	290
その他の					
2 財政の健全化				1,040	1,677
3 人事管理制度の見直し		77	332	1,096	
合 計	83	594	3,202	4,891	

## 第2次行革：第2次行政改革大綱

(単位：百万円)

区分	年度	12	13	14	15
1 事務事業の見直し		329	511	1,005	1,619
廃止・縮小・統合		81	83	89	96
簡素・効率化・経費節減		242	340	744	1,336
民間委託等の推進		6	79	149	158
その他の			9	23	29
2 財政の健全化		2,079	1,273	1,959	1,599
3 人事管理制度の見直し		578	1,315	1,696	2,065
合	計	2,986	3,099	4,660	5,283

## 第3次行革：行財政改革推進計画

(単位：百万円)

区分	年度	16	17	18	19	20
市民サービスの改革		176	254	355	394	443
組織の改革		150	854	1,262	1,949	1,840
外郭団体の改革		230	0	0	0	0
公営企業の経営健全化		0	0	2,137	2,096	2,381
財政健全化の推進		1,402	2,365	3,850	5,042	5,921
合	計	1,958	3,473	7,604	9,481	10,585

## 第4次行革：行財政改革計画

(単位：億円)

区分	計画額	効果額	計画差
定員管理・民間委託等の推進	41	90	49
職員給与の適正化	6	40	34
時間外勤務の縮減	10	△31	△41
市税等の収納率の向上	24	13	△11
受益者負担等の見直し	8	2	△6
市有財産等の活用による歳入の確保	5	8	3
組織・事務事業の見直し	68	48	△20
合	計	162	170

## (2) 職員数の推移

第1次行革：第1次行政改革大綱

(単位：人)

区分	年度	8	9	10	11
職 員 総 数 ①		6,741	6,732	6,702	6,612
市 民 数 ②		648,543	651,605	654,613	657,850
職員一人あたり市民数 (②÷①)		96.2	96.8	97.7	99.5

第2次行革：第2次行政改革大綱

(単位：人)

区分	年度	12	13	14	15
職 員 総 数 ①		6,544	6,458	6,407	6,364
市 民 数 ②		659,942	661,115	664,279	666,698
職員一人あたり市民数 (②÷①)		100.8	102.4	103.7	104.8

第3次行革：行財政改革推進計画

(単位：人)

区分	年度	16	17	18	19	20
職 員 総 数 ①		6,322	6,249	6,231	6,156	6,119
市 民 数 ②		667,746	668,797	667,169	667,899	668,021
職員一人あたり市民数 (②÷①)		105.6	107.0	107.1	108.5	109.2

第4次行革：行財政改革計画

(単位：人)

区分	年度	21	22	23	24	25
職 員 総 数 ①		6,123	6,486	6,402	6,455	6,441
市 民 数 ②		677,375	728,332	733,012	734,361	737,294
職員一人あたり市民数 (②÷①)		110.6	112.3	114.5	113.8	114.5

第5次行革：行財政改革計画

(単位：人)

区分	年度	26	27	28
職 員 総 数 ①		6,420	6,432	6,372
市 民 数 ②		738,371	739,015	739,991
職員一人あたり市民数 (②÷①)		115.0	114.9	116.1

総  
財

## 4 指定管理者制度

### 概況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへの的確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年6月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成16年8月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

### 指定管理者制度の導入状況（平成28年4月1日現在）

#### （1）公募により指定管理者を選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
24	熊本市男女共同参画センターはあもにい	24.4	1	男女共同参画課	はあもにい管理運営共同企業体	24.4.1～29.3.31
	熊本市母子・父子福祉センター	18.4	1	子ども支援課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	24.4.1～29.3.31
	熊本市リサイクル情報プラザ	24.4	1	ごみ減量推進課	リサイクルプラザ管理運営共同企業体	24.4.1～29.3.31
	熊本市勤労者福祉センター	18.4	1	経済政策課 しごとづくり推進室	(一財) 熊本市勤労者福祉センター	24.4.1～29.3.31
	熊本市健軍文化ホール	24.4	1	市民会館	健軍文化ホール事業推進共同企業体	24.4.1～29.3.31
	水前寺江津湖公園	24.4	1	公園課	(一社) 熊本市造園建設業協会	24.4.1～29.3.31
25	熊本市斎場	25.4	1	健康福祉政策課	熊本M・K・G斎場管理共同企業体	25.4.1～30.3.31
	熊本市水の科学館	18.4	1	上下水道局 経営企画課	(公財) 熊本市上下水道サービス公社	28.4.1～30.3.31
	熊本市富合老人福祉センター	25.1	1	高齢介護福祉課	富合老人福祉センター管理運営共同企業体	25.10.6～30.3.31
	戸島ふれあい広場	25.9	1	廃棄物計画課 環境施設整備室	戸島ふれあい広場管理運営共同企業体	25.9.1～29.3.31
	扇田ふれあい広場	25.9	1	廃棄物計画課 環境施設整備室	田上アクト共同企業体	25.9.1～29.3.31
	熊本市立城南図書館	26.3	1	熊本市立図書館	城南図書館管理運営共同企業体	26.3.1～30.3.31
	熊本市城南児童館	26.3	1	子ども支援課		26.3.1～30.3.31
26	熊本市辛島公園地下駐車場	18.4	1	管財課	(一財) 熊本市駐車場公社	26.4.1～31.3.31
	熊本市辛島公園地下通路	26.4	1	管財課		
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場(施設)	18.4	1	土木管理課 自転車対策室		
	熊本市植木健康福祉センター	21.4	1	健康福祉政策課	かがやき館管理運営共同企業体	26.4.1～31.3.31
	熊本市老人福祉センター (中央・北・西・南・川上・河内・天明)	18.4	7	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	26.4.1～31.3.31
	熊本市お達者文化会館	18.4	3	高齢介護福祉課	介護予防支援施設管理運営共同企業体	26.4.1～31.3.31
	熊本市南部万年青会館	18.4				
	熊本市東部はつらつ交流会館	18.4				
	熊本市障害者福祉センター希望荘	18.4	1	障がい保健福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	26.4.1～31.3.31
	熊本市国際交流会館	18.4	1	国際課	熊本市国際交流会館共同企業体	26.4.1～31.3.31
	熊本市総合体育館・青年会館	18.4	7	スポーツ振興課	(一財) 熊本市社会教育振興事業団	26.4.1～31.3.31
	熊本市総合屋内プール	18.4				
	南部総合スポーツセンター	18.4				
	託麻スポーツセンター	18.4				
	田迎公園運動施設	18.4				
	水前寺競技場	18.4				
	水前寺野球場	18.4				
	熊本市現代美術館	18.4	1	文化振興課	(公財) 熊本市美術文化振興財團	26.4.1～31.3.31
	熊本市城南地域物産館	26.1	1	南農業振興課	九州総合サービス 株式会社	26.10.1～31.3.31

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
27	熊本市祖崇廟納骨堂	20.4	1	人権推進総室	(公社) 熊本市シルバー人材センター	27.4.1~30.3.31
	熊本市夢もやい館	19.4	1	健康福祉政策課	夢もやい館管理運営共同企業体	27.4.1~32.3.31
	熊本市南部在宅福祉センター	18.4	1	健康福祉政策課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	27.4.1~30.3.31
	熊本市東部在宅福祉センター	18.4	1	健康福祉政策課	東部福祉センター管理運営共同企業体	27.4.1~30.3.31
	熊本市東老人福祉センター	18.4	1	高齢介護福祉課		
	熊本市森林学習館	18.4	1	環境共生課	森林学習館管理運営共同企業体	27.4.1~30.3.31
	熊本市食品交流会館	17.4	1	産業振興課	株式会社 フードバル熊本	27.4.1~32.3.31
	熊本市流通情報会館	17.4	1	商業金融課	熊本流通団地協同組合	27.4.1~32.3.31
	熊本市くまもと工芸会館	17.4	1	文化振興課	くまもと工芸協会共同企業体	27.4.1~32.3.31
	公営住宅（中央区・北区・西区）	18.4	69	住宅課	熊本市営住宅管理(中央・北・西) 共同企業体	27.4.1~32.3.31
	改良住宅（中央区・北区・西区）	18.4	4			
	単独住宅（中央区・北区・西区）	18.4	3			
	特定優良賃貸住宅（中央区・北区・西区）	18.4	7			
	小集落改良住宅（中央区・北区・西区）	18.4	2			
	公営住宅（東区・南区）	18.4	44	住宅課	熊本市営住宅管理センター共同企業体	27.4.1~32.3.31
	改良住宅（東区・南区）	18.4	4			
	単独住宅（東区・南区）	18.4	2			
	特定優良賃貸住宅（東区・南区）	18.4	5			
	小集落改良住宅（東区・南区）	18.4	1			
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場（運営）	18.4	-	土木管理課 自転車対策室	株式会社 パスート24	27.4.1~30.3.31
	熊本市自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市庁舎北側自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市上通自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市庁舎自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市健軍自転車駐車場	24.4	1	土木管理課 自転車対策室	(公社) 熊本市シルバー人材センター	27.4.1~30.3.31
	熊本市武藏塚駅前自転車駐車場	24.4	1	土木管理課 自転車対策室	武藏塚自転車駐車場管理運営共同企業体	27.4.1~30.3.31
28	熊本市立雁回敬老園	23.4	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	28.4.1~33.3.31
	熊本市城南老人福祉センター	23.4	1	高齢介護福祉課	株式会社 オカムラ	28.4.1~33.3.31
	熊本市子ども文化会館	23.4	1	子ども支援課	(一財) 熊本市社会教育振興事業団	28.4.1~33.3.31
	東部交流センター	19.4	1	東部環境工場	東部交流センター管理運営共同企業体	28.4.1~33.3.31
	くまもと森都心プラザ	23.4	1	商業金融課	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	28.4.1~33.3.31
	熊本市植木温泉福祉交流館	22.4	1	北区役所 総務企画課	ゆうしんグループ共同企業体	28.4.1~31.3.31

(2) 地域密着型施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
26	地域コミュニティセンター	20.4 から 順次	9	各区役所 まちづくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	26.4.1～29.3.31
	熊本市老人憩の家	18.4	131	高齢介護福祉課	各老人憩の家運営委員会	26.4.1～31.3.31
27	熊本市共同利用施設託麻東部会館	18.4	1	環境政策課	熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会	27.4.1～30.3.31
	三山荘	18.4	1	東部環境工場	熊本市戸島地域環境保全協議会	27.4.1～30.3.31
	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	18.4	1	観光政策課	九州自然歩道利用拠点施設管理委員会	27.4.1～30.3.31
	地域コミュニティセンター	18.4 から 順次	53	各区役所 まちづくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	27.4.1～30.3.31
28	地域コミュニティセンター	17.4 から 順次	11	各区役所 まちづくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	28.4.1～31.3.31

※地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設

(3) 小規模施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
26	熊本市高齢者技能習得センター	18.4	1	高齢介護福祉課	(公社) 熊本市シルバー人材センター	26.4.1～31.3.31
27	リデル、ライト両女史記念館	18.4	1	文化振興課	リデル、ライト両女史顕彰会	27.4.1～30.3.31
28	熊本市事業内高等職業訓練校	18.4	1	経済政策課 しごとづくり推進室	職業訓練法人 熊本市職業訓練協会	28.4.1～30.3.31

※管理委託料が年間 500 万円以下の施設

(4) PFI事業者を指定管理者に選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
22	桜の馬場観光交流施設 桜の馬場観光交流施設駐車場	23.3	2	観光政策課	熊本城観光交流サービス 株式会社	23.3.5～43.3.31

(5) その他非公募施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
26	熊本市西里老人福祉センター	26.4	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	26.4.1～31.3.31
28	熊本市職業訓練センター	18.4	1	経済政策課 しごとづくり推進室	職業訓練法人 熊本市職業訓練センター	28.4.1～30.3.31

## 5 職員数（人事課）

(平28.4.1現在)

区分	定 数	現 員 数
市長事務部局	3,742	3,629
議会事務局	28	28
選挙管理委員会事務局	22	10
監査事務局	17	13
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	770	611
人事委員会事務局	16	12
消防局	810	796
農業委員会事務局	35	28
交通局	150	84
上下水道局	520	401
病院局	790	760
計	6,900	6,372

総  
財

## 6 給与（労務厚生課）

### (1) 局別職員給料

(平28.4.1現在)

局別	給 料 月 額 (円)			平均年齢	平均勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市長事務部局	548,400	149,400	329,008	42歳9月	18年11月
議会事務局	517,700	216,200	348,215	42歳9月	20年3月
選挙管理委員会事務局	494,000	221,600	373,410	47歳5月	23年6月
監査事務局	474,900	321,400	385,641	48歳11月	24年11月
教育委員会事務局	489,200	182,200	366,293	47歳5月	17年0月
人事委員会事務局	474,200	210,800	316,433	39歳3月	16年4月
消防局	494,000	159,000	303,074	37歳8月	15年0月
農業委員会事務局	471,100	223,100	372,799	50歳1月	27年7月
交通局	470,400	199,600	333,918	46歳10月	21年9月
上下水道局	474,900	154,800	343,068	45歳5月	22年4月
病院局	570,400	154,200	333,586	41歳7月	15年0月
全 体	570,400	149,400	331,278	42歳8月	18年1月

(注) 給料月額には、一部、現給保障額を含む

## (2) 初任給基準

(平28.4.1現在)

区分	職種	試験		学歴免許等	初任給				
		正規の試験	上級職		級	号給	金額(円)		
行政職員給料表	一般	正規の試験	上級職		1	29	183,400		
					1	9	149,400		
	保育士			短大卒	1	19	162,600		
	獣医師			大学6卒	1	42	203,800		
	薬剤師			大学6卒	1	42	203,800		
	管理栄養士			大学卒	1	29	183,400		
	保健師			大学卒	1	29	183,400		
	助産師			短大3卒	1	25	176,200		
	看護師			短大3卒	1	23	171,200		
	短大2卒			短大2卒	1	19	162,600		
	診療放射線技師			大学卒	1	28	181,600		
	臨床検査技師			短大3卒	1	24	173,700		
	理学療法士			短大3卒	1	24	173,700		
	作業療法士			短大2卒	1	19	162,600		
	言語聴覚士			高校専攻科卒	1	15	156,600		
	臨床工学校士			大学卒	1	29	183,400		
	視能訓練士			大学卒	1	29	183,400		
	歯科衛生士			短大2卒	1	19	162,600		
	学芸員			高校卒	1	9	149,400		
	その他			他					
業職給料務員表	業務職			高校卒	1	17	144,600		
				中学卒	1	9	136,600		
消給防料職表員	上級消防職		正規の試験	上級職		1	37	196,600	
	初級消防職					1	17	159,000	
医職給料療員表	医師			博士課程修了	1	25	328,200		
	歯科医師			大学6卒	1	1	243,300		
教育職給料表(一)	教諭			博士課程修了	2	33	267,200		
	養護教諭			修士課程修了	2	17	226,800		
	医師			大学卒	2	5	204,700		
	歯科医師			短大卒	1	15	179,600		
	看護師			大学卒	1	25	200,800		
	助産師			短大卒	1	15	179,600		
	実習助手			高校卒	1	5	159,800		
	講師			博士課程修了	2	45	267,200		
教育職給料表(二)	教諭			修士課程修了	2	29	226,800		
	助教			大学卒	2	17	204,700		
	実習助手			短大卒	2	7	182,300		
	講師			大学卒	1	25	200,800		
	助教			短大卒	1	15	179,600		
	講師			高校卒	1	5	159,800		

(3) 特別職の給料及び報酬

区分	現行給料月額(円)	適用年月日	改正前給料月額(円)	適用年月日
市長	1,186,000	平27. 4. 1	1,132,000	平24. 4. 1
副市長	944,000	"	883,000	"
常勤監査委員	688,000	平24. 4. 1	691,000	平23. 4. 1
企業管理者(水道・病院)	703,000	平27. 4. 1	700,000	平24. 4. 1
企業管理者(交通)	633,000	"		
教育長	703,000	"	700,000	"

区分	現行報酬額(円)	適用年月日	改正前報酬額(円)	適用年月日	
教育委員会 委員	月額 88,000	平16. 4. 1	89,000	平10. 4. 1	
監査委員	議見を有する者のうちから選任された監査委員(非常勤) 市議会議員のうちから選任された監査委員	月額 137,000 月額 71,000	" "	139,000 72,000	" "
人事委員会 委員長員 委員	月額 165,000 月額 139,000	" "	167,000 140,000	" "	
市の選挙管理委員会 委員長員 委員 臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	月額 90,000 月額 59,000 日額 10,000	" " 平4. 1. 1	92,000 60,000 7,000	" " 昭61. 4. 1	
区の選挙管理委員会 委員長員 委員 臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	月額 60,000 月額 40,000 日額 10,000	平24. 4. 1 " "	- - -	- - -	
投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く) 及び開票管理者	1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平4. 4. 1	
選挙立会人(期日前投票所の投票立会人を除く)、 開票立会人及び選挙立会人	1回につき12,000	"	10,000	"	
期日前投票所の投票管理者	1回につき12,000	平15. 12. 22			
期日前投票所の投票立会人	1回につき10,000	平15. 12. 22			
固定資産評価審査委員会委員	日額 10,000	平4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1	
農業委員会 会長 副会长、部会長及び副部会長 部会の委員及びその他の委員	月額 90,000 月額 59,000 月額 55,000	平16. 4. 1 " "	92,000 60,000 56,000	平10. 4. 1 " "	
その他の非常勤の職員	※1	平9. 4. 1	※2	昭63. 4. 1	

※1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあっては300,000円、月額報酬にあっては250,000円、日額報酬にあっては10,000円、時間額報酬にあっては3,000円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあっては400,000円、月額報酬にあっては600,000円、日額報酬にあっては30,000円)を超えない範囲内で、規則で定める

※2 予算の範囲内において市長が定める額

総財

(4) 旅費 (熊本市職員等の旅費支給に関する条例(抜粋))

区分		鉄道賃	船賃	日当：円 (1日につき)	宿泊料：円 (1夜につき)	食卓料：円 (1夜につき)
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあっては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあってはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金(特別車両料金にあっては、1号区分の適用を受ける者に限る。)	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあっては鉄道運賃に同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・8級及び9級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から7級までの職務にある者			2,200	10,900	2,200

(注) 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。

2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。

3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

## 7 職員研修 (人事課)

### (1) 研修受講人員

(平成27年度)

区分	特別研修	基本研修	選択研修 (公募型)	内部講師 養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合計
延人員	2,704	1,268	255	35	346	22,169	164	26,996

### (2) 特別研修

(平成27年度)

研修名	対象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
職員セミナー	主幹級以下の一般職員	2	331	2h	1
政策形成実践研修	主幹級以下の一般職員	1	14	5	8~10
階層別倫理研修	階層別研修受講者	-	1,716	1.5h	各階層別 研修時
管理職人事評価研修	新任ライン課長	1	268	1	7
ワーク・ライフ・バランス	主査級以上の職員	6	375	1.5h	8~9

### (3) 基本研修

(平成27年度)

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)
新規採用職員研修（前期）	4月採用者（事務・技術・保健師・薬剤師・保育士）	1	139	9	4
	4月採用者（看護師等）	1	19	5	4
	10月採用者（看護師）	1	5	1	10
新規採用職員研修（フォロー）	平成26年10月及び平成27年4月採用者	3	175	2	10
職種変更試験合格者研修	平成27年度職種変更試験合格者	6	6	6	1~3
職種変更職員フォロー研修	職種変更した職員	1	12	1	9
採用3年目職員研修	採用3年目の職員	4	113	1	7
採用5年目職員研修	採用5年目の職員	2	143	1	11
採用7年目職員研修	採用7年目の職員	5	127	2	7~8
採用11年目職員研修	採用11年目の職員	2	55	1	9
業務職員研修	平成14・15・20・21年度採用業務職員	1	19	1	8
新任作業長・主任研修	新任作業長・主任	1	14	1	8
主査級昇任者研修	主査級昇任者	2	156	2	5~6
主幹級昇任者研修	主幹級昇任者	2	125	2	7~8
課長級試験合格者研修	平成27年度課長級昇任試験合格者	1	49	2	2
課長級昇任者研修	課長級昇任者	1	51	2	4
新任課長人事評価研修	新たにラインの課長になった職員	1	31	1	7
課長プラッシュアップ研修(e-ラーニング)	課長級昇任3年目の職員	—	29	—	5~3

総  
財

### (4) 選択研修

(平成27年度)

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)
段取り力強化講座	主査級以下の一般職員	1	28	1	10
文書作成講座	主査級以下の一般職員	1	50	1	11
ロジカル問題解決講座	主査級以下の一般職員	1	21	1	11
説明力強化講座	主査級以下の一般職員	1	29	1	10
女性のキャリアデザイン講座	主幹級以下の一般職員、女性職員	1	35	1	10
行政法研修	全職員	1	31	6	11~12
民法研修	全職員	1	61	10	7~10

### (5) 内部講師養成研修

(平成27年度)

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)
接遇リーダー養成研修	全職員（各局推薦）	1	11	4	1
接遇リーダープラッシュアップ研修	接遇リーダー	1	24	1	2

(6) 派遣研修

(平成27年度)

研修名		場所	人員(人)	期間
事例調査派遣研修		東京都、埼玉県、茨城県、神奈川県、千葉県、愛媛県、鹿児島県	5	2~3日
自治大学校派遣	一般課程	東京都立川市	1	5ヶ月
	特別課程		1	22日
	専門課程		2	16日
早稲田大学マニュフェスト研究所派遣		東京都中央区	3	11日
国際文化アカデミー派遣		滋賀県大津市	19	2~17日
市町村アカデミー派遣		千葉市美浜区	19	5~11日
熊本県市町村研修協議会派遣		熊本市東区自治会館	296	1~2日

(7) 職場研修

(平成27年度)

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)
他課主催全庁研修	全職場・全職員	一	1,328	一	4~3
職場集合研修	全職場・全職員	一	1,053	一	4~3
職場派遣研修	全職場・全職員	一	8	一	4~3
OJT研修会	主幹級職員	4	204	半日	7
職場指導員研修	新規採用職員の職場指導員	3	150	半日	5
すまいる向上キャンペーン	全職場・全職員	1	9,713	1ヶ月	7
倫理月間	全職場・全職員	1	9,713	1ヶ月	12

(8) 自主研修及び自己啓発支援

(平成27年度)

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期
e ラーニング	全職員	一	111	一	通年
自主学習グループ活動支援	5人以上の本市職員で構成するグループ	一	37人 (4グループ)	一	随時
資格取得支援	全職員	一	7	一	随時
大学公開講座受講支援	全職員	一	9	一	随時

## 8 契約（契約政策課・工事契約課）

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成19年度から試行している工事等の総合評価方式による発注については、平成24年度から、発注標準額及び落札制限を設定し、熊本市建設工事総合評価一般競争入札を本格実施し、平成27年度は227件で実施した。今後とも入札・契約事務の更なる適正化はもとより、工事品質の確保等にも努めていく。

### （1）競争入札有資格者（平成28年度）

※業者数は実数

	工 事	委託その他
県内業者（社）	1,129	590
県外業者（社）	623	488
計	1,752	1,078

### （2）契約件数及び金額（平成27年度）

（単位 千円）

	件 数	金 額
工事請負契約	1,046	36,072,917
測量等委託	574	4,443,623
保守点検	90	237,499
計	1,710	40,754,039

### （3）契約額及び件数・業者別集計表

（単位 千円）

年度	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
23	13,653,927	421	7,183,203	97	2,423,671	111	2,190,521	105
24	16,326,087	431	5,939,953	87	3,449,148	104	1,938,404	91
25	19,342,548	414	3,637,131	90	2,725,617	111	1,662,120	103
26	20,893,823	364	5,327,926	81	3,463,562	97	2,609,548	101
27	14,181,306	331	5,528,871	99	3,459,672	105	1,865,214	81
年度	舗装工事		造園工事		水道施設工事		その他工事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
23	1,181,285	96	576,380	20	3,257,241	109	3,683,455	242
24	1,435,751	85	409,759	11	4,215,210	101	5,323,567	273
25	2,472,688	125	468,135	13	3,725,369	96	6,448,851	307
26	1,611,945	74	133,202	7	3,461,424	79	8,064,342	271
27	1,945,762	86	122,888	4	3,574,728	78	5,394,476	262
年度	測量等委託		保守点検		合 計			
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額		件数	
23	2,677,744	707	212,505	113	37,039,932		2,021	
24	4,108,132	814	238,580	114	43,384,596		2,111	
25	4,790,380	837	186,318	88	45,459,158		2,184	
26	4,366,007	666	185,906	82	50,117,686		1,822	
27	4,443,623	574	237,499	90	40,754,039		1,710	

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

総  
財

## 9 情報化推進（情報政策課）

熊本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づく新たな情報化への取り組みが求められている。

高度情報化社会において、市民の一人ひとりが I C T（情報通信技術）を有効に活用し、市役所においても効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、熊本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成 9 年 7 月に情報化基本計画、平成 10 年 3 月に情報化実施計画（第 1 次）、平成 15 年 4 月に情報化実施計画（第 2 次）、平成 19 年 3 月に情報化計画を策定し、情報化の推進を図ってきた。これに引き続き、平成 24 年 6 月に I C T 推進計画を策定し、情報化施策を推進している。

### （1）熊本市 I C T 推進計画（平成 24～28 年度）

#### ア 基本的事項

##### 1. 計画の趣旨

これまで本市が実施してきた情報化を進化させ、本市が目指す九州・東アジアの交流拠点としての成長と日本一暮らしやすい政令指定都市づくりを情報化の側面から推進するとともに、適切で効率的なサービスを将来にわたって安定的・継続的に提供できる行政運営の実現と、市民協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「熊本市 I C T 推進計画（平成 24 年度～平成 28 年度）」を策定した。

##### 2. 計画の位置付け

本計画では、市の最上位計画である「熊本市第 6 次総合計画」に加え、「熊本市政令指定都市ビジョン」との整合性も視野に入れて策定した。

全ての市民が I C T サービスの恩恵を享受できるため、市民・地域の情報化ニーズ、情報化社会への対応、国や県の情報化政策などを踏まえた情報化の理念及び構想を定め、今後実施していく基本的な施策を示すことで、本市における総合的な情報化推進計画として位置づけている。

##### 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とする。

#### イ 情報化の基本方針

##### 1 基本理念 『九州ど真ん中！ 人々が集い躍動する 情報交流拠点 e 政令指定都市くまもと』

本計画では、市民に普及が進む I C T を有効に活用し、すべての市民が情報化の恩恵を享受できる環境の整備を図る。

市民生活の利便性向上や地域の活性化などにおいては、市民が主体となる情報化の推進にも取組んでいく。また、九州の中央に位置する地理的優位性を活かして、九州全域、さらには日本全国、東アジアも視野に入れ、情報交流拠点として成長していくとともに、情報化の側面からも、市民はもとより観光客や企業から「選ばれる都市くまもと」の実現を目指す。

##### 2 情報化ビジョン

###### ビジョン 1 便利で身近な e 情報サービスの拡充

各種行政手続きや観光、交通など本市に関する様々な情報を積極的かつタイムリーに提供するとともに、多様化・高度化する情報化ニーズを的確に把握し、いつでも、どこでも、便利で身近な情報サービスを拡充する。

###### ビジョン 2 市民に信頼されるスリムな e 市政運営の推進

I C T を活用し、行政事務の一層の効率化、情報システムコストの抑制を図るとともに、透明性・公平性のある I T ガバナンスを確立し、市民に信頼されるスリムな市政運営を推進する。

###### ビジョン 3 安全・安心で暮らしやすい e まちづくりの推進

防災、子育て、医療などの分野はもとより、地域活性化や環境保護施策においても I C T を有効に活用するとともに、地域のコミュニティ活動を促進し、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進する。

## ウ 情報システム整備計画

ビジョンごとに具体的取り組みを示す。

**ビジョン1** 「みんなに役立つ情報発信」として、市ホームページの拡充など 5 施策

「いつでもどこでも簡単・便利な行政手続きの提供」として、市民視点の窓口サービスの向上など 4 施策

「伝える・伝わる市民の声市民参画支援」として、市民の声データベースの活用強化 1 施策

**ビジョン2** 「ICTライフサイクルを考慮した効率的で経済的な最適化」として、情報システムの最適化など 6 施策

「透明性・公平性のあるITガバナンスの確立」として、ITガバナンスの強化など 3 施策

**ビジョン3** 「コミュニティ活動の支援」として、コミュニティ活動の情報交流支援 1 施策

「安全・安心の強化・拡充」として、防災情報収集・提供の強化など 3 施策

「子育て、学習支援」として、ICTを活用した学校教育の充実など 2 施策

「健康・高齢者支援」として、健康づくり支援の推進など 2 施策

「地域産業の活性化支援」として、農商工連携・交流の促進など 3 施策

「環境の保護・維持」として、環境教育・エコライフの推進 1 施策

## エ 情報化推進方策

### 1 推進体制の整備

本市の情報化を推進するにあたっては、総合的かつ確実な実施が求められる。そのため、庁内の情報化をより一層推進し、市民や関連団体等との連携・協働により、全ての市民が情報化の恩恵を享受できる情報化推進体制の整備を図っていく。

### 2 進行管理方法の確立

「情報化推進体制」において、各情報化施策・事業の進行状況を一元的に管理し、評価・改善するマネジメントサイクル (PDCA サイクル : Plan→Do→Check→Action) を確立していく。

具体的には、所管部署において本計画の「事業の最終目標」や「事業年度目標」に基づき、情報化施策・事業を実施し、その実施状況を情報化推進協議会へ報告。情報化推進協議会では、各情報化施策・事業や計画全体を評価し、改善方針を決定する。この改善方針に従って、計画全体や情報化施策・事業内容、事業目標などについて見直しを実施する。

### 3 ICT人材の育成

ICT人材の育成にあたっては、大きく4つの基本的な方向性を定めている。

「情報活用能力」・・・情報化を推進する上で、全ての基盤となり、必要不可欠である。

「情報セキュリティ対策」・・・住民情報、税情報や福祉情報など個人情報を扱う上で重要であり、情報化を推進する上では「情報活用能力」と併せて車の両輪となる。

「ユーザビリティの確保」・・・市民の利便性を向上する上で市民へサービスや情報を提供する際に必要となる。

「システムマネジメント能力」・・・これからは適切にシステム開発時の進捗管理等を担えるようなICT推進リーダーを育てる必要がある。

## (2) 電子自治体推進事業

国のＩＣＴ推進政策及び、本市の情報化計画を受け更なる効率的な電子自治体の運営の実現をはかるため、次の事業を行う。

平成15年度に熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を設置し、「電子申請受付システム」の共同開発運用を開始し、順次手続きの電子化推進及び利用拡大を進めてきた。また、平成23年度のシステム更改時には民間ASP方式に移行し、費用縮減に取り組んだ。今後とも更なる利用促進を目指す。

平成19年度より熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を中心に展開される地図基盤の整備を推進するために汎用型GIS共同利用事業へ参加し、全序的な利用推進を行う。

## (3) 庁内ネットワーク整備事業

### ア 構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各課相互のオンライン化による情報の共有、各種業務システムとの連携など、行政運営の更なる高度・効率化を図る。

### イ 経緯

- ・平成10年度 庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成11年度 庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成11年10月 第5回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成12年6月 地域インターネット基盤整備事業交付金決定（郵政省（当時））
- ・平成12年度 本庁舎等のLAN整備、システム開発等の実施
- ・平成13年4月 庁内ネットワーク（Cネット）の運用開始
- ・平成13年度 出先施設等のLAN整備
- ・平成14年度 本庁舎（議会棟）のLAN整備
- ・平成15年度 出先施設（小中学校等）のLAN整備
- ・平成20年度 富合町合併によるLAN整備
- ・平成21年度 城南町・植木町合併によるLAN整備
- ・平成23年度 政令指定都市へ移行に伴う区役所及び出先施設のLAN整備  
　　府内ネットワーク再構築に関する基本計画策定
- ・平成24年度 府内ネットワーク再構築の実施設計
- ・平成25年度 府内ネットワーク再構築
- ・平成28年度 府内ネットワークセキュリティ強化

## (4) 総合行政情報システム

### ア 情報システムの現状

#### 1 導入の目的

コンピュータの持つ優れた情報処理機能や高速演算機能を、これらを適用できる行政の各分野に有効適切に利することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図ることを目的とする。

#### 2 システムの概要

総合行政情報システムは、昭和 60 年度に汎用機（ホスト）を導入して以来、平成 19 年度に HAW ネット、平成 24 年度に A ネットが稼動し、合計 55 業務が稼動している。

本庁と各区役所・総合出張所・出張所等の出先機関と専用の通信回線により接続し、オンラインシステムとして運用している。また帳票の出力や、データの一括更新等はバッチシステムとして短時間で大量の処理を行っている。

### イ 電算システム稼動業務一覧

#### 1 ホスト

稼動年度	番号	業務名	稼動年度	番号	業務名
昭和 60	1	住民記録	平成 8	15	母子寡婦福祉資金貸付
昭和 61	2	行政基本	平成 15	16	市税基本
	3	下水道水洗化貸付金償還	平成 16	17	市税収滞納支援
昭和 62	4	軽自動車税		18	市民税課税支援
	5	市・県民税		19	諸税管理（事業所・市たばこ・入湯）
	6	税収納管理		20	諸税収納
	7	法人市民税	平成 17	21	固定資産税家屋評価
	8	固定資産税		22	税地図情報
昭和 63	9	母子医療事務		23	税ファイリング
	10	老人福祉事務	平成 18	24	固定資産税異動管理
	11	障害福祉事務	平成 19	25	保健福祉総合連携
	12	生活保護	平成 22	26	子ども手当
平成 元	13	乳児医療	平成 23	27	住記連携
平成 7	14	特別土地保有税		28	児童手当

総  
財

#### 2 HAWネット

稼動年度	番号	業務名	稼動年度	番号	業務名
平成 19	1	障がい者福祉	平成 20	9	更生医療給付
	2	障がい者手当		10	精神通院医療
	3	障がい者支援		11	貸付金（災害援護）
平成 20	4	総合相談		12	さくらカード管理
	5	子育て給付		13	健康管理
	6	子育て支援		14	予防接種管理
	7	高齢者福祉	平成 26	15	臨時福祉給付金
	8	手帳交付管理	平成 27	16	子ども子育て支援
				17	障がい者自立支援

### 3 Aネット

稼動年度	番号	業務名	稼動年度	番号	業務名
平成 24	1	共通基盤	平成 26	6	選挙
	2	住民記録／印鑑登録		7	国民健康保険
平成 25	3	戸籍	平成 27	8	介護保険
	4	住基ネット		9	国民年金
	5	住居表示証明／就学			

#### ウ 情報システムの将来

##### 1 最適化基本計画の策定

総合行政情報システムは稼動開始以来、長期間にわたり拡張と改修が繰り返されてきたため、システムの老朽化・複雑化が進行している。また、独占的契約形態、他システムとの連携、セキュリティの強化、運用時間の延長等様々な課題を抱え、抜本的な見直しを行う時期を迎えている。

この様な問題点を解決するために、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用・保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化を行う基本計画を平成21年度に策定した。

##### 2 最適化基本計画の実施内容

最適化基本計画を基に、平成24年4月の政令指定都市移行、同7月の住民基本法改正等を踏まえ、平成22年度より住民情報系システムの一次（住民記録・印鑑登録）開発に着手し、平成23年度の共通基盤システム一次開発を完了した。平成25年度には、住民情報系システム（戸籍、住基ネット、住居表示証明／就学、選挙）や共通基盤システムの2次構築を完了した。平成27年度には、保険料系の構築を完了した。税務系、福祉系システムについて、社会保障・税番号制度への対応を考慮しつつ、業務の効率化・市民サービスの向上等の観点から再構築を行っているところ。

#### （5）情報セキュリティ対策

##### ア セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策（情報セキュリティ対策）を整備するため、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成19年1月に策定し、改訂を重ねながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

##### イ 情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成19年度から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価し、各種対策の見直し等を行っている。

## 10 統計（総務課）

### （1）基幹統計調査の実施

#### 主な基幹統計調査

調査名	調査年次	調査内容
国勢調査（総務省）	5年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
住宅・土地統計調査（総務省）	5年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	5年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
工業統計調査（経済産業省）	毎年 ※ 経済センサス活動調査年は中止	製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。
商業統計調査（経済産業省）	5年毎	商店を漏れなく調査し、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	5年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国消費実態調査（総務省）	5年毎	国民生活の実態について、家計の收支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
漁業センサス（農林水産省）	5年毎	漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。
経済センサー基礎調査 経済センサー活動調査 (総務省、経済産業省)	それぞれ5年毎	経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。 事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。

総  
財

## (2) 統計刊行物の発行

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成するとともに市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

平成15年度からは、これらの刊行物を熊本市ホームページ上で公表している。

### (統計調査結果報告書)

- ① 熊本市の人口（国勢調査結果）
- ② 経済センサス活動調査結果（事業所等に関する集計結果）
- ③ 熊本市の商業（商業統計調査結果報告書）
- ④ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
- ⑤ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

### (市独自の統計刊行物)

- ① 熊本市統計書
- ② グラフでみるくまもと

## (3) 統計情報室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が統計に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

当資料室は、昭和56年11月の新庁舎落成に伴い開設した。

平成10年度にはパソコンを導入し、統計情報室内にて資料検索を実施。

平成13年2月よりインターネットの熊本市ホームページ中で資料検索システム及び人口統計表の提供を行っている。

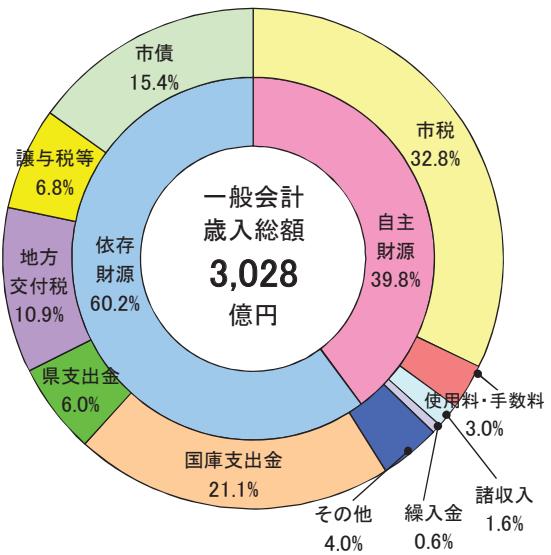
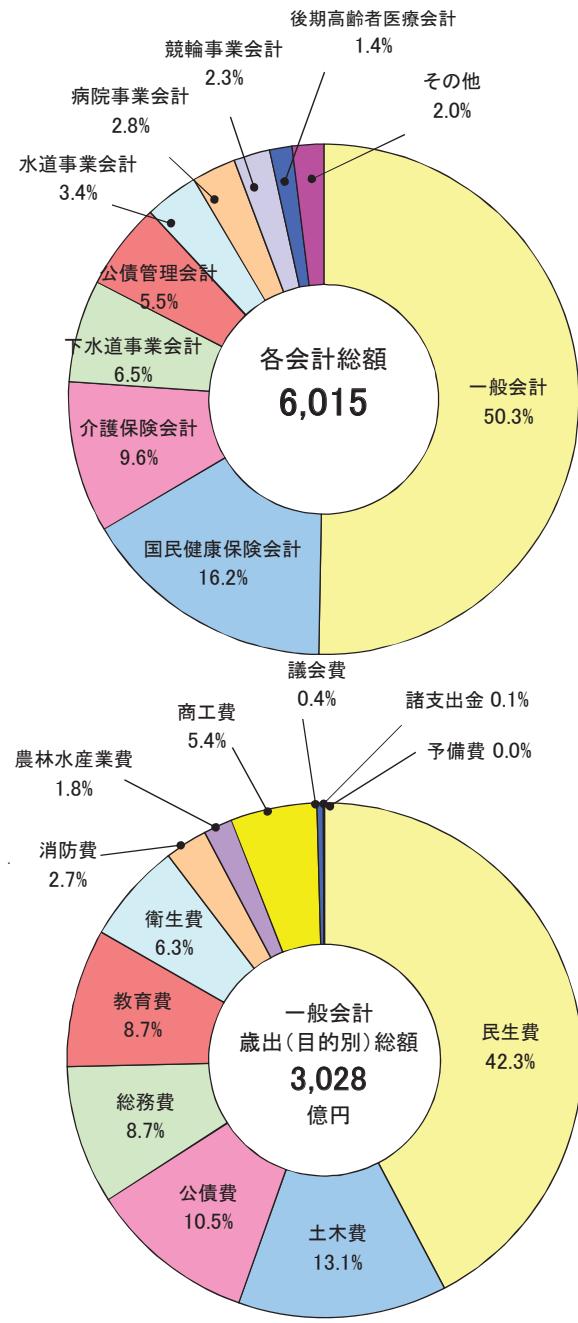
平成16年4月より情報プラザへ市刊行物を移管したのを機に、統計情報室と名称を改め、蔵書も各種統計調査結果に関するものを主にしている。

### 統計情報室利用状況

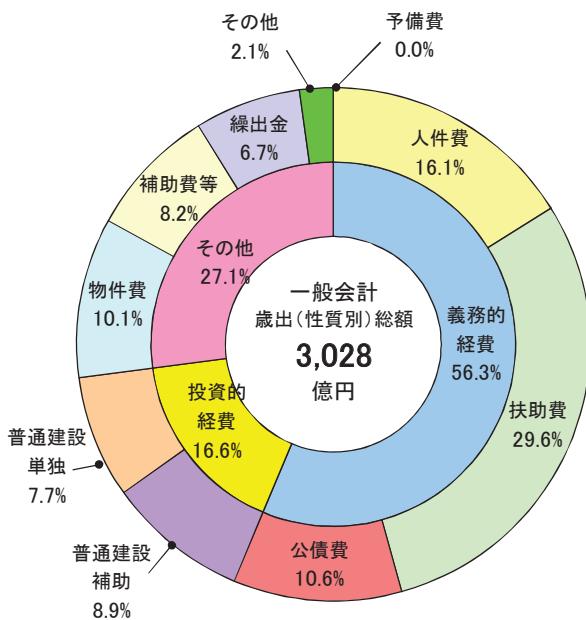
年 度	利 用 者 数	利 用 冊 数	蔵 書 数
22	100	190	20,124
23	72	162	9,217
24	16	19	9,376
25	21	54	9,219
26	11	14	9,457
27	0	0	7,268

※平成24年以降の利用者及び利用冊数は図書複写を行ったもののみ計上

## (1) 平成28年度当初予算図表



総財



## (2) 当初予算総括表

(単位:千円)

会計名 区分	平成27年度 (A)	構成比 (%)			比較 (B-A)	伸率 (%)
			平成28年度 (B)	構成比 (%)		
一般会計	296,210,000	50.1	302,810,000	50.3	6,600,000	2.2
特別会計	212,058,783	35.9	219,657,978	36.5	7,599,195	3.6
国民健康保険会計	95,596,549	16.2	97,591,637	16.2	1,995,088	2.1
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	240,000	0.1	224,000	0.0	△ 16,000	△ 6.7
介護保険会計	54,834,619	9.3	57,985,589	9.6	3,150,970	5.7
後期高齢者医療会計	8,123,200	1.4	8,283,459	1.4	160,259	2.0
食肉センターア会計	162,838	0.0		0.0	△ 162,838	皆減
農業集落排水事業会計	196,108	0.0	182,608	0.0	△ 13,500	△ 6.9
産業振興資金会計	3,528,000	0.6	3,528,000	0.6	0	0.0
食品工業団地用地会計	67,160	0.0	64,787	0.0	△ 2,373	△ 3.5
競輪事業会計	12,569,803	2.1	13,506,673	2.3	936,870	7.5
地下駐車場事業会計	174,870	0.0	167,094	0.0	△ 7,776	△ 4.4
都市開発資金貸付事業会計	2,010,000	0.4	3,013,000	0.5	1,003,000	49.9
熊本駅西地区画整理事業会計	762,913	0.1	907,715	0.2	144,802	19.0
植木中央地区画整理事業会計	1,354,228	0.2	1,270,877	0.2	△ 83,351	△ 6.2
奨学金貸付事業会計	173,650	0.0	173,840	0.0	190	0.1
公債管理会計	32,264,845	5.5	32,758,699	5.5	493,854	1.5
一般会計・特別会計合計	508,268,783	86.0	522,467,978	86.8	14,199,195	2.8
企業会計	82,511,633	14.0	79,059,309	13.2	△ 3,452,324	△ 4.2
病院事業会計	17,180,262	2.9	16,986,166	2.8	△ 194,096	△ 1.1
水道事業会計	20,420,405	3.5	20,273,425	3.4	△ 146,980	△ 0.7
下水道事業会計	41,685,537	7.1	38,715,842	6.5	△ 2,969,695	△ 7.1
工業用水道事業会計	7,425	0.0	6,997	0.0	△ 428	△ 5.8
交通事業会計	3,218,004	0.5	3,076,879	0.5	△ 141,125	△ 4.4
総 計	590,780,416	100.0	601,527,287	100.0	10,746,871	1.8

(3) 一般会計当初予算性質別集計表

(単位 : 千円)

性質別 区分	平成27年度 (A)	構成比 (%)	平成28年度 (B)	構成比 (%)	比較		伸率 (%)
					(B-A)		
人 件 費	49,075,315	16.6	48,781,386	16.1	△ 293,929	△ 0.6	
	扶 助 費	86,162,783	29.1	89,691,843	29.6	3,529,060	4.1
	公 債 費	31,461,897	10.6	31,956,689	10.6	494,792	1.6
	義 務 的 経 費	166,699,995	56.3	170,429,918	56.3	3,729,923	2.2
普通建設(補助)	23,685,212	8.0	26,805,898	8.9	3,120,686	13.2	
	普通建設(単独)	21,317,949	7.2	23,408,694	7.7	2,090,745	9.8
	災 害 復 旧 費			54,200	0.0	54,200	皆増
	投 資 的 経 費	45,003,161	15.2	50,268,792	16.6	5,265,631	11.7
物 件 費	32,118,350	10.8	30,448,767	10.1	△ 1,669,583	△ 5.2	
	維 持 换 修 費	3,131,761	1.1	2,999,837	1.0	△ 131,924	△ 4.2
	補 助 費 等	25,140,305	8.5	24,808,474	8.2	△ 331,831	△ 1.3
	積 立 金	1,739,735	0.6	1,530,855	0.5	△ 208,880	△ 12.0
投 資 及 び 出 資 金	2,229,220	0.8	1,713,989	0.6	△ 515,231	△ 23.1	
	貸 付 金	40,000	0.0	40,000	0.0	0	0.0
	繰 出 金	19,987,473	6.7	20,449,368	6.7	461,895	2.3
	そ の 他 の 経 費	84,386,844	28.5	81,991,290	27.1	△ 2,395,554	△ 2.8
予 備 費	120,000	0.0	120,000	0.0	0	0.0	
合 計	296,210,000	100.0	302,810,000	100.0	6,600,000	2.2	

総  
財

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

区分	年 度	23			24			25			26			27		
		決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)									
自 主 財 源	120,303,478	44.5	1.2	119,320,183	43.3	△ 0.8	121,477,973	41.2	1.8	128,255,200	43.0	5.6	126,574,886	41.1	△ 1.3	
市 税	93,863,490	34.7	1.2	94,594,913	34.2	0.8	96,099,841	32.6	1.6	98,325,268	33.0	2.3	98,989,897	32.1	0.7	
分担金及び負担金	3,923,438	1.4	△ 0.1	4,048,455	1.5	3.2	4,112,353	1.4	1.6	4,792,934	1.6	16.5	4,486,961	1.5	△ 6.4	
使 用 料 及 び 手 数 料	8,282,296	3.1	△ 0.4	8,788,545	3.2	6.1	8,816,465	3.0	0.3	8,874,742	3.0	0.7	8,816,016	2.9	△ 0.7	
財 産 収 入	781,338	0.3	40.8	710,171	0.3	△ 9.1	356,858	0.1	△ 49.8	371,439	0.1	4.1	670,297	0.2	80.5	
寄 附 金	57,272	0.0	△ 68.4	61,396	0.0	7.2	61,165	0.0	△ 0.4	200,039	0.1	227.0	107,708	0.0	△ 46.2	
繰 入 金	4,738,860	1.7	173.3	2,991,911	1.1	△ 36.9	3,747,128	1.3	25.2	5,973,327	2.0	59.4	3,589,136	1.2	△ 39.9	
繰 越 金	4,474,558	1.7	△ 45.8	3,707,361	1.4	△ 17.1	3,273,353	1.1	△ 11.7	4,808,137	1.6	46.9	5,583,002	1.8	16.1	
諸 収 入 (収益及び受託事業収入除く)	3,982,226	1.5	39.4	2,659,178	1.0	△ 33.2	3,012,883	1.0	13.3	2,994,157	1.0	△ 0.6	2,627,281	0.8	△ 12.3	
収 益 事 業 収 入	200,000	0.1	△ 33.3	1,758,253	0.6	779.1	1,997,927	0.7	13.6	1,915,157	0.6	△ 4.1	1,704,588	0.6	△ 11.0	
依 存 財 源	150,072,786	55.5	0.6	157,017,557	56.7	4.6	173,056,977	58.8	10.2	170,120,870	57.0	△ 1.7	181,807,826	58.9	6.9	
地 方 講 与 税	1,834,772	0.7	△ 2.2	2,293,283	0.8	25.0	2,203,108	0.7	△ 3.9	2,084,479	0.7	△ 5.4	2,197,591	0.7	5.4	
利 子 割 交 付 金	234,402	0.1	△ 29.0	186,942	0.1	△ 20.2	186,237	0.1	△ 0.4	156,772	0.1	△ 15.8	133,179	0.0	△ 15.0	
配 当 割 交 付 金	99,625	0.0	11.7	127,196	0.0	27.7	180,931	0.1	42.2	566,107	0.2	212.9	482,243	0.2	△ 14.8	
株式等譲渡所得割 交付金	31,667	0.0	△ 17.5	32,505	0.0	2.6	36,799	0.0	13.2	565,063	0.2	1,435.5	411,091	0.1	△ 27.2	
地 方 消 費 税 交 付 金	7,227,957	2.7	0.8	7,289,235	2.6	0.8	7,225,800	2.5	△ 0.9	8,689,916	2.9	20.3	14,405,390	4.7	65.8	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	262,270	0.1	△ 18.9	489,715	0.2	86.7	393,236	0.1	△ 19.7	183,988	0.1	△ 53.2	292,443	0.1	58.9	
軽油引取税交付金				2,911,265	1.1	皆増	3,155,939	1.1	8.4	2,371,485	0.8	△ 24.9	2,776,281	0.9	17.1	
ゴルフ場利用税交付 金	14,747	0.0	5.2	14,080	0.0	△ 4.5	13,187	0.0	△ 6.3	12,467	0.0	△ 5.5	11,479	0.0	△ 7.9	
地 方 特 例 交 付 金	927,251	0.3	△ 17.9	325,534	0.1	△ 64.9	346,055	0.1	6.3	362,777	0.1	4.8	382,726	0.1	5.5	
地 方 交 付 税	44,938,393	16.6	10.9	38,982,155	14.1	△ 13.3	36,428,866	12.4	△ 6.5	35,109,040	11.8	△ 3.6	33,748,477	10.9	△ 3.9	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	158,080	0.1	△ 2.7	348,477	0.1	120.4	332,404	0.1	△ 4.6	286,552	0.1	△ 13.8	295,730	0.1	3.2	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	5,685	0.0	△ 10.0	5,117	0.0	△ 10.0	5,155	0.0	0.7	5,016	0.0	△ 2.7	5,033	0.0	0.3	
国 庫 支 出 金	49,275,854	18.2	6.0	50,064,654	18.1	1.6	61,024,988	20.7	21.9	62,227,547	20.8	2.0	64,891,840	21.1	21.1	
県 支 出 金	13,244,069	4.9	△ 10.0	13,426,591	4.9	1.4	17,699,545	6.0	31.8	13,944,577	4.7	△ 21.2	17,967,580	5.8	28.8	
受 託 事 業 収 入	144,114	0.1	△ 42.0	110,008	0.0	△ 23.7	247,427	0.1	124.9	392,484	0.1	58.6	569,543	0.2	45.1	
市 債	31,673,900	11.7	△ 12.1	40,410,800	14.6	27.6	43,577,300	14.8	7.8	43,162,600	14.4	△ 1.0	43,237,200	14.0	0.2	
うち臨時財政対策 債	12,604,500	4.7	0.9	20,004,000	7.2	58.7	22,031,600	7.5	10.1	21,939,100	7.4	△ 0.4	19,028,200	6.2	△ 13.3	
合 計	270,376,264	100.0	0.9	276,337,740	100.0	2.2	294,534,950	100.0	6.6	298,376,070	100.0	1.3	308,382,712	100.0	3.4	

(歳出)

区分	年 度	23			24			25			26			27		
		決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)												
議 会 費	1,255,792	0.5	27.1		1,160,893	0.4	△ 7.6	1,079,424	0.4	△ 7.0	1,120,026	0.4	3.8	1,175,645	0.4	5.0
総 務 費	30,984,168	11.6	△ 0.5		27,410,999	10.1	△ 11.5	32,256,260	11.1	17.7	29,694,665	10.1	△ 7.9	29,349,582	9.7	△ 1.2
民 生 費	109,587,226	41.1	6.7		113,880,313	41.7	3.9	116,828,191	40.3	2.6	122,483,204	41.8	4.8	125,392,838	41.3	2.4
衛 生 費	20,322,128	7.6	4.2		18,866,296	6.9	△ 7.2	18,584,687	6.4	△ 1.5	19,807,410	6.8	6.6	25,748,017	8.5	30.0
農 林 水 種 業 費	4,271,120	1.6	△ 31.7		4,335,711	1.6	1.5	10,586,266	3.6	144.2	5,433,488	1.9	△ 48.7	5,760,295	1.9	6.0
商 工 費	7,788,667	2.9	16.5		5,198,578	1.9	△ 33.3	4,519,919	1.6	△ 13.1	4,667,661	1.6	3.3	5,423,045	1.8	16.2
土 木 費	27,543,279	10.3	2.2		35,231,837	12.9	27.9	40,243,307	13.9	14.2	41,703,153	14.2	3.6	42,226,336	13.9	1.3
消 防 費	7,716,038	2.9	△ 3.5		8,003,106	2.9	3.7	8,275,824	2.8	3.4	8,816,843	3.0	6.5	9,409,764	3.1	6.7
教 育 費	22,627,553	8.5	△ 2.0		24,466,999	9.0	8.1	23,713,912	8.2	△ 3.1	25,997,669	8.9	9.6	26,249,345	8.7	1.0
災 害 復 旧 費	138,509	0.1	皆増		338,883	0.1	144.7	181,831	0.1	△ 46.3	53,580	0.0	△ 70.5	448,553	0.1	737.2
公 債 費	32,783,623	12.3	△ 9.6		32,593,072	11.9	△ 0.6	32,040,892	11.1	△ 1.7	31,628,269	10.8	△ 1.3	31,081,649	10.2	△ 1.7
諸 支 出 金	1,650,800	0.6	△ 14.2		1,577,700	0.6	△ 4.4	1,416,300	0.5	△ 10.2	1,387,100	0.5	△ 2.1	1,100,300	0.4	△ 20.7
合 計	266,668,903	100.0	1.2		273,064,387	100.0	2.4	289,726,813	100.0	6.1	292,793,068	100.0	1.1	303,365,369	100.0	3.6

総  
財

(5) 財政指標（普通会計ベース）

年 度 区 分	23			24			25			26			27		
	伸率 (%)	指數		伸率 (%)	指數		伸率 (%)	指數		伸率 (%)	指數		伸率 (%)	指數	
基準財政需要額	114,037,005	2.7	103	114,629,853	0.5	103	113,667,858	△0.8	102	114,449,344	0.7	103	116,040,808	1.4	105
基準財政収入額	74,656,128	2.0	102	78,017,418	4.5	107	79,431,345	1.8	109	81,511,700	2.6	111	84,722,897	3.9	116
標準税収入額	96,891,527	2.2	102	101,434,508	4.7	107	103,496,890	2.0	109	105,647,856	2.1	111	108,744,670	2.9	115
標準財政規模	152,134,398	4.4	104	158,050,999	3.9	108	159,765,089	1.1	110	160,524,751	0.5	110	159,090,833	△0.9	109
財政力指数	0.67			0.66			0.68			0.70			0.71		
実質収支比率 (%)	2.2			1.8			2.1			1.9			2.6		
経常収支比率 (%)	90.5			89.1			89.5			90.6			90.9		
公債費比率 (%)	—			—			—			—			—		
実質赤字比率 (赤字なし)	—			—			—			—			—		
連結実質赤字比率 (赤字なし)	—			—			—			—			—		
実質公債費比率 (%)	11.8			11.1			10.6			9.9			9.6		
将来負担比率 (%)	125.3			120.7			122.5			122.4			125.5		

## 12 公共施設等総合管理計画（資産マネジメント推進室）

本市では、市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、下水道といったインフラ資産を多数保有しているが、これらは、高度成長期やバブル経済期以降の経済対策によって整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されている。

このような中、国は「インフラ長寿命化基本計画」（H25.11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）及び「公共施設等の総合的な管理の推進について」（H26.4.22 総務大臣通知）において、全地方公共団体に対して、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、少子高齢化の進展や人口減少社会を見据えた公共施設等の適正配置を実現すべく「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しているところである。

本市は、今後、国の要請を踏まえて、平成27年度に作成した「熊本市施設白書」を基礎資料として、平成28年度までに当該計画を策定することとしている。

### 1 3 市庁舎概要（管財課）

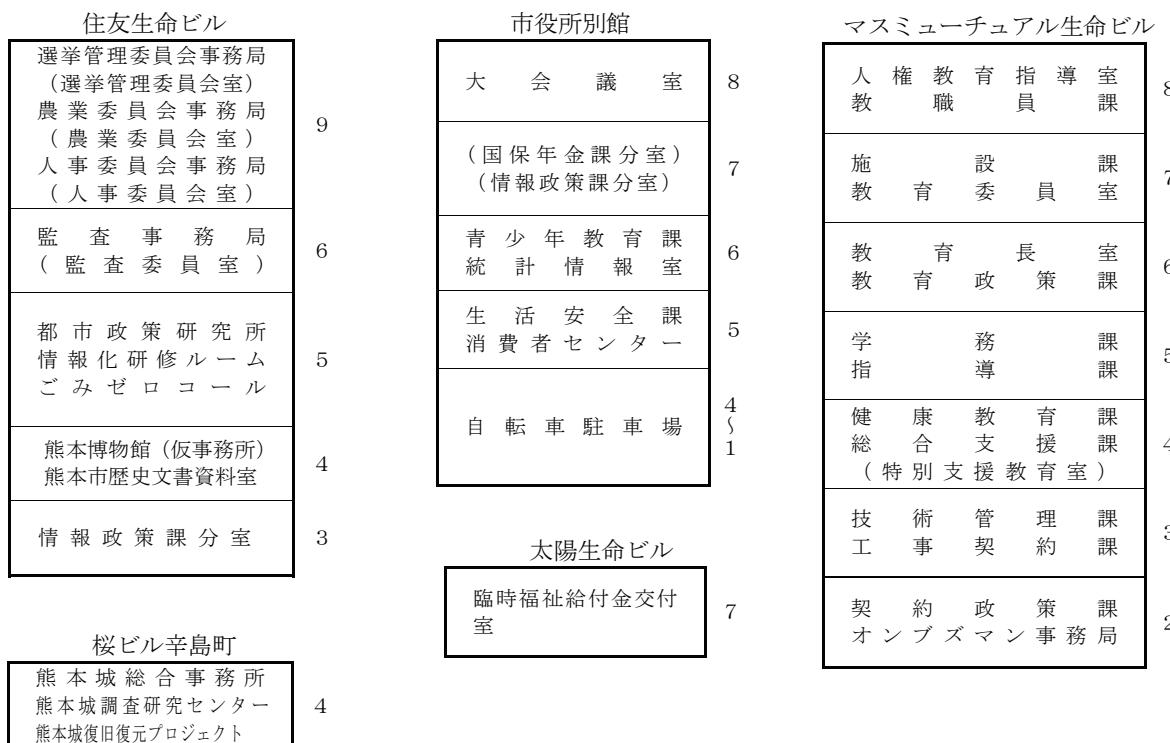
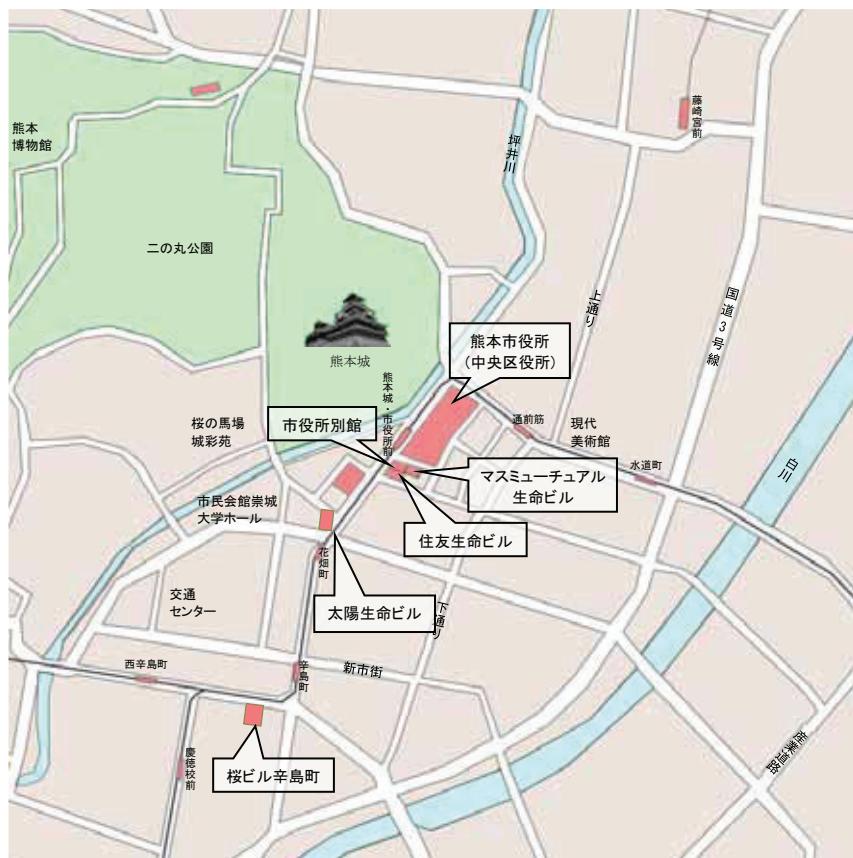
市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成。庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状については高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図っている。平成24年4月の政令指定都市移行に伴い、1階から3階に中央区役所を配置している。

#### （1）建物概要

所 在 地	中央区手取本町1番1号	
敷地面積	10,007.20m <sup>2</sup>	
建築面積	5,583.54m <sup>2</sup>	
延床面積	39,686.57m <sup>2</sup> （他に駐輪場83.70m <sup>2</sup> がある）	
構造・規模	高層棟 鉄骨造 地下2階地上15階建 議会棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建	
高さ	高層棟 軒高62.10m 議会棟 軒高26.00m	
工 期	着 工	昭和54年 3月17日
	竣 工	昭和56年10月31日
総事業費	112億2,000万円	
財源内訳	基 金 62億5,000万円 起 債 47億3,000万円 一般財源 2億4,000万円	
事業費内訳	建築工事 65億3,000万円 設備その他工事 36億6,000万円 委託費 5億6,000万円 備品費 4億7,000万円	

総  
財

# 庁舎位置図



※数字は階層

# 本 厅 舎

						階 15	
		機械室		機械室			
		レストラン 展望ロビー (營繕課家屋応急修理執務室)	大ホール (生活再建支援総合相談窓口)			14	
		生活再建支援課	土木管理課	人権推進総室 (自転車対策室)	用地調整課		
		住宅再建支援課	公園課	土木総務課	道路整備課	河川課	13
		スポーツ振興課	農業支援課	農業・ブランド戦略課	農水局長室		12
		農地整備課 男女共同参画課	生涯学習課	地域活動推進課 地域政策課	市民局長室 (社会保障税番号室)		
		障がい保健福祉課	開発景観課		交通政策総室		11
		建築指導課	建築審査室	都市政策課	都市建設局長室		
		保育幼稚園課	保護管理援護課		子ども支援課		10
		高齢介護福祉課 (地域包括ケア推進室)	健康福祉政策課		健康福祉局長室		
		建築政策課 (建築物安全推進室)	住宅課		市営住宅管理センター		9
		設備課	營繕課 (建築保全室)		都心活性化推進課		
		観光政策課	イベント推進課		文化振興課 (埋蔵文化財調査室)		8
		広聴課 新ホール開設準備室	産業振興課 商業金融課 経済政策課	経済観光局長室 (企業立地推進室)	(しごとづくり推進室)		
		環境施設整備室	水保全課	環境共生課	環境政策課	環境局長室 (温暖化対策室)	7
		労務厚生課	人事課	職員厚生会事務センター		管財課	
		債権管理課 指導監査課 法制課	国際課 コンプライアンス推進室	総務課	総務局長室		6
		秘書課	副市長室		市長室		5
常任委員会室 特別委員会室							
議場	渡り廊下 議員控室	政策局長室 市政記者室	政策企画課 広報課	復興総務課 財政課	資産マネジメント推進室 財政局長室		4
議長室 議員控室 議会事務局 議会事務局 議事課 調査課		熊本市役所職員組合	情報政策課 浄書室	第一職員労働組合 保健子ども課	危機管理防災総室		3
常任委員会室 予算決算委員会室 議運・理事会室 議会図書室		保護課 福祉相談支援センター	税制課 市政情報プラザ	課税管理課 マイナンバーセンター	中央税務課 自立支援センター	納税課 会計管理者室 (特別滞納対策室)	2
福祉課 中央区長室 まちづくり推進課 A T M		総務企画課 水道料金納入所	展示コーナー 美容室 文書集配室 A T M 衛生管理室 食堂 防災センター 守衛室 時間外出入口 写真店 時計店 売店 郵便局 公用車集中管理室 住宅再建支援課分室 公用車駐車場	マイナンバーセンター 総合案内 パスポートセンター (時間外証明窓口)	国保年金課 自立支援センター	区民課 会計総室	1
		機械室			中央監視室		地下 1 2

議会棟

行政棟

## (2) 熊本市役所駐車場

公用又は来庁のための利用に供することを目的に建設したものであり、災害時における車両基地としての役割を併せ持っている。

所 在 地	中央区下通1丁目1番8号		
供用開始年月	昭和55年4月		
床 面 積	8,001.2m <sup>2</sup>		
収容台数	333台		
駐車料金	区分		駐車料金
	・月曜日から金曜日まで (休日を除く)	(午前8時30分から午後5時30分 前まで)	規則で定める用務先 確認印がある場合
			(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	・月曜日から金曜日まで (休日を除く)	(午後5時30分から翌日の午前8時 30分前まで)	規則で定める用務先 確認印がない場合
			(1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	・土曜日、日曜日及び休日	(午前0時分から午後12時まで)	規則で定める用務先 確認印がない場合
利 用 状 況 (平成27年度)	利用台数	340,589台	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	駐車料金収入	54,498,200円	

## (3) 辛島公園地下駐車場

熊本市周辺の都市交通環境の改善と秩序ある自動車使用の促進を図り、併せて秩序ある都市交通の円滑化を図るために都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所 在 地	中央区辛島町1番地下1号
敷地面積	10,300m <sup>2</sup>
延面積	22,775m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造地下2階4層
供用開始	平成5年2月1日
供用日	年中無休
収容台数	自動車625台（地下駐車場） 自転車470台、原付バイク316台、自動二輪車50台（自転車駐車場）
出入庫できる時間	午前7時～翌日午前1時（地下駐車場） 午前7時～翌日午前1時（自転車駐車場）

## 駐車料金

区分	駐車料金	
基本料金	30分までごとに	100円
打切料金	午前7時から午後7時まで	1,000円
	午後7時から翌日午前7時まで	800円
全日定期駐車料金(機械式)	1月	25,000円
全日定期駐車料金(自走式)	1月	27,000円
平日定期駐車料金(機械式)	1月	13,000円
平日定期駐車料金(自走式)	1月	17,000円
カード式回数券	50円分券	11枚 500円
	100円分券	11枚 1,000円
	200円分券	11枚 2,000円
	400円分券	11枚 4,000円
	100円分券	6,000枚 500,000円
	100円分券	25,000枚 2,000,000円
	200円分券	6,000枚 1,000,000円
	400円分券	6,000枚 2,000,000円
	プリペイド	3,300円分券 3,000円
	"	5,500円分券 5,000円

総財

利用状況 (平成27年度)	利用台数 217, 372台
	駐車料金収入 173, 823, 650円

## 熊本市駐車場公社

名 称	一般財団法人 熊本市駐車場公社 (平成25年4月1日～)
設立年月日	平成5年1月18日
目的	道路交通の円滑化及び都市機能の確保並びに地域社会の振興と発展に必要な事業を行い、もって市民の安全、文化芸術と福利の増進に寄与することを目的とする。
事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 熊本市から委託された路外駐車場及び通路の管理</li> <li>(2) 路外駐車場の設置及び管理</li> <li>(3) 熊本市の駐車場施策に協力する事業</li> <li>(4) 自治体等施設の管理（営繕・修理、清掃、設備の保守・点検、施設に付随する道路の管理等含む。）</li> <li>(5) 自治体等の市民サービスの提供に伴う受託事業</li> <li>(6) 市民サービスの提供に係る講習・セミナー、コンサルティングに関する事業</li> <li>(7) カーシェアリング・カーケア等に関する事業</li> <li>(8) コインロッカーの設置及び飲食物等の提供等の事業</li> <li>(9) IT等の情報処理・管理に関する事業</li> <li>(10) 安全・安心まちづくり及び人材育成に関する事業</li> <li>(11) 市民の文化活動の振興及び地域経済の活性化に関する事業</li> <li>(12) 前各号に付帯する一切の業務</li> <li>(13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>
基本財産	50,000千円 (市出損金)

## 14 市税（税務課）

### (1) 市税の税率及び納期

税目			税率	納期（限）
個人	均等割	3,500円		1期 6/1～6/30 2期 8/1～8/31 3期 10/1～10/31 4期 1/1～1/31
	所得割	課税所得金額の6%		
市民税	法人	(1) 次に掲げる法人 ア 公共法人及び公益法人等 イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの（あからウまでに掲げる法人を除く） オ 資本金の額（保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額以下この表において同じ。）を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（(2)から(9)までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの 年額 60,000円 (2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円 (3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 156,000円 (4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 180,000円 (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 192,000円 (6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 480,000円 (7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 492,000円 (8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円 (9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 3,600,000円	・確定申告納付期限 各事業年度終了日の翌日 から2ヵ月以内。ただし、 申告期限について税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長  ・公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日	
県民税	個人	均等割 法人税割	$\frac{12.1}{100} \left[ \begin{array}{l} \text{※平成26年10月1日以前に} \\ \text{開始する事業年度分からは} \end{array} \right] \frac{14.7}{100}$	
	個人	均等割 所得割	2,000円 課税所得金額の4%	個人市民税と同じ
		固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	1期 8/1～8/31 2期 9/1～9/30 3期 11/1～11/30 4期 12/1～1/4
		都市計画税	$\frac{0.2}{100}$	固定資産税と同じ

税目	税率	納期(限)
軽自動車税	1 原動機付自転車 ア 総排気量が50cc以下 2,000円 イ 90cc以下 2,000円 ウ 125cc以下 2,400円 エ ミニカー 3,700円 2 軽自動車 ア 二輪のもの（側車付を含む） 3,600円 イ 三輪のもの 3,100円 （新税率）3,900円（重課税率）4,600円 ウ 四輪以上のもの 乗用のもの 自家用7,200円 （新税率）10,800円（重課税率）12,900円 営業用5,500円 （新税率）6,900円（重課税率）8,200円 貨物用のもの 自家用4,000円 （新税率）5,000円（重課税率）6,000円 営業用3,000円 （新税率）3,800円（重課税率）4,500円 ※イ、ウについては、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものは新税率を適用、最初の新規検査から13年を経過したものは重課税率が適用されます。 エ 雪上車 3,600円 3 小型特殊自動車 ア 農耕作業用のもの 2,400円 イ その他のもの 5,900円 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 6,000円	8／1～8／31
市たばこ税	1,000本につき5,262円（紙巻たばこ三級品は2,925円） 手持品課税 平成28年4月1日午前0時現在において、販売用の紙巻たばこ三級品を5,000本以上所持するたばこ販売業者 1,000本につき430円	毎月1日から末日分を翌月末日まで 手持品課税 平成28年5月 2日申告期限 平成28年9月30日納付期限
事業所税	(ア) 資産割 事業所床面積 1m <sup>2</sup> につき年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年3月15日
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	毎月1日から末日分を翌月15日まで

(注)平成28年度は熊本地震の影響を考慮し、固定資産税・軽自動車税については例年の納期を変更している。

(2) 納税義務者の推移

年 度		23	24	25	26	27	
税 目							
市 民 税	個 人	均 等 割 のみ	15,171	13,928	11,237	11,216	10,823
		所 得 割 のみ	15,749	15,879	15,729	15,815	15,796
		均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者	91,243	83,530	58,000	53,146	49,269
		計	122,163	113,337	84,966	80,177	75,888
	特 別 徵 収	均 等 割 のみ	17,261	16,679	20,119	21,133	21,843
		所 得 割 のみ	—	—	—	—	—
		均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者	201,921	214,325	243,896	252,305	257,327
		計	219,182	231,004	264,015	273,438	279,170
	小 計		318,685	322,310	325,758	329,621	332,580
法 人 調 定 件 数		28,367	29,087	29,757	30,515	31,275	
固 定 資 産 税	土 地 及 び 家 屋		221,408	222,282	234,808	236,692	238,458
	償 却 資 産		(5,852)	(6,088)	(7,351)	(7,753)	(8,163)
	小 計		221,408	222,282	234,808	236,692	238,458
輕 自 動 車 稅		249,907	253,587	259,024	265,736	270,500	
合 計		818,367	827,266	849,347	862,564	872,813	
対 前 年 度	増 加 数		3,322	8,901	22,081	13,217	10,249
	伸率 (%)		100	101	103	102	101

(注) 1. 個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。

2. 償却資産に係る( )は土地及び家屋に含む。

(3) 市税收入状況

(単位 千円)

年 度		26			27		
税 目		調定額	収入額	収入率 (%)	調定額	収入額	収入率 (%)
市 民 税	普通徴収	6,484,185	6,002,48	92.6	6,172,052	5,744,546	93.1
	個人分 特 別 徴 収	28,701,141	28,624,304	99.7	29,683,860	29,602,900	99.7
	計	35,185,326	34,626,792	98.4	35,855,912	35,347,446	98.6
固定 資 産 税	法 人 分	10,452,666	10,414,902	99.6	10,350,554	10,313,013	99.6
	小 計	45,637,992	45,041,693	98.7	46,206,466	45,660,459	98.8
	固定資産 土地・家屋・ 償却資産	38,443,845	37,880,056	98.5	38,487,167	37,962,608	98.6
固定 資 産 税	交 付 金	334,313	334,313	100.0	340,962	340,962	100.0
	小 計	38,778,158	38,214,369	98.5	38,828,129	38,303,570	98.6
	輕 自 動 車 稅	1,305,442	1,276,555	97.8	1,349,516	1,320,567	97.9
特 別 土 地 保 有 稅		0	0	0.0	0	0	0.0
入 湯 稅		22,889	22,889	100.0	26,685	26,685	100.0
事 業 所 稅		2,015,590	2,011,894	99.8	2,082,207	2,076,651	99.7
都 市 計 画 稅		4,989,723	4,916,547	98.5	5,084,899	5,015,595	98.6
市 た ば こ 稅		5,507,993	5,507,993	100.0	5,445,900	5,445,900	100.0
合 計		98,257,787	96,991,940	98.7	99,023,802	97,849,427	98.8
滞 納 繰 越 分		5,335,898	1,333,328	25.0	4,722,030	1,140,470	24.2
総 計		103,593,685	98,325,268	94.9	103,745,832	98,989,897	95.4

#### (4) 徴収対策

##### ① 現年度徴収対策

平成 28 年度の事業実施に当たっては、熊本地震による被災状況を踏まえながら、適切に納税指導等を行っていく。

##### ② 滞納繰越額の縮減

徴収困難案件の適切な処理による滞納額の圧縮

#### (5) 債権管理の適正化の推進（債権管理課）

本市の未収債権額は、平成 26 年度決算（企業会計を除く）において約 146 億円となっている。このうち市税及び国民健康保険料での未収額は年々減少しているものの、その他の債権においては増加傾向にあり、これらの未収額の縮減に向けた全庁的な取組みが喫緊の課題となっている。

このような中、本市における債権管理の適正化を図ることを目的に、平成 27 年度には、「債権管理推進室」を設置して、債権管理の基本方針や債権管理事務マニュアルの策定、債権管理条例や同条例施行規則の制定に取り組み、平成 28 年度には債権管理推進室を強化する形で、債権管理の総括組織として「債権管理課」を設置したところである。

今後の取組みとしては、条例や規則、事務マニュアル等の適正な制度運用による効率的な事務管理を全庁的に徹底するとともに、未収額の削減目標やその削減に向けた具体的な取組みを設定するなど、未収額の縮減に向け、適正な債権管理を進めていく。

## 15 選挙

### (1) 永久選挙人名簿登録者数

※H24.4.1政令指定都市移行により行政区が開票区となったため行政区を記載

(平28.6.21現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
中央区	101	熊本市役所	1,021	1,340	2,361
	102	慶徳小学校	1,371	1,780	3,151
	103	五福まちづくり交流センター	1,327	1,841	3,168
	104	一新小学校	2,246	2,874	5,120
	105	一新幼稚園	921	1,260	2,181
	110	京陵中学校	1,432	1,764	3,196
	111	壺川小学校	1,463	1,828	3,291
	112	藤園中学校	1,203	1,596	2,799
	113	碩台小学校	1,408	1,858	3,266
	114	竜南中学校	1,739	2,101	3,840
	115	黒髪小学校	1,221	1,329	2,550
	116	桜山中学校	2,195	2,148	4,343
	131	白川小学校	1,702	2,136	3,838
	132	尚絅大学1号館	1,297	1,647	2,944
	133	九州学院	1,736	2,283	4,019
	134	大江小学校	1,841	2,092	3,933
	135	渡鹿団地集会室鹿乃家	1,968	1,806	3,774
	136	託麻原小学校	3,317	3,651	6,968
	137	白山保育園	1,063	1,313	2,376
	138	白山小学校	2,587	3,088	5,675
	139	出水小学校	2,067	2,724	4,791
	140	出水校区戸井の外集会所	2,000	2,660	4,660
	141	東水前寺公民館	2,411	3,008	5,419
	142	熊本県庁	866	1,013	1,879
	143	砂取小学校	2,685	3,493	6,178
	144	出水中学校	3,118	3,683	6,801
	145	出水南中学校	1,597	1,900	3,497
	160	帶山西小学校	2,246	2,779	5,025
	161	帶山小学校	3,281	3,947	7,228
	162	帶山校区第6町内公民館	2,130	2,440	4,570
	205	横手保育園	420	541	961
	208	向山小学校	3,011	3,423	6,434
	209	世安町公民館	1,261	1,454	2,715
	210	本荘小学校	1,383	1,625	3,008
	211	春竹小学校	3,055	3,810	6,865
	212	南熊本老人憩の家	2,355	2,653	5,008
小計			66,944	80,888	147,832
東区	146	江津湖団地第2集会所	1,498	1,956	3,454
	147	画岡地域コミュニティセンター	3,541	4,089	7,630
	148	湖東中学校	1,824	2,218	4,042
	149	泉ヶ丘小学校	1,388	1,710	3,098
	150	泉ヶ丘校区公民館	1,114	1,386	2,500
	151	若葉小学校	1,973	2,402	4,375
	152	東野中学校	2,795	3,286	6,081
	153	秋津出張所	1,952	2,202	4,154
	154	桜木小学校	4,560	5,194	9,754
	155	東町小学校	2,407	2,363	4,770
	156	健軍東小学校	2,338	2,925	5,263
	157	健軍小学校	2,756	3,261	6,017
	158	尾ノ上小学校	3,066	3,805	6,871

開票区	投票区	投票所	男	女	計
東区	159	錦ヶ丘中学校	1,793	2,063	3,856
	163	月出地域コミュニティセンター	3,326	3,704	7,030
	164	山ノ内校区第一町内公民館	4,590	5,227	9,817
	165	長嶺小学校	4,668	5,259	9,927
	166	さくら幼稚園	2,605	3,023	5,628
	167	託麻南小学校	3,177	3,553	6,730
	168	託麻東小学校	5,300	5,706	11,006
	169	託麻北小学校	3,239	3,492	6,731
	170	託麻総合出張所	2,529	2,653	5,182
	171	託麻西小学校	3,469	3,825	7,294
	172	下南部公民館	1,239	1,368	2,607
	173	西原公民館	1,037	1,340	2,377
	174	西原小学校	4,413	4,790	9,203
	小 計		72,597	82,800	155,397
西区	106	上熊本老人憩の家	907	1,116	2,023
	107	池田地域コミュニティセンター	1,622	1,749	3,371
	108	池田小学校	1,644	1,734	3,378
	109	京町台保育園	1,005	1,220	2,225
	201	花園小学校	2,822	3,387	6,209
	202	花園（牧崎）公民館	1,492	1,853	3,345
	203	城西一町内ふれあいセンター	1,580	1,976	3,556
	204	城西小学校	2,967	3,515	6,482
	206	春日小学校	1,808	2,106	3,914
	207	春日保育園	892	1,050	1,942
	224	古町小学校	1,262	1,449	2,711
	225	花陵中学校	1,931	2,554	4,485
	226	白坪小学校	2,526	2,890	5,416
	227	城山小学校	3,948	4,644	8,592
	228	西部上下水道センター	2,055	2,512	4,567
	229	高橋小学校	1,144	1,338	2,482
	230	中島地域コミュニティセンター	814	938	1,752
	231	二番公民館	751	833	1,584
	232	小島小学校	1,062	1,206	2,268
	233	有明保育園	249	278	527
	234	松尾東小学校	284	301	585
	235	松尾西小学校	429	499	928
	236	松尾北地域コミュニティセンター	83	96	179
	237	河内小学校	1,029	1,153	2,182
	238	河内公民館	725	809	1,534
	239	椎龜公民館	356	419	775
	240	芳野中学校	460	523	983
	小 計		35,847	42,148	77,995
南区	213	託麻中学校	2,454	2,844	5,298
	214	田迎南小学校	2,993	3,363	6,356
	215	御幸小学校	3,861	4,478	8,339
	216	川尻小学校	1,617	1,874	3,491
	217	城南中学校	2,425	2,923	5,348
	218	城南小学校	917	1,204	2,121
	219	そよかぜ保育園	1,627	1,891	3,518
	220	日吉小学校	1,915	2,285	4,200
	221	日吉東小学校	2,667	2,962	5,629
	222	力合小学校	2,876	3,433	6,309

開票区	投票区	投票所	男	女	計
南区	223	力合西小学校	2,550	3,013	5,563
	241	飽田東小学校	2,711	3,133	5,844
	242	飽田南小学校	939	1,080	2,019
	243	飽田西小学校	996	1,134	2,130
	244	中緑小学校	415	484	899
	245	錢塘小学校	904	1,003	1,907
	246	奥古閑小学校	1,335	1,493	2,828
	247	川口小学校	828	916	1,744
	248	田迎西小学校	2,502	2,861	5,363
	401	南区役所	2,675	3,105	5,780
	402	坂本公民館	1,301	1,425	2,726
	403	杉上地域コミュニティセンター	1,124	1,234	2,358
	404	城南福祉センター	2,462	2,734	5,196
	405	六田公民館	319	351	670
	406	豊田小学校	981	1,108	2,089
	407	鰐瀬公民館	528	616	1,144
	408	下宮地コミュニティセンター	891	984	1,875
	409	東阿高公民館	872	938	1,810
	410	富合中学校	1,018	1,095	2,113
小 計			48,703	55,964	104,667
北区	117	清水小学校	2,235	2,766	5,001
	118	亀井公民館	1,370	1,597	2,967
	119	高平台小学校	3,876	4,554	8,430
	120	化学及血清療法研究所	1,756	2,030	3,786
	121	水の科学館	1,433	1,717	3,150
	122	城北小学校	2,905	2,199	5,104
	123	清水北老人憩の家	1,235	1,416	2,651
	124	麻生田小学校	3,008	3,741	6,749
	125	榆木小学校	2,553	3,163	5,716
	126	楠小学校	2,408	2,827	5,235
	127	武蔵小学校	2,499	2,966	5,465
	128	弓削小学校	2,160	2,321	4,481
	129	龍田小学校	3,631	4,009	7,640
	130	龍田老人憩の家	2,638	3,017	5,655
	175	西里地域コミュニティセンター	1,100	1,234	2,334
	176	熊本保健科学大学	1,506	1,667	3,173
	177	めいとくの里	1,081	1,230	2,311
	178	北部総合出張所	3,035	3,423	6,458
	179	勤労青少年ホーム	3,970	4,539	8,509
	301	植木地域コミュニティセンター	1,399	1,621	3,020
	302	かがやき館	1,587	1,709	3,296
	303	山東地域コミュニティセンター	446	488	934
	304	吉松スポーツ公園	491	501	992
	305	吉松地域コミュニティセンター	1,000	1,135	2,135
	306	山本地域コミュニティセンター	750	809	1,559
	307	田原地域コミュニティセンター	634	716	1,350
	308	鹿南中学校	947	1,029	1,976
	309	菱形地域コミュニティセンター	642	660	1,302
	310	桜井小学校	1,239	1,344	2,583
	311	千本桜公民館	773	821	1,594
	312	田底地域コミュニティセンター	632	837	1,469
	313	植木ふれあい文化センター	362	406	768
	314	大和地域コミュニティセンター	1,008	1,221	2,229
小 計			56,309	63,713	120,022
合 計			280,400	325,513	605,913

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙執行年月日 区分	平19. 4. 22	平20. 11. 16 富合町選挙区 増員選挙	平22. 4. 25 植木町選挙区 増員選挙	平23. 4. 24 熊本市選挙区	平23. 4. 24 富合町選挙区
有 権 者 総 数	518,153	6,661	24,676	564,316	6,963
投 票 者 数	244,041	4,921	14,081	248,461	3,861
投 票 率 ( % )	47.10	73.88	57.06	44.03	55.45
立 候 补 者 数	62	2	5	66	2
定 数	48	1	2	48	1
最 高 得 票 数	7,529	2,771	3,934	11,196.000	2,465
当 選 者 最 低 得 票 数	3,134	2,771	3,551	3,163.343	2,465
立 候 补 者 最 高 年 齢	71	63	63	68	65
〃 最 低 年 齢	25	61	35	30	47

選挙執行年月日 区分	平27. 4. 12 中央区選挙区	平27. 4. 12 東区選挙区	平27. 4. 12 西区選挙区	平27. 4. 12 南区選挙区	平27. 4. 12 北区選挙区
有 権 者 総 数	139,989	148,120	75,385	100,025	115,153
投 票 者 数	59,270	64,376	38,466	53,288	無投票
投 票 率 ( % )	42.34	43.46	51.03	53.27	—
立 候 补 者 数	16	14	8	11	10
定 数	11	13	6	8	10
最 高 得 票 数	6,185	8,386.143	6,490	5,524	—
当 選 者 最 低 得 票 数	3,016	2,982.856	3,532	4,515	—
立 候 补 者 最 高 年 齢	64	71	71	69	68
〃 最 低 年 齢	26	34	36	43	37

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別 (実施日)	開票区	中央区	東区	西区	南区	北区	全体
参議院議員通常選挙 (選挙区) (平25. 7. 21)	47.81	49.96	49.17	47.63	49.87	48.92	
熊本県知事選挙 (平26. 3. 27)	44.00	45.29	47.11	47.80	47.91	46.17	
衆議院議員通常選挙 (選挙区) (平26. 11. 16)	40.44	39.55	40.68	40.89	40.43	40.32	
衆議院議員総選挙 (小選挙区 第1区) (平26. 12. 14)	48.55	48.21	48.65		49.00	48.53	
衆議院議員総選挙 (小選挙区 第2区) (平26. 12. 14)	38.68		42.44	42.34		41.84	
衆議院議員総選挙 (小選挙区 第3区) (平26. 12. 14)					41.62	41.62	
衆議院議員総選挙 (小選挙区 第4区) (平26. 12. 14)					41.79	41.79	
市議会議員一般選挙 (平27. 4. 12)	42.34	43.46	51.03	53.27	無投票	46.47	
県議会議員一般選挙 (平27. 4. 12)	42.16	43.26	50.90	53.08	38.20	44.68	
市議会議員一般選挙 (平27. 4. 12)	42.34	43.46	51.03	53.27	無投票	46.47	
参議院議員通常選挙 (選挙区) (平28. 7. 10)	46.91	47.72	47.91	47.44	48.37	47.63	

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

総  
財

(4) 各種選挙党派別得票状況

党派別 選挙別	区分	自民党	社民党	公明党	共産党	民主党	維新	次世代	諸派	無所属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (平 25.7.21)	総得票数	162,763			23,677	85,971			4,479		276,890
	最高〃	162,763			23,677	85,971			4,479		
	最低〃	162,763			23,677	85,971			4,479		
	得票率 (%)	58.78			8.55	31.05			1.62		100
	候補者数	1			1	1			1		4
熊本市長選挙 (平 26.11.16)	総得票数									232,271	232,271
	最高〃									129,994	
	最低〃									25,769	
	得票率 (%)									100	100
	候補者数									3	3
衆議院 小選挙区選挙第1区 定数 1 (平 26.12.14)	総得票数	87,111			14,947		73,274				175,332
	最高〃	87,111			14,947		73,274				
	最低〃	87,111			14,947		73,274				
	得票率 (%)	49.68			8.52		41.79				100
	候補者数	1			1		1				3
衆議院 小選挙区選挙第2区 定数 1 (平 26.12.14)	総得票数	45,624			18,672						64,296
	最高〃	45,624			18,672						
	最低〃	45,624			18,672						
	得票率 (%)	70.96			29.04						100
	候補者数	1			1						2
衆議院 小選挙区選挙第3区 定数 1 (平 26.12.14)	総得票数	7,048			2,532						9,580
	最高〃	7,048			2,532						
	最低〃	7,048			2,532						
	得票率 (%)	73.57			26.43						100
	候補者数	1			1						2
衆議院 小選挙区選挙第4区 定数 1 (平 26.12.14)	総得票数				2,482			7,019			9,501
	最高〃				2,482			7,019			
	最低〃				2,482			7,019			
	得票率 (%)				26.12			73.88			100
	候補者数				1			1			1
市議会議員選挙 定数 48 (平 27.4.12)	総得票数	64,893		29,610	15,645	9,753	3,762			86,479	210,142
	最高〃	8,386		5,555	5,304	5,238	3,762			6,490	
	最低〃	4,153		4,232	2,467	4,515	3,762			588	
	得票率 (%)	30.88		14.09	7.44	4.64	1.79			41.15	100
	候補者数	16		7	5	2	1			28	59
県議会議員選挙 定数 17 (平 27.4.12)	総得票数	95,714		36,696	16,354	26,352				79,343	254,459
	最高〃	18,535		12,509	10,985	13,472				18,784	
	最低〃	9,902		11,748	5,369	12,880				699	
	得票率 (%)	37.61		14.42	6.43	10.36				31.18	100
	候補者数	7		3	2	2				8	22
熊本県知事選挙 (平 28.3.27)	総得票数									268,914	268,914
	最高〃									174,459	
	最低〃									13,163	
	得票率 (%)									100	100
	候補者数									3	3
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (平 28.7.10)	総得票数	158,275							12,615	107,279	278,169
	最高〃	158,275							6,571	107,279	
	最低〃	158,275							6,044	107,279	
	得票率 (%)	56.90							4.53	38.57	100
	候補者数	1							2	1	4

(注) 各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

## 16 人事委員会

人事委員会は、人事行政の適正な実施を確保するため、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、平成6年4月1日に設置され、政令指定都市移行に伴い、平成24年4月1日から同条第1項の人事委員会として位置付けられることとなった。本委員会は、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

本委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する審査請求の審査などを主な業務としている。

### (1) 平成27年度職員採用試験の実施状況

	職種		申込者数 (人)	第一次 受験者数 (人) A	第一次 合格者数 (人) A	第二次 受験者数 (人)	最最終 合格者数 (人) B	倍率(倍) A/B
上級職	事務職		612	469	135	126	67	7.0
	社会福祉職		47	42	18	18	9	4.7
	心理相談員		9	7	6	6	2	3.5
	技術職	土木	49	35	26	25	13	2.7
		建築	22	15	12	10	6	2.5
民間企業等経験者	電気		29	21	9	8	3	7.0
	化学生		34	29	9	8	4	7.3
	事務職		173	153	16	二次 三次	15 9	9 最終
	技術職	土木	27	23	23	二次 三次	21 12	12 最終
		建築	5	4	4	二次 三次	4 4	4 最終
民間企業等経験者等	事務職(情報)		23	20	16	15	4	5.0
	事務職(法務)		33	24	17	14	4	6.0
免許資格職 (上級職)	保健師		20	19	6	5	2	9.5
初級職	事務職		113	90	14	12	7	12.9
	学校事務職(県費負担)		22	17	6	6	2	8.5
	技術職	土木	12	8	6	5	2	4.0
消防職	上級消防職		197	166	38	38	19	8.7
	初級消防職		349	308	38	38	19	16.2
	初級消防職(救急救命士)		36	27	8	7	3	9.0
採用選考試験	文化財専門職		6	4	2	2	1	4.0
	薬剤師		13	12	12	11	7	1.7
	管理栄養士		21	19	7	7	1	19.0
	助産師		9	8	6	6	2	4.0
	保育士		79	69	22	22	10	6.9
	看護師(H27.10.1採用)		35	33	10	9	5	6.6
	看護師(H28.4月以降採用)		32	31	26	21	11	2.8
	臨床検査技師		34	23	6	4	2	11.5
	理学療法士		9	8	4	3	1	8.0
	臨床工学技士		13	12	4	3	1	12.0
	言語聴覚士		2	2	2	1	1	2.0
	身体障害者対象(事務職)		22	18	-	-	3	6.0
	身体障害者対象(学校事務)		2	1	-	-	0	-
計			2089	1717	508	470	218	7.9

※任期付、任命権者実施分を除く。

## (2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成27年職種別民間給与実態調査をもとに、平成27年10月9日に市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

### ア 職員の状況

(平成27年4月現在)

区分	職員数	平均給与	平均年齢	平均経験年数
調査対象職員	4,470人	354,046円	41歳11月	19年9月
うち一般行政職	2,837人	358,146円	42歳8月	20年6月

### イ 民間の状況

調査対象は、市内の119事業所（企業規模50人以上、事業所規模50人以上の283事業所から抽出）

### ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

(単位：円)

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A）－（B）
363,595	362,315	1,280

### エ 勧告の内容

#### （ア） 平成27年4月の民間給与との較差の解消等

月例給については、民間給与が職員給与を1,280円（0.35%）上回ったことから、較差の解消を行うため、人事院勧告を踏まえ、国の俸給表の改定状況及び本市の実情等を勘案し、若年層に重点を置いて、給料表の改定を行うことが必要である。

特別給（期末手当及び勤勉手当）については、市内民間事業所の特別給の年間支給割合が職員の年間支給月数より0.10月分上回ったことから、人事院勧告を踏まえ、勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げることが必要である。

医療職員給料表の適用を受ける職員（医師及び歯科医師）の初任給調整手当については、人事院勧告を考慮のうえ、改定を行うことが必要である。

#### （イ） 給与制度の総合的見直し

行政職員給料表については、国が行った給与制度の総合的見直しにおける地域間及び世代間の給与配分の見直しの内容を基本としながら、本市の実情を踏まえ、職員の従事する職務・職責に応じた給与待遇の確保にも留意し、給料表の水準を引き下げる改定等を行うことが必要である。

地域手当については、行政職員給料表及び消防職員給料表の適用を受ける職員で、東京都の特別区に属する地域に勤務する職員の支給割合を100分の20に、医療職員給料表の適用を受ける職員の支給割合を100分の16に引き上げることが必要である。

単身赴任手当については、国に準じて、基礎額及び加算額の限度額の改定を行うことが必要である。

### (3) 公平審査

#### ア 勤務条件に関する措置要求

平成27年度は新たな措置要求事案はなく、係属中の事案もない。

#### イ 不利益処分に関する不服申立て

不利益処分についての不服申立ての審査の状況

係属事案3件

(平成28年3月31日現在)

事案名	審査の状況
平成28年不第1号事案（平成28年1月22日申立て）	平成28年1月29日受理
平成28年不第2号事案（平成28年2月17日申立て）	平成28年3月7日受理
平成28年不第3号事案（平成28年2月24日申立て）	平成28年3月7日受理

#### ウ 職員からの苦情処理

苦情相談をすることができる者は、地方公務員法上の一般職の職員（企業局職員及び技能労務職員を除く。）であり、教職員（県費負担教職員を含む。）、消防職員、条件附採用期間中の職員及び臨時の任用職員も対象となる。

平成17年度から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けている。

平成27年度の相談者数（件数）は2件であり、相談内容の区分と件数は次のとおりである。

区分	任用	給与	勤務条件 服務	福利厚生	セクハラ いじめ等	その他	計
件数	-	-	1	-	-	1	2

総  
財

# 市民生活

1 区政	115
2 広聴	128
3 社会保障・税番号 制度推進	132
4 市民協働	134
5 地域コミュニティ支援 づくり支援	136
6 安全安心まちづくり 交通安全対策	138
7 消費者行政	141
8 男女共同参画	143
9 人権推進	145
10 生涯学習	148
11 熊本市オンブズマン制度	153

# 1 区政

## (1) 経緯

平成20年10月6日に富合町と、平成22年3月23日に城南町、植木町と合併し、人口約72万8千人の都市となり、平成24年4月1日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一緒にまちづくりを推進する。

## (2) 区役所・総合出張所・出張所の機能

### ア 区役所の機能

平成24年4月1日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の5つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

### イ 総合出張所・出張所の機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民票等の証明書の交付業務や福祉関係の業務を行うため、総合出張所及び出張所を設置し、住民の利便性の向上を図る。また、まちづくり交流室をコミュニティ活動の拠点として、地域自治の振興や地域のまちづくり活動を支援する。

市民

課(かい)	主な取扱業務
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、個人番号カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など
税務課	個人市民税・県民税の賦課、固定資産税・都市計画税の賦課、納税相談・窓口収納、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課 〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理など
まちづくり推進課	地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
農業振興課※1	地域農業の振興、農業施設の整備・維持管理、土地改良事業、農地及び農業用施設の災害復旧事業など
(地域整備室※2)	旧富合町、旧城南町、旧植木町町域内の市道などの整備に関すること
(植木中央土地区画整理事業所※3)	植木中央土地区画整理事業
選挙管理委員会事務局※4	選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど
農業委員会事務局分室※5	農地に関する相談・申請等の受付、農地に関する証明発行など

※1 中央区役所には設置なし。中央区における農業振興関係業務は東区農業振興課で行う。

※2 北区役所および南区役所に、旧植木町・旧富合町・旧城南町との新市基本計画に基づく道路の新設・改良・維持補修を担当する地域整備室を配置する。

※3 北区役所に植木中央土地区画整理事業を担当する事業所を配置する。

※4 当該業務は総務企画課で行う。

※5 中央区役所、東区役所には設置なし。

総合出張所、出張所	主な取扱業務
出張所（龍田・大江・東部・南部・秋津）	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、まちづくり支援業務
総合出張所（北部・清水・河内（芳野分室含む）・花園・託麻・飽田・天明・幸田・城南）	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、まちづくり支援業務、国民健康保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務

## ウ 建物概要及び職員数

(平成 28 年 7 月 1 日現在)

区	所属	所在地	建設年月日	構造	敷地面積(m <sup>2</sup> )	職員数(再任用数)		
			建設費(千円)		建物延面積(m <sup>2</sup> )	区役所・出張所等	まちづくり交流室	公民館
中央区	中央区役所	中央区手取本町1番1号 (市庁舎1~3階の一部)	S 56.9.30 —	R C造2階建	— —	225 (23)	10 (2)	2
	大江出張所	中央区大江6丁目 1番85号	S 63.7.11 486,435		5,029.40 1,534.62	10 (0)	5 (2)	1
東区	東区役所	東区東本町16番30号	H 24.1.31	SRC造3階建 一部S造	8,394.62 5,172.88	175 (8)	— (—)	—
			1,804,453					
	託麻 総合出張所	東区長嶺東7丁目 11番15号	S 56.5.30	R C造2階建	6,248.20	15	5	1
			483,590		2,010.00	(0)	(2)	
	秋津出張所	東区秋津3丁目 15番1号	S 60.8.10	R C造2階建	11,165.53	7	54	1
			521,448		1,910.34	(0)	(1)	
	東部出張所	東区錦ヶ丘1番1号	S 52.7.4	R C造2階建 一部S造	8,008.30	10	6	1
			311,552		2,030.14	(0)	(2)	
西区	西区役所	西区小島2丁目7番1号	H 14.3.29 1,857,437	R C造2階建 R C造3階建 一部S造	14,970.66	120	5	1
			H 24.1.31増築 1,481,994		7,501.86	(11)	(1)	
	河内 総合出張所	西区河内町 船津2069番地5	S 59.3.20	R C造 地下1階 地上4階建	2,009.66	11	6	1
			559,947		2,766.50	(2)	(2)	
	花園 総合出張所	西区花園5丁目8番3号	H 2.8.27 591,608	R C造2階建	5,145.00 1,864.30	10 (1)	7 (2)	1
			S 58.3.18		6,717.00	4	(コミュニティセンター業務を兼務)	
	芳野分室	西区河内町野出 1410番地	149,786	S造2階建	761.02	(1)		
南区	南区役所	南区富合町清藤 405番地3	H 7.3.6 1,317,243	R C造3階建	5,545.71 3,455.33	123 (6)	4 (1)	1
	飽田 総合出張所	南区会富町1333番地1	H 8.3.15 1,840,000	R C造2階建	6,544.00 2,999.79	13 (4)	5 (2)	1
	天明 総合出張所	南区奥古閑町2035番地	H 6.3.30 127,988	R C造2階建	7,426.00 720.00	10 (1)	4 (1)	1
	幸田 総合出張所	南区幸田2丁目4番1号	S 57.6.2 492,240	R C造2階建	5,578.00 1,937.30	16 (1)	5 (2)	1
北区	城南 総合出張所	南区城南町宮地1050番地	S 60.4.5 862,172	R C造3階建	29,083.40 3,465.02	20 (1)	6 (2)	1
	南部出張所	南区南高江6丁目 7番35号	S 62.7.6 541,115	R C造2階建	8,284.61 1,917.27	6 (0)	4 (1)	1
	北区役所	北区植木町岩野 238番地1	H 3.10.14 2,141,203	R C造3階建 一部4階建	22,754.75 5,988.30	145 (8)	8 (1)	1
			H 1.12.4		8,034.92	15	5	
	北部 総合出張所	北区鹿子木町66番地	730,800		4,509.42	(2)	(0)	1
	清水 総合出張所	北区清水亀井町 14番7号	S 59.7.10 449,829	R C造2階建	8,363.26 1,793.38	13 (1)	5 (2)	1
			S 54.7.11 350,428		5,380.00 1,803.26	13 (3)	5 (2)	1
				R C造2階建				

※( )の再任用の人数は、職員数の内数

## エ 区役所（総合出張所等）所管ホール等の建物概要

区	所属	所在地	開設年月日	建設費 (千円)	構造	建物延面積 (m <sup>2</sup> )
中央区	五福まちづくり交流センター	中央区細工町2丁目25番地	H3.4.15	2,816,050	R C造 地下1階 地上4階建	8,227.00
西区	芳野コミュニティセンター	西区河内町野出1410番地	S58.4.1	149,786	S造2階建	761.02
南区	天明ホール	南区奥古閑町2035番地	H3.6.15	841,897	S造2階建 一部3階建	1,331.00
				(天明公民館含む)		
	アスパル富合 (富合ホール)	南区富合町清藤400番地	H15.4.1	1,630,000 (富合公民館含む)	R C造 一部S造	3,422.00
北区	火の君文化センター (火の君文化ホール)	南区城南町舞原394番地1	H9.4.27	1,408,764 (城南公民館、保健センター含む)	R C造一部 S R C造 地上2階建	5,156.67
北区	植木文化センター (植木文化ホール)	北区植木町岩野238番地1	H5.10.1	2,069,503	R C造2階建 一部4階建	4,921.76

市民

## オ ホール等の利用状況

(平成27年度実績)

区	所属	主要施設	件数	人数	利用料(千円)
中央区	五福まちづくり交流センター	センター会議室	879件	11,973人	390千円
		プール（一般開放）	—	7,367人	836千円
西区	芳野コミュニティセンター	多目的ホール（200名）	36件	3,159人	15千円
		1階和室、2階和室、料理室	149件	3,636人	5千円
南区	天明ホール	大ホール（401名）	251件	19,359人	2,414千円
		ホール（406名）	209件	26,175人	4,668千円
	アスパル富合（富合ホール）	ホール（594名）	142件	42,925人	6,513千円
		舞台のみ	111件	3,034人	465千円
		リハーサル室	507件	9,890人	1,050千円
北区	植木文化センター (植木文化ホール)	文化ホール（固定席601名、車椅子席4席）	148件	30,521人	4,244千円
		リハーサル室	220件	14,691人	1,027千円

### (3) 区のまちづくり

#### 中央区役所

##### 【シンボルマーク】



熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

#### ア 概 要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、区の中央には県内一の中心商店街が広がる一方、周辺地域には城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。また、行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として交通センターからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

#### イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造の都会 ～つながる、中央区。～”とし、その実現のために以下の4つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

方向性1 “きらり”とひかる品格ただようまちをつくる

方向性2 “わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる

方向性3 “ほっと”できる安全で安心なまちをつくる

方向性4 “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

#### ウ まちづくりの推進体制

まちづくりの推進にあたっては、①参画と協働によるまちづくり②情報の共有と住民対話の推進を基本として次の体制で取り組む。

(1) 中央区まちづくり懇話会 まちづくりに区民の意見を反映させるため区民で構成された組織

(2) 中央区まちづくり推進委員会 行政の推進体制として中央区役所関係課で組織

また、熊本市中央区まちづくりビジョンに基づく区のまちづくりを推進するためのアイデアとして地域で抱えている課題の解決や地域の魅力向上に資する具体的な取組みを募集する「中央区まちづくり事業アイデア提案制度」を設け、提案いただいたアイデアや「中央区まちづくり懇話会」などの意見を基に、まちづくり事業を展開する。

#### エ まちづくり事業

##### 平成28年度の中央区まちづくり事業

###### 【参加意欲を高める情報の発信】

- ① 「みんなのまちづくり情報発信事業」 区の魅力を取上げた“中央区つながるマガジンまちのわ”の発行
- ② 「区だよりの制作・発行」 区内のまちづくり事業、地域の取組などを掲載。年2回発行

###### 【住民や地域がつながる機会の創出】

- ③ 「中央区お宝探検事業」 地域のお宝を散策しながら、世代間、校区間の交流を図る
- ④ 「井手の魅力再発見事業」 地域の歴史的遺産「大井手」をテーマとした学習会等の開催など

###### 【担い手の育成と参画の支援】

- ⑤ 「食べて話して繋がろう中央区」 うまか体操やペロタッチを使って、命や食の大切さを啓発

###### 【住民主体のまちづくりの支援】

- ⑥ 「中央区地域コミュニティづくり支援補助金」

校区や町内の様々な分野の地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取組を財政的に支援

- ⑦ 「水前寺賑わいづくり支援事業」 水前寺界隈の活性化に向けた地域の取組を支援する

- ⑧ 「中央区ぼうさいキャラバン」 地域の防災意識を向上させるため、校区等と共に防災イベントの実施

【シンボルマーク】



東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、  
「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴい

ア 概 要

熊本市の東部に位置し、5つの区の中では最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に延びており、国道57号（通称東バイパス）や一般県道熊本空港線（通称国体道路）、主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）、主要地方道熊本高森線（通称電車通り）等の主要幹線が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山や運動公園、南には江津湖の自然が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針1 【人と人とがつながり世代を越えて語り合えるまち】

基本方針2 【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

基本方針3 【誰もがいきいきと暮らせるまち】

基本方針4 【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

基本方針5 【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ まちづくりの推進体制

まちづくりの推進にあたっては、まちづくりの担い手たちがそれぞれの役割を認識し、推進体制を整えることが必要である。そこで、区民、地域団体、NPO等、事業者、学校、区役所等の連携のもと、それぞれが役割を明確にし、実効性のあるまちづくりの推進体制を構築する。

また、区の様々な分野の住民で構成し、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について協議を行う「東区まちづくり懇話会」を設置し、参画と協働のまちづくりを進める。

エ まちづくり事業

平成28年度の東区まちづくり事業

【人と人とがつながり世代を越えて語り合えるまち】

・地域情報受発信充実事業 区だよりやホームページを活用して区や地域の情報を提供する。

・地域コミュニティづくり支援補助金 自治会等の課題解決やコミュニティの活性化を財政的に支援する。など

【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

・地域防災合同訓練事業 地域防災意識の向上をはかる。など

【誰もがいきいきと暮らせるまち】

・高齢者がいきいきと暮らせる支援体制づくり 認知症啓発のための研修会及びフォローアップ研修を行う。

・東区健康まちづくり活性化経費 健康まちづくり推進員と協働で校区イベントに参加し、啓発を行う。など

【暮らしやすく活気あふれるまち】

・東区農業者ネットワークづくり推進経費 若手農業者の育成や地域農業の今後の取り組みを検討する。

【まちづくりビジョンの推進体制】

・まちづくり懇話会開催経費 など

## 西区役所

### 【シンボルマーク】



西区のイニシャル「N」をモチーフにし、燐々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、豊かな自然環境を表している。

### ア 概 要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。

また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した靈巖洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

### イ まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む 華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」の4項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

### ウ まちづくりの推進体制

まちづくりの推進体制として、まずは「市民協働」を推進するため、まちづくりの取り組みについて区民の皆さんと合意形成を図る場として、区民が参画する「西区まちづくり懇話会」を設置している。また、区役所の推進体制として、西区役所の全課長等で構成される「西区まちづくり推進会議」において、まちづくり事業の検討や推進、他局や関係機関との連絡調整等を行っている。このような体制のもと、区のめざす姿の実現に向け、まちづくり推進のための予算をソフト事業に活用するとともに、ハード事業については本庁関係各局との連携を図っていく。

### エ まちづくり事業

西区においては、まちづくり人材の育成やまちづくりへの支援事業及び区のめざす姿の実現に向けた重点的取り組みの推進のための事業を展開しているところであり、平成28年度まちづくり予算に基づく主な事業は次のとおり。

- (1) まちづくり支援事業・・・西区だより作成、西区地域コミュニティづくり支援補助事業、西区活性化支援事業、宝マップ作成など
- (2) 重点的取り組み事業・・・【安心安全のまちづくり】防災意識啓発事業、【楽しさあふれるまちづくり】西区フェスタ・スポーツ大会開催、四季をとおして花のあるまちづくり事業、上熊本周辺エリア魅力発信事業、金峰山系エリア魅力発信事業、(新規)漱石記念年事業など
- (3) まちづくり推進体制・・・西区まちづくり懇話会開催

【シンボルマーク】



「m i n a m i」という文字と山や川、有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア 概 要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、JR熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中核を支える地域もある。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～“いきいき暮らしのまち 南区”とし、その実現のために以下の6つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

基本目標1 農と漁業を誇れるまち

基本目標2 歴史・文化を育むまち

基本目標3 自然と共生した住みやすいまち

基本目標4 みんなが健康で元気なまち

基本目標5 地域ぐるみで子どもを育てるまち

基本目標6 安全・安心なまち

市民

ウ まちづくりの推進体制

南区まちづくりビジョンの実現に向け、次のような推進体制により、区民、地域団体等と行政とが連携して、協働のまちづくりに取り組む。

(1) 市民協働の推進体制

南区の特性を活かしたまちづくりに関する事項を協議するため、南区内の各分野で活動される方々などによる「南区まちづくり懇話会」を設置する。

(2) 行政の推進体制

行政と区民との協働のまちづくりを進めるため、「南区まちづくり推進本部」を設置する。

(3) まちづくりの担い手の育成

行政と地域団体等が連携し、まちづくりの担い手の育成支援等を行う。

エ まちづくり事業

『情報受発信の充実』『人材育成の充実』『テーマに応じたまちづくりの推進』『エリア特性を活かしたまちづくりの推進』の4本を事業の柱とし、ビジョンに掲げる行動指針「知る」「集まる」「始める」「伝える」のサイクルによる“区民協働のまちづくり”の更なる展開を図る。

①「南区を知ろう」情報受発信事業の充実

PRグッズの作成、南区だよりの発行 など

②まちづくりを担う人材育成の充実

「防災まちづくりリーダー育成研修会」の開催 など

③テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

「南区“いきいき”フェスタ2016」の開催、南区ウォーキングキャンペーン事業、など

④地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域コミュニティづくり支援補助金の交付 など

今後、様々な機会を捉え区民意見を集約しつつ、南区のまちづくり推進事業の評価検証を行いながら、「南区まちづくり懇話会」等において、まちづくりビジョンに掲げる、“めざす区の姿”と6つの基本目標達成のための取り組みを区民参画と協働のもと推進していく。

【シンボルマーク】



「北」の文字をデザイン的にし、下には笑顔を入れ、楽しいまち北区をイメージし、ず～っと住みたいまち北区を表現しています。

ア 概 要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武藏塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジを有し、国道3号熊本北バイパスや国道3号植木バイパス、熊本西環状線など新たな幹線道路の整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、めざす区の姿を「ず～っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として1.健康と暮らしの安全・安心の向上、2.住みやすい住環境の整備、3.まちの賑わいと産業の振興、4.地域資源の継承と活用、5.住民自治と協働の推進の5つを掲げた。

今後はこれら、まちづくりビジョンに掲げる5つのまちづくり基本方針のもと、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ まちづくりの推進体制

小学校区や地域のまちづくり活動を活かしながら、北区全体としての一体感のあるまちづくりを進めるとともに、隣接自治体との連携した取り組みを進める。

さらに、地域間の連携を深めながら、住民ニーズの把握に努めるとともに、ビジョンに基づく、区の特性を活かしたまちづくりについて協議を行う北区まちづくり懇話会を設置し、行政と区民が協働してまちづくりの推進を図る。

また、行政の推進体制として、北区役所関係課で組織する北区まちづくり検討委員会を設置し、まちづくり懇話会と連携しながら、様々な活動に取り組む。

なお、まちづくり支援強化に向け、今年度、北部まちづくり交流室に「地域担当職員」が新たに配置された。

エ まちづくり事業

平成28年度まちづくり推進事業は、

- ・地域全体で子どもたちの健やかな成長を見守り、子どもを中心に交流を深め賑わいを創出する、第2回「北区こどもまつり」を開催。
- ・「北区幸せ絵巻活用事業」では、「食」「史跡・文化」「自然・風景」など北区の魅力を掲載した、まち歩きマップ（平成26年度から作成）を活用し、まち歩き等を実施。
- ・北区で盛んな農業や地域の魅力を知ってもらうため、農作物の収穫等を親子で体験してもらう「グリーンツーリズム in 北区」等を実施。
- ・新規事業として、区内の大学と連携し世代間交流やネットワーク作りに繋げる「ぶらりきたくなる大学」を実施。

#### (4) 住居表示（地域政策課）

##### ア 住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的な方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

(平28. 3. 31現在)

種別 区分	整 備 区 域	面積(Km <sup>2</sup> )	対象件数(件)	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川渕町 北千反畠町 南千反畠町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畠町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.28	6,600	昭40.4.1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	40.11.1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	41.7.1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目（追加）大江本町 白山一丁目～白山三丁目 岡田町 菅原町 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	42.7.1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目 田崎本町	1.21	6,800	43.11.1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目（追加）内坪井町 壱川一丁目 壱川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	44.8.1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目（追加） 本荘一丁目	2.53	9,000	45.10.1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 薩園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2.84	10,600	47.4.1
9次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2.36	7,700	47.12.1
9次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	48.8.1
10次	津浦町 出町 稔田町 池田一丁目～池田四丁目 池龜町 花園一丁目～花園七丁目 上熊本三丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7.53	14,900	49.10.1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水龜井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3.87	10,700	50.10.1
12次	帶山一丁目～帶山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1.21	4,700	51.10.1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目（追加）	0.97	4,200	52.10.1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目（追加）	1.15	2,900	53.10.1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	54.10.1
16次	大江二丁目（追加）	0.08	700	55.10.1
17次	帶山四丁目（追加） 帶山五丁目（追加）	0.17	700	56.10.1
18次	帶山五丁目（追加）	0.07	300	57.10.1

市民

19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目 (追加) 八景水谷三丁目	0.59	1, 500	58. 10. 1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1, 400	59. 10. 1
21次	出水六丁目 春日四丁目 (追加) 春日五丁目 (追加) 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2, 500	62. 10. 1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1.43	2, 300	63. 10. 11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3, 600	平元. 11. 27
24次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 出仲間一丁目 萩原町	3.66	6, 300	平3. 2. 25
25次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目 佐土原三丁目	2.60	6, 000	4. 2. 10
	渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 <sup>1</sup> 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	3.06	8, 600	4. 2. 24
26次	楠一丁目～楠八丁目 武藏ヶ丘一丁目～武藏ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2.93	10, 800	5. 2. 22
27次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乘越ヶ丘 室園町 花園六丁目 (追加) 保田窪三丁目 帯山四丁目 (追加) 帶山五丁目 (追加) 帶山六丁目 帯山七丁目	1.12	2, 700	6. 2. 28
28次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目 尾ノ上四丁目 (追加)	4.63	7, 800	7. 2. 27
29次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4.30	6, 800	8. 3. 4
30次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帯山八丁目 帯山九丁目	5.40	7, 500	9. 2. 24
31次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4.63	6, 300	10. 2. 23
32次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 榆木一丁目～榆木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 穴谷一丁目～穴谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6.60	6, 700	11. 2. 22
33次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目 (追加) 坪井六丁目 龍田一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5.74	8, 200	12. 2. 28
34次	近見一丁目 (追加) 近見二丁目 (追加) 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鳴町一丁目 鳴町二丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6, 000	13. 2. 26
35次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目 (追加) 麻生田三丁目～麻生田五丁目 榆木四丁目～榆木六丁目 八景水谷三丁目 (追加) 楠五丁目 (追加) 八王寺町 (追加) 江津一丁目 (追加) 江津二丁目 (追加) 出水七丁目 (追加) 出水八丁目 (追加)	1.80	7, 200	14. 2. 25
36次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4, 700	15. 2. 24
37次	小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目	3.74	3, 600	16. 2. 23
38次	江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画団東一丁目 画団東二丁目	1.05	1, 600	17. 2. 28
39次	上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3, 750	18. 2. 27

40次	城山下代一丁目～城山下代五丁目 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 清水岩倉一丁～清水岩倉三丁目	上代十丁目（追加） 城山大塘一丁目（追加） 島町三丁目（追加） 山ノ内一丁目（追加）	2.44	2,500	19.2.26
41次	小島一丁目～小島九丁目 江津三丁目～江津四丁目（追加） 下江津一丁目～下江津二丁目（追加）		2.56	1,350	20.2.18
42次	徳王一丁目～徳王二丁目 池田三丁目（追加）		0.47	900	21.2.23
43次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目 飛田四丁目（追加）		0.93	1,600	22.2.22
44次	下硯川一丁目～下硯川二丁目		0.51	675	23.2.28
45-1次	松尾一丁目～松尾二丁目 (町名のみ変更：中松尾町、上松尾町、西松尾町)		0.42	800	26.10.27
45-2次	松尾一丁目（追加）		0.02	20	27.3.12

### (5) 戸籍・住民(各区民課、各総合出張所、各出張所、分室)

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族の身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

#### ア 各種人口登録表

区分	年度	23	24	25						
				合計	中央区	東区	西区	南区	北区	
住民登録	人口	男	341,073	342,503	343,014	79,581	90,428	43,318	60,077	69,610
		女	383,932	385,242	385,584	93,504	99,749	49,457	66,678	76,196
		合計	725,005	727,745	728,598	173,085	190,177	92,775	126,755	145,806
	世帯数		320,165	320,877	323,964	88,264	82,372	41,403	50,724	61,201
	人口 (外国人)	-	-	1,733	1,874	969	360	237	114	194
		-	-	2,337	2,405	1,192	451	251	209	302
		-	-	4,070	4,279	2,161	811	488	323	496
戸籍	世帯数(外国人)		-	1,969	2,092	1,190	325	236	141	200
	外国人登録※		4,184	-	-	-	-	-	-	-
	本籍数		279,650	281,119	282,298	82,370	53,165	51,356	45,769	49,638
	本籍人口数		689,385	690,815	691,833	191,469	137,234	130,547	109,701	122,882

区分	年度	26						
		合計	中央区	東区	西区	南区	北区	
住民登録	人口	男	345,137	80,659	90,845	43,427	60,778	69,428
		女	388,379	94,935	100,207	49,500	67,458	76,279
		合計	733,516	175,594	191,052	92,927	128,236	145,707
	世帯数		328,961	90,307	83,337	41,871	51,755	61,691
	人口 (外国人)	男	1,939	955	370	242	134	238
		女	2,416	1,212	421	261	210	312
		合計	4,355	2,167	791	503	344	550
戸籍	世帯数(外国人)		2,201	1,239	313	237	157	255
	外国人登録※		-	-	-	-	-	-
	本籍数		283,194	82,275	53,849	45,585	49,835	51,650
	本籍人口数		692,798	190,889	138,698	108,991	123,032	131,188

区分		年度						
		合計	中央区	東区	西区	南区	北区	
住民登録	人口	男	343,077	79,986	90,441	43,010	60,985	68,655
		女	386,053	93,878	99,846	49,046	67,801	75,482
		合計	729,130	173,864	190,287	92,056	128,786	144,137
	世帯数		330,101	90,062	83,850	41,879	52,512	61,798
	人口 (外国人)	男	1,998	980	371	273	140	234
		女	2,510	1,244	429	278	227	332
		合計	4,508	2,224	800	551	367	566
	世帯数(外国人)		2,335	1,271	330	283	180	271
	外国人登録※		-	-	-	-	-	-
戸籍	本籍数		284,510	82,328	54,519	45,486	50,146	52,031
	本籍人口数		694,268	190,633	140,112	108,420	123,478	131,625

※H24以降は住民登録へ移行

#### イ 各種証明取扱件数

区分		年度		23	24	25				
		合計	中央区			東区	西区	南区	北区	
戸籍関係	有料	189,549	188,565	185,166	82,860	32,042	18,066	24,687	27,511	
	無料	67,272	69,171	66,596	50,547	6,632	2,769	2,128	4,520	
	合計	256,821	257,736	251,762	133,407	38,674	20,835	26,815	32,031	
住民票関係	有料	371,304	374,519	417,439	142,459	103,132	47,528	60,703	63,617	
	無料	33,863	40,884	36,099	30,364	1,605	1,852	647	1,631	
	合計	405,167	415,403	453,538	172,823	104,737	49,380	61,350	65,248	
印鑑証明	有料	278,151	279,859	300,101	69,280	79,287	39,501	55,430	56,603	
	無料	1,113	1,673	1,520	272	352	166	270	460	
	合計	279,264	281,532	301,621	69,552	79,639	39,667	55,700	57,063	
合計	有料	839,004	842,943	902,706	294,599	214,461	105,095	140,820	147,731	
	無料	102,248	111,728	104,215	81,183	8,589	4,787	3,045	6,611	
	合計	941,252	954,671	1,006,921	375,782	223,050	109,882	143,865	154,342	

区分	年度	26					
		合計	中央区	東区	西区	南区	北区
戸籍関係	有料	181,978	80,557	31,572	17,785	25,208	26,856
	無料	67,696	52,587	5,783	2,424	2,936	3,966
	合計	249,674	133,144	37,355	20,209	28,144	30,822
住民票関係	有料	379,349	130,652	93,630	43,405	54,665	56,997
	無料	40,587	31,649	2,010	3,729	1,910	1,289
	合計	419,936	162,301	95,640	47,134	56,575	58,286
印鑑証明	有料	283,996	64,532	78,927	37,117	51,761	51,609
	無料	1,347	283	301	214	214	335
	合計	285,343	64,815	79,228	37,331	51,975	51,944
合計	有料	845,323	275,741	204,129	98,307	131,634	135,462
	無料	109,630	84,519	8,094	6,367	5,060	5,590
	合計	954,953	360,260	212,223	104,674	136,694	141,052

区分	年度	27					
		合計	中央区	東区	西区	南区	北区
戸籍関係	有料	191,202	82,958	32,787	20,474	26,158	28,825
	無料	73,816	59,377	5,711	2,629	2,434	3,665
	合計	265,018	142,335	38,498	23,103	28,592	32,490
住民票関係	有料	379,953	127,806	94,366	45,984	55,503	56,294
	無料	31,708	25,570	2,010	2,430	724	974
	合計	411,661	153,376	96,376	48,414	56,227	57,268
印鑑証明	有料	255,522	55,943	70,520	35,549	47,405	46,105
	無料	820	156	232	165	95	172
	合計	256,342	56,099	70,752	35,714	47,500	46,277
合計	有料	826,677	266,707	197,673	102,007	129,066	131,224
	無料	106,344	85,103	7,953	5,224	3,253	4,811
	合計	933,021	351,810	205,626	107,231	132,319	136,035

## 2 広聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、「市民の声データベースシステム」等により、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

### （1）広聴業務

#### ア ドンドン語ろう！in〇〇区

市民参加による市政を実現するため、市長が各区に出向いて市民と意見交換を行う。

開催実績

（平成27年度）

	日時	開催場所	参加者数	発言者数	意見用紙提出者数
中央区	8月3日	中央公民館	58	9	16
	10月19日	ウェルバルくまもと	50	17	17
東区	8月10日	託麻公民館	99	14	10
	11月4日	東部公民館	57	15	10
西区	8月21日	西部公民館	50	13	13
	10月22日	花園公民館	52	14	10
南区	8月18日	南部公民館	53	12	21
	11月6日	城南総合出張所	37	14	8
北区	8月27日	植木文化センター	67	15	18
	11月11日	龍田公民館	44	14	3

#### イ コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受付ける電話対応センター。

名称：熊本市コールセンター「ひごまるコール」

運用実績 【年中無休（朝8時～夜9時まで）電話、FAX、メールで対応、外部委託】

区分	年　度	23	24	25	26	27
利用実績	問合せ等件数	35,248	33,191	33,953	44,110	52,841
	問合せ件数	29,682	29,849	30,296	38,541	42,033
	申込受付件数	5,566	3,342	3,657	5,569	10,808
	アンケート等受付数	5,269	5,552	6,029	7,272	6,560
	総利用実績数	40,517	38,743	39,982	51,382	59,401
チャネル別	電話件数	34,032	32,419	33,176	43,407	52,020
	FAX件数	788	460	374	240	450
	E-mail件数	143	116	149	139	124
	質問箱件数	285	196	254	324	247
	アンケートシステム	5,269	5,552	6,029	7,272	6,560
回答率	1次回答数	31,536	30,043	28,980	37,853	45,386
	1次回答対象件数	32,102	30,435	29,371	38,238	45,706
	回答率（%）	98.24	98.71	98.67	98.99	99.30

平成20年6月1日より運用開始

## 問合せ内容

(平成27年度)

	問合せ内容	問合せ数	担当課
1	江津湖花火大会の雨天対応を教えてください	3,143	にぎわい推進室
2	【健診】高齢者健診の受診券の申込	2,568	国保年金課
3	【相談予約】特別相談の予約受付	2,526	広聴課
4	【イベント申込】【集団検診】9月城南集団検診の申込	1,807	健康づくり推進課
5	【イベント申込】【集団検診】7月植木集団検診の申込	1,430	健康づくり推進課
6	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要およびスケジュール	1,053	社会保障・税番号制度推進室
7	休日在宅当番医・休日当番薬局を教えてください。	989	医療政策課
8	江津湖花火大会について教えてください	830	にぎわい推進室
9	【健診】特定健診の受診券の申込	812	国保年金課
10	○○課をお願いします。	732	

※問合せ数上位10件を掲載

## F A Q アクセス数

F A Q	件 名	アクセス数
介護保険の第1号被保険者と第2号被保険者とはどう違うのですか？		67,597
江津湖花火大会について教えてください。		55,180
家庭ごみの分別方法を知りたい。		24,702
阿蘇くまもと空港から熊本駅まではどのくらいで行けますか？		20,254
ごみ処理施設の受付時間・ごみ処理手数料について知りたい。		18,971
市内の幼稚園、小・中・高等学校の卒業式と入学式の日程が知りたい。		16,745
市県民税（所得・課税）証明書を発行してもらいたいのですが。		16,319
戸籍謄本・抄本を郵送してもらうことはできますか？		15,398
台風時のごみ収集の有無について知りたい		13,911
消防車や救急車の値段は、いくらぐらいするんですか？		13,865

※アクセス数上位10件を掲載

市民

## ウ 市長への手紙

市政への提案や要望、本市の将来像などについて、手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	23	24	25	26	27
件数（件）	327	285	248	268	267

## エ わたしの提言

市政への提案や要望等をインターネット、FAX通信を活用し提言してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	23	24	25	26	27
件数（件）	2,182	815	498	557	747

## オ 市政アンケート調査

無作為に抽出した5,000人の市民に対して、市民生活の重要な課題への対応や施策の立案などのアンケート調査を実施し、市政運営の参考とする。

区分 年度	項目名			回答率 (%)
27	1回目	① 「住みたいまち・暮らしやすいまち」について ② 自転車が安全で快適に走りやすい走行空間（自転車走行空間） ③ お住まいの住宅の耐震対策について ④ 「国民健康保険」について		41.4
	2回目	① 「区役所の機能」と「区のまちづくり」について ② 熊本市における公共施設のあり方について ③ 「在宅医療・介護のサービス提供および患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療の実現」について ④ 里親制度について		36.9

## カ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

### 意見募集実績

年度	案 件 名	意見募集結果
26	熊本市人権教育・啓発基本計画中間見直し（素案）	8件（2人）
	熊本市学校規模適正化基本方針（素案）	2件（1人）
	桜町・花畠周辺地区まちづくりマネジメント基本計画（素案）	58件（22人）
	江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例（素案）	420件（167人）
	熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（素案）	2件（1人）
	熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（素案）	1件（1人）
	（仮称）熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）	9件（2人）
	（仮称）熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）	3件（3人）
	（仮称）熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（素案）	8件（3人）
	（仮称）熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）	6件（2人）
	熊本市自治基本条例の一部を改正する条例（素案）	96件（29人）
	熊本市東アジア戦略中間見直し（素案）	3件（1人）
	熊本市住生活基本計画（素案）	0件（0人）
	熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（素案）	6件（5人）
	くまもとはつらつプラン（平成27年度～平成29年度熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）（素案）	13件（2人）
	熊本市子ども輝き未来プラン（素案）	12件（2人）
	熊本市低炭素都市づくり戦略計画改定版（素案）	0件（0人）
	第3次熊本市地域福祉計画・熊本市地域福祉活動計画（素案）	0件（0人）
	熊本市障がい者プラン中間見直し（素案）	6件（2人）
27	熊本市障がい福祉計画（第4期）（素案）	2件（2人）
	区役所等の在り方に関する基本方針（素案）	4件（2人）
	第3次熊本市硝酸性窒素削減計画（素案）	5件（1人）
	住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0件（0人）
	個人住民税に関する事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0件（0人）
	国民年金に関する事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0件（0人）
	介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0件（0人）
	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（素案）	0件（0人）
	熊本市個人情報保護条例の一部改正の考え方（素案）	0件（0人）
	熊本市立地適正化計画（素案）	13件（7人）
	熊本市総合計画（素案）	108件（22人）
	熊本市教育大綱（素案）	4件（1人）
	熊本市生物多様性地域戦略（仮称）素案	34件（5人）
	障がい者に対する合理的配慮に関する指針（素案）	1件（1人）

年度	案 件 名	意見募集結果
27	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の考え方	0 件 ( 0 人)
	長期未整備都市計画公園見直しガイドライン（素案）	13 件 ( 9 人)
	熊本地域公共交通網形成計画（素案）	16 件 ( 7 人)
	熊本市人口ビジョン（素案）	0 件 ( 0 人)
	熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略（素案）	58 件 ( 4 人)

## (2) 相談業務

市民の法律相談や税務相談等の特別相談業務を実施している。

### 特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度 下段：件数）				
				23	24	25	26	27
法律相談	月・水・金 13:00～16:00	弁護士	民事・法的解釈 を必要とする ものなど	1,190	1,194	999	1,012	994
税務相談	第1・3月 13:00～16:00	税理士	所得税・相続税 贈与税など	159	146	158	199	204
相続・ 登記相談	木 13:00～16:00	司法書士	相続・土地・ 建物登記など	420	436	598	729	619
民事介入 暴力相談	月 9:00～12:00	熊本県暴力 追放協議会	民事介入暴力 に関すること	21	22	16	15	6

## (3) 庁内案内

### 総合案内・庁舎見学

来庁者への各窓口の案内や誘導及び高齢者や障がい者等のサポートを行う総合案内を設置している。また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

### 3 社会保障・税番号制度推進（地域政策課　社会保障・税番号制度推進室）

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度である。

本市では、国策として導入されるこの制度に対し、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時における要援護者リストの活用、事務・手続の簡素化や負担軽減、医療・介護等のサービスの質の向上等を目指し効率的・効果的な施策を展開する。

#### （1）推進体制

##### ア 熊本市番号制度推進本部

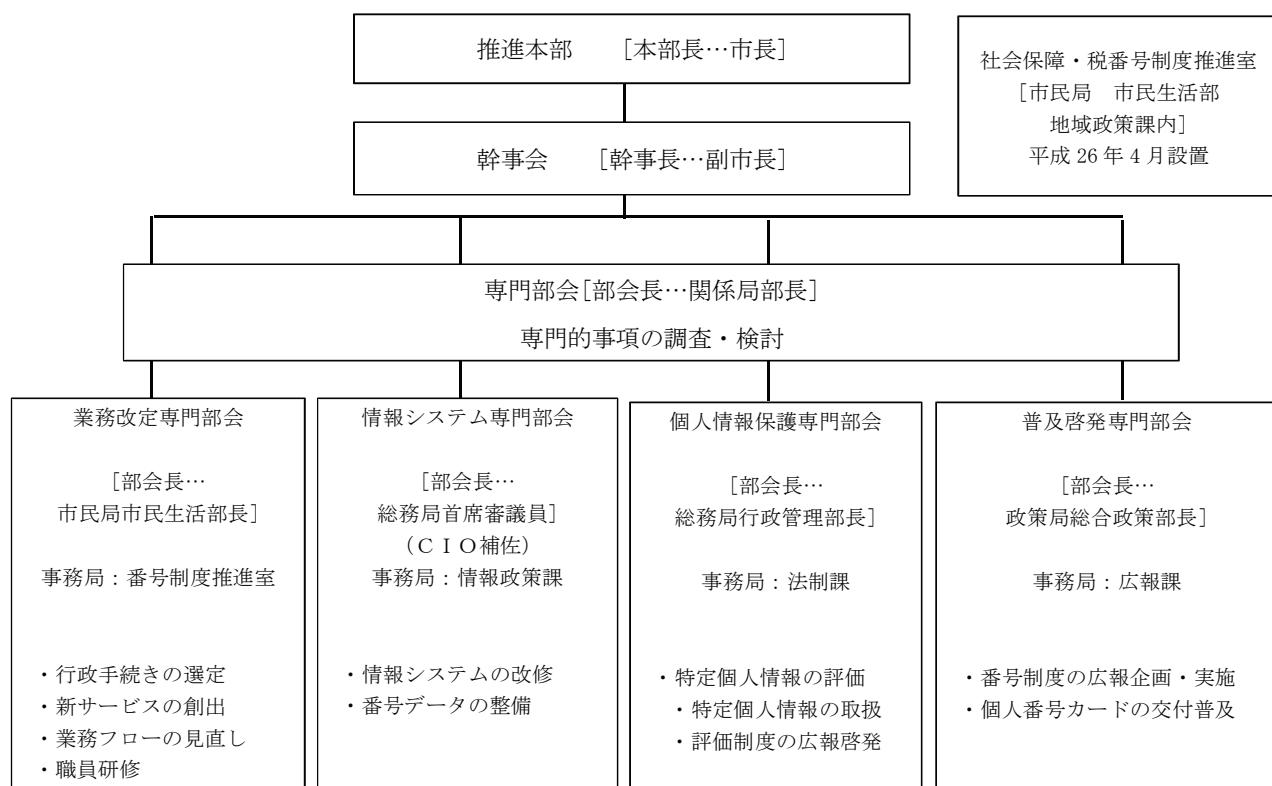
平成 25 年 5 月 24 日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）」の成立を受け、本市においても円滑な制度の導入を推進するため、平成 25 年 7 月 9 日、熊本市番号制度推進本部を設置した。

##### イ 社会保障・税番号制度推進室

熊本市番号制度推進本部及び同幹事会や下部組織である各専門部会を運営するため、業務改定・情報システム・個人情報保護・普及啓発の部門の総合的企画及び調整を行う組織として、平成 26 年 4 月に設置した。

【推進本部体制図】

平成 28 年 4 月 1 日現在



#### （2）推進へ向けての取組み

##### ア 番号制度を適用する行政手続きの選定

社会保障・地方税・防災に関する事務であり番号法で定める 38 事務を選定した。

マイナンバー事務	住民基本台帳
社会保障関係事務	国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者保険、児童手当、予防接種、生活保護・その他の福祉関連給付事務
税関係事務	個人住民税、固定資産税、軽自動車税
災害対策事務	被災者台帳

## イ 番号制度の導入に係る条例等の整備

本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の整備が必要。

制定内容	番号法第9条第2項及び第19条第9号に規定に基づき、以下の取扱いを規定する。 (1)本市内部での個人番号の利用範囲（第9条第2項） (2)本市内部の他機関間の特定個人情報の提供（第19条第9号） (3)その他の手続きについては、各利用事務に関する規則で定める。
施行日	平成28年1月1日

## ウ 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、番号法第27条（特定個人情報保護評価）の規定により実施するもので、特定個人情報ファイルを保有しようとする実施機関（※本市においては、市長部局及び教育委員会）が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することやその他特定個人情報を適切に管理するために実施するもの。（略称：PIA：Privacy Impact Assessment）

熊本市特定個人情報保護評価の実施マニュアル	平成27年3月策定
特定個人情報保護評価書の作成	全ての事務で素案作成済
評価書の公表（全項目評価書）	平成27年7月～9月（住民基本台帳事務、個人住民税事務、国民年金事務、介護保険事務）
※全項目評価は、対象者数300,000人以上の事務	

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

市民

## エ マイナンバーセンターの開設

カード交付が市中心部の窓口に集中する傾向がある本市の特徴を鑑み、拠点となる

「マイナンバーセンター」を平成28年2月8日に本庁舎（中央区役所）内に設置した。

運用開始時期	平成28年2月8日開設
センター機能	個人番号カードの交付を行う特設窓口

## オ マイナンバーコールセンターの開設

マイナンバー制度への市民からの問合せに応答するために、市独自のコールセンターを設置した。

運用開始時期	平成27年9月
設置期間	平成27年9月より平成28年11月まで

## カ コンビニエンスストアでの証明交付サービス

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの交付サービスを導入し、市民の利便性の向上と窓口業務の負担軽減による事務の効率化を図る。

運用開始時期	平成28年3月1日開始
利用可能時間	毎日 午前6時30分～午後11時00分（年末年始を除く） ※戸籍証明の利用時間は8時30分～20時00分まで
取扱証明書類	住民票の写し（全部・一部）、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、 市県民税（所得・課税）証明書

#### キ マイナンバーサポーターの養成

市民及び市職員を対象とした普及啓発活動を推進するため、全庁職員を対象に「マイナンバーサポーター」を養成し、効果的・効率的で実践的な啓発活動を実施した。

養成講座開催数	18回 (平成27年6月中完了)
マイナンバーサポーターI	160名 所属職員に制度の知識を習得させる職員
マイナンバーサポーターII	95名 マイナンバーIの役割に加え、市民への普及啓発を行う。

#### ク 出前講座の開催

市民が集う各種会合（公民館講座・自治会会合・各種集会等）や市又は関係団体が開催する会議などにおいて主催者への合意を得たうえで、制度についてのチラシやパンフレットを用いた説明・広報を行った。

開催期間	平成27年5月～10月
開催数	41回
受講者数	1,131人

### 4 市民協働（地域政策課、地域活動推進課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・NPO活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（P.I.）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取り組みについて検証を行っている。

#### (1) 熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター ウエルパルくまもと1階に設置し、ボランティア等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

##### ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPOの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財團などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

##### イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

##### ウ 活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

##### エ 特定非営利活動法人認証等に関する事前相談を実施

##### オ 熊本市所轄のNPO法人の定款等を閲覧

##### カ 特定非営利活動法人の設立・定款変更認証や各種届けに関する受付窓口

##### キ 特定非営利活動法人の設立セミナーなど、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

##### ク 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請書の作成支援を行っている。また、登録団体に対し、人材育成セミナーなどを実施している。

### あいぼーと利用人数

年度	23	24	25	26	27
件数	51,047	58,958	64,571	61,110	61,981

### (2) ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し活動に取り組みやすい環境を整える。

#### ボランティア活動保険登録団体数

年度	23	24	25	26	27
件数	2,100	2,142	2,207	2,331	2,223

### (3) 特定非営利活動促進法に関すること（設立認証・認定・仮認定等）

熊本市内にのみ主たる従たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や仮認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。また、必要に応じ特定非営利活動促進法に関する説明会等を開催している。

市民

### (4) 条例個別指定制度に関すること

NPO法人が寄附を集めやすくする環境を整備する一環として、熊本市独自の指定基準を設け、平成27年4月より施行。熊本市が所轄庁となるNPO法人に対し、制度への理解を深め、その周知を図っていくこととする。

### (5) 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからの中づくりの一翼を担うボランティア団体、NPO等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成24年4月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

## 5 地域コミュニティづくり支援

### 概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所まちづくり推進課が各総合出張所・出張所内等に設置した各まちづくり交流室と連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の設立推進と運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

#### (1) 町内自治会組織の育成・支援（地域活動推進課、各区役所まちづくり推進課）

##### ア 町内自治会の結成状況

(平 28. 4. 1 現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	16	21	21	95
町内自治会数	243	137	138	163	233	914

### イ 助成制度

#### ① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成  
助成内容 補助金額＝均等割額＋世帯割額

種 別	年 額 (円)
均等割額	200世帯以下 60,000
	201世帯以上400世帯以下 65,000
	401世帯以上800世帯以下 70,000
	801世帯以上 75,000
世帯割額	1世帯あたり 600

#### ② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成

防犯灯数 26, 248灯 (平27. 12. 31現在)

#### 補助額

年間一灯あたり	10ワットまで	1, 200円
	20ワットまで	1, 400円
	40ワットまで	1, 800円
	40ワットを超える	2, 000円

#### ③ LED等防犯灯取替補助金

既設の防犯灯をLED等機器へ取り替える町内自治会に対する熊本市防犯灯取替補助金交付要綱に基づく助成

#### 補助内容・補助額

助成金額：一灯につき 6, 000円 (6, 000円を下回る場合は、その額)

#### (2) 校区自治協議会の設立推進及び運営支援（地域活動推進課、各区役所まちづくり推進課）

##### ア 助成制度

名 称	補助金額	対 象 事 業 (活動)
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

イ 校区自治協議会の設立状況（94校区1地区）

中央区（18/19校区）

校区名		校区名	
1	出水校区	10	壺川校区
2	出水南校区	11	五福校区
3	一新校区	12	白川校区
4	大江校区	13	城東校区
5	帶山校区	14	砂取校区
6	帶山西校区	15	碩台校区
7	黒髪校区	16	託麻原校区
8	慶徳校区	17	春竹校区
9	向山校区	18	本荘校区

(平28.5.29現在)

東区（18/18校区）

校区名		校区名	
1	秋津校区	10	託麻西校区
2	泉ヶ丘校区	11	託麻東校区
3	画図校区	12	託麻南校区
4	尾ノ上校区	13	月出校区
5	健軍校区	14	長嶺校区
6	健軍東校区	15	西原校区
7	桜木校区	16	東町校区
8	桜木東校区	17	山ノ内校
9	託麻北校区	18	若葉校区

西区（16/16校区）

校区名		校区名	
1	池田校区	9	高橋校区
2	池上校区	10	中島校区
3	小島校区	11	花園校区
4	春日校区	12	古町校区
5	河内校区	13	松尾北校区
6	城山校区	14	松尾西校区
7	城西校区	15	松尾東校区
8	白坪校区	16	芳野校区

南区（21/21校区）

校区名		校区名	
1	飽田西校区	12	田迎南校区
2	飽田東校区	13	富合校区
3	飽田南校区	14	豊田校区
4	奥古閑校区	15	中緑校区
5	川口校区	16	日吉校区
6	川尻校区	17	日吉東校区
7	隈庄校区	18	御幸校区
8	城南校区	19	力合校区
9	杉上校区	20	田迎西校区
10	錢塘校区	21	力合西校区
11	田迎校区		

北区（21校区1地区/21校区1地区）

校区名		校区名	
1	麻生田校区	12	龍田西校区
2	植木校区	13	田原校区
3	川上校区	14	大和地区
4	楠校区	15	西里校区
5	桜井校区	16	榆木校区
6	山東校区	17	菱形校区
7	清水校区	18	北部東校区
8	城北校区	19	武藏校区
9	高平台校区	20	山本校区
10	田底校区	21	弓削校区
11	龍田校区	22	吉松校区

市民

(3) 地域コミュニティセンター開設状況（地域活動推進課、各区役所まちづくり推進課）

(開設済数 平28.4.1現在)

開設年度 (平成)	地域コミュニティセンター名						箇所数
4	楠	城南	春竹	出水			4
5	壺川	中島	松尾	白山	慶徳		5
7	帶山	城山	北部東				3
8	小島	松尾西	庄口	向山			4
9	砂取	一新					2
10	田迎西	清水					2
11	龍田	日吉					2
12	黒髪	武藏					2
13	西原	託麻北	田迎南	画図	池田		5
14	弓削	西里	池上	出水南	尾ノ上		5
15	力合	麻生田	松尾北	東町	帶山西		5
17	碩台	託麻原	御幸	高平台	桜木		5
18	若葉	河内	本荘				3
19	託麻東						1
20	月出	城西	古町	春日			4
21	花園						1
22	川上	飽田					2
23	白坪	長嶺					2
24	託麻西						1
25	菱形						1
26	豊田	吉松	植木	山東			4
27	杉上	桜木東	大和	田迎	桜井	田原	8
28	隈庄	白川					2

#### (4) 地域公民館（地域活動推進課、各区役所まちづくり推進課）

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、平成28年4月1日現在、628館の地域公民館組織が結成されている。

中央区	中央地区	・・・	10館	大江地区	・・・	23館		
東 区	東部地区	・・・	39館	託麻地区	・・・	50館		
西 区	西部地区	・・・	59館	花園地区	・・・	22館		
南 区	南部地区	・・・	29館	幸田地区	・・・	22館		
	富合地区	・・・	23館	城南地区	・・・	42館		
北 区	龍田地区	・・・	20館	清水地区	・・・	21館		
				北部地区	・・・	55館		
						植木地区	・・・	119館

##### 建設・營繕・運営費及び借家料補助

###### ・補助対象

その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所まちづくり推進課が届出を受理した地域公民館

###### ・補助範囲

公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設費、營繕費、運営費、借家料

###### ・補助金額

建設費：建設費の2分の1を補助、ただし補助金の額は最高750万円とする

營繕費：營繕費の2分の1を補助、ただし補助金の額は最高60万円とする

なお、熊本地震により被害を受けた地域公民館については、營繕費の3分の2を補助、ただし補助金の額は最高750万円とする

運営費：均等割、世帯数割、事業費割、施設割（専用の公民館としての建物）、校区公民館連絡費（校区代表館）を基礎として算出する

借家料：借家料の3分の1を補助、ただし、補助金の額は、年間15万円以内とする

## 6 安全安心まちづくり・交通安全対策（生活安全課）

### 概要

交通事故の多発や街頭犯罪などに対応するため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、犯罪を未然に防ぐため、市民の意識向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

#### (1) 安全安心パトロール

##### ア 防犯パトロール

安全安心まちづくり対策の一環として、青色回転灯を装着した公用車7台（うち区役所5台）で防犯パトロールを行なうなど、安全安心まちづくりの意識啓発を行っている。また、外勤の際には、安全安心パトロールのシートを貼付した公用車でパトロール活動を行うなど、全般的に犯罪抑止活動に取り組んでいる。

##### イ 繁華街等安全安心パトロール（安全・安心で美しい熊本づくり事業）

「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」に基づき、本市において、市民や観光客等が犯罪に遭わないこと、犯罪を発生させないことを目指し、繁華街等安全安心パトロールを繁華街アーケードを中心に実施。本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、もって、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とし平成22年度から実施。

平成25年度に繁華街安全安心パトロール事業と路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策事業を業務提携させた。

なお、路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策事業は、熊本城築城400年を迎える観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、路上喫煙やポイ捨て対策について定めた「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」（ごみ減量推進課所管）が、熊本市議会議員により平成19年第1回定例会に提案・制定され、同年7月1日から施行されたことに伴うものである。

① 「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

(ア) 路上喫煙の制限

市民等は、次のような場合は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

- ・歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき

- ・吸殻入れがない場所や吸殻入れを携帯していないとき

※路上喫煙とは、公共の場所において喫煙すること。また、公共の場所とは、道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所で、屋外に存するものをいう。

(イ) ポイ捨ての禁止

何人もポイ捨てをしてはならない。

※ポイ捨てとは、飲料品・食料品・タバコの容器や包装、食料品の残りかす、タバコの吸い殻などをみだりに投げ捨て、又は散乱させること。

(ウ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止

(エ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

(オ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止

(カ) 違法と認められる客引き行為の禁止

(キ) 違法と認められる金融業者の宣伝行為の禁止

(ク) 違法と認められる落書きの禁止

**熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容**

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

② 路上禁煙区域及び美化重点推進区域

(ア) 路上禁煙区域

市長は、人の身体又は財産を保全する等のため、喫煙を特に制限する必要がある区域を「路上禁煙区域」として指定する。（喫煙禁止一違反者に罰則あり）

(イ) 美化重点推進区域

市長は、飲料容器等の散乱を防止し、生活環境の美化を推進することが特に必要な区域を「美化重点推進区域」として指定する。（ポイ捨て禁止一違反者に罰則あり）

(ウ) 路上禁煙区域及び美化重点推進区域の指定及び罰則適用

上通り、下通り、新市街のアーケード内の同一区域を指定（平成19年8月1日指定）

違反者に対し、過料1,000円を科す罰則規定施行（平成20年4月1日適用）

(エ) 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域である上通り・下通り・新市街の各アーケード内の路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収

嘱託員3名（熊本県警察OB）

③ 事業費

平成28年度予算 8,701千円

## (2) 違法駐車防止対策

### ア 違法駐車に対する街頭指導の強化

平成4年5月1日「熊本市違法駐車等の防止に関する条例」を制定し、違法駐車防止重点地域の指定をもとに、土・日曜日・祝日に違法駐車の街頭指導を行い、安全で快適な生活環境の保持に努めている。

### イ 違法駐車防止重点地域

- 銀座通り他4路線1, 900m（平成5年4月1日指定）

## (3) 交通安全思想の普及徹底

### ア 交通安全教育の推進（交通ルール・マナーアップ促進事業）

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、昭和58年から、交通安全教育専門員（3人（平成28年から2人））を配置し、児童（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学校新入学時の児童に対し、特に登下校時における交通ルールの習得のため、模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小・中・高校生を対象とした安全利用に伴う自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオや交通シミュレータ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

### イ 交通安全活動の推進

#### ① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止運動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、市ホームページ、facebook、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全県民大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動、さらに、参加型啓発活動の実施など草の根的活動を展開している。

#### ② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道徳の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年10月1日に発足した。現在委嘱を受けているのは約400人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（各月1・10・20日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全の諸活動の推進に努めている。

#### ③ 暴走族根絶対策

平成14年7月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

## (4) 交通事故被害者に対する支援対策

### ア 交通事故相談

昭和47年4月交通事故相談所（現 交通事故相談室）を開設し、専門相談員2名が相談を受け対応している。

#### 交通事故相談件数

区分\年度	23	24	25	26	27
被害者	325	280	233	269	282
加害者	65	68	58	82	81
合 計	390	348	291	351	363

## イ 交通遺児への援助

昭和48年3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年1回、小中学生に図書カードを配付している。

### 交通遺児基金の推移

(単位 円)

年 度		23	24	25	26	27
項 目						
収 支	寄 付 金	637,139	643,740	435,806	792,193	716,556
	運 用 利 益	554,414	510,147	505,278	277,217	264,114
	援 助 金 ほ か	△880,000	△1,633,790	△1,195,256	△1,487,991	△1,463,556
	差引(積立または取り崩し)	311,553	△479,903	△254,172	△418,581	△482,886
基 金 残 高		83,357,365	83,521,202	83,702,836	84,076,448	84,300,118

## 7 消費者行政（消費者センター）

消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を目的に各種事業を行う。

市民

### (1) 消費者相談

消費者からの商品・サービスの契約、販売方法、多重債務等に関する相談に対応するための相談体制の充実強化を図るとともに、消費者の声を関係業界や行政に反映させる。

#### 相談件数

年 度	23	24	25	26	27
総件数	4,814	5,211	6,310	6,371	6,290

#### 相談内容別件数

内 容	安 全 ・衛 生	品 質 ・機能 ・役務品質	法 規 ・基 準	価 格 ・料 金	計 量 ・品 目	表 示 ・広 告	販 売 方 法	契 約 (解 約)	接 客 対 応	包 装 ・容 器	施 設 ・設 備	買 物 相 談	生 活 知 識	そ の 他	合 計
件数	151	483	144	921	5	191	1,895	4,763	705	3	9	13	9	32	9,324

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

## (2) 消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活問題に対応できる主体性のある自立した消費者の育成を目的に各種講座、事業を開催する。

### ア 消費者意識の向上

消費者セミナー：市民や親子を対称に消費生活に関する基礎的な知識の修得（受講生は一般公募）

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、暮らしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣

消費生活地域見守りサポーター養成講座：初步的な消費生活相談を受けたり、必要な情報提供を行うことを目的に、センターと地域住民のパイプ役かつ地域の見守り体制の担い手を育成する

### イ 小中学生啓発事業

小中学生を対象に消費生活に関する啓発資料を作成し、市内全校に配布

### ウ 若者、高齢者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、学園祭等への出展、「敬老の日」を契機とした情報提供等を推進する

### エ 「消費者月間」事業

昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」が制定されたのを記念し、毎年5月30日を「消費者の日」、5月を「消費者月間」と定め、講演会等の記念事業を行う

## (3) 情報の収集提供

### ア 消費生活情報の収集提供

市民の消費生活に関する商品・サービスの知識、消費生活に関する知識の普及のための情報を収集し、提供する。

### イ 情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオの貸出による情報提供を行う。

## (4) 消費者の組織化と活動の支援

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を支援する。

## 8 男女共同参画（男女共同参画課）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定された。男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

昭和62年 4月	女性行政の総合窓口を設置（婦人生活課）
平成2年 4月	総合婦人会館・カルチャーセンターオープン
平成5年 4月	「婦人生活課」から「女性政策課」、「総合婦人会館・カルチャーセンター」から「総合女性センター」へ名称変更
平成10年 4月	「女性政策課」から「男女共生推進課」へ名称変更
平成11年 4月	男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センターを一体化し、総合的推進体制の確立
平成13年 9月	「DV防止連絡会議」「DV府内防止ネットワーク会議」設置
平成14年 6月	「男女共同参画地域推進員制度」
平成16年 4月	「熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金制度」
平成18年 5月	「2006世界女性スポーツ会議くまもと」開催（5/11～5/14）
平成21年 4月	「熊本市男女共同参画推進条例」施行
平成22年 3月	「熊本市男女共同参画基本計画」策定
平成22年 4月	「総合女性センター」から「男女共同参画センターはあもにい」へ名称変更
平成22年11月	「第20回男女共同参画全国都市会議inくまもと」開催（11/18～11/19）
平成24年 4月	「男女共同参画センターはあもにい」の指定管理者による指定管理に移行
平成26年10月	「熊本市配偶者暴力相談支援センター」事業開始

市民

### （1）男女共同参画のための意識づくり

#### ア 男女共同参画に関する啓発・広報

- 情報紙「はあもにい」の発行（年3回）及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付
- 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催
- 男女共同参画地域推進員制度の活用（登録者数144人）
- DV防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、DV防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

#### イ 男女共同参画に関する情報収集・提供

- 市民意識調査（5年ごと）・企業実態調査（3年ごと）の実施

## (2) 男女共同参画のための社会環境の整備

- 市の審議会等への女性の登用を促進

平成25年度：31.0% 平成26年度：28.8% 平成27年度：29.1%

- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数199人）

## (3) 推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画会議」の開催
- 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」開催

## (4) 熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所在地	中央区黒髪3丁目3番10号
構造	鉄筋コンクリート4階建（一部5階）
面積	敷地面積 6,665m <sup>2</sup> 延床面積 5,376m <sup>2</sup>
工期	平成元年1月～平成2年3月
開館	平成2年4月7日
建設費	2,280,000千円
主要施設	4階 会議室、研修室A・B・C、和室 3階 リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ、編集ルーム 2階 多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、相談室、ギャラリー 1階 メインホール（372人）、情報資料室、ファミリーサポートセンター（熊本）、幼児室、事務室、 その他 駐車場 163台（はあもにい駐車場70台、第1駐車場45台、第2駐車場17台 第3駐車場26台、障がい者用駐車場5台） 駐輪場 2カ所

### ア 男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

### イ 社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。

（はあもにいフェスタの開催、総合相談室の運営、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）  
さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

### 総合相談室

年 度	23	24	25	26	27
相談件数	2,517	2,748	2,904	2,343	2,243

### ウ その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、DVD、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

## 工 施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

### 会館利用状況

区分 年度	メインホール						多目的ホール						研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和室 会議室等 (14室)			
	集会 ・ 大 会 典	式 音 楽 会 ・ 演 奏 会 ・ 浪 曲	歌 謡 シ ョ ー	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	そ の 他	合 計	集会 ・ 大 会 典	式 音 楽 会 ・ 演 奏 会 ・ 浪 曲	歌 謡 シ ョ ー	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	そ の 他	合 計
23	10	90	29	20	5	14	168	2	18	11	0	9	42	82		3,323
24	10	132	18	27	4	9	200	6	63	16	5	4	34	128		3,040
25	11	109	16	21	5	38	200	4	50	14	14	13	60	155		3,033
26	35	73	4	21	15	64	212	11	39	11	7	25	72	165		3,140
27	29	82	9	11	12	77	220	10	32	15	10	21	63	151		3,223

### 利用者状況

区分 年度	emainホール					多目的ホール					市民
	公共 團 體	文化 團 體	一 般 團 體	個 人	合 計	公共 團 體	文化 團 體	一 般 團 體	個 人	合 計	
23	32	6	107	23	168	17	1	47	17	82	
24	40	10	95	55	200	20	10	57	41	128	
25	32	18	142	8	200	18	4	112	11	145	
26	10	30	161	11	212	15	20	124	6	165	
27	53	14	136	17	220	24	7	110	10	151	

## 9 人権推進（人権推進総室）

### 概況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、平成21年3月に策定された「熊本市第6次総合計画」や「熊本市人権教育・啓発基本計画」の中で、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、市民誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

## (1) 沿革

昭和40年 8月	同和対策審議会答申
44年 7月	同和対策事業特別措置法の施行
50年12月	市民局に同和対策室を設置
51年 5月	隣保館を設置
52年 6月	西原公園児童館を設置
62年12月	熊本市人権啓発市民協議会が発足
平成 5年 1月	熊本市雇用開発協議会を設置
11年 6月	人権教育のための国連10年推進本部を設置
12年 5月	熊本市域における人権教育啓発基本方針を策定
12年12月	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
13年 4月	同和対策室を人権推進室に、同和教育指導室を人権教育指導室に名称変更し、事務分掌も変更
15年 8月	隣保館をふれあい文化センターに名称変更
21年 3月	熊本市人権教育・啓発基本計画を策定
22年 3月	合併に伴い植木ふれあい文化センターを人権推進室の「かい」とする。
24年 3月	組織改編により企画振興局に人権推進室を設置、ふれあい文化センターを人権推進室の「かい」とする。
26年 7月	熊本市人権教育・啓発基本計画《改訂版》を策定
27年 4月	組織改編により市民局に人権推進室を設置

## (2) 人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

### 主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者ワークショップ等の開催、人権の花運動、Jリーグロアッソ熊本との合同啓発イベントなど

## (3) 職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが豊かな人権感覚の育成に努めるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成17年8月に施行された「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」に基づき、全職員の人権教育を推進する体制を整備し、職場研修推進制度のもと各職場で局、区等を中心に主体的な取り組みを行っている。

#### (4) 熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第2種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所 在 地	中央区本荘4丁目6番6号
設 置 主 体	熊本市
開 設 年 月 日	昭和51年5月1日
構 造	鉄筋コンクリート3階建（一部2階建）
敷 地 面 積	1,015.38m <sup>2</sup> 建物面積 延1,849.43m <sup>2</sup> 駐車場面積 411.94m <sup>2</sup>
用 地 費	69,623千円
工 事 費	新築（昭和50年度）82,495千円 改築（昭和58年度）25,085千円（機能回復訓練室・相談室の新設） 増築（昭和62年度）304,334千円（老人福祉センター・教育集会所の新設）
主 な 施 設	1階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室 2階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室 3階 ホール（機能回復訓練用）

#### 利 用 者

区 分	年 度				
	23	24	25	26	27
主催事業参加者数 (講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等)	15,222	14,815	15,066	15,614	15,557
貸し館利用者数	10,485	9,930	10,172	13,374	13,309
福祉サービス利用者数（入浴・リハビリ室）	11,804	12,437	10,883	11,428	10,312

#### (5) 熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第2種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所 在 地	北区植木町宮原912番地
設 置 主 体	熊本市
開 設 年 月 日	昭和55年8月1日
構 造	鉄筋コンクリート・鉄骨造平家建
敷 地 面 積	3022.82m <sup>2</sup> 建物面積 延774.40m <sup>2</sup> 駐車場面積 369.20m <sup>2</sup>
工 事 費	新築（昭和55年度）85,200千円 増築（平成3年度）29,333千円
主 な 施 設	大会議室 中会議室 図書室 和室 調理室 相談室 事務室 日常生活訓練室 創作軽作業室 社会適応訓練室 運動場（ゲートボール等）

#### 利 用 者

区 分	年 度				
	23	24	25	26	27
館内利用者数 (学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用者 等)	10,690	10,692	6,467	7,921	7,291
館外（運動場）利用者数（ゲートボール利用者 等）	2,243	1,694	102	1,443	963

## 10 生涯学習(生涯学習課)

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

このような中、平成18年12月、約60年ぶりに改正された教育基本法において、生涯学習の理念に関する規定が新設された。

本市においても「新しい時代に対応した生涯学習社会」を実現するため平成21年3月に「熊本市生涯学習指針」を策定した。本指針において、目指すべき生涯学習都市くまもとの姿を「わくわく学習都市くまもと」とした。その実現のため、生涯学習ネットワークを構築し、学習機会を充実しながら、学習成果を生かす環境づくりを推進していく。

### (1) 施策の展開

#### ＜生涯学習ネットワークの構築＞

ア 学習情報の収集と提供 イ 関係機関との連携

- ・学習情報の収集・提供体制の整備・充実
  - ・学習相談体制の整備充実
  - ・生涯学習推進に関する調査・研究の充実
- ・生涯学習関係機関・団体・事業者等との連携
  - ・府内関係部署との連携強化

#### ＜学習機会の充実＞

ア ライフステージに応じた学習機会の充実

イ 現代的・社会的な課題と市民ニーズに対応した学習支援

- ・乳幼児期における学習の充実
  - ・学童期（小学生）における学習の充実
  - ・思春期（中高生）における学習の充実
  - ・成年期における学習の充実
  - ・高齢期における学習の充実
- ・家庭教育力の向上
  - ・地域教育力の向上
  - ・現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応した学習の充実

ウ 多様で高度な学習活動を支える拠点施設の機能充実

- ・社会教育施設、スポーツ・文化施設の機能充実
- ・多様なニーズに対応した拠点施設の機能充実
- ・より高度で実践的な学習内容に対応した支援

#### ＜学習成果を生かす環境づくり＞

ア 学習成果を生かす場の創出

イ 人材の活用

- ・学校を中心とした場の創出
  - ・地域を中心とした場の創出
- ・生涯学習人材バンクの整備と活用
  - ・ボランティア情報の収集と提供

ウ 市民参画の仕組みづくり

- ・参画型事業の展開
- ・学習成果の発表機会の充実
- ・学習成果の評価システムの整備

## (2) 公民館

生涯学習の拠点となる市立公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、中央、西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、河内、天明、富合、城南、植木の19公民館がある。

なお北部公民館には、北部東分館と西里分館の2館がある。

### 施設の概要

名 称	中央公民館	河内公民館
所 在 地	中央区草葉町5番1号	西区河内町船津791番地
開設年月日	昭和26年4月1日 (昭和43年4月1日新築移転)	平成15年4月1日 (平成20年4月1日移転)
構 造	鉄筋コンクリート地下1階地上5階建	鉄筋コンクリート3階建
敷 地 面 積	1,350m <sup>2</sup>	18,496m <sup>2</sup>
建 物 面 積	1,878m <sup>2</sup>	1,475m <sup>2</sup>

名 称	北部公民館西里分館	北部公民館北部東分館
所 在 地	北区下硯川町1798番地	北区鶴羽田2丁目13番9号
開設年月日	平成3年4月1日	平成3年4月1日
構 造	鉄筋コンクリート平屋建	木造平屋建
敷地面積	3,584.39 m <sup>2</sup>	-
建物面積	715.64 m <sup>2</sup>	13.24 m <sup>2</sup>

- ※ 西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田の各公民館の施設は、西区役所・各総合出張所・各出張所の施設と併設。また、五福、天明、富合、城南、植木の各公民館の施設は、区役所等所管ホールと併設。なお、併設施設の概要は、区政関係の概況に記載。
- ※ 北部東分館については、事務室のみ。本館については、健康福祉子ども関係の勤労青少年ホームに記載。  
地域公民館については、市民生活関係の地域コミュニティづくり支援に記載。
- ※ 中央公民館については、熊本地震により使用不可となったため建て替え予定。

平成27年度 市立公民館等学習活動在籍状況（平28.3.31現在）

		中央区			東区			西区			南区						北区				合計	
		中央	大江	五福	東部	託麻	秋津	西部	花園	河内	南部	幸田	飽田	天明	富合	城南	龍田	清水	北部	植木		
主催事業	主催講座	講座数	92	75	56	143	161	119	99	111	59	117	58	46	57	77	58	57	115	215	49	1,764
		在籍者数	1,779	2,796	1,558	5,409	4,816	2,796	2,558	3,347	2,754	4,793	1,909	856	1,191	2,171	888	943	2,410	3,977	2,714	49,665
	家庭教育学級	学級数	4	8	5	10	9	6	7	3	2	3	4	4	5	2	-	4	4	4	-	84
		在籍者数	140	205	99	266	193	92	227	54	136	73	95	141	139	45	-	89	87	46	-	2,127
	教養講演会	講演会数	8	5	3	5	6	6	4	3	6	3	5	5	4	5	11	3	3	8	4	97
		参加者数	588	340	112	648	619	876	496	216	245	206	844	329	228	276	1,838	425	411	196	166	9,059
自主講座	合計	講座数	104	88	64	158	176	131	110	117	67	123	67	55	66	84	69	64	122	227	53	1,945
		在籍者数	2,507	3,341	1,769	6,323	5,628	3,764	3,281	3,617	3,135	5,072	2,848	1,326	1,558	2,492	2,726	1,457	2,908	4,219	2,880	60,851
総合計	合計	講座数	60	59	61	81	69	55	51	49	14	52	59	31	28	24	-	53	63	99	27	935
		在籍者数	1,818	1,227	1,133	2,053	1,300	1,226	929	895	142	897	1,332	381	333	315	-	1,197	1,515	1,339	377	18,409
		講座数	164	147	125	239	245	186	161	166	81	175	126	86	94	108	69	117	185	326	80	2,880
		在籍者数	4,325	4,568	2,902	8,376	6,928	4,990	4,210	4,512	3,277	5,969	4,180	1,707	1,891	2,807	2,726	2,654	4,423	5,558	3,257	79,260
		講座数	436		670			408			658						708				2,880	
		在籍者数	11,795		20,294			11,999			19,280						15,892				79,260	

### （3）家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

#### ア 家庭教育学級

公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として開設し、家庭における子どもの教育に関する学習を行ったり、子どものしつけ方等における悩みを持ち寄り話し合いを持つ等、実践的学習を行っている。

#### イ 子育てサロンの開催

児童館・児童室を併設する公民館12館において、子育て中の保護者同士が、子育てに関する情報交換をしたり、悩み事を互いに相談できる集いの場を設けている。また、そこで出されたニーズをもとに、講演会や講座等を開催している。

#### (4) 青少年健全育成

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援している。

##### ア 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構 成 小学校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

- 主 な 事 業
- ・年次総会、代表者会、理事会、評議員会
  - ・子ども・若者育成支援強調月間
  - ・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
  - ・熊本市青少年健全育成大会
  - ・研修会
  - ・家庭・地域の教育力の向上
  - ・青少協活動の地域への浸透

##### イ 校区青少年健全育成協議会

各小学校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。現在、88小学校区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行っている。

##### ウ 熊本市子ども会育成協議会

各小学校区の単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。

単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

##### エ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟の一員として、熊本市内に所属する3地区（中部地区、東部地区、西部地区）14個団のより円滑な協力・連携を保つことを目的とした団体。

##### オ ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、發揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

## (5) 青少年指導者養成

子どもたちが様々な野外体験活動などを通して、「生きる力」を育むことができるよう青少年活動（野外活動等）の指導者を養成し、安全で教育的効果の高い青少年活動を推進する。

名称	内容	対象	開催期間	受講者数（人）	場所	備考
レクリエーション指導者セミナー	青少年指導者に必要とされる知識やスキルについての講義	市内在住又は通勤・通学する18歳以上の者	7月1日・8日・15日 3月5日 (全4回)	29	熊本市総合体育馆・青年会館 市役所14階ホール	(一財)熊本市社会教育振興事業団共催

## (6) 成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に区切りの式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

平成28年成人式

開催日 平成28年1月11日

場 所 熊本市総合体育馆・青年会館

対象者 7, 398人

## 1.1 熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

### （1）沿革

平成22年4月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第23条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成23年3月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年1月1日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

### （2）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

### （3）オンブズマンの職務

- ① 市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。
- ② 常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。
- ③ 調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明すること。

### （4）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として1年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

- ① 判決、裁判等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項
- ② 請求に基づき現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項
- ③ 議会に関する事項
- ④ オンブズマンの行為に関する事項

### （5）オンブズマンの組織等

#### ① オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は2年であり、1回に限り再任することができる。

#### ② 運用体制

オンブズマン2名、オンブズマンを補佐する専門調査員3名、その他制度を運営する事務局員3名の8名体制で運用を行っている。

### （6）苦情処理の流れ

#### ① 申立方法

苦情の申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

#### ② 面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

市民

③ 苦情の調査

オンブズマンは、苦情の内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④ 調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤ 運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

## (7) 平成27年度の運用状況

平成27年度は、50件の苦情申立てを受け付け、前年度からの継続分11件と合わせて61件の苦情を処理した。

行政組織別受付状況

(単位：件・%)

組織	件数	構成比
市長政策総室	1	2.0
総務局	1	2.0
財政局	4	8.0
健康福祉子ども局	2	4.0
観光文化交流局	2	4.0
都市建設局	13	26.0
中央区役所	10	20.0
東区役所	5	10.0
西区役所	1	2.0

組織	件数	構成比
南区役所	1	2.0
北区役所	1	2.0
消防局	1	2.0
上下水道局	3	6.0
病院局	1	2.0
教育委員会	1	2.0
その他の機関	3	6.0
合計	50	100.0

苦情処理の状況

(平成26年度からの継続分)

(単位：件・%)

区分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	10	90.9
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	2	18.2
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	2	18.2
(3) 市の業務に不備がなかったもの	6	54.5
2 調査対象とならなかったもの	1	9.1
(1) 管轄外のもの	0	0.0
(2) その他のもの（利害無し・1年以上経過等）	1	9.1
合計	11	100.0

(平成27年度受付分)

(単位：件・%)

区分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	31	62.0
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	8	16.0
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	4	8.0
(3) 市の業務に不備がなかったもの	19	38.0
2 調査対象とならなかったもの	6	12.0
(1) 管轄外のもの	2	4.0
(2) その他のもの（利害無し・1年以上経過等）	4	8.0
3 調査を中止したもの	0	0.0
4 取り下げられたもの	9	18.0
5 継続調査中のもの	4	8.0
合計	50	100.0

# 健康福祉子ども

1 健 康 づ く り の 推 進	157
2 健 康 福 祉 サ ー ビ ス 体 制	160
3 社 会 保 障 制 度	168
4 高 齢 者 福 祉	179
5 障 が い 者 福 祉	192
6 子 ど も 育 成	206
7 生 活 衛 生	228

## 1 健康づくりの推進

生涯を通じて、心身共に健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことは、全ての市民の願いである。

しかし、現代社会においては、心身の健康を阻害する要因が多様化する中、特に高齢化の急速な進展にともない、今後ますます医療や介護の需要が高まることが予想されている。加えて、子ども達を取り巻く社会や家族の環境が大きく変化し、子育ての困難さも増している。

そこで、まず、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと21基本計画」に基づき、一人ひとりの健康づくりの意識を積極的に高めるとともに、今後、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者の生きがいのある暮らしを支えるため、保健、医療、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりを、民間事業者、市民ボランティアなどと連携し進めていく。

近年、これまで減少していた感染症疾患の新興、再興に加え、食事・喫煙・運動不足などの生活習慣に起因する慢性疾患や精神的ストレスに起因する疾患が増加している。

また、化学物質の蔓延によるアレルギー疾患や環境ホルモンの問題など、健康を阻害する要因は多様化複雑化している。

今後は、長い人生を生きがいのある楽しいものとするために、市民が日々の暮らしの中で積極的に健康づくりを実践できるような取り組みを進めなければならない。

そこで、市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、地域における健康づくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進している。

### (1) 栄養改善対策事業（健康づくり推進課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともに、その活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

#### ア 食育の推進

(単位 人)

区分	年度	23	24	25	26	27
子どもの食育推進ネットワーク全体研修会参加者延べ数		375	466	484	404	388

#### イ 地区組織活動の支援

(単位 回)

区分	年度	23	24	25	26	27
食生活改善推進員研修会		77	60	57	58	58
すこやか食生活改善講習会		92	92	93	94	94

#### ウ 食生活改善推進員の養成

(単位 人)

区分	年度	23	24	25	26	27
修了者		69	78	92	85	70

## (2) 健康相談と情報提供事業（健康づくり推進課）

健康増進法第17条第1項に基づき、健康手帳の交付及び健康教育・健康相談を実施している。

### ア 健康手帳の交付

(単位 人)

年度 区分	23	24	25	26	27
40～74歳	1,788	1,686	1,830	1,569	1,109
75歳以上	220	356	611	443	435
計	2,008	2,042	2,441	2,012	1,544

※40歳以上の市民で希望する者に交付。

### イ 健康教育

年度 区分	23	24	25	26	27
開催回数（回）	320	513	735	697	646
延人員（人）	17,274	12,072	16,949	12,848	11,561

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

### ウ 健康相談

年度 区分	23	24	25	26	27
開催回数（回）	442	572	589	590	546
延人員（人）	5,716	6,446	7,475	13,464	11,094

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

### エ 訪問指導

(単位 人)

年度 区分	23	24	25	26	27
実人員	124	332	365	222	160
延人員	136	400	420	242	199

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

## (3) 各種健康診査充実事業（健康づくり推進課）

### 健康診査・がん検診

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

(単位 人)

年度 区分	23	24	25	26	27
健康増進法に基づく特定健康診査	249	210	810	785	751
肺がん検診	25,127	22,861	22,579	22,443	22,679
胃がん検診	11,022	10,556	10,107	9,904	9,477
大腸がん検診	24,708	22,670	22,467	22,194	22,512
乳がん検診	13,124	12,036	11,837	14,183	11,491
子宮頸がん検診	注1) 19,936	注2) 19,017	注3) 18,678	注4) 23,530	注5) 16,973

※がん検診は40歳以上の市民を対象としている。但し、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮頸がん検診は20歳以上の女性としている。注1)、注2)、注3)、注4) 及び注5) には、妊婦健康診査による子宮頸がん検査受診者を、それぞれ3,742人、3,672人、3,525人、3,606人及び、3,571人を含む。

## (4) CKD（慢性腎臓病）対策推進事業（健康づくり推進課）

末期腎不全による人工透析患者が増加しており、平成21年度から、熊本市医師会や腎臓専門医などの関係機関との協働により、CKDの発症予防から悪化防止までの総合的な取り組みを行い、新規人工透析者数の減少、心血管疾患の発症予防を進めている。

(単位 人)

年度 区分	23	24	25	26	27
新規人工透析者数	273	266	260	251	228

※新規人工透析者数は、各年度の熊本市更生医療データより算出。

## (5) 結核対策事業（感染症対策課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成19年4月に「結核予防法」が廃止され、予防接種を除く結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合され、BCG予防接種は、「予防接種法」に統合された。

### ア 健康診断

(単位 人)

区分	年度 23	24	25	26	27
結核一般住民検診	15,550	15,406	15,285	15,608	16,227
ツベルクリン反応検査（乳幼児）	-	-	-	-	-
BCG接種（乳幼児）	6,781	6,881	6,962	6,899	6,871
管理検診	388	353	345	318	340
接触者検診	1,314	1,397	1,450	1,635	1,378

### イ 患者管理

(単位 人)

区分	年度 23	24	25	26	27
結核患者登録数	305	269	235	220	241
新登録患者数	126	115	96	98	125
結核患者訪問指導	379	318	309	431	356
新登録患者中の入院勧告患者数	53	53	42	47	50

健福

## (6) 感染症対策事業（感染症対策課）

### ア エイズ相談及びHIV抗体検査

HIV感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にエイズ相談及びHIV抗体検査を受けることができるよう実施している。

エイズ相談・HIV抗体検査の推移

(単位 件)

区分	年度 23	24	25	26	27
相談	1,573	1,491	1,786	1,658	1,421
検査	1,498	1,415	1,657	1,571	1,375

### イ 肝炎ウイルス検査

B型、C型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にB型、C型肝炎ウイルス検査を受けることができるよう、保健所検査及び医療機関委託検査を実施している。

肝炎ウイルス検査の推移

(単位 件)

区分	年度 23	24	25	26	27	
保健所	B型肝炎（HBs抗原）検査	167	52	56	49	53
	C型肝炎（HCV抗体）検査	165	46	57	48	53
医療機関	B型肝炎（HBs抗原）検査	265	4,918	4,023	3,863	4,484
	C型肝炎（HCV抗体）検査	269	4,955	4,048	3,910	4,505

## (7) 予防接種事業（感染症対策課）

感染症の発生及び拡大防止を図るため当該予防接種を実施し、公衆衛生の向上・増進に寄与する。

### 予防接種の状況

(単位 件)

区分	年度	23	24	25	26	27
四種混合			7,214	22,604	27,074	27,576
三種混合	28,100	22,583	6,476			
二種混合	6,085	5,784	5,810	5,502	5,599	
ポリオ(生ワクチン)	10,034	5,102				
ポリオ(不活化ワクチン)		27,151	13,123	7,406	2,677	
インフルエンザ	94,660	97,445	102,549	101,905	98,860	
日本脳炎	35,411	27,859	23,893	30,245	26,147	
麻しん風しん混合	26,104	26,792	13,336	13,394	13,359	
子宮頸がん	31,169	8,367	1,227	103	83	
ヒブ	27,652	29,166	30,405	28,340	27,478	
小児用肺炎球菌	32,682	30,807	28,926	28,312	27,836	
水痘				12,864	13,514	
成人用肺炎球菌				16,954	13,902	

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌は、任意接種に対する助成事業として平成23年2月から実施、平成25年度からは法定接種となった。

ポリオは、平成24年9月から生ワクチンから不活化ワクチンに切り替えとなった。

平成24年11月から、三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンが混合された四種混合ワクチンが導入された。

三種混合ワクチン販売中止により、平成26年度から四種混合と合わせて集計している。

平成26年10月から、水痘・成人用肺炎球菌の予防接種が、法定接種となった。

## 2 健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっている。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、各区福祉課、保健子ども課を中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めている。

### (1) 各区役所

区分	名称	本庁等	熊本市保健所	中央区役所	東区役所	西区役所	南区役所	北区役所
医師	5人	1人	0人	1人	0人	1人	0人	
保健師	23人	2人	24人	24人	18人	23人	22人	
管内世帯数	—	—	95,876世帯	78,593世帯	38,996世帯	47,762世帯	55,239世帯	
管内人口	—	—	186,016人	190,298人	92,779人	128,355人	142,543人	

(注) 1 管内世帯数、管内人数、医師、保健師数は平成28年4月1日

2 本市初のPFI方式により整備した熊本市総合保健福祉センター（愛称：ウェルパルくまもと）は、4階に熊本市保健所、

3階に健康づくり推進課・精神保健福祉室・こころの健康センター・ひきこもり支援センター、

2階に子ども発達支援センター・発達障がい者支援センター・子ども・若者総合相談センター、

1階に市民活動支援センター・あいぼーと等の機能を有する複合施設

## (2) 保健福祉情報ネットワークの活用（健康福祉政策課）

「市民志向の質の高い保健福祉サービスの実現」を図るため、市民が、自分にあったサービスを適切に選択でき、必要な情報や支援をできるだけ身近な場所で素早く正確に得ることができるよう努める。加えて、情報の活用による政策マネジメント機能の強化を図るため保健福祉情報システムを活用していく。

### (3) 救急医療制度（医療政策課）

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

#### ア 救急医療体制整備の経緯

昭和 51 年 12 月	年末年始救急医療開始 (在宅当番医制度による。内科等 9 診療科目、20 医療機関)
昭和 52 年 7 月	熊本保健所内に休日夜間診療及び電話相談所を設置 休日昼間の在宅当番医制による診療業務開始
昭和 53 年	病院群輪番制による二次救急医療業務開始
昭和 56 年 11 月	熊本市医師会（休日・夜間急患センター）に一次救急医療業務を委託（小児科・内科） 熊本市薬剤師会に休日夜間の救急調剤業務を委託
昭和 57 年 4 月	休日夜間に加え土曜日夜間の一次救急業務開始
昭和 58 年 4 月	休日・夜間急患センターの診療を毎夜間に拡充（小児科・内科・外科）
昭和 63 年 4 月	休日昼間の一次救急業務を開始
平成 2 年 4 月	熊本赤十字病院に東部地区の休日夜間一次救急医療業務を委託
平成 14 年 8 月	熊本市救急災害医療協議会設置 (熊本市救急医療協議会、熊本市災害医療対策連絡会議の合併)
平成 17 年 4 月	病院群輪番制による二次救急医療業務について、熊本中央救急医療圏の 3 市 7 町 (平成 22 年 3 月より、合併のため 3 市 5 町) で事業継続のための協定を締結 (税源移譲により、国の補助金が一般財源化されたことに伴うもの)
平成 20 年 10 月	富合町との合併により、下益城郡医師会に委託している在宅当番医制事業（富合町分）を継承
平成 22 年 4 月	城南町との合併により、下益城郡医師会に委託している在宅当番医制事業（城南町分）を継承 植木町との合併により、鹿本郡市医師会に委託している在宅当番医制事業（植木町分）を継承 植木町との合併により、病院群輪番制による二次救急医療業務について、鹿本救急医療圏の 2 市（熊本市は植木地区）での協定を継続
平成 27 年 4 月	植木地区が、鹿本救急医療圏から熊本中央救急医療圏に編入されたことにより、鹿本救急医療圏の病院群輪番制病院運営事業負担金に関する協定を廃止

#### イ 一次救急医療業務（年末年始を除く）

##### ① 休日・夜間急患センター

- ・熊本市医師会熊本地域医療センター  
診療科目 小児科・内科・外科  
診療時間 每夜間（午後 6 時から翌午前 8 時まで）、休日昼間（午前 8 時から午後 6 時まで）  
(平成 21 年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科の体制を増強)

- ・休日準夜急患診療所（熊本赤十字病院）

- 診療科目 小児科・内科・外科・整形外科  
診療時間 休日夜間（午後 6 時から翌午前 0 時まで）

##### ② 在宅当番医制

- ・熊本市医師会委託

- 診療科目 内科(4)、小児科(1)、外科(3)、整形外科(1)、眼科(1)、耳鼻咽喉科(1)、産婦人科(1)  
(平成 22 年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科を(1)増強)

- ・下益城郡医師会委託 富合・城南地区（1）

- ・鹿本医師会委託 植木地区（1～2）

（ ）内は、1 日あたり実施医療機関数

③ 救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で、平日夜間（午後6時から翌午前0時まで）及び休日（午前0時から翌午前0時まで）の救急調剤業務実施

④ 休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、休日夜間（午後6時から翌午前0時まで）の歯科救急診療業務実施

⑤ 一次救急医療業務実績

区分		年度	23	24	25	26	27
休 日 夜 間 急 患 セ ン タ ー	地域医療センター	小児科（人）	19,898	17,432	16,722	15,690	16,547
		内科（人）	10,994	11,292	10,660	9,873	9,764
		外科（人）	2,363	2,851	2,382	1,924	2,056
		計（人）	33,255	31,575	29,764	27,487	28,367
		二次医療搬送（再掲）	1,394	1,179	1,152	1,370	1,419
	熊本赤十字病院	患者総数（人）	4,639	4,593	5,448	5,173	5,145
在宅当番医制（人）		33,953	35,266	37,352	38,268	38,039	
（実施医療機関延数）		(907)	(925)	(910)	(925)	(904)	
救急調剤（件）		21,591	20,840	19,881	18,793	18,819	
休日夜間歯科診療（人）		149	161	158	95	105	
委託料（千円）		177,505	177,307	177,199	182,524	182,951	

ウ 一次救急医療業務（年末年始）

開設期間 12月30日（午前0時）から翌年1月4日（午前8時）まで

① 休日・夜間急患センター

- ・熊本市医師会熊本地域医療センター
- 診療科目 小児科・内科・外科

② 在宅当番医制（熊本市医師会委託）

- 診療科目 内科系(4～7)、外科系(3)、産婦人科(1)、耳鼻咽喉科(1)、眼科(1)、泌尿器科(1)、  
 小児科（3～4）（小児科・泌尿器科は午前9時～午後5時）  
 ( )内は、1日あたり実施医療機関数

③ 救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で救急調剤業務実施

④ 休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、一日あたり歯科(2)で歯科救急診療業務実施

⑤ 年末年始診療実績

区分		年度	23	24	25	26	27
診療実日数（日）		5	5	5	5	5	
急 患 セ ン タ ー	小児科（人）	744	671	670	891	570	
	内科（人）	630	653	702	1,078	503	
	外科（人）	157	198	101	90	81	
在宅当番医（人）		4,589	5,025	5,964	8,008	4,207	
救急調剤（件）		1,284	1,428	1,448	2,027	1,068	
歯科在宅当番医（人）		331	429	490	486	340	
委託料（千円）		19,006	18,298	18,298	19,145	18,936	

## 工 二次救急業務一病院輪番制（通年）

休日昼間（午前8時から午後6時まで）及び毎夜間（午後6時から翌午前8時まで）の重症患者の診療業務を5病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市民病院）の輪番制により実施。

### （4）医療安全相談窓口の設置運営（医療政策課）

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で対応している。

- ・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成15年11月4日

相談対応体制：専任相談員3名（保健師、看護師）・医療監視員（兼務）

- ・相談受付件数

（単位 件）

相談区分	年度 23	24	25	26	27	調査確認等 実施件数 (再掲)
相談・問合せ	1,157	1,154	1,239	1,274	1,716	4
苦情相談	497	575	489	524	383	58
その他	52	86	120	95	—	—
合計	1,706	1,815	1,848	1,893	2,099	62

### （5）献血推進協議会の設置（医療政策課）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成15年7月30日に施行された。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の3本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されている。

のことにより、ボランティア団体等7団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいる。

- ・設置年月日（再編） 平成16年4月1日

- ・熊本市の移動採血車による400ml献血者数

項目	年度 23	24	25	26	27
目標者数（人）	14,752	14,875	14,896	14,677	14,308
献血者数（人）	12,313	11,994	12,009	11,680	11,653

### （6）地域福祉活動の推進（健康福祉政策課）

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

また健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実のため、生涯にわたって市民一人ひとりがその人らしく生きがいのある生活を実現できるよう、住民の参加の促進を主たる目的とした熊本市地域福祉計画を作成し、地域福祉活動の推進を図っている。

## ア 社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成8年4月1日より設置した。

### (審議会の構成)

#### ・全体会

調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。

#### ・身体障害者福祉専門分科会

身体障がい者福祉に関する調査審議を行う。また、審査部会においては、身体障害者手帳の認定にあたり、障害の程度等に関して疑義が生じたものについて審査を行う。

#### ・身体障害者福祉専門分科会審査部会

#### ・熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会障害福祉施設整備及び社会福祉法人の認可に関する審査部会

#### ・高齢者福祉専門分科会

高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う。

#### ・熊本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会高齢介護福祉施設整備等及び社会福祉法人の認可に関する審査部会

#### ・民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。

#### ・児童福祉専門分科会

児童福祉に関する事項の調査審議を行う。また、審査部会においては、児童の措置についての児童相談所に対する意見具申や里親の認定等を行う。

#### ・児童福祉専門分科会審査部会

#### ・熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する審査部会

## イ 地域の活性化

地域福祉活動を活発にするため、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動などに充てるとともに、地域の福祉課題に対して社会福祉協議会と地域の各種団体が連携することで、地域の活性化を図っている。

## ウ 在宅福祉センター

名 称	熊本市南部在宅福祉センター	熊本市東部在宅福祉センター
所 在 地	南区日吉1丁目4番15号	東区健軍本町31番20号
設 置 主 体	熊本市	熊本市
運 営 主 体	熊本市社会福祉事業団	東部福祉センター 管理運営共同企業体
開設年月日	平成5年4月20日	平成6年5月22日
構 造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷 地 面 積	1,601.00m <sup>2</sup>	1,394.69m <sup>2</sup>
延 床 面 積	779.40m <sup>2</sup>	801.70m <sup>2</sup>
開 館 時 間	9時～17時（一部22時迄）	9時～17時（一部22時迄）
主 な 設 備	休養室 談話室 和室	休養室 談話室 和室
	多目的ホール 相談室	多目的ホール 相談室

## (7) 民生委員・児童委員関係事業（健康福祉政策課）

### ア 地地区別民生委員・児童委員数（定数1,436人、現員1,387人）

（平28.4.1現在）

地区 性別（人）	中央区	東 区	西 区	南 区	北 区	計
男	72	79	55	68	73	347
女	319	228	160	168	165	1,040
計	391	307	215	236	238	1,387

（主任児童委員141名を含む）

### イ 民生委員・児童委員推薦制度

#### ① 熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。推薦準備会は、委員10人以内をもって組織する。

準備会委員は、小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有する次の者の内から市長が委嘱する。

$\left\{ \begin{array}{l} \text{校区社会福祉協議会代表、校区民生委員代表、校区自治会代表、} \\ \text{校区 P T A 代表（小学校）又は校区青少年健全育成協議会代表、} \\ \text{前各号に掲げるもののほか、校区の地域福祉活動に関わる団体の代表} \end{array} \right\}$

#### ・熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生・児童委員候補者を民生委員法第8条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年）

健  
福

#### ② 熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市长からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市长に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。（現在、専門分科会委員は、5名）

### ウ 運営費補助金等（平成28年度分）

- ・熊本市民生委員・児童委員協議会運営費補助金 年額 7,503千円
- ・熊本市民生委員・児童委員協議会活動推進費補助金 年額 9,100千円（130千円×70団体）
- ・民生委員活動費（費用弁償） 年額 110千円／人
- ・民生委員活動費（費用弁償会長加算分） 年額 11,840円／人

(8) 社会福祉団体一覧（健康福祉政策課・高齢介護福祉課）

ア 主な福祉団体

(平27.4現在)

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	潮谷愛一	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民の福祉活動に対する援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉の増進を図る
公益社団法人 熊本市シルバー 人材センター	西島喜義	南区平成1丁目10-8 熊本市健康センター 平成分室2F	高齢者の希望に応じた臨時の、短期的な就業の機会を確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする

イ その他の福祉関係団体（健康福祉政策課・子ども支援課・保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
熊本市民生委員児童委員 協議会	城生昌隆	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市母子寡婦福祉 連合会	濱田フクヨ	中央区南千反畠町10-7	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	山田正	北区清水本町16-10 熊本市健康センター 清水分室1F	老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって高齢者の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	村上國夫	中央区紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
城南町遺族会	榎田正治	南区城南町藤山1859番地	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
植木町遺族会	田上謙治	北区植木町山本1797番地	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英靈顕彰会	蒲島郁夫	中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県社会福祉課内	英靈の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市原爆被害者の会	長曾我部久	中央区花畠町3番1号 熊本市役所花畠別館内	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本市地区保護司会	主海偉佐雄	中央区大江3丁目1番53号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本県中国残留孤児等 対策協議会	三浦一水	中央区城東町4番2号 ホテルキャッスル内	中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善に資することを目的とする
熊本BBS会	河内田晃子	中央区大江3丁目1番53号	非行少年や犯罪者を出さないための予防活動、更生の指導を行う
熊本県共同募金会 熊本市共同募金委員会	江藤正行	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民相互の助けあいを基調とし、地域福祉の推進を計る
日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区本部	大西一史	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊本市手をつなぐ育成会	川村隼秋	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	熊本市の知的障害者（児）の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者 福祉協会連合会	多門文雄	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設 連合会	本山雅徳	東区渡鹿8丁目16番46号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育園連盟	江藤美信	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	乳幼児の健全な育成をめざすことともに、保育園の資質の向上を図り、よりよい地域福祉の発展に寄与することを目的とする

## (9) 指導監査事業（指導監査課）

### ア 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

平成27年度 社会福祉法人 160法人 うち実施数 83法人

平成27年度 社会福祉施設 290施設 うち実施数 288施設

①児童福祉施設 203施設

(保育所151、幼保連携型認定こども園24、母子生活支援施設2、

乳児院2、児童養護施設4、障がい児施設7、児童厚生施設13

(児童館12※、児童遊園1)

※青少年育成課実施の公立児童館11を含む)

②老人福祉施設 71施設

(特別養護老人ホーム32、地域密着型特別養護老人ホーム14、

養護老人ホーム7、軽費老人ホーム(A型を含む)18)

③障がい者支援施設 14施設

④保護施設 0施設(救護施設0)

⑤社会事業授産施設 0施設

### イ 介護老人保健施設の指導監査

介護老人保健施設の指導監査を実施し、施設の適正な運営を確保する。

平成27年度 介護老人保健施設 29施設 うち実施数 18施設

## (10) 社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

(平成28年度当初予算) 1,634,624千円

(平成27年度予算繰越) 26,500千円

(平成28年度対象施設数) 老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設など計24カ所

## (11) 福祉総合相談（各区役所福祉課、保護管理援護課、子ども支援課）

### ア 目的

福祉に関する様々な相談の窓口を各区役所福祉課に設置している。窓口で受けた相談については、関係機関と連携するなど、寄せられた相談の問題解決に取り組むことにより、市民福祉の向上に資する。

### イ 業務の内容

- ・福祉の総合相談に関する事
- ・女性のための相談に関する事（婦人保護事業）
- ・子どものための相談に関する事（家庭児童相談室運営事業）

### ウ 職員の配置（平28.4.1現在）

各区役所福祉課福祉相談班職員

家庭・女性相談員 7人 妊娠に関する悩み相談員（時間外・休日対応） 9人

## 工 利用状況（平成27年度実績）

### ・福祉の総合相談

福祉一般に関する総合相談 763件

### ・女性のための相談

夫等	夫等（交際相手）からの暴力	543	経 済 関 係	生活困窮	318
	薬物中毒・酒乱	0		サラ金・借金	12
	離婚問題	250		求職	48
	その他	92		その他	305
子ども	養育困難	4	住居問題		145
	その他子どもの問題	33	医 療 関 係	病気	34
親族	親の暴力	39		精神的問題	92
	その他親族の問題	235		妊娠・出産	118
人間関係	男女問題	13	その他	その他	34
	家庭不和	16		その他	1
	その他	121	合計		2,723

### ・子どものための相談

養護	障害・発達	学校生活等	非行	育成	生活環境	その他	合計
376	14	6	30	0	1,189	7	1,622

## 3 社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められている。これに対し、平成12年度から開始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められている。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければならない。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めている。

### （1）介護保険（平成12年度事業開始）（高齢介護福祉課）

#### ア 対象者

（平28.3.31現在）

第1号被保険者数	65歳以上75歳未満	89,072人
	75歳以上	89,435人
	合 計	178,507人
第1号被保険者のいる世帯数		128,147世帯
40歳以上65歳未満者数		242,713人

#### イ 要介護（要支援）認定

① 介護認定審査会	委 員	2 4 5 名
	(構 成) ・医療関係者	9 0 名
	・保健関係者	5 1 名
	・福祉関係者	1 0 4 名

② 審査件数 3 3, 6 1 7 件 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

③ 要介護（支援）認定の状況

(平28.3.31現在) (単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	6,088	5,611	9,051	5,845	4,124	4,091	3,362	38,172
	65歳以上75歳未満	858	720	997	632	397	419	364
	75歳以上	5,230	4,891	8,054	5,213	3,727	3,672	2,998
第2号被保険者	88	103	181	165	82	98	93	810
合 計	6,176	5,714	9,232	6,010	4,206	4,189	3,455	38,982

#### ウ 介護サービス利用の状況

① 居宅介護（支援）サービス受給者

(平28.3.31現在) (単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	3,984	4,136	0	7,000	4,567	2,580	1,864	1,060	25,191
第2号被保険者	62	80	0	142	145	60	55	49	593
合 計	4,046	4,216	0	7,142	4,712	2,640	1,919	1,109	25,784

② 地域密着型サービス受給者

(平28.3.31現在) (単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	45	46	0	534	586	663	544	434	2,852
第2号被保険者	0	0	0	7	1	9	6	9	32
合 計	45	46	0	541	587	672	550	443	2,884

③ 施設サービス受給者

(平28.3.31現在) (単位 人)

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
第1号被保険者	1,804	1,955	699	4,458
第2号被保険者	10	28	11	49
合 計	1,814	1,983	710	4,507

## 工 保険料

### ① 平成28年度介護保険料額

(年額)

段階	対象者	保険料の設定方法	保険料
1	・生活保護受給者 ・市民税が非課税世帯でかつ老齢福祉年金受給者 ・市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.45	30,780円
2	・市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える、120万円以下の者	基準額×0.625	42,756円
3	・市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者	基準額×0.75	51,300円
4	・本人が市民税非課税でかつ同一世帯に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	基準額×0.875	59,856円
5	・本人が市民税非課税でかつ同一世帯に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合	基準額×1	68,400円
6	・市民税が課税されている者で合計所得金額が120万円未満の場合	基準額×1.15	78,660円
7	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が120万円以上190万円未満の場合	基準額×1.3	88,920円
8	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が190万円以上290万円未満の場合	基準額×1.5	102,600円
9	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が290万円以上400万円未満の場合	基準額×1.65	112,860円
10	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が400万円以上500万円未満の場合	基準額×1.8	123,120円
11	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が500万円以上600万円未満の場合	基準額×1.9	129,960円
12	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が600万円以上700万円未満の場合	基準額×2.0	136,800円
13	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が700万円以上の場合	基準額×2.1	143,640円

### ② 保険料賦課収納の状況

(平28.3.31現在)

年 度	区分	23	24	25	26	27
	保険料賦課額(円)	7,257,112,881	9,390,151,330	9,759,851,975	10,161,189,567	11,404,152,545
現年度分	保険料収納額(円)	7,108,530,610	9,188,007,967	9,548,309,001	9,947,101,467	11,163,398,316
	収納率(%)	97.95	97.85	97.83	97.89	97.89
	保険料賦課額(円)	376,742,807	377,933,926	433,379,165	492,948,802	518,803,086
過年度分	保険料収納額(円)	55,353,951	52,975,317	60,442,110	73,632,765	81,268,321
	収納率(%)	14.69	14.02	13.95	14.94	15.66
	保険料賦課額(円)	7,663,855,688	9,768,085,256	10,193,231,140	10,654,138,369	11,922,955,631
計	保険料収納額(円)	7,163,884,561	9,240,983,284	9,608,751,111	10,020,734,232	11,244,666,637
	収納率(%)	93.84	94.60	94.27	94.05	94.31

## 才 事業者

### ① 在宅介護サービス事業者

(平 28. 3. 31 現在)

介護サービス 事 業 所 数	毎年・10月1日 (平成12年開始)	介護サービスを提供する施設等の介護サービスの提供量、マンパワーの状況及び利用者の状況等のサービス供給に関する事項			
		居宅サービス事業所	・訪問介護 262 事業所	・訪問入浴 6 事業所	・訪問リハ 624 事業所
		・訪問看護 751 事業所	・通所介護 287 事業所	・居宅介護支援 252 事業所	
		・居宅療養管理指導 1,259 事業所	・夜間対応型訪問介護 2 事業所	・福祉用具貸与 56 事業所	
		・通所リハ 950 事業所	・定期巡回・随時対応型 4 事業所	・短期入所生活 41 事業所	
		・認知症通所介護 47 事業所	・小規模多機能 52 事業所	・地域密着型特定施設 2 事業所	
		・特定福祉用具販売 56 事業所	・看護小規模多機能 2 事業所	・定期巡回・随時対応型 4 事業所	
		・認知症 GH 63 事業所	・地域密着型介護老人福祉施設事業所 14 事業所		
		・短期入所療養 61 事業所			
		・特定施設 30 事業所			
		・看護小規模多機能 2 事業所			
		・地域密着型介護老人福祉施設事業所 14 事業所			

### ② 施設サービス事業者

(平28. 3. 31現在)

介 護 保 險 施 設	施 設 数	床 数
① 介護老人福祉施設	32	1,784
② 介護老人保健施設	29	2,168
③ 介護療養型医療施設	24	930

## 力 介護（予防）給付費

(単位 円)

年度 区分	23	24	25	26	27
居宅 サービス	訪問通所系 15,416,509,527	16,816,833,953	18,380,350,562	19,747,708,078	20,453,235,047
	短期入所系 1,320,756,830	1,322,230,839	1,308,620,774	1,373,949,212	1,359,273,840
	その他 4,152,956,772	4,851,601,124	5,393,807,471	5,879,400,913	6,264,695,304
	福祉用具購入 93,294,156	94,729,185	93,909,978	95,960,017	105,070,923
	住宅改修 250,221,757	279,829,181	274,569,864	285,653,443	291,508,547
	小 計 21,233,739,042	23,365,224,282	25,451,258,649	27,382,671,663	28,473,783,661
施設 サービス	介護老人福祉施設 5,128,083,913	5,221,960,057	5,377,258,524	5,448,580,425	5,452,643,604
	介護老人保健施設 5,983,738,996	6,338,650,538	6,294,819,496	6,322,148,377	6,308,606,498
	介護療養型医療施設 4,463,992,139	3,992,071,551	3,549,567,607	3,255,578,151	3,127,407,105
	小 計 15,575,815,048	15,552,682,146	15,221,645,627	15,026,306,953	14,888,657,207
地域密着型サービス	4,183,021,839	4,832,528,869	5,437,634,164	6,037,684,620	6,477,353,075
計	40,992,575,929	43,750,435,297	46,110,538,440	48,446,663,236	49,839,793,943
高額介護サービス費	839,407,704	904,246,182	954,854,462	991,521,027	1,089,681,869
高額医療合算介護サービス費	95,263,161	113,031,893	102,268,949	118,013,073	134,503,733
審査支払手数料	62,971,570	67,864,510	64,504,050	66,459,197	67,503,177
特定入所者介護サービス費	1,425,723,400	1,493,248,060	1,579,105,528	1,631,821,657	1,685,222,064
合 計	43,415,941,764	46,328,825,942	48,811,271,429	51,254,478,190	52,816,704,786

健  
福

キ 地域密着型サービス（平成18年度より実施）

サービス種類	サービス内容	備考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせて、サービスの提供を行う。	予防有
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービス提供を行う。	対象 要介護度1以上
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、利用者の状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の緊急時の対応を行う。	対象 要介護度1以上
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせてサービスの提供を行う。	対象 要介護度1以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護や機能訓練を受ける。	予防有
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の状態にある要介護者に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対象 要支援2以上
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、熊本市では平成19年度以降整備開始。	対象 要介護度3以上
地域密着型 特定施設入居者生活介護	定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等で、生活しながら介護を受ける。	対象 要介護度1以上

ク 地域支援事業（平成18年度より実施）

① 介護予防事業

二次予防事業施策

事業の種類	事業の内容
二次予防事業対象者把握事業	介護予防上の支援が必要と認められる二次予防事業対象者を様々なルートにより把握する。
通所型介護予防事業	二次予防事業対象者に対し、通所により、介護予防を目的とした事業を実施する。
訪問型介護予防事業	閉じこもり等の状態にある二次予防事業対象者に対し、保健師等が訪問し、必要な相談・指導を行う。
二次予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値に照らした達成状況の検証を通じ、二次予防事業の事業評価を行う。

一次予防事業施策

事業の種類	事業の内容
介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関する人材養成のための研修や、地域活動組織の育成・支援のための事業等を行う。
一次予防事業評価事業	年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を行う。

② 包括的支援事業

事業の種類	事業の内容
地域包括支援センター 運営事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一貫的に図る。
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・相談対応に向けた支援体制を構築する。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

③ 任意事業

事業の種類	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図る。
家 族 介 護 支 援 事 業	要介護高齢者を介護する家族等を対象とし、家族介護教室等を開催するなど家族介護者の支援を行う。
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。
地 域 自 立 生 活 支 援 事 業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。

(2) 国民健康保険 (昭和34年7月1日事業開始) (国保年金課)

ア 世帯数及び被保険者数

(各年度3月31日現在)

区分	年度	23	24	25	26	27
総世帯数		316,797	322,515	325,703	328,601	332,089
被保険者世帯数		111,533	111,219	110,164	108,698	106,314
加入率(%)		35.21	34.48	33.82	33.08	32.01
総人口		724,558	730,915	732,013	732,569	732,780
被保険者数		195,021	192,523	188,789	184,063	177,588
加入率(%)		26.92	26.34	25.79	25.13	24.23

イ 保険料賦課徴収状況

区分	年度	25			26			27		
		医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分
現年度分	調定額(円)	13,288,133,185	1,562,240,751	3,403,077,405	12,813,140,395	1,495,446,726	3,334,702,572	12,315,620,397	1,431,942,520	3,219,710,069
	収入済額(円)	11,630,620,991	1,344,082,552	2,984,040,087	11,281,167,365	1,293,017,472	2,945,565,560	10,813,164,852	1,230,091,693	2,838,414,348
	収納率(%)	87.34	85.94	87.61	87.85	86.35	88.26	87.80	85.90	88.16
過年度分	調定額(円)	5,521,506,063	735,703,627	1,237,692,288	4,932,700,752	659,279,422	1,141,525,910	4,416,603,643	593,558,536	1,039,627,125
	収入済額(円)	368,582,401	46,339,089	83,687,868	444,103,745	58,335,867	104,598,521	490,482,290	58,385,625	116,650,575
	収納率(%)	6.65	6.29	6.76	8.98	8.84	9.16	11.11	9.84	11.22
計	調定額(円)	18,809,639,248	2,297,944,378	4,640,769,693	17,745,841,147	2,154,726,148	4,476,228,482	16,732,224,040	2,025,501,056	4,259,337,194
	収入済額(円)	11,999,203,392	1,390,421,641	3,067,727,955	11,725,271,110	1,351,353,339	3,050,164,081	11,303,647,142	1,288,477,318	2,955,064,923
	収納率(%)	63.66	60.44	66.05	65.93	62.63	68.09	67.56	63.61	69.38
賦課期日		4月1日			4月1日			4月1日		
徴收回数		10			10			10		
保 險 料 額 ※	1人当たり(円)	98,380	33,521	24,362	96,412	33,534	24,319	94,219	33,144	23,984
	最高(円)	510,000	120,000	140,000	510,000	140,000	160,000	520,000	160,000	170,000
	最低(円)	15,300	4,020	3,900	15,300	4,020	3,900	15,300	4,020	3,900
	平均(円)	168,595	41,860	41,749	163,258	41,362	41,180	157,385	40,832	40,064
保 險 料 率 ※	所得割(%)	9.2	2.2	2.3	9.2	2.2	2.3	9.2	2.2	2.3
	均等割(円)	28,400	13,400	7,300	28,400	13,400	7,300	28,400	13,400	7,300
	平等割(円)	22,600	-	5,700	22,600	-	5,700	22,600	-	5,700
算 定 割	所得割(%)	57.63	56.25	57.64	58.90	58.42	59.58	59.04	58.98	59.87
	均等割(%)	29.29	43.75	29.56	28.37	41.59	28.07	28.44	41.02	28.02
	平等割(%)	13.09	-	12.80	12.72	-	12.35	12.52	-	12.11
財 政 状 況	歳入(円)	82,505,642,375			83,164,205,108			94,777,065,919		
	歳出(円)	83,997,571,731			85,210,246,639			98,843,598,141		
	単年度収支額(円)	696,949,193			△554,112,175			△2,020,490,691		
	累積収支額(円)	△1,491,929,356			△2,046,041,531			△4,066,532,222		

※平成25年度保険料額・保険料率については、不均一課税のため旧熊本市の数値を記載。

その他のものは、旧城南町・旧植木町の数値を含む通年で記載。

## ウ 納付状況

年度 区分		23	24	25	26	27
給 付 割 合	一般被保険者(割)	7	7	7	7	7
	70歳以上一般(割)	8	8	8	8	8
	70歳以上現役並(割)	7	7	7	7	7
	未就学児(割)	8	8	8	8	8
療諸 養費	件 数	2,828,851	2,888,418	2,901,309	2,844,866	2,819,586
	費 用 (円)	63,216,565,537	63,417,702,663	63,956,973,828	65,031,445,396	66,075,861,141
一 時 産 金 育 児	件 数	1,118	1,081	1,097	1,015	946
	費 用 (円)	468,060,000	452,190,000	453,000,000	424,192,000	396,492,000
	1 件当たり給付額(円)	420,000 (産科医療補償制度 未加入 : 390,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入 : 390,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入 : 390,000) ※H27.1月以降 404,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入 : 390,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入 : 404,000)
葬 祭 費	件 数	889	900	846	838	847
	費 用 (円)	17,780,000	18,000,000	16,920,000	16,760,000	16,940,000
	1 件当たり給付額(円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
給合 付 費計	件 数	2,830,858	2,890,399	2,903,252	2,846,719	2,821,379
はあ りん きま ゆ施 う術	件 数	43,683	36,507	34,467	32,847	31,030
	費 用 (円)	43,683,000	36,507,000	34,467,000	32,847,000	31,030,000
	1 件当たり給付額(円)	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000
		—	—	—	—	—

## エ 診療費・諸率

年度 区分		23	24	25	26	27
受 診 率 (%)		990.89	1,013.09	1,028.87	1,047.90	1,067.78
1 件当たり 日数		2.4	2.3	2.2	2.2	2.2
1 件当たり費用額(円)		27,040	26,625	26,716	27,459	27,857
1 人当たり費用額(円)		267,933	269,735	274,868	287,745	297,447
1 人当たり受診日数		23	23	23	23	23
1 日当たり費用額(円)		11,446	11,736	12,014	12,517	12,846

## オ 納付組織(平成28.3.31現在)

名 称 国民健康保険会

組 織 数 12 組織

会 員 数 43 世帯

事 務 費 (保険会の事務費)

・当該月の保険料を保険会会員が納期内に完納したとき、保険料領収書1枚につき200円(通常事務費)

・保険会会員が保険料の納付方法を口座振替又は自動払込みに変更したとき保険会会員1人につき

1,000円(特別事務費変更時の交付)

## カ 収納率向上対策

- ・職員、嘱託員による電話催告等の初期未納対策
- ・滞納処分の拡大・強化
- ・保険料収納員の臨戸徴収強化
- ・分割納付の進行管理の徹底
- ・納付相談窓口の拡充
- ・口座振替の推進（ペイジー口座振替受付サービスの実施）
- ・コンビニエンスストア収納業務委託
- ・資格適正化の強化

## （3）後期高齢者医療制度（平成20年4月1日より広域連合にて実施）

### ア 対象者

- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を所有する75歳以上の者
- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者（下記1～4参照）

#### 1. 身体障害者手帳1級、2級、3級及び4級の一部

※4級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がいが記入されている者。

- ・音声、言語機能の著しい障がい
- ・両下肢のすべての指を欠く
- ・一下肢の下腿1／2以上を欠く
- ・一下肢の機能の著しい障がい

#### 2. 療育手帳A1、A2

#### 3. 国民年金などの障害年金1級、2級

#### 4. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級

## イ 後期高齢者保険料賦課徴収状況

区分	年度	25		26		27	
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
現年度分	調定額(円)	3,571,845,300	2,597,292,200	3,523,619,000	2,635,515,940	3,418,015,700	2,613,811,100
	収入済額(円)	3,571,845,300	2,536,070,082	3,523,619,000	2,571,338,870	3,418,015,700	2,551,931,045
	収納率(%)	100	97.64	100	97.56	100	97.63
過年度分	調定額(円)	—	102,779,448	—	115,605,440	—	121,689,190
	収入済額(円)	—	32,447,021	—	41,192,870	—	39,897,791
	収納率(%)	—	31.57	—	35.63	—	32.79
計	調定額(円)	3,571,845,300	2,700,071,648	3,523,619,000	2,751,121,380	3,418,015,700	2,735,500,290
	収入済額(円)	3,571,845,300	2,568,517,103	3,523,619,000	2,612,531,740	3,418,015,700	2,591,828,836
	収納率(%)	100	95.13	100	94.96	100	94.75

#### (4) 国民年金（昭和34年11月1日施行）（国保年金課）

##### ア 拠出年金被保険者状況

(各年度末現在) (単位 人/千円)

年度 区分		23	24	25	26	27
被 保 険 者	第1号被保険者	114,568	113,998	110,394	107,073	102,525
	任意加入被保険者	1,873	1,718	1,548	1,436	1,355
	第3号被保険者	54,136	53,198	52,458	51,652	50,460
	合 計	170,577	168,914	164,400	160,161	154,340
免 除 者 保 険 料	法定免除	9,210	9,811	9,984	10,123	10,021
	申請免除	21,836	23,420	26,190	25,386	22,303
	若年者猶予	2,799	3,226	3,469	3,480	2,971
	学生納付特例	12,100	12,302	12,688	12,874	12,394
	合 計	45,945	48,759	52,331	51,863	47,689
免 除 率 (%)		40.1	42.8	47.4	48.4	46.5

##### イ 年金受給者及び支給年金額

(各年度末現在) (単位 千円)

年度 区分	25		26		27	
	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額
老齢福祉年金	14	3,276	12	2,771	4	1,598
老 齢 年 金	6,559	3,209,388	5,644	2,735,124	4,908	2,407,427
通算老齢年金	5,103	1,215,592	4,541	1,073,324	4,039	973,808
老齢基礎年金	140,746	93,419,879	148,468	97,149,602	155,119	102,592,925
障 害 年 金	361	316,959	349	301,585	328	286,292
障害基礎年金	12,746	11,185,802	13,155	11,339,646	13,545	11,766,221
母子・遺児年金	0	0	0	0	0	0
遺族基礎年金	1,361	1,049,715	1,353	1,025,811	1,371	1,050,689
寡 婦 年 金	100	46,068	90	40,451	85	38,607
計	166,990	110,446,679	173,612	113,668,314	179,399	119,117,567

※支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載

##### ウ 国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくすための情報提供等、広報活動を推進する。

- ・市政だより
- ・市電・市バス内ポスター掲示
- ・ラジオ広報（FM熊本・熊本シティエフエム）
- ・年金出前講座

健  
福

## (5) 生活保護（中央区・東区・西区・南区・北区保護課、保護管理援護課）

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

### ア 保護状況

年度 区分		23	24	25	26	27
生活扶助	世 帯	9,196	9,941	10,384	10,716	10,739
	人 員	13,043	14,070	14,623	14,888	14,682
	金額(千円)	7,851,578	8,488,546	8,645,962	8,857,100	8,530,105
住宅扶助	世 帯	7,769	8,479	8,895	9,217	9,314
	人 員	10,536	11,492	11,948	12,231	12,173
	金額(千円)	3,088,369	3,363,988	3,550,346	3,688,943	3,741,612
教育扶助	世 帯	685	736	767	764	740
	人 員	1,028	1,099	1,180	1,176	1,139
	金額(千円)	132,220	140,595	151,347	161,677	155,910
医療扶助	世 帯	8,443	9,746	10,266	10,665	10,797
	人 員	10,540	12,242	12,910	13,331	13,344
	金額(千円)	13,134,380	13,041,986	13,919,041	14,173,869	14,668,304
介護扶助	世 帯	1,692	1,884	2,094	2,275	2,419
	人 員	1,749	1,942	2,169	2,354	2,505
	金額(千円)	330,044	383,185	430,006	469,264	475,788
出産扶助	世 帯	0.5	0.2	0.1	0.4	0.4
	人 員	0.5	0.2	0.1	0.4	0.4
	金額(千円)	906	891	545	1,336	1,231
生業扶助	世 帯	389	415	396	364	366
	人 員	864	935	901	843	844
	金額(千円)	74,054	78,701	74,145	75,370	75,822
葬祭扶助	世 帯	22	18	17	19	19
	人 員	22	18	18	20	20
	金額(千円)	73,122	62,197	69,153	71,182	73,789
保護施設事務費(千円)			264,122	256,275	266,112	276,709
実数	世 帯	10,694	11,530	12,103	12,451	12,642
	人 員	14,783	15,913	16,664	16,977	17,020
	金額(千円)	24,940,949	25,826,803	27,106,627	27,782,409	28,004,759

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は各年度の総計を示す。

### イ 保護率の推移(年度平均)

年度 区分		23	24	25	26	27
市	%	20.16	21.57	22.55	23.00	23.08
	県	13.00	13.92	14.50	15.00	15.11

### ウ 保護措置状況

年度 区分		23	24	25	26	27
申 請 件 数		1,989	2,494	2,278	2,158	2,198
開 始 件 数		1,710	2,152	2,003	1,923	1,918
却下・取下件数		167	340	263	252	278
廢 止 件 数		923	1,390	1,546	1,593	1,819

## エ 世帯の労働力類型別被保護世帯

(平成27年度月平均)

就業別	世帯数	構成比
世帯主が働いてる世帯	1,527	12.0
常用勤労者	1,345	10.6
日雇労務者	152	1.2
内職者	11	0.08
その他の就業者	19	0.15
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	317	2.5
働いている者のいない世帯	10,850	85.8
合計	12,642	100.0

※ 保護停止世帯を除く

## オ 保護施設

(平28.3.31現在)

種別	施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員	措置人員
救護	銀杏寮	社会福祉法人	本山 雅徳	春日5丁目17-36	昭35.12	60	61
医療	イエズスの聖心病院	社会福祉法人	田代 篤信	上熊本2丁目11-24	昭27.4	87	0

健  
福

## 4 高齢者福祉（高齢介護福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、平成27年10月1日現在で23.9%となっており、今後も更なる高齢化の進展が見込まれる中、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる社会を築いていくことが求められている。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供が望まれているため、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進、さらには住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実に努めていく。

### （1）高齢者人口の推移

(各年度10月1日現在推計)

区分	年度	23	24	25	26	27
65歳～69歳		37,548	40,478	43,808	47,239	50,791
70歳以上		115,295	118,059	120,616	123,532	124,950
計		152,843	158,537	164,424	170,771	175,741
全人口に対する割合(%)		21.04	21.65	22.40	23.24	23.92

## (2) 高齢者団体支援

### ア 高齢者の就業促進（シルバー人材センター事業助成）

目 的	臨時のかつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする。
事 業 内 容	原則として60歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。
設 立 年 月 日	昭和63年2月1日認可
実 施 主 体	公益社団法人熊本市シルバー人材センター
登 録 人 員	2,401人(平成28.3.31現在)
就 業 実 人 員	1,942人(平成27年度)
平成28年度予算	43,200千円

### イ 老人クラブ助成状況

#### ① 老人クラブ活動助成金

助成基準 30人以上が登録し、9カ月以上活動したクラブ（年度途中結成のクラブは6カ月以上）  
助成金 月額 4,000円

#### ② 健康増進助成金

金額 1クラブ当たり 年額 5,000円

#### ③ 老人クラブ結成助成金

金額 1クラブ当たり 20,000円

#### 助成実績

年度区分	23	24	25	26	27
老人クラブ助成対象数	554	547	546	538	535
会員数	30,197	29,120	28,239	27,567	26,129
助成金支出額（円）	29,191,000	29,018,000	28,826,000	28,326,000	28,233,000

## (3) 熊本市優待証（さくらカード）交付（健康福祉政策課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

（平成8年10月1日開始）

目 的 高齢者・障がい者・被爆者の社会参加に寄与する。

対象者 ・70歳以上の人  
・身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A1・A2・B1）、精神障害者保健福祉手帳の所持者  
・被爆者健康手帳所持者

事業内容 バス（産交、電鉄、熊本バス、熊本都市バス）、電車（市、電鉄）の市内区間での乗降がおでかけICカードとの併用により割引となり、また、施設（熊本城等）の入場料が減免になる熊本市優待証を交付する。

平成28年3月末交付者数 88,450人

#### (4) 敬老祝品 (平成10年4月1日開始)

目 的 高齢者に対し敬老の意を表すとともにその福祉の増進に寄与する。

受 給 資 格 次に掲げる者であって、本市に居住している者。  
当該年度に80歳の誕生日を迎える者、及び当該年度に100歳の誕生日を迎える者。

平成27年度実績 支給者10,084人 支給総額22,085千円  
(※平成27年度までは、80歳・100歳に加え、88歳・101歳以上の年齢に達する者も対象)

#### (5) 高齢者の健康支援施設管理運営

##### ア 介護予防事業推進のための施設

目 的 健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援や、介護知識や介護方法等の普及啓発等により、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、生き生きと健康で文化的な生活を送ることができるよう支援する。

対 象 者 原則として、市内居住の60歳以上の高齢者（ただし、事業内容によってはこの限りではない）

事業概要

- ・健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援 学習講座、体操教室 等
- ・介護知識、介護方法等の普及 各種相談事業、講演会、実習講座
- ・ボランティア活動の推進 介護ボランティア教室、点字・手話教室 等
- ・地域交流及び世代間交流の推進 祭りや地域交流などの各種イベント 等

施設概要 「(11) 施設」カ・キ・クに別途掲載

##### イ 老人農園 (昭和51年度開始)

目 的 土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10m<sup>2</sup>程度貸与する。

対 象 者 60歳以上の高齢者

農園数 5カ所

農園名	所在地	開設年月日	面積
蓮台寺老人農園	西区蓮台寺1丁目49-1・50-1	昭52. 6. 1	1,470m <sup>2</sup>
健軍老人農園	東区湖東1丁目24、97 東区健軍4丁目1550-15	昭53. 6. 1	1,214m <sup>2</sup>
若葉老人農園	東区若葉4丁目153・218・243	昭54. 10. 1	2,772m <sup>2</sup>
島崎老人農園	西区島崎5丁目502・503	昭54. 11. 1	473m <sup>2</sup>
楠老人農園	北区楠6丁目1352-1	昭55. 8. 1	1,285m <sup>2</sup>

#### (6) ひとり暮らし高齢者対策

##### ア 高齢者安心支援事業 (平成3年度開始)

目 的 一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。

対 象 者 おおむね65歳以上の一人暮らし等の要援護高齢者

貸与・給付台数 884 台（平27年度末）

平成27年度予算 39,437 千円

**イ 一人暮らし高齢者訪問事業（昭和50年度開始）**

目 的 一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週1～3回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。

対 象 者 市内に居住する満65歳以上の一人暮らしの高齢者で、日常安否の確認をする者がいない者

事 業 内 容 一人暮らしの高齢者を訪問して安否の確認をする。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする。

実 利 用 者 数 42人（平成27年度末）

訪 問 回 数 最低週1回

平成28年度予算 699千円

**ウ 寝具乾燥（昭和53年度開始）**

目 的 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。

対 象 者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、寝具類の衛生管理が困難な者。

事 業 内 容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。

利 用 者 数 310人（平成27年度）

平成28年度予算 1,801千円

**(7) 在宅高齢者生活支援**

**ア 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業**

目 的 高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対 象 者 高齢者ケア付住宅の入居者で、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦一方が60歳以上であればよい）又は60歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者
- (2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難なもの

**利 用 状 況**

項 目 住宅名	開設時期	戸数	補助員数
県営水源団地	H 4.4.1	25	1
市営出水団地	H 7.4.1	67	3
市営南部中央団地	H12.6.1	20	1
市営白藤団地	H14.4.1	46	2
市営楠団地	H11.12.1～H15.7.25	143	5
合 計		301	12

**イ 住宅改造費助成事業（平成9年5月1日開始）**

※障がい者福祉の項目に記載

## (8) 家族介護支援

### ア 家族介護者教室

目 的 高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続、向上を図る。

対 象 者 高齢者を介護している家族等

事 業 内 容 介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を修得させる。

開 催 数 163回（平成27年度）

### イ 高齢者介護用品支給事業（平成12年度開始・平成18年度より介護保険事業へ移管）

目 的 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図ること。

事 業 内 容 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。

### 事 業 実 績

年度 区分	23	24	25	26	27
対象者数（人）	165	171	193	194	240
事業費（千円）	12,452	12,111	12,625	13,034	14,800

### ウ 家族介護者リフレッシュ事業（平成13年度開始・平成18年度より介護保険事業へ移管）

目 的 在宅で高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図る。（平成28年度については、事業実施予定なし）

対 象 者 要介護認定又は要支援認定を持った高齢者を現に介護している家族の者。

事 業 内 容 演芸鑑賞や交流会を通して、介護者の心身のリフレッシュを図る。

開 催 数 2回（予定）

## (9) 老人ホーム入所者数

（平28.3.31現在）

区 分	施設数（市内）	定 員	本市の措置人員
養護老人ホーム	8	490	364

## (10) 施設

### ア 老人福祉センター

名 称	中央老人福祉センター	東老人福祉センター	西老人福祉センター
所 在 地	中央区南千反畠町10番7号	東区健軍本町31番20号	西区小島3丁目3番26号
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	東部福祉センター管理運営共同企業体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和39年6月1日 (昭和50年9月2日改築)	昭和46年4月1日 (平成6年5月22日改築)	昭和49年7月10日
構 造	鉄筋2階建	鉄筋コンクリート造平家建	木造平屋建
敷 地 面 積	541m <sup>2</sup>	1,395.69m <sup>2</sup>	3,400m <sup>2</sup>
建 物 面 積	延496m <sup>2</sup>	延343.96m <sup>2</sup>	延252m <sup>2</sup>
建 設 費	51,435千円	142,116千円	25,875千円
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
定 員	200人	100人	100人
主 な 設 備	集会室 娯楽室 図書室 浴室男女各1 機能回復訓練室 事務室	娯楽室 浴室男女各1 事務室 相談室	集会室 娯楽室 談話室 図書室 浴室男女各1 事務室 電話相談室

名 称	南老人福祉センター	北老人福祉センター	川上老人福祉センター
所 在 地	南区川尻4丁目8番13号	北区八景水谷1丁目2番6号	北区梶尾町1279番地1
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和49年6月27日	昭和48年10月22日	昭和47年4月1日
構 造	木造平屋建	鉄筋平屋建	鉄筋平屋建
敷 地 面 積	延264m <sup>2</sup>	2,961m <sup>2</sup>	2,369m <sup>2</sup>
建 物 面 積	延343.96m <sup>2</sup>	延296m <sup>2</sup>	延655.6m <sup>2</sup>
建 設 費	24,486千円	24,300千円	合併による
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
定 員	100人	100人	150人
主 な 設 備	集会室 談話室 娯楽室 図書室 浴室男女各1 事務室 電話相談室	集会室 娯楽室 談話室 図書室 浴室男女各1 事務室 電話相談室	集会室 娯楽室 浴室男女各1 事務室 機能回復訓練室 図書室

名 称	天明老人福祉センター	河内老人福祉センター	西里老人福祉センター
所 在 地	南区錢塘町2172番地	西区河内町船津2708番地	北区徳王町870番地
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	平成3年9月8日	昭和51年1月21日	平成7年10月1日
構 造	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート及び鉄筋造2階建	鉄筋コンクリート平屋建
敷 地 面 積	1,272m <sup>2</sup>	2,629.3m <sup>2</sup>	2,509m <sup>2</sup>
建 物 面 積	延380.5m <sup>2</sup>	延577.5m <sup>2</sup>	延567.53m <sup>2</sup>
建 設 費	99,330千円	合併による	141,375千円
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
定 員	100人	150人	150人
主 な 設 備	大広間 多目的ホール 浴室男女各1 和室 食堂 事務室	集会室 相談室 娯楽室 図書室 浴室男女各1 事務室	集会室 多目的ホール 浴室男女各1 娯楽室 図書室 機能回復訓練室 相談室 研修室 事務室

名 称	城南老人福祉センター	富合老人福祉センター
所 在 地	南区城南町宮地976番地	南区富合町木原2319番地
設 置 主 体	熊本市	熊本市
運 営 主 体	株式会社オカムラ	富合老人福祉センター管理運営 共同企業体
開設年月日	平成22年3月23日	昭和50年3月31日
構 造	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート平屋建
敷 地 面 積	3,890.46m <sup>2</sup>	2,652.64m <sup>2</sup>
建 物 面 積	延668.61m <sup>2</sup>	延537.57m <sup>2</sup>
建 設 費	合併による	合併による
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円	浴室使用料100円
定 員	150人	—
主 な 設 備	集会室 多目的ホール 浴室男女各1 娯楽室 図書室 機能回復訓練室 相談室 研修室 事務室	大広間 会議室 浴室男女各1 作業室 図書室 保健衛生室

### 利 用 状 況

(平成27年度)

区分 施設名	中 央	東	西	南	北	川 上	河 内	天 明	西 里	城 南	富 合	計
利用者	16,799	19,307	9,009	9,205	17,019	17,588	8,481	5,144	8,526	15,060	6,006	132,144
1 日 平 均 利 用 者	58	67	31	32	58	60	18	18	29	52	21	455
使用料収入 (円)	314,500	655,500	223,800	193,000	112,300	1,524,200	793,300	222,400	214,600	153,400	68,900	4,475,900

健  
福

#### イ 養護老人ホーム

名 称 雁回敬老園  
所 在 地 南区富合町2316番地  
設 置 主 体 熊本市  
運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団  
開 設 年 月 日 昭和34年12月  
構 造 鉄筋コンクリート造 2階建  
敷 地 面 積 4, 687. 11 m<sup>2</sup>  
建 物 面 積 延1, 651. 23 m<sup>2</sup>  
建 設 費 合併による  
定 員 50人  
主 な 設 備 集会所 医務室 面会室 静養室 浴室 洗濯室  
ソーラーシステム設備 ゲートボール場

#### 本市の措置状況

(平28.3.31現在)

施設名・区分	雁回敬老園		
	男	女	計
措置人數	3	14	17

#### ウ 老人憩の家（昭和48年度開始）

目 的 高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図る  
設 置 主 体 熊本市  
運 営 方 法 各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託  
構 造 木造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造／平屋又は2階建  
建 物 面 積 概ね50 m<sup>2</sup>前後  
建 設 費 約648万円（全施設平均）  
施 設 内 容 集会場 トイレ 台所 その他  
施 設 数 131カ所(他2ヶ所は「老人憩の家」の事業を委託)  
開 館 時 間 午前9時～午後5時  
使 用 料 無料

## 工 お達者文化会館

名 称 熊本市お達者文化会館  
所 在 地 南区馬渡1丁目7番1号  
設 置 主 体 熊本市  
運 営 主 体 介護予防支援施設管理運営共同企業体  
開 設 年 月 日 平成12年5月  
構 造 鉄骨平屋建  
敷 地 面 積 1, 660m<sup>2</sup>  
建 物 面 積 193.048m<sup>2</sup>  
建 設 費 50, 245千円  
開 館 時 間 午前9時～午後10時  
使 用 料

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000

※冷暖房使用料は、1時間200円

主 な 設 備 多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

## 才 南部万年青会館

名 称 熊本市南部万年青会館  
所 在 地 南区八幡6丁目9番25号  
設 置 主 体 熊本市  
運 営 主 体 介護予防支援施設管理運営共同企業体  
開 設 年 月 日 平成13年5月  
構 造 鉄骨平屋建  
敷 地 面 積 1, 700m<sup>2</sup>  
建 物 面 積 430m<sup>2</sup>  
建 設 費 158, 666千円  
開 館 時 間 午前9時～午後10時

使用料及び主な設備

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
調理室	1,200	1,800	1,800
会議室A	400	500	500
会議室B	400	500	500
会議室C	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

健  
福

#### カ 東部はつらつ交流会館

名 称 熊本市東部はつらつ交流会館  
所 在 地 東区秋津3丁目17番23号  
設 置 主 体 熊本市  
運 営 主 体 介護予防支援施設管理運営共同企業体  
開 設 年 月 日 平成15年5月  
構 造 木造平屋建  
敷 地 面 積 1,076.12m<sup>2</sup>  
建 物 面 積 320.05m<sup>2</sup>  
建 設 費 93,923千円  
開 館 時 間 午前9時～午後10時  
使 用 料

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
会 議 室	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

主 な 設 備 多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

#### キ 高齢者技能習得センター

名 称 熊本市高齢者技能習得センター  
所 在 地 西区島崎4丁目2番95号  
設 置 主 体 熊本市  
運 営 主 体 公益社団法人 熊本市シルバー人材センター  
開 設 年 月 日 平成12年5月  
構 造 木造平屋建  
敷 地 面 積 1,609m<sup>2</sup>  
建 物 面 積 82.58m<sup>2</sup>  
建 設 費 13,944千円  
開 館 時 間 午前9時～午後5時  
使 用 料 無料  
主 な 設 備 研修室 事務所 トイレ

ク 夢もやい館（健康福祉政策課）

名 称 熊本市夢もやい館  
 所 在 地 北区楠1丁目20番5-101号  
 設 置 主 体 熊本市  
 運 営 主 体 夢もやい館管理運営共同企業体 代表 株式会社パブリックビジネスジャパン  
 開 設 年 月 日 平成14年11月  
 構 造 鉄筋コンクリート造  
 敷 地 面 積 1, 965. 36 m<sup>2</sup>  
 建 物 面 積 903. 66 m<sup>2</sup>  
 建 設 費 304, 797千円  
 開 館 時 間 午前9時～午後8時（つどいの広場については、午前9時～午後6時）  
 使 用 料

（単位 円）

施設等名	使用料
体育室	1時間につき 600
学習室（洋室）	1時間につき 150
学習室（和室）	1時間につき 150
トレーニング室（シャワー室、更衣室及びロッカーを含む。）	1回 200
冷暖房設備	1時間までごとに 100

主 な 設 備 体育室 学習室 トレーニング室 子育てつどいの広場 図書コーナー サロン  
 管理室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

健  
福

ケ 熊本市植木健康福祉センター（健康福祉政策課）

名 称 熊本市植木健康福祉センター（かがやき館）  
 所 在 地 北区植木町岩野285番地29  
 設 置 主 体 熊本市  
 運 営 主 体 かがやき館管理運営共同企業体 代表 九州総合サービス株式会社  
 開 設 年 月 日 平成15年1月7日  
 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建  
 敷 地 面 積 6, 111. 97 m<sup>2</sup>  
 建 物 面 積 3, 632. 06 m<sup>2</sup>  
 建 設 費 1, 167, 928千円  
 主 な 設 備 事務室 プール トレーニング室 検診室 児童交流室  
 リラクゼーションルーム 交流室 カンファレンスルーム 和室 調理室  
 視聴覚室 会議室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

コ その他の施設

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
養護老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	廣田 順一	中央区神水1丁目14番1号	昭21. 11	70
"	聖母の丘	"	笠原 洋子	西区島崎6丁目1番27号	昭21. 11	50
"	ライトホーム	"	中山 泰男	中央区黒髪5丁目23番1号	昭26. 5	50
"	熊本めぐみの園	"	佐土原 譲	東区小山町1781番地	昭47. 2	50
"	愉和荘	"	緒方 哲郎	北区植木町米塚105番地	昭32. 7	50
"	明生園	"	徳永 せつよ	西区花園7丁目19番1号	昭21. 2	120
"	明飽苑	"	内田 充俊	西区城山薬師2丁目10番10号	昭47. 2	50
特別養護老人ホーム	パウラスホーム	社会福祉法人	石川 光男	中央区神水1丁目14-1	昭39. 7	64
"	白川の里	"	落水 清美	東区小山町2493	昭49. 5	120
"	天望庵	"	平原 静雄	北区龍田陳内1丁目3-30	昭60. 4	80
"	バラ苑	"	佐土原 譲	東区小山町1781	昭62. 4	50
"	みゆき園	"	中村 亜紀子	南区御幸笛田6丁目6-71	昭63. 8	70
"	くわのみ荘	"	跡部 尚子	北区鹿子木町405	昭48. 8	120
"	天寿園	"	米満 淑恵	南区奥古閑町4375-1	平2. 7	74
"	シルバーハーベスト吉	"	中山 弘一	南区平成2丁目6-9	平5. 4	56
"	三和荘	"	後藤 道彌	西区城山大塘4丁目1-15	平6. 4	52
"	リデルホーム黒髪	"	中山 泰男	中央区黒髪5丁目23-1	平3. 6	30
"	リバーサイド熊本	"	野口 駿	西区河内町野出1936-1	平7. 6	52
"	コスモス・ファミリー熊本	"	河本 達や	北区太郎迫町144-1	平8. 4	52
"	聖母の丘	"	笠原 洋子	西区島崎6丁目1-27	平8. 10	50
"	ヴィラ・ながみね	"	西 靖子	東区長嶺南4丁目12-65	平9. 4	52
"	こぼり苑	"	宮崎 千恵	南区護藤町1586	平10. 2	50
"	花みずき	"	中原 悅子	中央区出水7丁目90-1	平10. 10	52
"	ハイモニー	"	鷺山 銀子	東区秋津町秋田171-3	平10. 12	52
"	あいこう	"	高瀬 美子	北区清水新地3丁目5-33	平12. 11	52
"	さくらの苑	"	下川 みどり	西区松尾町近津1361	平13. 7	50
"	さわらび	"	山田 千恵子	北区龍田町弓削864-1	平14. 10	52
"	るり苑	"	吉永 桐子	東区上南部1丁目16-36	平15. 12	50
"	みかんの丘	"	池尻 久美子	西区河内町白浜1440-2	平17. 4	50
"	シルバーピアさくら樹	"	河内 悟	東区佐土原3丁目12-26	平17. 10	50
"	力合つくし庵	"	松下 啓子	南区合志4丁目3-50	平19. 2	50
"	たくまの里	"	作取 久	東区御領1丁目13-26	平成19. 8	50
"	祥麟館	"	小林 佳之	南区城南町沈目1513	平12. 4	50
"	ゆうとぴあ	"	前山 美佳	南区富合町古閑994-1	平7. 3	50
"	黎明館	"	納富 修次郎	北区植木町豊田187	平4. 4	50
"	川尻ヒルズ	"	中村 幸子	南区南高江7丁目3	平25. 8	60
"	グッドライフ熊本駅前	"	平尾 浩志	西区春日2丁目1-24	平25. 10	60
"	かんなの杜	"	松平 恒徳	北区植木町滴水9-2	平26. 8	60

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
特別養護老人ホーム (地域密着型)	風 の 木 苑	社会福祉法人	上林 宏巳	東区西原1丁目11-62	平20.6	29
"	八 角 堂	"	植木 雅啓	西区花園2丁目10-16	平21.6	29
"	リデルホーム龍田	"	中山 泰男	北区龍田陣内3丁目19-12	平21.9	20
"	サンビレッジ高平台	"	白井 志津子	北区大窪3丁目11-47	平22.7	29
"	れいめいの家	"	納富 賢一	北区植木町豊田187	平24.4	20
"	向山つくし庵	"	堺 珠美	中央区本山1丁目6-17	平24.7	29
"	上 熊 本 苑	"	河本 達人	西区上熊本3丁目12-24	平24.8	29
"	み ゆ き 東 館	"	中村 阿紀子	南区御幸笛田6丁目6-71	平25.4	20
"	は る の 里	"	藤岡 寿光	南区城南町舞原253-1	平25.6	29
"	天寿園青葉 リバーサイド熊本 ユニットホーム	"	米満 淑恵	南区奥古閑町4375-1	平26.4	23
"	田原の郷	"	野口 駿	西区河内町野出1936-1	平26.4	9
"	あいこう ひかり館	"	濱坂 浩一郎	北区植木町鞍掛1522-1	平26.5	29
"	ノットホーム	"	高瀬 美子	北区清水新地3丁目5-33	平26.5	20
"		"	吉井 壮馬	中央区黒髪5丁目23-1	平27.5	29

## 5 障がい者福祉（障がい保健福祉課）

障がい者の社会参加に対する理解や障がい者自身の参加意識が高まっており、障がい者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められている。中でも障がい児については、人格形成の重要な時期に、障がいに見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障がいの早期発見と療育の重要性が指摘されている。

今後は、障がい者が安心して生きがいのある生活ができるように、それぞれの障がいの程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実させることが必要であり、障がい者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障がい者に対する生活支援の充実を図る。

また、障がい児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障がい児の育成支援に努めている。

### （1）手帳の交付

#### ア 身体障害者手帳交付

目 的 身体障害者手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 身体障害者手帳の等級決定及び交付

諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）

実 績

身体障害者手帳所持者数

（平成28年3月31日現在）

年齢 障害別	18歳未満	18歳以上	計
視 覚 障 害	20	1,992	2,012
聴覚・平衡機能障害	76	2,675	2,751
音声・言語・そしゃく機能障害	5	270	275
肢 体 不 自 由	302	14,183	14,485
内 部 障 害	112	11,554	11,666
計	515	30,674	31,189

#### イ 療育手帳交付

目 的 療育手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 療育手帳の等級決定及び交付

実 績

療育手帳所持者数

（平成28年3月31日現在）

年齢 障害	18歳未満	18歳以上	計
知 的 障 害	軽 度	1,078	1,009
	中 度	413	1,452
	重 度	271	902
	最 重 度	261	943
計	2,023	4,306	6,329

#### ウ 精神障害者保健福祉手帳交付

目 的 精神障害者保健福祉手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 精神障害者保健福祉手帳の等級決定及び交付

（平成28年3月31日現在）

年齢 障害	18歳未満	18歳以上	計
1 級	4	1,154	1,158
2 級	50	5,435	5,485
3 級	30	1,255	1,285
計	84	7,844	7,928

## (2) 障がい者社会参加促進事業

名 称	目的	内 容	
ア 重度身体障がい者用自動車改造費助成	自動車改造を要する身体障がい者に対しその費用の一部を助成し、社会活動への参加の促進を図る。	助成額 上限100千円 対象者 本市の住民基本台帳に記載されている身体障がい者。（障害部位別の障がい要件及び所得制限あり） 平成28年度予算 2,500千円	
イ 障がい者自動車運転免許取得費助成	免許取得に要する費用の一部を助成し障がい者の社会活動への参加の促進を図る。	助成額 免許取得に要した費用の2/3（上限100千円） 平成28年度予算 1,600千円	
ウ 障がい者福祉タクシー経費	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要 福祉タクシー利用券（450円）を年40枚、または患者等輸送タクシー利用券（大型車1,360円／中型車1,090円／小型車550円）を年35枚交付する。 対象者 本市に住所を有している身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級、2級の者、療育手帳所持者で障がいの程度がA1、A2の者及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級の者。（所得税非課税の者に限る） 平成28年度予算 58,150千円	
エ 熊本市優待証（さくらカード）交付事業	※高齢者福祉の項目に記載		
オ 障がい者燃料費助成	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要 燃料費助成券（1枚1,000円）を年12枚交付する。 対象者 本市に住民票があり、一人で外出できない療育手帳A1、A2のいずれかを所持する者のうち、さくらカード、福祉タクシー利用券の利用ができない者。（所得税非課税の者に限る） 平成28年度予算 6,750千円	
カ 福祉バス運行事業	障がい者等の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員34人で、このうち3人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置して障がい者等の福祉の増進を図る。	対象者 本市に居住する障がい者等並びに本市で活動する障がい者福祉関係団体等。 事業内容 在宅障がい者等の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障がい者の福祉の増進を図る事業等に運行する。 利用者数 2,851人（平成27年度）	
キ 手話通訳者設置等経費	本庁舎及び区役所内に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。	利用件数 3,035件（平成27年度） 平成28年度予算 13,858千円	
ク 手話通訳者等派遣等経費	聴覚障がい者及び音声又は、言語機能障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者の派遣及び手話通訳者等の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者 市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数 2,128件（平成27年度） 平成28年度予算 9,900千円	
ケ 要約筆記者等派遣等経費	手話習得が困難な聴覚障がい者のコミュニケーション手段として要約筆記者の派遣及び要約筆記者の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者 市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数 281件（平成27年度） 平成28年度予算 1,868千円	
コ 盲ろう者通訳・介助員派遣等経費	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び盲ろう者通訳・介助員を養成する。	派遣対象者 市内に居住する盲ろう者 派遣件数 297件（平成27年度） 平成28年度予算 1,850千円	

名 称	目 的	内 容
<b>サ 点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業</b>	視覚障がいの方に対する生活支援や情報支援等を目的として、点訳又は朗読（音訳）に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読（音訳）奉仕員を養成する。	平成28年度予算 280千円
<b>シ 障がい者等住宅改造費助成</b>	障がい者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるよう、住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、当該障がい者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。	<p>対象者 65歳未満の者で身体障害者手帳の1級又は2級の所持者及び療育手帳のA1又はA2の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅の改修工事をする者。（所得制限あり）</p> <p>助成限度額 90万円（介護保険住宅改修費または日常生活用具住宅改修費の利用額を含む）</p> <p>平成28年度予算 7,700千円</p>
<b>ス 障がい者スポーツ大会経費</b>	障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。	<p>対象者 本市に居住している障がい者</p> <p>平成28年度予算 2,510千円</p>

### （3）身体障害者自立支援事業

#### 視覚障害者生活訓練事業

目 的 障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

対 象 者 本市に居住している視覚障がい者

平成28年度予算 800千円

### （4）身体障がい者相談（平成27年度）

相 談 員 22人

相 談 件 数 332件

平成28年度予算 502千円（含む知的障害者相談員経費）

### （5）知的障がい者相談（平成27年度）

相 談 員 8人

相 談 件 数 295件（会合・行事等への参加件数を除く）

## (6) 精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障がい者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

### ア 精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患がある者のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

### イ 精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障がい者の社会復帰などについて、精神科医師・保健師等が面接や電話による相談、訪問を行う。

区分 年度	精神保健福祉相談（電話・面接）（延件数）					訪問（延件数）					合計
	社会復帰	老人精神保健	アルコール	その他	計	社会復帰	老人精神保健	アルコール	その他	計	
23	1,767	187	302	7,212	9,468	525	89	80	614	1,308	10,776
24	2,585	1,221	350	6,896	11,052	351	176	64	526	1,117	12,169
25	2,624	1,113	201	5,428	9,366	368	170	50	443	1,031	10,397
26	2,020	1,277	173	3,936	7,406	387	185	40	505	1,117	8,523
27	1,825	1,147	157	3,857	6,986	247	147	45	656	1,095	8,095

### ウ 心の健康相談

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医（嘱託）による相談日を各区役所ごとに毎月1回設け必要な援助を行う。

### エ ネットワーク連絡会

各区で、関係機関と情報交換を行い連携体制をとつて精神障がい者の支援を行うことを目的とした連絡会を実施する。

### オ 精神障がい者家族教室

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

## (7) 精神通院医療給付費

目的 精神障がいによる通院医療費自己負担を総医療費の10%にし、所得等に応じて上限額を設定し、負担を軽減することにより継続的受診を促進する。

対象者 精神障がいのために通院中の人（所得制限あり）

平成28年度予算 2,033,000千円

## (8) 重度心身障がい者医療費助成

対象者 20歳以上の障がい者

受給資格者 本市に住民票があり、現に居住している障がい者

所得制限 障害児福祉手当の支給制限に準じる。

平成28年度予算 1,276,000千円（平成26年度より乳児等医療費助成と予算統合）

### (9) 更生医療給付費

目 的 身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

対 象 者 身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者（所得制限あり）

平成28年度予算 1, 693, 989千円

### (10) 身体障がい者在宅生活支援

名 称	目 的	内 容
ア 特別障害者手当等 給付費	重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するため、最重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として、特別障害者手当等を支給することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。	受給者延数 1, 133人（平28.3末現在） 平成28年度予算 303, 000千円
イ 身体障がい者福祉 電話設置経費	在宅の重度身体障がい者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をかる。	電話与台数 29台（平28.3末現在） 貸与対象者 外出困難な身体障がい者（1、2級） 平成28年度予算 727千円
ウ 在宅障がい者緊急 通報システム経費	緊急通報システムを導入し、24時間体制で緊急時に備え、在宅の単身重度障がい者が安心して生活できるようにする。	対象者 市内に住所を有する単身等の重度障がい者 平成28年度予算 542千円
エ 補装具給付費	身体障がい者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目 車椅子、補聴器、座位保持装置等 平成28年度予算 137, 000千円
オ 日常生活用具給付費	身体障がい者（児）に対し、日常生活用具の給付を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目 ストーマ装具、入浴補助用具、聴覚障害者通信装置等 平成28年度予算 128, 000千円

### (11) 自立支援給付事業

名 称	目 的	内 容
ア 居宅介護給付費	心身の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービスの提供や、病院等への通院における支援を行う。	平成28年度予算 336, 000千円
イ 行動援護給付費	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行う。	平成28年度予算 4, 700千円
ウ 重度訪問介護給付費	重度の肢体不自由者（児）又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者（児）であり、常時介護を要する障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。	平成28年度予算 448, 000千円
エ 療養介護給付費	心身の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護を行う。	平成28年度予算 743, 192千円
オ 生活介護給付費	心身の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者に、施設において安定した生活を営むための介護等の支援を行う。	平成28年度予算 3, 325, 000千円
カ 同行援護給付費	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行う。	平成28年度予算 45, 000千円

名 称	目 的	内 容
キ 就労継続支援給付費	企業等の雇用に結びつかない者に対して継続的な支援を行い、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	平成28年度予算 2,738,000千円
ク 短期入所給付費	家庭において一時的に介護が困難となり、又は生活訓練等の指導を必要とする障がい者(児)が施設に短期間入所することにより、介護者及び障がい者(児)の支援を行う。	平成28年度予算 123,000千円
ケ 施設入所給付費	主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援の利用者等へ居住の場を提供する。	平成28年度予算 1,200,000千円
コ 共同生活援助給付費	障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	平成28年度予算 825,000千円
サ 自立訓練給付費	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。	平成28年度予算 158,000千円
シ 就労移行支援給付費	一般就労等を希望する障がい者に対して、実習を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。	平成28年度予算 336,000千円
ス 地域相談支援給付費	障がい者に対し、地域移行支援及び地域定着支援を行う。	平成28年度予算 300千円
セ 計画相談支援給付費	自立支援給付事業を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	平成28年度予算 172,000千円

## (12) 障害児通所支援給付事業

名 称	目 的	内 容
ア 児童発達支援給付費	障がい児に児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	平成28年度予算 356,000千円
イ 医療型児童発達支援給付費	肢体不自由のある児童に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行う。	平成28年度予算 1,306千円
ウ 放課後等デイサービス支援給付費	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。	平成28年度予算 702,000千円
エ 保育所等訪問支援給付費	保育所等に通う障がい児に、その保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	平成28年度予算 3,000千円
オ 障害児相談支援給付費	障害児通所支援給付事業等を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	平成28年度予算 95,000千円

(13) 地域生活支援事業

名 称	目 的	内 容
ア 訪問入浴サービス 経費	在宅の障がい者及び障がい児であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。	平成28年度予算 25,000千円
イ 日中一時支援経費	障がい者及び障がい児の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。	平成28年度予算 42,000千円
ウ 移動支援経費	屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に社会生活上外出する事が必要不可欠な時に、支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。	平成28年度予算 9,000千円
エ 成年後見制度利用 支援事業（障がい者）	障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行う。	平成28年度予算 2,378千円
オ 障がい者虐待防止 対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、熊本市障がい者虐待防止センターの設置等により、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。	平成28年度予算 3,200千円
カ 熊本市障がい者理解 促進事業	「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール及び障がい者サポーター制度の運用等の啓発事業を実施することで、市民の障がい者に対する理解促進を図る。	平成28年度予算 1,700千円
キ 成年後見制度法人 後見支援事業	成年後見業務を適正に行なうことができる市民後見人を養成し、その活用を図るための法人後見を支援する。	平成28年度予算 5,400千円
ク 熊本市障がい者相談 支援事業	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようとする。	平成28年度予算 118,909千円

#### (14) 心身障害者扶養共済制度

目 的 心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいだく不安を軽減しようとするもの。

加 入 者 知的障がい者、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級から3級までの者及び永続的な精神障がい又は身体障がいを有する者で、前述の者と同程度と認められる者。心身障がい者の保護者（心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養しているもの。）であって、65歳未満の者。

#### 保 険 料

加入時年齢		34歳以下	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
保険料	平成19年度以前 加入者	5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円
	平成20年度以降 新規加入者	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

(注) 20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給 付 金 加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者(年金管理者)に対し、毎月20,000円(1口当たり)の年金を支給する。  
加入後1年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として平成19年度以前加入の場合20,000円～150,000円、  
平成20年度以降加入の場合50,000円～250,000円を支給する。

平成28年度予算 28,591千円

健福

#### (15) 市関連施設

名 称 熊本市障害者福祉センター希望荘・熊本市希望荘地域活動支援センター

所 在 地 中央区大江5丁目1番15号

設 置 主 体 熊本市

運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

開 設 年 月 日 昭和55年6月1日(地域活動支援センター：平成5年7月10日)

構 造 鉄筋コンクリート地上3階(一部塔屋4階)

敷 地 面 積 2,954.56m<sup>2</sup>(駐車場込)

延 床 面 積 1923.62m<sup>2</sup>(うち地域活動支援センター：691.39m<sup>2</sup>)

建 設 費 福祉センター部分：160,320千円  
地域活動支援センター部分：170,053千円

平成28年度予算 76,550千円(指定管理者による希望荘運営費として)

## (16) 障がい児支援事業

### ア 特別児童扶養手当受給者数

(平成28年4月1日現在)

区分	受給者	障害児		
		1級障害児	2級障害児	計
人 数	1,701	654	1,191	1,845

(注) 月額1人 1級 51,500円 2級 34,300円

### イ 重度心身障がい児医療費助成

対象者 20歳未満の障がい児

(身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者)

受給資格者 本市の住民基本台帳等に記録され、現に居住している障がい児又は障がい児の養育者

所得制限 なし

平成28年度予算 1,276,000千円 (平成26年度より重度心身障がい者医療と予算統合)

### ウ 夏休みの障がい児・家族支援事業

目的 夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図り、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童及び家族の福祉の向上を図る。

対象者 市内に住所を有している特別支援学校・特別支援学級等在籍児童生徒

平成28年度予算 7,400千円

### エ 難聴児補聴器購入費助成事業

目的 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障がいのある児童に対して、音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保するため、補聴器購入費の一部を助成し、福祉の増進を図るもの。

対象者 本市に住所を有している身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力レベルが30デシベル以上の児童(所得制限有)

平成28年度予算 800千円

## (17) 障がい児療育相談事業

### 障がい児等療育支援事業

目的 在宅の障がい児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県域の療育機能との重層的な連携を図る。

対象者 本市在住の障がい児(者)及びその保護者等

平成28年度予算 7,900千円

## (18) 重症心身障がい児等在宅支援事業

### ア 医療型短期入所施設体制整備

目 的 重症心身障がい児等とその家族が安心かつ継続した地域生活を送ることができるよう、重症心身障がい児等に関する医療・福祉サービスの体制整備を行う。

事 業 内 容 ① 開設後3年に満たない医療型短期入所事業(空床型を除く)を実施する診療所において、本事業実施にあたり、新たに看護士等を雇用した場合に人件費総額の1/2を助成する。  
(1年間の上限3,000千円)

② 開設後1年に満たない医療型短期入所事業(空床型)を実施する病院に対し、看護師等の派遣を依頼し 病室内での支援を行った場合に定額を助成する。(派遣者1日につき20,000円)

平成28年度予算 4, 860千円

### イ 重症心身障がい児等支援者研修

目 的 重症心身障がい児者の特性の理解と福祉制度等に係る研修を実施し、重症心身障がい児者支援に対応可能な訪問看護師や相談支援専門員を養成する。

事 業 内 容 ①相談支援専門員研修  
②看護職員専門研修  
③多職種連携研修

平成28年度予算 1, 000千円

### ウ 重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議

目 的 福祉・保健・医療関係部門と総合的な支援体制を構築するため連絡会を開催する。

平成28年度予算 240千円

## (19) 精神障がい者の福祉（こころの健康センター）

こころの健康センターは、「精神保健および精神障害者福祉に関する法律第6条」に基づく精神保健福祉センターであり、精神保健福祉の専門機関として平成24年4月に開設されました。

市民のこころの健康相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進などを行います。

### ア 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。こころの健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談などの精神保健福祉全般の相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、ひきこもり等の相談を実施する。

また、必要な場合は訪問相談や診療を実施する。なお、ひきこもり相談については、相談窓口の明確化のため、平成26年10月から民間委託で「ひきこもり支援センター」を開設した。

区分 年度	こころの健康相談（電話延件数）											
	老人 精神 保健	社会 復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の 健康 づくり	うつ・ うつ状態	摂食 障害	てん かん	その他	計
24	81	210	141	50	—	221	1,323	269	—	—	787	3,082
25	123	343	126	45	82	200	1,684	358	—	—	1,879	4,840
26	130	281	160	32	104	144	1,390	223	12	—	4,079	6,555
27	48	346	83	32	89	113	1,355	121	9	3	4,477	6,676

区分 年度	こころの健康相談（面接延件数）											
	老人 精神 保健	社会 復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の 健康 づくり	うつ・ うつ状態	摂食 障害	てん かん	その他	計
24	12	225	30	31	—	91	310	117	—	—	313	1,129
25	19	284	28	9	31	84	309	70	—	—	506	1,340
26	18	444	24	3	31	72	272	42	0	—	277	1,183
27	37	346	36	18	25	31	256	53	5	0	173	980

区分 年度	こころの健康相談（訪問延件数）											
	老人 精神 保健	社会 復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の 健康 づくり	うつ・ うつ状態	摂食 障害	てん かん	その他	計
24	10	17	10	1	—	91	10	5	—	—	23	84
25	7	73	1	1	0	84	32	3	—	—	20	140
26	9	70	4	0	0	3	30	1	0	—	20	137
27	16	61	0	2	0	0	30	0	0	0	10	119

※相談実績は、衛生行政報告例による。

## イ 人材育成・教育研修

精神保健福祉業務に従事する職員に専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

### ①精神保健福祉担当者研修会

精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る。

### ②思春期精神保健福祉研修会

思春期における「発達障がい」や「不登校・ひきこもり」等の課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る。

### ③依存症研修会

精神保健福祉業務に従事する者が依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、依存症への適切な対応の充実を図る。

### ④自殺予防研修会

自殺を防ぐことを目的として、自殺予防に関する研修会を実施する。

### ⑤ゲートキーパー養成講座

自殺を防ぐことを目的として地域支援者等に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る。

## ウ 普及啓発

市民への精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護について普及啓発を行うとともに、区役所等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

### ①自死遺族グループミーティング

大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する。

### ②依存症当事者グループミーティング

やめたくても自分でコントロールできない様々な行動を変えていくことを目的に、依存症当事者が自分の依存問題について考え、適切な対応方法を考える機会を提供する。

### ③依存症家族教室

アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する。

### ④依存症講演会

依存症で悩む家族が依存症について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「心の健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う。

### ⑤地域住民への健康教室

地域で精神障がい者が暮らすために地域住民の理解を深める。

## **工 組織育成**

精神障がい者家族会、患者会、社会復帰事業団体等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

## **オ 関係機関への技術支援**

精神保健福祉関係機関への技術支援・援助を行う。

## **カ 自殺・うつ対策**

ゲートキーパー養成講座、自死遺族グループミーティング、自殺予防研修会、包括相談会、電話相談等の人材育成・普及啓発や相談対応を通して、自殺の防止を図る。

## **キ 就労準備デイ・ケア**

統合失調症の者を対象に認知機能リハビリテーションや自己管理プログラム等を実施し、就労支援機関と連携を図りながら一般就労への促進を図る。

また、就労支援としてデイ・ケア中や終了後も就職活動の支援や就職後のフォロー等も継続して実施している。

## **ク 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定**

目 的 精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的かつ公正に行う。

内 容 精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定。

## **ケ 精神医療審査会**

目 的 精神科病院に入院中の者の人権を擁護し、精神科病院における適正な医療及び保護を確保する。

内 容 精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の受付・審査、精神科病院からの報告書類の審査。

## (20) 障がい児療育相談事業（子ども発達支援センター）

障がい又は障がいの疑いのある子どもが個々の発達に応じた適切な支援を受けることで自分らしく成長し、保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減するために、医師をはじめ心理相談員、言語聴覚士等の専門職による相談、診察、検査、初期支援等を行う。

開 所 平成20年4月1日

所 在 地 中央区大江5丁目1番1号 ウエルパルくまもと2F

相談支援延べ数（平成23～27年度）

(単位 件)

支援区分\年度	23	24	25	26	27
電話相談	1,314	2,100	2,244	2,727	5,540
来所相談	3,028	3,436	3,914	3,427	3,906
訪問相談	127	217	230	198	253
グループ活動	466	456	403	272	281
小集団親の会支援	38	0	0	0	0
子育て安心親支援活動	226	304	347	304	340
子育てスマイル相談活動	384	385	406	546	553
合 計	5,583	6,898	7,544	7,474	10,873

健  
福

## 6 子ども育成（子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課）

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するとともに、子育ての困難さが増大しており、子育てや子どもの成長を社会全体で支えていくことがますます必要となっている。

そのような中、本市では、子ども達の声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような「子どもが輝くまちくまもと」づくりを基本理念に、すべての人が、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して産み育てることができ、かつ、子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、健やかに成長することができるよう、地域の人々や団体をはじめ、事業者や関係機関等と連携を図りながら「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に取り組んでいる。

さらに、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化に伴い、児童虐待、いじめや不登校の増加、少年非行・犯罪の深刻化など様々な問題が生じている。このため、こうした問題に対処し子どもの権利を守るため、児童相談所をはじめ教育相談室等も備えた総合的専門的な相談支援の機関として、こどもセンター（あいぱるくまもと）において、子どもに関するさまざまな相談対応の充実を図っている。また、安心して妊娠・出産ができ、子どもが健やかに育つような保健・医療の充実や、孤立化する親子への地域での支援をはじめ、児童手当等、経済的支援を行うなど、子育てを社会全体で支えていく体制づくりが必要である。

今後は、育児不安を解消し、子どもの健全な育成環境を確保するため、保育施設の充実をはじめ、待機児童解消対策にさらに取り組む必要がある。また、子育てについての様々な問題、疑問などに対応し、不安を解消できるような体制を整備するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めることなどによって、安心して生み育てることができる環境づくりを促進する。

また、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、同年3月に策定した子ども・子育て支援事業計画を着実に実施し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。

### （1）「熊本市子ども輝き未来プラン2015」

#### ア 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく第3期（前期）の計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定

熊本市総合計画の個別計画として「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に向けて必要な施策をとりまとめた行動計画

具 体 化 …… 熊本市総合計画

一 体 化 …… 母子保健計画、ひとり親家庭等自立促進計画、その他重点施策、  
子ども・子育て支援事業計画

調和・連携 …… 熊本市教育振興基本計画、熊本市男女共同参画基本計画、  
熊本市地域福祉計画、第2次健康くまもと21基本計画、熊本市障がい者プラン など

#### イ 計画期間

平成27年度～31年度

#### ウ 計画の特徴

①第2期（後期）計画（平成22年度～平成26年度）の重点施策等を取り込みつつ、「子どもが輝くまちくまもとづくり」に取り組む。

## ②子育て支援策の総合化

子育て支援（親育ち支援）	安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援
子ども支援（子育ち支援）	子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援
社会的支援（環境整備）	子どもが育つ安心の環境づくり
未来へ向けた支援	「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策

## ③策定過程における市民参加に配意したこと

ニーズ調査（子ども・子育て支援事業計画） 対象者 15,000 人（回収率 56.2 %）

熊本市子ども・子育て会議での審議（※（2）子ども・子育て支援新制度参照）

計画素案に関する意見公募の実施

## 工 策定の経過

平成 25 年度	5 月	熊本市子ども・子育て会議の設置	（※（2）子ども・子育て支援新制度参照）
	11 月～12 月	ニーズ調査	
平成 26 年度	4 月～11 月	量の見込み・確保方策、計画審議	
	12 月～1 月	パブリックコメント	
	3 月	計画決定	

## （2）子ども・子育て支援新制度

### ア 熊本市子ども・子育て会議の設置・運営

平成 24 年 8 月、認定こども園制度の改善、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援法」等が成立・公布された。

同法においては、子ども・子育て支援施策の推進や保育所等の利用定員の設定等に関する意見聴取のため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めることとされたため、平成 25 年 4 月に「熊本市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援サービスに関する量の見込み・確保方策を定めた子ども・子育て支援事業計画について審議し、27 年 3 月に計画を決定した。

### ○組織

委員は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等 10 人で構成（委員の任期は 2 年）

### ○審議事項

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の策定や内容の見直し、保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関する調査・審議

## イ 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、国の定める基本指針に即して 5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされた。

この計画策定のため、平成 25 年度は、子ども・子育て支援サービスに関する需要の把握を行い、それに基づく需要見込みの分析等を行った。平成 26 年度はサービス供給量の確保方策等について検討し、平成 27 年 3 月に計画を決定した。

平成 27 年度以降は、計画の適切な点検・評価を行う。

### (3) エンゼル基金

#### 〈目的・事業内容〉

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。

子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。

#### 〈実績〉

平成6年度、基金創設（基金額3億円）。

平成28年3月末の基金現在高 360,015千円

基金の運用益による助成は平成7年度から実施。

年 度	助成件数	助成金額（千円）
23	25	1,850
24	25	1,950
25	30	2,250
26	31	2,344
27	27	2,225

### (4) 子育て支援事業

#### ア 子育て短期支援事業

##### 〈目的・事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る制度。

##### ①ショートステイ事業

##### 〈事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護する制度。利用期間は原則7日以内。

##### 〈実績〉

年 度	利用者数（実人員）	延べ利用日数
23	122	1,300
24	119	1,511
25	102	929
26	105	864
27	120	1,159

##### ②トワイライトステイ事業

##### 〈事業内容〉

保護者が、仕事等の理由によって平日の帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設で預かる制度。

##### 〈実績〉

年 度	利用者数（実人員）	延べ利用日数
23	30	105
24	32	102
25	27	50
26	20	98
27	30	69

## イ 病児・病後児保育事業

### 〈目的・事業内容〉

熊本市及び近隣連携自治体在住（宇城市・合志市・菊陽町・西原村・嘉島町・玉東町・高森町・大津町）の小学校3年生までの病気の回復期に至らない場合で、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童、又は病気の回復期で集団生活が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る。

預かる制度。利用期間は原則7日以内。

### 〈実績〉

年 度	実施施設数	延べ利用者数
23	6	5,086
24	7	4,752
25	8	5,546
26	8	5,698
27	8	6,104

## ウ 産後ホームヘルプサービス事業

### 〈目的・事業内容〉

出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

### 〈実績〉

年 度	利用者数（実人員）	延べ利用回数
23	102	1,055
24	91	862
25	93	1,310
26	116	1,209
27	128	1,209

## エ ファミリー・サポート・センター＜熊本＞事業

### 〈目的・事業内容〉

ファミリー・サポート・センター＜熊本＞は、子どもを預けたい方（依頼会員）と預かりたい方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

※平成26年度から、病児の預かりを行う「緊急子どもサポートくまもと事業」と統合。

### 〈実績〉

年 度	23	24	25	26	27
会員数（人）	3,366	3,346	2,809	3,278	3,129
活動件数（件）	4,046	4,169	5,467	5,570 (うち病児84件)	6,089 (うち病児43件)

### ※ 緊急子どもサポートくまもと事業＜平成23年10月～平成25年度＞

#### 〈目的・事業内容〉

緊急子どもサポートくまもとは、病気の子どもを預けたい方（依頼会員）と預かる方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

※平成26年度から、上記「ファミリー・サポート・センター＜熊本＞事業」との統合に伴い事業終了。

#### 〈実績〉

年 度	23	24	25
会員数（人）	744	516	727
活動件数（件）	78	315	55

## カ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

### 〈目的・事業内容〉

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

平成22年1月より、これまでの訪問支援（直営・委託）に加え、赤ちゃん訪問支援員（民生委員等）による訪問を開始し、「こんにちは赤ちゃん事業」として実施している。

### 〈実績〉

年度	対象件数	訪問件数				訪問率
		地域支援員 (民生委員)	育児支援 (直営)	育児支援 (委託)	合計	
23	7,074	2,240	1,983	2,100	6,323	89.4
24	7,144	2,359	2,080	2,126	6,565	91.9
25	7,131	2,447	2,023	2,013	6,483	90.9
26	7,039	2,565	1,885	1,984	6,434	91.4
27	7,062	2,672	1,638	2,153	6,463	91.5

※対象件数については、出生概数

※訪問件数について、生後4か月未満になるまでに訪問を行った件数

## （5）乳幼児ママ・パパ教室事業

乳幼児を持つ保護者に、子どもの心身の成長、しつけ、親子のふれあい等についての学習機会を提供するため「出前講座」を実施し、子どもの健全な育成を図るとともに子育て支援情報を提供するものである。

（平成26年度実績） 236回 講師派遣

（平成27年度実績） 232回 講師派遣

また、平成27年度より紙媒体でのマップ配布に代えてウェブサイト上で情報提供を行うこととし、平成28年3月に新たに開設した「熊本市 結婚・子育て応援サイト」内の「親子にやさしいお出かけマップ」に子育て支援施設を掲載し、情報提供を行っている。

（平成27年度より） 紙媒体（マップ）→ウェブサイト上にて情報提供

ウェブサイト掲載場所

「熊本市 結婚・子育て応援サイト」内

「親子にやさしいお出かけマップ」

## (6) 地域子育て支援拠点事業

### ア 地域子育て支援センター事業

#### 〈目的・事業内容〉

地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設として、その支援に関する情報提供や交流の場の提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

#### 〈実績〉

年 度	設置箇所数		延べ利用者数
	公立	私立	
23	10	10	107,116
24	10	10	113,497
25	10	10	111,901
26	10	10	107,038
27	10	10	102,214

### イ 街なか子育てひろば事業

#### 〈目的・事業内容〉

子育て中の親子が気軽につどい、相談や交流ができる場として、公共交通機関でのアクセス性が高い中心市街地の熊本市現代美術館内に、土日祝日も利用できる地域子育て支援拠点施設を設置することにより、利便性の向上を図る。

#### 〈実績〉

年 度	延べ利用者数	備考
26	15,840	※H26年6月開設
27	21,896	

### ウ 夢もやい館内「つどいの広場」、植木健康福祉センターかがやき館内「つどいの広場」 …別掲

## (7) 子ども医療費助成

対象者 小学校3年生（9歳到達後の3月31日）までの子ども （平成23.10月改正）

受給資格者 本市の住民基本台帳等に記されている者で、現に居住している乳幼児を養育する者

所得制限 なし

実施状況 件 数 1,102,435件（平成27年度）

助成額 1,787,937千円

## (8) 特定不妊治療費助成事業

### 〈目的・事業内容〉

不妊治療のうち、体外受精及び顎微授精については1回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。(平成16年度開始)

- ・1回7万5千円または15万円まで。(初回治療のみ30万円まで)
- ・妻の年齢による。通算助成制限あり。
- ・男性不妊治療費が1回につき15万円まで。

### 〈実績〉

年度	助成件数	助成額(千円)
23	694	91,869
24	824	109,545
25	916	114,885
26	977	123,294
27	905	118,820

## (9) 児童手当給付事業

### 〈内容〉

中学校終了前の子どもを監護し、かつ生計を同じくするか、生計を維持する養育者に対して児童手当を支給する。

0歳～3歳未満、3歳～小学校修了前（第3子以降） 月額15,000円

3歳～小学校修了前（第1子、第2子）、中学生 月額10,000円

## (10) 母子医療給付状況

区分	年度	23	24	25	26	27
養育医療給付事業	実人員	315	406	403	351	441
	延日数	11,627	14,284	14,336	14,299	14,619
妊娠中毒症等療養援護事業	実人員	0	0	0	0	0
	延日数	0	0	0	0	0
自立支援医療（育成医療）事業	実人員	317	335	376	331	338
	延日数	6,309	6,394	5,573	6,423	5,467
小児慢性特定疾患治療研究事業	実人員	710	792	761	720	842
	延日数	19,694	22,713	23,433	22,662	26,729
療育医療給付事業	実人員	0	0	0	0	0
	延日数	0	0	0	0	0
特定不妊治療費助成事業	助成件数	694	916	824	977	905

## (11) 母子健康診査及び子育て相談指導事業

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。なお、妊娠中の健康管理の充実及び経済的な負担軽減を図るため、平成21年度より妊婦健康診査の公費負担回数を5回から14回へ拡大した。

### ア 保健指導状況

(単位 人)

年度 区分		23	24	25	26	27
妊娠の届出受理数		7,635	7,515	7,408	7,442	7,356
保育指導 (健康相談)	妊 婦	8,246	8,043	8,338	8,491	8,447
	産 婦	485	714	660	803	881
	乳 児	5,881	6,336	6,047	6,354	6,378
	幼 児	9,039	8,602	8,584	8,980	8,926
	思 春 期	67	201	214	120	217
	そ の 他	729	767	956	1,278	1,452
健康教育	思 春 期	2,291	4,187	4,167	4,128	4,633
	両(母)親学級	805	784	816	713	656
	育児学級(乳児期)	11,034	11,326	10,022	10,859	11,754
	育児学級(幼児期)	18,807	14,155	10,674	10,975	11,123
	そ の 他	8,376	10,324	12,831	12,877	11,442
訪問指導	妊 婦	234	162	180	188	185
	産 婦	4,713	4,766	4,676	4,906	4,985
	新 生 児	220	247	230	186	280
	未 熟 児	605	498	490	579	580
	乳 児	4,564	4,633	4,609	4,719	4,802
	幼 児	2,617	2,285	2,212	2,133	2,056
	そ の 他	870	645	732	730	728

健  
福

### イ 健康診査状況

(単位 人)

年度 区分		23	24	25	26	27
医療機関委託分	妊 婦	一 般	88,722	87,538	87,406	87,702
		精 密	1,421	1,510	1,348	2,045
		B型肝炎	7,520	7,402	7,258	7,344
		歯 科	1,233	1,118	974	1,126
	3か月児	一 般	6,449	6,462	6,447	6,398
	7か月児	一 般	6,212	6,209	6,261	6,311
	妊 婦	歯 科	2,974	3,660	3,503	3,457
保健福祉センター・総合支所実施分	1歳6か月児	一 般	522	551	491	468
		7か月児	一 般	343	338	282
		一 般	6,854	7,136	6,914	6,846
		歯 科	6,850	7,130	6,913	6,844
		精 密	184	177	168	165
	3歳児	一 般	4,322	6,632	6,705	6,824
		歯 科	4,319	6,623	6,704	6,820
		精 密	370	596	720	835

## (12) 子ども・若者総合相談センター

### 〈目的・事業内容〉

平成26年4月より、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき、「子ども・若者総合相談センター」を開設。24時間年中無休での電話相談体制、その他メールや面接等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じ、情報の提供及び助言を行い緊急・困難なケースを関係機関と連携し早期支援に繋いでいる。

また、平成28年度より新たに妊娠に関する悩み相談事業を開始した。

閉庁時（平日18時以降、夜間・休日等）には、児童相談所の虐待通告等の電話受付も行っている。

所 在 地	中央区大江5丁目1番1号 ウエルパルくまもと2階
面 接 相 談	平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分
電 話 相 談	24時間年中無休受付
メ ー ル 相 談	24時間受付（返信時間：平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分）
F A X 相 談	24時間受付（返信時間：平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分）
非行問題についての相談	毎週木曜日 午後2時から午後4時（予約要）
不登校問題についての相談	毎週月曜日 午前10時から午後12時、午後1時から午後3時（予約要）

### 〈実 績〉

#### ①総相談実件数

(単位 件)

年 度	電話	面接	メール	FAX	合計
26	4,910	123	364	1	5,398
27	5,926	216	479	2	6,623

総相談実件数は6,623件、前年度比23%増。

内、閉庁時（17時15分以降）の相談件数は、4,377件で全体の66%。

#### ②相談対象者別の実件数

年 度	単位	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他の10代	20歳以上	不明	合計
26	件	683	887	850	408	80	1,665	825	5,398
	%	12.7	16.4	15.7	7.6	1.5	30.8	15.3	100
27	件	476	872	709	835	356	1,967	1,408	6,623
	%	7.2	13.1	10.7	12.6	5.4	29.7	21.3	100

#### ③相談内容述べ件数

年 度	単位	学校関係 (いじめ、 不登校、ネット やスマホ 関連含む)	家庭・ 保護者間 の人間 関係	発達障がい ・健康	育児 (非行・ 暴力・ ひきこもり 含む)	就労・ 職場・ 将来不安	性・異性 ・DV相談	虐待・ 虐待通告	関連情報 その他	合計
26	件	1,691	1,616	1,293	1,109	717	266	208	1,763	8,663
	%	19.5	18.7	14.9	12.8	8.3	3.1	2.4	20.3	100
27	件	1,268	2,578	1,619	1,629	1,569	405	181	990	10,239
	%	12.4	25.1	15.8	16.0	15.3	3.9	1.8	9.7	100

### (13) 要保護児童対策

#### 〈目的・事業内容〉

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等に対する適切な支援を行うため、平成18年6月児童福祉法に基づく「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置（平成28年度当初における構成機関：49機関）した。要保護児童対策として、平成24年度に政令市移行に伴う組織改編により、各区毎に実務者会議（児童虐待防止連絡会議）を行うと共に、区進行管理会議を新設するなど区役所を含めた運営体制の見直しを行った。

児童虐待相談員を各区役所保健子ども課に配置し、相談機能の充実、児童虐待対応機能の強化、育児不安を抱える家庭への支援強化に努めているほか、夜間や休日など各相談機関の閉庁時間に子どもに関するあらゆる電話相談へ対応する体制を整備するとともに、親育ち支援事業の開催や児童虐待防止に関する広報・啓発を行う「オレンジリボンキャンペーン」等の取り組みを行っている。平成24年度からはオレンジリボンキャンペーンの一環として、「くまもと市オレンジリボンサポーター養成講習会」を開催した。（平成24年度51回、平成25年度16回、平成26年度41回、平成27年度20回）

また、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで一貫した体制を整えるため、平成22年4月に熊本市児童相談所を開設し、平成24年4月には児童相談所、教育相談室及び障がい者福祉相談所各機能を有する「熊本市こどもセンターあいぱるくまもと」を開設した。

#### 〈実績〉

年 度	児童虐待 相談受付件数（件）	実務者会議 (児童虐待防止 連絡会議) 開催回数（回）	オレンジリボン サポーター（人）	親育ち支援事業 開催回数（回）
23	209	9	-	42
24	195	7	1,843	42
25	188	10	625	42
26	269	10	1,556	32
27	258	7	963	26

(14) 児童相談所

設置 平成22年4月1日  
 所在地 中央区大江5丁目1番50号 熊本市こどもセンター「あいぱるくまもと」3F  
 目的 子どもたちの健やかな育ちを応援するために、相談内容によって児童福祉司や児童心理司、医師などの専門スタッフが問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行う。  
 事業内容

- ・児童に関する専門的な知識及び技術を要する相談
- ・児童等に対する調査、社会診断、心理診断及び医学診断並びに指導
- ・児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・里親等への措置
- ・里親の登録等
- ・児童措置費負担金の認定
- ・障害児施設給付費等の支給決定
- ・児童の療育手帳に係る判定

児童相談対応件数

(単位 件)

相談種別		平成23年度 対応件数	平成24年度 対応件数	平成25年度 対応件数	平成26年度 対応件数	平成27年度 対応件数
養護相談	児童虐待相談	399	374	359	485	604
	その他の養護相談	353	292	385	395	421
障害等相談		586	626	628	642	695
		532	576	592	625	654
非行相談		92	93	87	124	106
育成相談	性格行動相談	72	125	117	123	123
	不登校相談	62	66	68	62	60
	適性相談	2	3	5	1	0
	育児・しつけ相談	10	15	10	24	24
その他の相談		96	49	28	134	170
計		1,672	1,643	1,684	1,990	2,203

## (15) ひとり親家庭支援事業

### ア 母子・父子自立支援員の設置

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭の自立のための相談指導及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

### イ ひとり親家庭等医療費助成

対象者 市に住所を有する母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童または父母のいない児童  
所得制限 児童扶養手当の所得制限に準じる  
実施状況 件数 58, 472件  
経費 273, 898千円 (平成27年度)

### ウ 児童扶養手当

児童扶養手当受給世帯数

(平年28年3月末現在)

	離婚世帯	死別世帯	未婚世帯	障がい世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世帯	6,876	80	893	36	17	348	8,250

### エ 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の知識及び技能の習得を容易にするため、給付事業(母子家庭等自立支援教育訓練給付・母子家庭等高等職業訓練促進給付)を行っている。

(平成27年度実績) 母子家庭等自立支援教育訓練給付 2人  
母子家庭等高等職業訓練促進給付 54人

健  
福

### オ ひとり親家庭児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童に対して、親との死別、親の離婚等により精神的に不安定な状態にある児童の心の葛藤の緩和や児童の心の支えとなるように、気軽に相談することができる大学生等(児童訪問援助員)を派遣している。

(実績)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
登録児童数	13	18	16	26	11
派遣件数	21	15	23	20	8
訪問員登録数	79	140	79	62	41

## (16) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子父子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事業を行っている。

(平成27年度実績) 263件 121, 489千円

(17) 施設

ア 助産施設（子ども支援課）

(平28.4.1現在)

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員(床)
熊本市民病院	熊本市	高田 明	東区湖東1丁目1番60号	平18. 1	10
慈恵病院	医療法人	蓮田 太二	西区島崎6丁目1番27号	平18. 4	2
熊本赤十字病院	日本赤十字社	一二三 倫郎	東区長嶺南2丁目1番1号	〃	1
福田病院	医療法人社団	福田 稔	中央区新町2丁目2番6号	〃	2

イ 母子生活支援施設（子ども支援課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員(世帯)
はばたきホーム	社会福祉法人	嶋村 聖子	中央区壱川2丁目1番57号	昭23. 10	20
きらきら星レジデンス	〃	藤本 明博	東区尾ノ上4丁目11-60	平24. 4	25

ウ 乳児院（子ども支援課）

(平28.4.1現在)

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	甲斐國英	中央区本荘2丁目3番8号	昭22. 12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	潮谷 佳男	中央区神水1丁目14番1号	昭25. 4	15

エ 児童養護施設（子ども支援課）

(平28.4.1現在)

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	緒方 健一	中央区神水1丁目14番1号	昭27. 4	69
菊水学園	〃	松本孝一郎	中央区渡鹿5丁目9番12号	昭25. 10	74
藤崎台童園	〃	北村直登	中央区古京町3番5号	昭24. 3	58
龍山学苑	〃	上村宏済	北区龍田6丁目3番60号	昭23. 10	50

オ 福祉型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
愛育学園	社会福祉法人	福山大介	北区清水新地1丁目3番1号	昭38. 12	80
大江学園	〃	塘林敬規	東区渡鹿8丁目16番46号	昭40. 6	70
熊本ライトハウス	〃	原口庄塑	東区新生1丁目23番11号	昭28. 7	20 (盲児・ろうあ児)

カ 児童発達支援センター（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本県ひばり園	社会福祉法人	丸内春美	東区長嶺南2丁目3番2号	昭56. 4	20
済生会なでしこ園	〃	勝本映美	南区白藤3丁目2番71号	平16. 4	30
三気の家	〃	田之上あかね	北区室園町20番40号	平6. 4	24

キ 医療型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

(平28.4.1現在)

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員
くまもと江津湖 療育医療センター	社会福祉法人	興梠ひで	東区画団町大字重富 575番地	平6.10	116

ク 児童自立支援施設（子ども支援課）

(平28.4.1現在)

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員
清水が丘学園	熊本県	川西秀明	北区打越町38番1号	明42.4	50

ケ 婦人相談所（保護管理援護課）

(平28.4.1現在)

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員 (世帯)
熊本県女性相談センター	熊本県	福田充	東区長嶺南2丁目3番3号	昭32.8	—

健  
福

コ 母子・父子福祉施設（子ども支援課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	開設年月	定員
熊本市母子・父子 福祉センター	社会福祉法人 熊本市社会福祉 事業団	竹原美佐子	中央区水前寺4丁目 47番50号	昭60.6	—

## (18) 児童館

児童館は、自由な遊びの中の集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部、城南児童館の11児童館と民間の桜ヶ丘児童館がある。

### ア 西原公園児童館

所 在 地	中央区九品寺4丁目24番4号
開設年月日	昭和53年8月1日
構 造	鉄筋3階建
敷 地 面 積	6, 386m <sup>2</sup> (西原公園面積)
建 物 面 積	320.86m <sup>2</sup> (昭和56年度増築)
着 工	昭和53年1月4日
完 工	昭和53年7月11日
建 設 費	52, 585千円

### イ 熊本市城南児童館

所 在 地	南区城南町舞原451番地9
開設年月日	平成26年3月1日
構 造	木造・平屋建て
敷 地 面 積	4,492.50m <sup>2</sup>
建 物 面 積	393.47m <sup>2</sup> (児童館部分のみ)
着 工	平成24年12月26日
完 工	平成25年12月13日
建 設 費	115, 603千円

※東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の各児童館の施設概要については、複合施設のため、まちづくり交流室の項に一括記載

## (19) 子ども文化会館

設 置 主 体	熊本市
管 理 運 営	(一財)熊本市社会教育振興事業団(平成23年度より指定管理者)
所 在 地	中央区新町1丁目3番11号
規 模 ・ 構 造	地下1階、地上5階、塔屋1層の鉄筋コンクリート造
延 床 面 積	5,708.18m <sup>2</sup>
供 用 開 始	平成7年3月26日
建 設 費	2,793,898千円
施 設 の 概 要	<p>地下1階 駐車場(4台)、駐輪場(90台)、警備室等</p> <p>地上1階 エントランスホール、情報提供コーナー、事務室、養護室</p> <p>2階 やすらぎの部屋(4室)、会議室(2室)、相談コーナー(3室)等</p> <p>3階 創作室、プレイルーム、パソコンルーム、談話コーナー、授乳室</p> <p>4階 多目的ホール(228席)、わんぱく広場</p> <p>5階 多目的ホール上層部</p>
開 館 時 間	午前9時～午後5時 (ただし、ホール・会議室は有料での利用は午後8時30分まで)

### 主な特別事業実績

(平成27年度)

特別事業名	内 容	期 日	参加者数 (人)
ジャンボこいのぼりづくり	来館者の描いたうろこを巨大こいのぼりに貼り、エントランスに飾る	4/20～5/5	1,278
ジャンボ七夕づくり	来館者の作った七夕飾りや願いを書いた短冊を大きな笹に吊るし、エントランスに飾る	6/13～7/7	1,944
夏の舞台劇	プロの劇団による高質な舞台劇を上演	7/23	524
納涼祭～こどぶんおばけ館(やかた)～	夏の風物詩であるお化け屋敷や怪談話を子どもボランティアの参加により実施	8/8～9	4,777
中学生の乳幼児ふれあい体験事業	命の大切さや子育ての大変さを感じるため、中学生が絵本の読み聞かせや遊びを通して乳幼児とふれあう	9/14 9/16、17	272
節分豆まき	子どもボランティアの劇や、みんなで豆まきを楽しむなど、異年齢の交流の場(機会)を提供	1/31	505
僕の夢、私の夢体験事業	3つの小学校の児童が、一年間をかけてそれぞれの「夢」の実現に向けて活動し、達成までの過程や成果を発表	2月～6月	4校
こどぶん誕生祭	当館の設立日を記念して春休み期間中に実施するイベント(親子ふれあい活動、ふれあいコンサートなど)	3/26、27	1,350

### 利用状況(延べ利用者数)

(単位 人)

年度 区分	23	24	25	26	27
子ども	170,523	184,604	197,083	203,390	201,830
大人	119,662	136,896	146,208	147,519	147,366
合計	290,185	321,500	343,291	350,909	349,196

健  
福

## (20) 公立保育所管理運営及び私立保育所等運営支援事業

「子ども・子育て支援新制度」の施行により、幼保連携型認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を実施。

また、子どもの年齢や家庭の状況に応じ3つの区分（1号認定（教育標準時間）、2号、3号認定（保育標準・短時間））に分けて支給認定及び利用調整を行う。

### ア 幼稚園及び認定こども園入所状況（1号認定）（市外委託分除く）

(平28.4.1現在)

区分	施設数	定員	年齢別入所児童数							合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
公立（幼稚園のみ）	8	1,141				157	169	192	518	
私立（幼保連携型認定こども園）	46	3,869				889	1,005	1,055	2,949	
計	54	5,010				1,046	1,174	1,247	3,467	

### イ 保育所等入所状況（2号、3号認定）（市外委託分除く）

(平28.4.1現在)

年度	公私立別	定員	入所児童数	入所率（%）		待機児童数			
				24	25	26	27	28	
24	公立	2,035	2,052	100.8		6			
	私立	13,210	14,134	107.0		112			
	計	15,245	16,186	106.2		118			
25	公立	2,035	2,058	101.1		33			
	私立	13,530	14,461	106.9		146			
	計	15,565	16,519	106.1		179			
26	公立	1,985	2,032	102.3		28			
	私立	14,030	15,010	107.0		291			
	計	16,015	17,042	106.4		319			
27	公立	1,865	1,856	99.5		66			
	私立	16,205	16,418	101.3		327			
	計	18,070	18,274	101.0		393			
28	公立	1,805	1,797	99.5		0			
	私立	17,759	17,649	99.3		0			
	計	19,564	19,446	99.3		0			

※入所率（%）＝入所児童数÷定員×100

### ウ 年齢別保育所等入所状況（2号、3号認定）

(平28.4.1現在)

区分	保育所等数	定員	年齢別入所児童数						合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公立	19	1,805	180	270	310	360	345	340	
私立	217	17,759	2,069	2,790	3,215	3,149	3,260	3,290	
計	236	19,564	2,249	3,060	3,525	3,509	3,605	3,630	

## 二 保育所等

### 公立

(平28.4.1現在)

施設名	2・3号定員	職員数			所在地	施設名	2・3号定員	職員数			所在地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
1 城東保育園	130	14	2	16	中央区九品寺1丁目13-20	12 幸田保育園	90	8	2	10	南区良町2丁目5-1
2 白山	90	9	2	11	中央区白山2丁目12-3	13 麻生田	100	12	2	14	北区麻生田4丁目10-23
3 本荘	130	16	2	18	中央区本荘6丁目16-24	14 菱形	80	8	2	10	北区植木町上古閑62-2
4 横手	100	11	2	13	中央区横手2丁目1-11	15 山本	70	8	2	10	北区植木町清水1067-3
5 京塚	110	11	2	13	東区尾ノ上3丁目13-26	16 田底	90	9	2	11	北区植木町正清508
6 健軍	110	11	2	13	東区健軍2丁目12-17	17 豊田	120	10	2	12	北区植木町豊田565
7 京町台	100	11	2	13	西区池田1丁目2-1	18 清水	90	9	2	11	北区清水本町13-7
8 池上	90	9	2	11	西区池上町1226-1	19 西里	110	10	2	12	北区硯川町1133
9 中島	45	9	2	11	西区沖新町675						
10 小島	60	6	2	8	西区小島7丁目6-7						
11 春日	90	10	2	12	西区春日3丁目11-1	計	19力所	1,805	191	38	229

## 私立

(平28.4.1現在)

施設名	2・3号定員	所在地	施設名	2・3号定員	所在地
1 第二画図保育園	60	中央区出水4丁目13-19	63 美心幼愛園	70	西区中島町560
2 出水南保育園	90	中央区出水6丁目15-21	64 松尾保育園	70	西区西松尾町4971
3 大江保育園	90	中央区大江2丁目1-18	65 すぎのこ保育園	90	西区二本木4丁目22-25
4 ひかり幼稚園	90	中央区大江2丁目3-2	66 本妙寺保育園	130	西区花園4丁目3-23
5 帯山のぎく保育園	90	中央区帯山4丁目55-17	67 つくし保育園	70	西区花園5丁目2-11
6 黒髪乳児保育園	60	中央区黒髪2丁目36-33	68 螢光保育園	60	西区花園6丁目8-34
7 黒髪幼愛園	200	中央区黒髪2丁目9-20	69 明星保育園	110	南区出仲間2丁目1-20
8 きよめ保育園	105	中央区国府2丁目6-24	70 出仲間保育園	170	南区出仲間3丁目1-11
9 つぼみ保育園	150	中央区国府本町12-73	71 海路口保育園	60	南区海路口町617
10 友愛会保育園	90	中央区壱川2丁目1-57	72 奥古閑保育園	45	南区奥古閑町1562-2
11 ひまわり保育園	60	中央区新大江1丁目7-39	73 上ノ郷保育園	90	南区上ノ郷1丁目10-5
12 愛光幼稚園	90	中央区新大江2丁目10-25	74 川口保育園	60	南区川口町1099-2
13 熊本夜間保育園	45	中央区新市街13-19	75 川尻保育園	90	南区川尻5丁目4-24
14 マリア幼愛園	90	中央区水前寺4丁目31-56	76 なかよし保育園	100	南区幸田2丁目1-80
15 水前寺保育園	80	中央区水前寺公園20-5	77 熊本富保育園	90	南区護藤町973
16 天使の園保育園	60	中央区渡鹿1丁目17-52	78 日吉保育園	120	南区十津寺2丁目9-1
17 藤崎台保育園	60	中央区古京町3-5	79 和光保育園	150	南区城南町隈庄736
18 千草保育園	120	中央区平成3丁目2-12	80 城南慈光保育園	60	南区城南町坂野2090-1
19 かつば保育園	180	中央区保田窪1丁目2-101	81 小木保育園	120	南区城南町塚原994-19
20 双葉保育園	90	中央区本荘2丁目3-15	82 城南ふたば保育園	70	南区城南町丹生宮667
21 みのり保育園	60	中央区本荘3丁目6-19	83 舞原保育園	120	南区城南町舞原291-7
22 凰鳴保育園	90	中央区世安町393-2	84 ぐすのき保育園	120	南区城南町六田475-2
23 第二桜ヶ丘保育園	120	中央区世安町567-3	85 城南こばと保育園	60	南区城南町鰐瀬223
24 大光保育園	110	東区画団町所島755-3	86 済生会しらふじ保育園	160	南区白藤3丁目2-70
25 第二エゼル保育園	120	東区榎町3-10	87 鮑田東保育園	90	南区砂原町25
26 Ai保育園尾ノ上	120	東区尾ノ上1丁目8-24	88 銭塘保育園	80	南区銭塘町976-2
27 やまびこ保育園	50	東区尾ノ上2丁目25-18	89 愛保育園	90	南区近見3丁目13-30
28 小山保育園	150	東区小山2丁目24-20	90 旭保育園	180	南区近見6丁目11-11
29 よつば保育園	90	東区小山5丁目27-40	91 第二森下保育園	90	南区近見7丁目12-33
30 供合保育園	150	東区上南部3丁目18-52	92 雁回まこと保育園	130	南区富合町木原1410-1
31 ぎんなん保育園	90	東区京塚本町65-31	93 浄法たから保育園	140	南区富合町小岩瀬686
32 幼育学園幼光園	90	東区健軍3丁目34-17	94 第一幼育園	160	南区富合町新256-1
33 せきれい保育園	90	東区健軍5丁目1-11	95 リリー保育園	45	南区並建町839-1
34 熊本日の出保育園	120	東区桜木3丁目15-5	96 畠口みのり保育園	70	南区畠口町2137-2
35 愛育保育園	60	東区桜木6丁目2-26	97 中緑保育園	50	南区美登里町454
36 画図保育園	90	東区下江津2丁目2-1	98 そよかぜ保育園	130	南区南高江1丁目11-126
37 おぜき保育園	90	東区下南部2丁目2-123	99 リズム幼育園	150	南区御幸笛田3丁目12-1
38 わらべ保育園	160	東区新南部2丁目2-50	100 御幸こばと保育園	120	南区御幸笛田7丁目15-30
39 帯山保育園	120	東区月出2丁目4-27	101 大和保育園	60	北区植木町大和37-6
40 月出保育園	90	東区月出6丁目3-5	102 桜ヶ丘保育園	110	北区植木町滴水245-1
41 二岡保育園	150	東区戸島3丁目11-62	103 田原児童園	80	北区植木町富応1167
42 ひむき保育園	130	東区戸島7丁目9-48	104 和幸保育園	60	北区植木町平野323-2
43 ながみね保育園	120	東区長嶺東5丁目1-17	105 清水ヶ丘保育園	90	北区兎谷1丁目3-82
44 広福保育園	120	東区長嶺東5丁目23-25	106 梶尾保育園	90	北区梶尾町288番地1
45 木の実保育園	90	東区西原2丁目20-14	107 ぐすの実保育園	120	北区楠4丁目3-15
46 光輪保育園	90	東区沼山津4丁目8-29	108 むつみ保育園	120	北区楠1丁目15-16
47 こまどり保育園	120	東区八反田2丁目21-17	109 きらら保育園	150	北区清水新地2丁目8-1
48 さくらぎ保育園	90	東区花立3丁目30-1	110 まんごく保育園	120	北区清水万石4丁目5-5
49 さくらんぼ保育園	130	東区広木町29-35	111 はけみや保育園	90	北区高平3丁目35-28
50 聖母幼愛園	90	東区南町13-3	112 さつきヶ丘保育園	100	北区龍田1丁目4-30
51 のぞみ保育園	100	東区若葉2丁目12-1	113 たつだの森保育園	120	北区龍田陳内3丁目38-50
52 カトレア保育園	90	東区若葉6丁目13-52	114 たつだ保育園	145	北区龍田弓削2丁目7-100
53 熊本すみれ保育園	90	西区池亀町20-41	115 ひでのみ保育園	260	北区鶴羽田3丁目1-78
54 報徳保育園	90	西区池田2丁目49-15	116 北部中央保育園	120	北区西梶尾町535-3
55 有明保育園	50	西区小島下町4223	117 にれのき保育園	70	北区榆木5丁目30-20
56 じんあい乳児園	50	西区春日4丁目30-11	118 あゆみ保育園	90	北区武蔵ヶ丘1丁目4-32
57 誠櫻幼愛園	120	西区春日6丁目22-1	119 こぐま保育園	210	北区四方寄町39-1
58 若葉幼愛園	70	西区上代1丁目11-2			
59 たちばな保育園	75	西区河内町河内2192			
60 河内からたち保育園	40	西区河内町河内2946	計119カ所	12,060	
61 白羊保育園	90	西区島崎3丁目20-34	公私立計138カ所	13,865	
62 城高保育園	90	西区城山大塘2丁目1-24			

健  
福

## 才 助成

助成金支出状況（平成28年度予算）

私立保育所障害児保育事業費補助金	123,000千円
熊本市保育園連盟助成金	6,072千円
私立保育所一時預かり事業費補助金	27,000千円
産休等代替職員費補助金	11,400千円
私立保育所延長保育促進事業補助金	166,900千円
認可外保育施設補助金	20,000千円

カ 認定こども園等の教育標準時間認定（1号認定）利用者負担額（保育料）（月額）

（平28.4.1現在）

階層区分		1号認定保育料
①	生活保護世帯	0円
②	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	3,000円
③	市民税所得割課税額 24,300円未満	7,400円
④	24,300円以上 48,600円未満	9,300円
⑤	48,600円以上 65,000円未満	11,800円
⑥	65,000円以上 77,101円未満	16,100円
⑦	77,101円以上 211,201円未満	20,500円
⑧	211,201円以上	25,700円

## キ 保育所・認定こども園等の保育認定(2号・3号認定) 利用者負担額(保育料) (月額)

(平28.4.1現在)

階層区分		3号認定 (3歳未満)		2号認定 (3歳以上)	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
①	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②	市民税非課税世帯	4,000円	4,000円	3,000円	3,000円
③-1	市民税所得割課税 24,300円未満	10,000円	9,900円	7,500円	7,400円
③-2	24,300円以上 48,600円未満	12,000円	11,800円	9,500円	9,300円
④-1	48,600円以上 65,000円未満	16,000円	15,700円	12,000円	11,800円
④-2	65,000円以上 81,000円未満	22,500円	22,100円	20,000円	19,700円
④-3	81,000円以上 97,000円未満	27,500円	27,100円	24,500円	24,100円
⑤-1	97,000円以上 121,000円未満	33,000円	32,500円	28,000円	27,500円
⑤-2	121,000円以上 145,000円未満	34,500円	34,000円	28,500円	28,000円
⑤-3	145,000円以上 169,000円未満	38,000円	37,400円	29,000円	28,500円
⑥-1	169,000円以上 213,000円未満	45,000円	44,300円	29,500円	29,000円
⑥-2	213,000円以上 257,000円未満	47,000円	46,200円	30,500円	30,000円
⑥-3	257,000円以上 301,000円未満	50,000円	49,200円	31,000円	30,500円
⑦-1	301,000円以上 349,000円未満	53,000円	52,200円	32,000円	31,400円
⑦-2	349,000円以上 397,000円未満	55,000円	54,100円	32,500円	31,900円
⑧	397,000円以上	58,000円	57,000円	33,000円	32,400円

(21) 市立幼稚園管理運営及び私立幼稚園運営支援事業

ア 幼稚園

市 立

(平28.5.1現在)

施設名	定員	所在地
市立 熊本五福	125	中央区魚屋町1丁目
〃 一新	176	中央区新町1丁目
〃 碩台	90	中央区南千反畠町
〃 向山	125	中央区本山4丁目
〃 川尻	160	西区川尻4丁目
〃 古町	160	西区二本木4丁目
〃 隈庄	180	南区城南町宮地
〃 楠	125	北区楠3丁目
計8ヶ所	1,141	
国立大学法人 熊本大学教育学部附属	160	中央区城東町

私 立

(平28.5.1現在)

施設名	定員	所在地	施設名	定員	所在地
YMCA水前寺	130	中央区出水3丁目12-1	聖母愛児	140	西区島崎6丁目1-18
画図	300	中央区出水8丁目7-40	花陵	180	西区田崎3丁目1-52
熊本学園大学付属敬愛	140	中央区大江2丁目1-61	亀の子	120	西区谷尾崎町439-1
信愛女学院	250	中央区上林町2-20	熊本音楽	280	南区出仲間6丁目14-40
王栄	170	中央区九品寺2丁目2-44	ゆたか	160	南区今町161-1
マリア	200	中央区水前寺4丁目31-56	力合	160	南区白藤1丁目22-7
九州音楽	180	中央区水前寺公園23-21	レンビニー	150	南区近見2丁目7-2
白山	200	中央区菅原町6-11	植木中央	340	北区植木町舞尾544-2
坪井	80	中央区内坪井町4-19	大窪	160	北区大窪3丁目2-25
ときわ	315	中央区本荘町689	高平	240	北区高平2丁目20-32
九州音楽京塚	410	東区尾上1丁目47-9	立田	240	北区龍田6丁目12-1
第2さくら体育	350	東区戸島西7丁目1-12	武藏ヶ丘	330	北区武藏ヶ丘5丁目9-16
さくら	350	東区長嶺南1丁目4-80	計27ヶ所		
ちぐさ	120	西区池上町133-3	公私立計36ヶ所		
暁	120	西区島崎5丁目47-41			

補助条件			区分	補助限度額(円)	対象人数(人)	補助実施額(円)	対象率(%)
表 1	I 生活保護世帯		第1子	308,000	9	2,103,000	0.2
			第2子	308,000	0	0	0.0
			第3子以降	308,000	0	0	0.0
	II 市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯		第1子	272,000	333	80,443,320	5.6
			第2子	290,000	72	15,551,300	1.2
			第3子以降	308,000	1	247,000	0.0
	III 市町村民税所得割額が34,500円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×21,300円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円		第1子	115,200	481	52,580,600	8.1
			第2子	211,000	64	11,713,000	1.1
			第3子以降	308,000			0.0
	IV 市町村民税所得割額が171,600円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円		第1子	62,200	1854	109,247,400	31.1
			第2子	185,000	302	47,964,200	5.1
			第3子以降	308,000	4	997,000	0.1
	V 上記区分以外の世帯		第1子	—	0	0	0.0
			第2子	154,000	103	13,881,400	1.7
			第3子以降	308,000	5	925,400	0.1
表 2	I 生活保護世帯		第②子	308,000	4	972,000	0.1
			第③子以降	308,000	3	670,000	0.1
	II 市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯		第②子	290,000	180	44,421,300	3.0
			第③子以降	308,000	35	7,930,600	0.6
	III 市町村民税所得割額が34,500円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×21,300円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円		第②子	211,000	295	60,214,900	4.9
			第③子以降	308,000	48 s	11,429,840	0.8
	IV 市町村民税所得割額が171,600円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円		第②子	185,000	973	175,044,500	16.3
			第③子以降	308,000	133	29,713,960	2.2
	V 上記区分以外の世帯		第②子	154,000	484	72,504,300	8.1
			第③子以降	308,000	73	17,203,280	1.2
合計			園児数(全体)5,961人		5,456	755,758,300	91.5

健福

※小学校1～3年生に兄姉を有する場合の幼稚園児の最年長者を第②子、次年長者を第③子と表記。

※平成20年度から小学校1～3年生に兄姉を有する場合は優遇措置あり。(表2)

## △ 私学助成

私立幼稚園を運営する学校法人に対し、教職員の研究・研修等に係る経費を助成する。

年 度	23	24	25	26	27
決算額(千円)	47,665	47,665	47,665	47,665	31,679

## 7 生活衛生

食の安全・安心の確保、生活衛生の確保、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発、墓地・斎場の適正な管理及び健康危機への適切な対応など、身近な生活衛生の向上に努めている。

### (1) 環境衛生関係（生活衛生課）

環境衛生については、理・美容所、クリーニング所、旅館等の生活衛生関連営業施設の衛生管理状況に関する監視指導を実施しており、特に、循環式浴槽水の普及によるレジオネラ症等の発生予防に取り組んでいる。

#### ア 営業施設の監視指導状況

(平成 27 年度)

	業種	施設数	監視数	監視率 (%)
営業六法	理容所	705	263	37.3%
	美容所	1,476	577	39.1%
	クリーニング所	509	221	43.3%
	旅館	221	118	53.4%
	興行場	34	14	41.2%
	公衆浴場	192	167	87.0%
	計	3,137	1,360	43.4%
その他一般環境衛生	温泉	131	14	10.7%
	化製場等	2	2	100.0%
	墓地	1,513	30	2.0%
	納骨堂	263	1	0.4%
	火葬場	2	-	-
	ビル管理法による特定建築物	262	35	13.4%
	ビル管理法による登録営業	153	18	11.8%
	游泳場	32	35	109.4%

#### イ 熊本市ホテル等建築審査会

平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。この条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造を有するホテル等の建築を規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。

委 員 構 成 10人以内

市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員

任 期 2年

## (2) 生活衛生関係（生活衛生課）

健康で快適な生活環境を確保するための課題の解決に、市民が自ら取り組めるように、ダニやハチ等の住まいの衛生相談に対応するとともに、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等を原因としたシックハウス症候群については、要望に応じて空気環境調査（住まいの健康快適度診断）を実施している。

また、環境衛生事業所の廃止（平成 24 年 3 月 31 日）に伴い、道路、水路、公園等の公共の場所や施設における害虫等駆除や除草は、それぞれを所管する課が対応し、市民からの相談（衛生害虫の発生や空地の除草など）には区役所まちづくり推進課が生活衛生課と連携して対応している。

### ア 住まいの衛生相談状況

区分	年度	23	24	25	26	27
相 談 件 数 (件)	196	200	309	429	318	
(うち、住まいの健康快適度診断実施数)	15	16	10	7	11	

### イ 出前教室実施状況

区分	年度	23	24	25	26	27
出 前 教 室 実 施 件 数(件)	5	3	13	6	7	
延 参 加 人 数(人)	102	76	265	192	127	

### ウ 生活衛生推進員セミナー開催状況

区分	年度	23	24	25	26	27
生活衛生推進員の登録人数(人)	26	58	40	46	27	
セ ミ ナ 一 開 催 数(回)	5	5	6	5	4	

### エ 害虫等駆除状況

- ①公共施設・道路・公園等の相談(苦情)については、それぞれの担当課へ対応を依頼している。
- ②民有地・民有家屋の所有者からの相談については、業者紹介(電話帳で本人が選択する)をしている。
- ③近隣の住民からの相談(苦情)については、民有地・民有家屋の所有者に駆除等を依頼している。
- ④地域団体(自治会・PTA 等)からの相談があった場合、地域団体での対応をお願いしている。

【実績】通学路のコガタスズメバチの巣が危険で緊急性があると判断し駆除したのが、平成 25 年度 0 件、

平成 26 年度 2 件、平成 27 年度 0 件であった。また、市内でセアカゴケグモが発見され、健康被害を防止するために生息調査等(駆除: 成体 131 匹、卵のう 63 個含む。)を実施し注意喚起を行った。

### オ 除草指導

#### 苦情処理状況

年度	相談を受けた雑草地(件数)	草刈り完了実績(件数)
平成 25 年度	250	191
平成 26 年度	335	255
平成 27 年度	286	212

### (3) 動物愛護センター

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成24年6月1日施行）に基づき、犬の登録・狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・収容・返還・処分、犬・猫に関する苦情相談対応、飼い犬・飼い猫の引取り、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・監視指導等を行っている。動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するために、熊本市動物愛護推進協議会と協働して動物愛護週間行事・動物愛護啓発イベント等の開催、ノラ猫対策としての地域ねこ活動を展開している。平成21年度からは、動物愛護のさらなる普及啓発を図るために、学校・幼稚園・保育園を訪問して動物ふれあい訪問教室を開催し、子どもたちが動物をとおし「豊かな心」をはぐくめる支援を始めた。その他、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく有害鳥獣捕獲等捕獲許可、愛がん用鳥獣の飼養登録の事務を行い、野生鳥獣に関する相談窓口として人と野生鳥獣との共生を目指し、有害鳥獣による被害の未然防止と市民の不安解消に努めている。

#### ア 施 設

名 称	熊本市動物愛護センター
所 在 地	東区小山2丁目11-1
敷 地 面 積	10,726.71m <sup>2</sup>
建 物 面 積	1,141.48m <sup>2</sup>
管 理 棟	246m <sup>2</sup>
収 容 施 設 棟	315.43m <sup>2</sup>
愛 護 棟	418.86m <sup>2</sup>
倉 庫	41.63m <sup>2</sup>
収 納 庫	27m <sup>2</sup>
動 物 愛 護 園	92.56m <sup>2</sup>
休 憩 所	
建 設 費	20,925千円
改 築 費	150,396千円（収容施設棟） 46,440千円（管理棟） 184,527千円（愛護棟）
建 設 年 月	昭和45年5月
改 築 年 月	昭和58年1月（収容施設棟） 昭和61年10月（管理棟） 平成26年3月（愛護棟）
焼 却 炉	1基

#### イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登録 総数	予防 接種	捕獲 保護	不要犬 引取り	計	返還	譲渡	処分	計	咬傷 事故
23	38,446	25,911	471	32	503	235	210	45	461	15
24	38,624	25,600	420	11	431	252	148	36	407	26
25	38,781	24,770	423	4	427	222	154	29	381	14
26	37,944	24,183	366	6	372	222	151	20	373	30
27	34,599	23,649	361	18	379	212	129	22	363	18

#### (4) 食品衛生関係

食品衛生については、「食」に関する総合的な取り組みを定めた「熊本市食の安全安心・食育推進計画」に基づき、毎年度「熊本市食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒予防対策や食品の安全確保に特に重点を置いた事業を展開している。

また、市民の食の安全性に関する不安や不信を払拭するため、出前講座や体験型講座を開催しリスクコミュニケーションの充実を図っている。

##### ア 食品衛生

###### ① 営業施設等の監視指導状況（H18年度から監視ポイント制へ移行）

(平成27年度)

法 許可施設数		条例 許可施設		合 計			
施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	目標 <sup>†</sup> イント	監視ポイント	達成率 (%)
13,234	21,196	1,546	4,679	14,780	22,015	32,813	149.0

###### ② 衛生教育、研修会等の実施状況

(平成27年度)

区分	衛 生 教 育					研修会・講演会				合 計	
	営 業 者				その他	市民	特定給食施設等向け研修会	食中毒予防講演会	食品表示法説明会		
	許可施設	給食施設関係者	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者実務講習会							
件 数	70	28	5	2	20	719	3	1	1	853	
参加人数	2,466	1,637	899	228	729	2,816	323	76	177	109	
										9,460	

###### ③ 健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

区分 年度	立入り施設数	集 団 指 導	
		件 数	延べ人数
23	110	5	958
24	110	4	729
25	132	4	423
26	110	4	293
27	114	3	323

##### イ 熊本市田崎市場食品衛生監視所（食品保健課）

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。

鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所 在 地 西区田崎町380番地 市場会館5階

##### 検査状況

年 度	施 設 数	食品の検査数		
		国 産 品	輸 入 品	合 計
23	256	223 (1)	20 (0)	243 (1)
24	252	215 (2)	17 (0)	232 (2)
25	246	248 (0)	22 (0)	270 (0)
26	249	171 (1)	14 (0)	185 (1)
27	249	132 (2)	24 (1)	156 (3)

※ ( ) は違反品数を再掲

## ウ 熊本市食肉衛生検査所

安全で衛生的な食肉を提供するため、と畜場法及び食品衛生法に基づいて、と畜検査、食肉中に含まれる動物用医薬品等の残留有害物質の検査、と畜場内の衛生指導及び食肉衛生に関する調査・研究等の業務を行った。また、家畜生産サイドへ検査結果を還元し、健康な家畜の生産に寄与した。

なお、熊本市食肉センターにおけると畜・解体処理の終了に伴い、平成28年1月31日をもって業務を終了した。

### ① と畜検査頭数

年度 畜種	23	24	25	26	27
馬	2,792	2,839	3,363	3,358	2,820
牛	7,904	7,866	2,466	0	0
豚	35,946	32,967	31,417	0	0
めん羊・山羊	0	0	0	0	0
合 計	46,642	43,672	37,246	3,358	2,820

### ② 残留有害物質検査頭数

年度 畜種	23	24	25	26	27
馬	0	4	0	0	0
牛	6	24	8	0	0
豚	181	235	163	0	0
合 計	187	263	171	0	0

### ③ 衛生検査件数

年度 検体	23	24	25	26	27
施設設備・器具	138	162	144	117	57
枝肉拭き取り検査	6,030	6,215	7,134	7,092	5,713
保菌調査	0	0	0	0	0
その他の	138	130	96	42	54
合 計	6,306	6,507	7,374	7,251	5,824

## (5) 火葬場（健康福祉政策課）

火葬場については、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場施設の改修工事や、熊本市斎場における指定管理者制度の導入など適正な管理運営を行っている。

### ア 施 設

#### ・熊本市斎場

所 在 地 東区戸島町796番地  
 敷 地 面 積 13,209.92m<sup>2</sup>  
 建 物 面 積 斎場 建築面積 3,946.7m<sup>2</sup>、延床面積 4,970.3m<sup>2</sup>  
 建 設 年 月 斎場建設工期 平成9年9月19日～平成11年8月31日  
 (供用開始①火葬棟及び待合棟平成11年4月1日②式場棟平成11年9月1日)

構 造 斎場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建て一部2階建て（庭園含む）

総 事 業 費 約 3,660,000千円

型 式 台車式15基

火葬棟の機能 ①告別室（4室）②炉前ホール ③火葬炉15基（3基増設スペースを確保）、汚物炉1基  
 ④収骨室（4室）⑤中央監視室 ⑥事務室

#### ・熊本市植木火葬場

所 在 地 北区植木町滴水628番地1  
 敷 地 面 積 1,447.28m<sup>2</sup>  
 建 物 面 積 斎場 建築面積 229.8m<sup>2</sup>、延床面積 205.1m<sup>2</sup>  
 建 設 年 月 昭和56年3月  
 構 造 （火葬棟）鉄筋折板平屋造、（待合棟）木造平屋  
 火 葬 炉 2基

健  
福

### イ 利用状況

#### ① 火 葬

(単位 件)

年度 区分		23	24	25	26	27
大 人	市内	5,822	5,904	5,968	6,264	6,406
	市外	415	356	390	401	411
小 人	市内	21	27	29	11	22
	市外	8	3	0	0	2
死 産 児	市内	170	157	161	171	153
	市外	60	47	40	47	44
改 葬 人 骨	市内	126	43	57	48	61
	市外	1	4	7	4	15
そ の 他	市内	633	655	473	472	469
	市外	81	94	80	62	76
小 計	市内	6,772	6,786	6,688	6,966	7,111
	市外	565	504	517	514	548
合 計		7,337	7,290	7,205	7,480	7,659

②熊本市斎場待合室及び式場

(単位 件)

年度 区分		23	24	25	26	27
待 合 室	市内	720	732	804	961	1,049
	市外	55	49	20	54	68
通 夜	市内	18	8	6	12	11
	市外	1	1	2	0	0
告 別 式	市内	12	39	22	21	31
	市外	0	1	2	2	1
通夜及び告別式	市内	66	84	81	63	74
	市外	2	6	6	7	8
小 計	市内	816	863	913	1,057	1,165
	市外	58	57	30	63	77
合 計		874	920	943	1,120	1,242

ウ 火葬場使用料（待合室及び式場は、熊本市斎場に限る）

区分	種 別	单 位	使 用 料	
			市 内 (円)	市 外 (円)
火葬場	大 人 (12歳以上)	1体	6,000	36,000
	小 人 (12歳未満)	1体	4,000	24,000
	死 産 児	1体	2,000	12,000
	改 葬 による 人 骨	1体	2,000	12,000
	その他 (産汚物、4月末満の死産児又は人体の一部)	1個 (10キログラムを限度とする。)	1,000	6,000
待 合 室		1回 (2時間以内)	4,000	
式 場	通 夜	1回 (午後4時から翌日の午前9時まで)	5,000	30,000
	告 別 式	1回 (午前9時から午後3時まで)	5,000	30,000
	通夜 及び 告別式	1回 (午後4時から翌日の午後3時まで)	10,000	60,000

(6) 市営墓地及び靈堂（健康福祉政策課）

市営墓地については、墓地需要に応えるために、返還墓地の再整備貸付を行うとともに、桃尾墓園においては平成14年度からの墓域拡張整備を平成25年度に終え、現在継続募集を実施している。

また、靈堂（納骨堂）を含め周辺の環境整備を定期的に行い墓地景観の向上に努めている。

ア 墓地貸付状況

(貸付累計)

墓地名	総面積 (m <sup>2</sup> )	平成25年度までの貸付状況		平成26年度までの貸付状況		平成27年度までの貸付状況	
		件 数	面 積 (m <sup>2</sup> )	件 数	面 積 (m <sup>2</sup> )	件 数	面 積 (m <sup>2</sup> )
花園墓地	28,057	1,893	12,604	1,891	12,578	1,890	12,558
小峯墓地	28,617	1,904	11,587	1,900	11,577	1,898	11,557
立田山墓地	37,929	1,525	10,257	1,524	10,253	1,521	10,232
城山墓園	54,747	1,149	7,158	1,146	7,130	1,146	7,131
清水墓園	20,897	1,515	8,621	1,514	8,608	1,513	8,590
桃尾墓園	268,765	8,646	42,522	8,816	43,376	8,920	43,894
浦山墓園	26,407	1,236	7,918	1,235	7,917	1,232	7,890
計	465,419	17,868	100,667	18,026	101,439	18,120	101,852

#### イ 桃尾靈堂

所 在 地 東区戸島町 桃尾墓園内  
敷 地 面 積 2, 000 m<sup>2</sup>  
建 設 概 要 本 体 鉄筋コンクリート平屋建 501. 44 m<sup>2</sup>  
納骨堂 家族納骨壇 336 壇、短期納骨壇 1, 200 壇  
管理棟 鉄筋コンクリート平屋建 39. 6 m<sup>2</sup>  
(事務所、休憩所、トイレ)  
舍利塔 25 m<sup>2</sup>  
竣 工 本体工事 昭和56年3月  
建 設 費 昭和55年度 147, 180千円 (設計委託料含む)  
昭和56年度以降 9, 300千円 (管理棟、舍利塔)

#### ウ 使用料

(平14.4.1施行)

墓 地	種 别	使 用 料
桃 尾 墓 園	芝 生 墓 地	1 区 画 600,000円
	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 120,000円
そ の 他 の 墓 地	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 80,000円

桃 尾 瞳 堂	期 間	使 用 料
家 族 納 骨 壇	10年	200,000円
短 期 納 骨 壇	1年	5,000円

健  
福

#### (7) 健康危機管理（医療政策課）

平成13年4月1日に熊本市健康危機管理要綱を策定し、保健所として健康危機事案発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っている。

##### 実施内容

- ・連絡会議 庁内外の関係機関31部署からの32委員で構成され、年1回の開催
- ・幹事会 庁内12関係機関及び健康危機管理担当医師の幹事により構成され、必要に応じて開催
- ・訓練 健康危機事案発生を想定し、庁内外の関係機関と連携し、訓練を年1回実施
- ・研修 関係機関の職員を対象に危機意識を認識し、かつ知識を取得するため、健康危機管理に関する専門家による研修を必要に応じて実施、また関係機関が実施する研修を案内
- ・その他 関係会議参加等